

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

出資団体について

豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について

令和2年1月

豊田市包括外部監査人

弁護士 田 口 勤

目次

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の対象部署.....	2
5 外部監査の対象期間.....	3
6 外部監査の実施期間.....	3
7 外部監査の方法.....	3
8 包括外部監査人及び補助者.....	5
9 利害関係.....	5
第2 本書の構成	5
1 章立て.....	5
2 指摘と意見.....	5
3 掲載資料.....	6
第2章 出資団体について	7
第1 総論	7
1 出資団体に対する監査について.....	7
2 出資団体の所管部署と施設・予算等を所管する部署について.....	7
3 指定管理者制度について.....	10
4 豊田市協会公社等運営費補助金.....	18
5 豊田市中心企業団体等事業費補助金.....	20
6 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金.....	21
7 協定書に基づく負担金.....	22
8 委託契約・委託料について.....	22
9 出資金・出捐金の運用益収入について.....	24
10 出資団体の組織再編について.....	24
第2 公益財団法人豊田市文化振興財団	32

1	法人の概要	3 2
2	法人の沿革	3 3
3	組織・コンプライアンス	3 3
4	基本金・役職員の状況	3 5
5	財務内容	3 9
6	市との関係	3 9
7	事業内容全般	4 4
8	指定管理	5 5
9	豊田市民文化会館・豊田市民ギャラリー	5 5
1 0	豊田市コンサートホール・能楽堂	5 9
1 1	豊田市視聴覚ライブラリー	6 1
1 2	指定管理施設の再委託契約について	6 4
第 3	公益財団法人豊田市体育協会	6 8
1	法人の概要	6 8
2	基本金、役員等の状況	6 9
3	組織	6 9
4	財務状況	7 1
5	市との関係	7 2
6	事業内容全般	7 4
7	豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）の管理運営について	8 1
8	豊田市運動公園（猿投公園）の管理運営	8 6
9	毘森公園の管理運営	9 0
1 0	五ヶ丘運動広場の管理運営	9 3
1 1	河川公園運動広場等（管理委託）	9 6
1 2	結果	9 8
第 4	株式会社豊田スタジアム	1 0 1
1	法人の概要	1 0 1
2	組織	1 0 2
3	株式の状況	1 0 3
4	財務状況	1 0 3
5	事業内容	1 0 4
6	市との関係	1 0 8
第 5	豊田まちづくり株式会社	1 2 2
1	法人の概要	1 2 2

2	組織	1 2 5
3	事業の概要	1 2 6
4	再開発ビル管理運営事業	1 2 6
5	駐車場関連事業	1 2 7
6	まちづくり事業	1 2 8
7	財政状況	1 3 1
8	市との関係	1 3 1
第6	豊田市駅前開発株式会社	1 3 7
1	法人の概要	1 3 7
2	組織	1 3 9
3	事業の概要	1 3 9
4	再開発ビル	1 4 0
5	財政状態	1 4 1
6	市との関係	1 4 1
第7	豊田市駅東開発株式会社	1 4 2
1	法人の概要	1 4 2
2	組織	1 4 3
3	事業の概要	1 4 4
4	再開発ビル	1 4 4
5	財政状態	1 4 6
6	市との関係	1 4 6
7	結果【意見】	1 4 7
第8	豊田市駅前通り南開発株式会社	1 5 0
1	法人の概要	1 5 0
2	組織	1 5 2
3	事業の概要	1 5 3
4	再開発ビル	1 5 3
5	財政状態	1 5 5
6	市との関係	1 5 6
7	結果【意見】	1 5 7
第9	公益財団法人豊田市国際交流協会	1 5 9
1	法人の概要・沿革	1 5 9
2	基本金、役員等の状況	1 6 0
3	組織	1 6 0

4	財務状況.....	161
5	市との関係.....	162
6	事業内容全般.....	163
7	ラグビーワールドカップ2019に向けた外国人おもてなし推進事業.....	166
8	豊田市多文化共生推進事業委託.....	168
9	国際理解・啓発事業委託.....	171
10	市受託事業に関する委託契約について.....	178
11	結果.....	181
第10	公益財団法人豊田市学校給食協会.....	183
1	法人の概要・組織.....	183
2	事業の概要.....	184
3	財務状況.....	185
4	市との関係.....	185
5	結果.....	188
第11	公益財団法人豊田都市交通研究所.....	191
1	法人の概要・組織.....	191
2	事業の概要.....	192
3	財務状況.....	192
4	市との関係.....	193
5	結果.....	196
第12	公益財団法人豊田加茂環境整備公社.....	197
1	法人と事業の概要・組織・財務の状況.....	197
2	埋立処分場.....	199
3	財務状況.....	202
4	市との関係.....	202
5	結果.....	205
第3章	豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について..	206
第1	債権の分類.....	206
1	公債権.....	206
2	私債権.....	206
第2	豊田市債権管理条例の概要.....	206
1	豊田市債権管理条例.....	206

2	市の債権の徴収事務	208
3	管理の流れ	208
第3	債権放棄	214
1	概要	214
2	債権放棄の原因となる事由	216
3	債権放棄の実績	217
4	消滅時効について	230
第4	結果	231
1	時効起算日の管理について【指摘】	231
2	債権放棄条項の見直し【指摘】	235
3	行政代執行費用及びこれに関連する事務管理費用について	236
4	時効期間満了の私債権について【指摘】	236
5	時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理すべきこと【意見】	237
6	時効期間未了の私債権について【意見】	237
7	時効期間未了の公課について【意見】	237

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

- (1) 出資団体について
- (2) 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について

3 事件を選定した理由

- (1) 出資団体について

豊田市（以下単に「市」ということもある）では、平成11年度の包括外部監査義務化以来、出資団体を対象に包括外部監査が行われたことがない。一方で、コーソージング監査業務委託に基づき、監査法人、公認会計士が監査委員事務局と共同で4年に1度程度の周期で出資団体を監査している。

出資団体は、指定管理者に指定されていれば管理の合理性の問題、市からの派遣職員がいれば人件費と補助金の問題、補助金の交付を受けていれば補助金交付の公益上の必要性・交付手続の適法性・補助金使途の適法性や合理性の問題、委託契約に基づく受託をしていれば随意契約の適法性や合理性・契約金額の妥当性の問題など、問題点は多岐に及ぶと考えられる。

ところが、過去の定期監査結果報告書のうち出資団体を対象にしたものを見ても、会計的な視点からの指摘は多く見られるが、上述したような多岐に及ぶ問題点について着目した監査がなされたかは疑問が残った。そこで、出資団体を対象に包括外部監査を行うこととした。

ただし、本年度に出資団体監査の対象となり得る20の団体のうち、本年度の出資団体監査の対象と予想される5団体（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会、公益財団法人（以下「(公財)」ということもある）豊田地域医療センター、株式会社（以下「(株)」ということもある）豊田ほっとかん、社会福祉法人豊田市福祉事業団及び一般財団法人豊田市水道サービス協会）は、対象団体の負担を考慮し、原則として対象から除外することとする。また、設立後間もない一般社団法人（以下「(一社)」ということもある）ツーリズムとよたも監査の実益が乏しいと考えられるため対象から除外する。さらに、市施設の管理（指定管理者・その他）、市受託事業（指定管理以外）、市補助事業及び市負担事業（共催事業）のいずれにも該当しない3団体（(公財) 高橋記念美術文化振興財団、豊田市土地開発公社及び(株) とよた山里ホールディングス）も除外する。

残る11団体（(公財)豊田市学校給食協会、豊田市駅前開発(株)（以下単に「駅前開発会社」ということもある）、豊田市駅東開発(株)（以下単に「駅東開発会社」ということもある）、(株)豊田スタジアム、(公財)豊田加茂環境整備公社、豊田市駅前通り南開発(株)（以下単に「南開発会社」ということもある）、(公財)豊田市文化振興財団（以下単に「文化振興財団」ということもある）、豊田まちづくり(株)（以下単に「まちづくり会社」ということもある）、(公財)豊田市体育協会（以下単に「体育協会」ということもある）、(公財)豊田市国際交流協会、(公財)豊田都市交通研究所）を対象とした。

(2) 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について

豊田市では、平成21年3月31日に豊田市債権管理条例を制定し、債権の免除及び放棄に関する規定を設けた。予備調査の結果、平成21年度に5946万円余りを放棄したのを始め、10年間で合計1億2300万円余りを放棄した実績があることが分かった。地方自治法第96条第1項第10号によれば権利を放棄するためには法令に特別の定めがある場合のほか、議会の議決を必要とするところ、豊田市債権管理条例はこの「特別の定め」を規定したものである。全国的にも先進の取組であり、その運用については、前例は考えにくく、他の自治体における運用を照会することも難しいと考えられ、運用状況について監査する必要性は高いと考えた。併せて、強制執行、徴収停止、履行延期の特約等の債権管理の状況についても対象とした。

4 外部監査の対象部署

(1) 出資団体について

産業部（商業観光課及びものづくり産業振興課）

都市整備部（交通政策課）

経営戦略部（国際まちづくり推進課）

生涯活躍部（文化振興課及びスポーツ課）

教育委員会学校教育部（保健給食課）

(2) 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について

豊田市債権管理条例に基づく債権放棄を実施したところのある部署全て。ただし、組織改編による名称変更や統合等により新たな名称になった部署もあり、監査開始時点では次の部署を対象とした。

平成21年度 上下水道局（料金課及び総務課）、子ども部（子ども家庭課及び保育課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、市民部（国保年金課）

平成22年度 上下水道局（料金課）、子ども部（子ども家庭課及び次世代育成課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、市民部（国保年金課）

平成23年度 上下水道局（料金課）、子ども部（子ども家庭課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、環境部（廃棄物対策課）、保健部（総務課）、都市整備部（定住促進課）

平成24年度 上下水道局（料金課）、子ども部（子ども家庭課及び保育課）、教育委員会学校教育部（学校教育課及び保健給食課）、福祉部（障がい福祉課）、市民部（国保年金課）、都市整備部（定住促進課）

平成25年度 上下水道局（料金課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、福祉部（障がい福祉課）

平成26年度 上下水道局（料金課）、子ども部（次世代育成課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、福祉部（高齢福祉課）、市民部（市民課及び国保年金課）、都市整備部（定住促進課）

平成27年度 上下水道局（料金課）、子ども部（保育課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、福祉部（生活福祉課）

平成28年度 上下水道局（料金課及び水道維持課）、子ども部（保育課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、福祉部（障がい福祉課）

平成29年度 上下水道局（料金課）、子ども部（次世代育成課及び保育課）、都市整備部（定住促進課）、市民部（市民課）

平成30年度 上下水道局（料金課）、教育委員会学校教育部（保健給食課）、市民部（市民課）

5 外部監査の対象期間

- (1) 出資団体について 平成30年度（必要に応じて他の年度も対象とする）
- (2) 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について 平成21年度から同30年度まで（必要に応じて他の年度も対象とする）

6 外部監査の実施期間

令和元年6月27日から、令和2年1月30日まで

7 外部監査の方法

- (1) ヒアリング

令和元年6月27日の監査委員会議において、本年度に選定した監査テーマを監査委員に通知したのち、対象とする出資団体をさらに絞り込む必要がないかを検討するため、対象出資団体と所管課に対するヒアリング調査を同年7月9日から12日にかけて集中的に行った。その結果、対象出資団体によって市との関係に濃淡があるものの、監査の必要性があることが分かったため、いずれも監査の対象とし、同年8月7

日以降、対象出資団体の事務所又は市役所外部監査人執務室においてヒアリングを行った。

(2) 書面による質問と資料提出要請

ヒアリングを申し入れるに当たり、又はヒアリングを行いつつ、必要な資料については提出を要請し、書類又はデータを送付してもらうなどし、それらを検討してさらにヒアリングや電子メールを利用して書面による質問を繰り返すなどした。

(3) 視察

対象の出資団体が指定管理者として管理を行っている施設、出資団体が市から貸付けを受けている施設、市からの受託事業の拠点である施設は、次のような日程で視察を行った。

令和元年 8月 23日	豊田スタジアム
同月 28日	豊田市総合体育館及び豊田市武道館（以下「スカイホール豊田」ともいう）
9月 17日	豊田市民文化会館（以下「市民文化会館」ともいう） 豊田市コンサートホール・能楽堂（以下「コンサートホール・能楽堂」ともいう） 豊田市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」ともいう）
同月 20日	豊田市中心部給食センター
同月 26日	御船産業廃棄物処分場

(4) 協力要請

なお、出資団体の所管部署は4(1)記載のとおりであるが、市から出資団体に対しては、資本金や基本財産その他の出捐金、補助金、指定管理料、委託料、負担金、交付金など様々な経費が支出されているところ、それぞれの予算を所管している部署は、必ずしも4(1)に記載の所管部署として記載した部署ではなく、多岐に渡っていた。そのため、出資団体の所管部署と予算の所管部署が異なる場合には、出資団体とその所管部署だけでなく予算を所管する部署にも協力を要請することがあった。

また、市と指定管理者である出資団体の間でリスク分担を協定書などで取り決めていて、現実化したリスクについて市と出資団体の間で市がリスクを分担する旨の協議が調っている場合であっても、出資団体がリスクを分担しなかったことが妥当か否かについては、市が保管する資料を求めなければ判然としない場合があった。このような場合には、市が、出資団体と関係がないと判断している場合であっても、市の保管する文書の提出や質問に回答するよう要請するなど、協力を求めた。

さらに、指定管理者を単独指名する理由等については、指定管理者選定手続を所管する行政改革推進課からも協力を得ながら監査を行った。

8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	田口 勤	弁護士
補助者	都築 真琴	弁護士
補助者	菊池 龍太	弁護士
補助者	西脇 正訓	弁護士 公認会計士
補助者	杉浦 理絵	弁護士
補助者	中村博太郎	弁護士

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 章立て

第2章では監査テーマ「出資団体について」を記載し、その中でまず複数の出資団体に跨がる問題点を総論として述べ、次に事業が比較的多岐に渡る出資団体から記載した。第3章では「豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について」のテーマを取りあげた。

2 指摘と意見

法令等に違反して是正の必要がある事項及び市や出資団体が自ら定立し、又は契約書や合意書で定められた規範に違反している事項は「指摘」として記載した。また、これら法令等や規範に違反している訳ではないが、正確性を欠くものや、著しく不合理で裁量を逸脱していると認めた事項も「指摘」とした。

これに対し、経済性、効率性及び有効性の3Eの観点のほか、合理性や相当性の観点から、是正を推奨するものは「意見」として記載した。

これら指摘や意見を事業、施設、予算等の説明の中で記載してあることもあるが（特に（公財）豊田市文化振興財団及び（株）豊田スタジアム）、可能な限り各項目の最後に「結果」としてまとめて記載するように心がけた。

3 掲載資料

第2章第2から第12までの主に冒頭に掲載した出資団体の法人の概要、基本金（資本金）の状況、役員等の状況、職員の状況、財務の状況及び市関係事業の状況に関する図表は、「令和元年度豊田市協会公社の概要」の一部を切り出して掲載した。

土地建物の権利関係に関する図表は、全部事項証明書を確認し、外部監査人が作成した。

それ以外の図表は、特に断らない限り、市又は出資団体から提供された資料、データ、パンフレットや社史の記載事項に外部監査人が加工や編集を加えて作成し、掲載した。

第2章 出資団体について

第1 総論

1 出資団体に対する監査について

地方自治法第252条の37第4項の規定によれば、市は、市が出資しているもので、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人（地方自治施行令第140条の7第1項）（以下「出資団体」という）を包括外部監査の対象とすることが必要と認めるときは、監査することができる旨を条例で定めることができる。そして、豊田市でも、豊田市外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定し、包括外部監査人が出資団体について監査をすることができることとしている。

豊田市外部監査契約に基づく監査に関する条例（抜粋）

第2条 市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査をすることができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3)(4) 略
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

2 出資団体の所管部署と施設・予算等を所管する部署について

市の出資団体は、平成30年4月1日現在、【図表1-1】のとおりであった。これらの団体に対する出資・出捐額の合計は、53億8773万円に上る。

そのうち11団体（（公財）豊田市学校給食協会、豊田市駅前開発（株）、豊田市駅東開発（株）、（株）豊田スタジアム、（公財）豊田加茂環境整備公社、豊田市駅前通り南開発（株）、（公財）豊田市文化振興財団、豊田まちづくり（株）、（公財）豊田市体育協会、（公財）豊田市国際交流協会、（公財）豊田都市交通研究所）を対象とすることにした。以下ではこれら、11団体を「対象出資団体」ということもある。

各出資団体の所管部署は、【図表1-1】の「所管部署」に記載のとおりである。一方、市から出資団体に対しては、資本金や基本財産その他の出捐金、補助金、指定管理料、委託料、負担金、交付金その他様々な経費が出資団体に対して支出されている（以下総称して「財政支出」という）ところ、それぞれの予算を所管している部署は、必ずしも【図表1-1】の所管部署ではなく、多岐に渡っていた。そのため出資団体の所管

部署と予算の所管部署が異なる場合には、出資団体とその所管部署だけでなく、予算を所管する部署からも協力を得た。

また、市と指定管理者である出資団体の間でリスク分担を協定などで取り決めており、現実化したリスクについて市がリスクを分担する旨の協議が調っている場合には、出資団体がリスクを分担しなかったことが妥当か否かについて検討するために、施設を所管する部署に協力を求めることがあった。

さらに、対象出資団体を指定管理者として単独指名する理由等については、指定管理者選定手続を所管する行政改革推進課からも協力を得た。

【図表 1 - 1】出資団体一覧

(千円)

団 体 名	所管部署		設立 年月	基本金 (資本金) 総額	豊田市の出資等	
					平成30.4.1 出資現在高	出資 比率
(社福)豊田市社会福祉協議会	福祉部	福祉総合相談課	S50.10	366,000	156,000	42.6
(公財)豊田地域医療センター	福祉部	地域包括ケア企画課	S52.10	10,000	10,000	100.0
(株)豊田ほっとかん	福祉部	高齢福祉課	H 7. 2	200,000	50,000	25.0
(社福)豊田市福祉事業団	福祉部	障がい福祉課	H 6. 4	10,000	10,000	100.0
(一財)豊田市水道サービス協会	上下水道局	総務課	S59. 4	100,000	100,000	100.0
(公財)豊田加茂環境整備公社	産業部	ものづくり産業振興課	H 1. 1	100,000	51,500	51.5
豊田市駅東開発 (株)	産業部	商業観光課	H 6. 7	56,200	25,000	44.5
豊田まちづくり (株)	産業部	商業観光課	H 6. 9	490,900	312,000	63.9
豊田市駅前開発 (株)	産業部	商業観光課	H 9. 4	52,200	35,000	67.0
豊田市駅前通り南開発 (株)	産業部	商業観光課	H17.12	300,000	150,000	50.0
(一社)ツーリズムとよた	産業部	商業観光課	H29. 2	50,000	50,000	100.0
(公財)豊田市学校給食協会	学校教育部	保健給食課	S51. 8	10,000	10,000	100.0
(公財)豊田市文化振興財団	生涯活躍部	文化振興課	S50. 5	382,435	330,000	86.3
(公財)豊田市体育協会	生涯活躍部	スポーツ課	S56. 3	589,900	500,000	84.8
(公財)高橋記念美術文化振興財団	教育行政部	美術館	H 3. 4	1,040,030	1,000,000	96.2
(株)豊田スタジアム	生涯活躍部	スポーツ課	H12. 9	100,000	34,000	34.0
豊田市土地開発公社	総務部	用地審査課	S48. 3	10,000	10,000	100.0
(公財)豊田都市交通研究所	都市整備部	交通政策課	H 3. 3	3,000,000	1,500,000	50.0
(公財)豊田市国際交流協会	経営戦略部	国際まちづくり推進課	S63.10	1,026,571	1,000,000	97.4
(株)とよた山里ホールディングス	地域振興部	地域支援課	H24. 6	68,000	54,230	79.7

対象出資団体に対する財政支出と、支出ごとの金額は、【図表 1 - 2】のとおりである。

補助金（A）は、市にとって対価のない支出であるが、約19億6189万円となっている。まちづくり会社に対するものを除くと、いずれも豊田市協会公社等運営費補助金である。

指定管理料・委託料（B）のうち、文化振興財団、体育協会、（株）豊田スタジアムに対するものの多くは指定管理料が占めるが、それ以外の対象出資団体に対するものは委託料である。（公財）豊田市学校給食協会に対する委託料は、学校給食物資調達と調理等の業務に要する経費である。

負担金・交付金（C）は、市の事業や共催事業に対する市の負担金、豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金を合算したものである。

出資額、出捐額その他出捐は、対象出資団体に対するものだけでも48億4000万円であるが、これらは過去に出捐されたものである。平成30年度に対象出資団体に対して支出された財政支出は、合計55億9626万円余りであった。このような財政支出は同水準のものが毎年発生していると考えられる必要がある。

参考であるが、過去に貸し付けられ返済中の貸付金の残高合計は、平成30年度末現在37億円弱である。

これが、対象出資団体に対する財政支出の全体像である（ただし、市の出資団体（【図表1-1】）からすると一部に止まることは注意が必要である）。

【図表1-2】対象出資団体に対する平成30年度財政支出 (千円)

	出資額 出捐額	その他 出捐	補助金 (A)	指定管理料 委託料 (B)	負担金 交付金 (C)	合計 (A+B+C)	参考 (貸付残高)
(公財)豊田市文化振興財団	330,000		1,241,162	108,624	108,493	1,458,279	
(公財)豊田市体育協会	500,000		184,143	314,598	22,078	520,819	
(株)豊田スタジアム	34,000			60,263	2,222	62,485	
豊田まちづくり(株)	312,000		29,859	6,402	148,140	184,401	2,742,000
豊田市駅前開発(株)	35,000			19,138		19,138	
豊田市駅東開発(株)	25,000			12,400		12,400	
豊田市駅前通り南開発(株)	150,000			2,740		2,740	612,958
(公財)豊田市国際交流協会	1,000,000		910	29,883		30,793	
(公財)豊田市学校給食協会	10,000		501,695	2,627,908		3,129,603	
(公財)豊田都市交通研究所	1,500,000		4,121	24,498		28,619	
(公財)豊田加茂環境整備公社	51,500	892,944		146,988		146,988	337,793
合計	3,947,500	892,944	1,961,890	3,353,442	280,933	5,596,265	3,692,751

3 指定管理者制度について

(1) 指定管理者選定の手続について

平成30年4月1日現在、対象出資団体が指定管理者として選定されている施設は【図表1-3】のとおりであり、公募は豊田市五ヶ丘運動広場のみで、それ以外は全て単独指名であった。

【図表1-3】対象出資団体が指定管理する施設一覧（平成30年4月1日現在）

施設名	条例所管課	予算課	管理区分	指名理由	管理終了	団体名
中央公園	公園緑地管理課	スポーツ課	指定管理・単独	3号	H31.3	(株) 豊田スタジアム
猿投公園	公園緑地管理課	スポーツ課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市体育協会
毘森公園	公園緑地管理課	スポーツ課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市体育協会
豊田市五ヶ丘運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・公募		H31.3	(公財) 豊田市体育協会
豊田市総合体育館及び豊田市武道館	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	3号	H34.3	(公財) 豊田市体育協会
豊田市生涯学習センター交流館（全28館）	市民活躍支援課	市民活躍支援課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田産業文化センター及び豊田市青少年センター	商業観光課 次世代育成課	商業観光課 市民活躍支援課 次世代育成課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
足助トレーニングセンター	農政課	足助支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
足助農山村広場	公園緑地管理課	足助支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
上郷公園	公園緑地管理課	上郷支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
土橋公園（スポーツ施設部分）	公園緑地管理課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市総合野外センター	次世代育成課	次世代育成課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市民文化会館	文化振興課	文化振興課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市民ギャラリー	文化振興課	文化振興課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市コンサートホール・能楽堂	文化振興課	文化振興課	指定管理・単独	3号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市視聴覚ライブラリー	文化振興課	文化振興課	指定管理・単独	3号	H34.3	(公財) 豊田市文化振興財団
喜楽亭	文化財課	民芸館	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市足助グラウンド	スポーツ課	足助支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市足助テニスコート	スポーツ課	足助支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市猿投コミュニティセンター体育館	スポーツ課	猿投支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市猿投コミュニティセンター武道場	スポーツ課	猿投支所	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市末野原運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市高橋運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市石野運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市保見運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市松平運動広場	スポーツ課	スポーツ課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市教職員会館テニスコート	スポーツ課	学校教育課	指定管理・単独	5号	H33.3	(公財) 豊田市文化振興財団
豊田市歌舞伎伝承館	文化財課	文化財課	指定管理・単独	5号	H31.3	(公財) 豊田市文化振興財団

しかし、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条は次頁のように、公募を原則とし、単独指名する場合は一定の要件を課している。平成26年度の包括外部監査結果報告書12頁でも指摘されているように、指定管理者制度の目的は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の

管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る点にある（平成15年7月17日総行第87号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知）。そして、公募による指定管理者の選定は、競争原理が働き、更なる住民サービスの向上と経費節減等を図ることが期待できるので、例外的に単独指名により選定する場合は、同条例第2条各号の要件を充足しているかどうかを、慎重に検討すべきであり、安易な判断は許されない。

豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

- (1) 専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。
- (2) 当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。
- (3) 当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。
- (4) 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

そこで、行政改革推進課の協力を得て、市の施設のうち指定管理者制度を導入している221の施設で、公募と単独指名の内訳がどのようになっているかを調べると、公募84に対し、単独指名は137であり、約62%が単独指名であった。

また、出資団体が指定管理者に選定されている施設は221のうち95を占め、約43%と低いとはいえない水準にあるが、この95の施設について公募と単独指名の内訳を見ると、公募は5であるのに対して、単独指名は90であり、約95%が単独指名による選定であった。出資団体を指定管理者に選定する場合には、圧倒的に単独指名による選定であることがわかる。

【図表1-4】単独指名の割合

	合計	公募	単独指名	単独指名の割合
指定管理制度導入施設	221	84	137	61.99%
うち出資団体が指定管理者の施設	95	5	90	94.74%

この点は、平成26年度の包括外部監査結果報告書において、原則公募の原点に立ち返ることを求められているが、必ずしも進んでいないようである。指定管理者の選定手続に関しては、同条例第2条各号の適否を慎重に検討し、更なる合理化を推進する必要がある。

(2) 出資団体を指定管理者として単独指名する理由

直近の指定管理者選定の際に、監査対象とした出資団体を単独指名した理由は、次のとおりであった。

ア 中央公園 (指定管理者：(株) 豊田スタジアム)

Jリーグ公式戦やコンサートなどでは開催前後の芝生養生が必須であり、誘致に当たっては養生期間の見極めや相手方との信頼関係に基づく日程調整が欠かせない。また、芝生の管理・育成に当たっては、施設の特異な構造の影響（日照不足、空気の滞留など）や気候や芝生面の状態などを踏まえた経験に基づく高度な対応が求められる。加えて、本施設は市のシンボリックな存在であり、設置目的を理解し、公益性を重視した運営が求められることから、第3セクターである当該団体による継続管理が妥当と考える。

イ 豊田市運動公園（以下「猿投公園」という） (指定管理者：体育協会)

屋外スポーツの拠点として大規模な大会が多く、関係機関（スポーツ競技団体、体協加盟団体等）との調整を行うなど、経験や知識が必要なため。また、体育施設・備品等（ママ）についても精通しており、競技において求められる施設の在り方を把握しているため。

ウ 毘森公園 (指定管理者：同上)

中央にある広域施設として大会も多く開催されており、関係機関（スポーツ競技団体、体協加盟団体等）との調整を行うなど、経験や知識が必要なため。また、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」といった政策的な計画が連動しており、今後の存続についても方針が決定しておらず、公募とした場合指定管理者のリスクが高いため。

エ 豊田市総合体育館及び豊田市武道館 (指定管理者：同上)

当該施設は「する」「みる」スポーツの中核施設であり、年間を通じて大小様々な大会やトップリーグなどの有料試合が開催されることから、指定管理者には、各競技の特性を踏まえた上での、大会運用との一体的な施設管理を行うための知識・経験が必要である。また、大会の多くは（公財）豊田市体育協会の加盟団体が主催又は主管しており、それらの団体を総括する（公財）豊田市体育協会が指定管理者となることで、施設の利用調整や大会前・大会時の利用者との協議が行いやすく、円滑かつ効率的な施設管理が行えるため。

- オ 豊田市交流館 28 館 (指定管理者：文化振興財団)
豊田市交流館（以下「交流館」という）で行うコミュニティ会議事務局機能や地域団体支援、生涯学習の活動支援などは、長年の経験と地域との適切な関係性が必要がある。よって、平成18年度から交流館の指定管理を担っている当該団体が指定管理者として妥当であり、併せて施設全体の管理を行うことが合理的であるため。
- カ 豊田産業文化センター (指定管理者：同上)
当該団体は豊田市における文化及び芸術の振興、青少年の健全育成並びに生涯学習の推進に資する団体である。豊田産業文化センター（以下「産業文化センター」という）について、当該団体に施設管理を担わせることで、市民への多様なニーズに対応することが期待され、適切な管理運営が図られる。
- キ 豊田市青少年センター（以下「青少年センター」という）(指定管理者：同上)
施設及び青少年育成事業運営の知識、経験及びノウハウが豊富であり、かつ、運営に関わる市民、地域、他公共施設、高校・大学等の教育機関及び企業との連携・共働体制も万全であり、当該団体に施設の管理を行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理に資するため。
- ク 上郷公園 (指定管理者：同上)
隣接する上郷交流館と一体的に管理することが合理的であり、指定に当たっては、交流館とセットで考えるのが望ましいため。
- ケ 豊田市総合野外センター（以下「野外センター」という）(指定管理者：同上)
施設の安全管理及び青少年育成事業運営の知識、経験及びノウハウが豊富であり、地元市民や関係団体との連携体制があるため、当該団体に施設の管理を行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資するため。
- コ 市民文化会館 (指定管理者：同上)
文化振興財団が有する各種文化団体との緊密なネットワークや舞台運営の技術やノウハウを活用しながら多様な文化事業の効果的な展開を図る上で、ハードとソフトの一体的な運営が必要であるため。
- サ 豊田市民ギャラリー (指定管理者：同上)
豊田市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という）の立地による優位性が薄れてきており、市民文化会館の大規模改修に合わせて、市民ギャラリーの展示機能を集約することが望ましいと考えている。大規模改修の実施時期が未定であるが、改修に合わせて柔軟な対応が取れるように指定期間を短く設定する。
- シ コンサートホール・能楽堂 (指定管理者：同上)
当該施設は貸館主体の施設ではなく、市の音楽、歌劇、能楽その他伝統文化に関する事業を実施することを目的としており、質の高い芸術鑑賞機会の提供とともに、市民参加による芸術創造機会の提供を行っている。

市民参加型事業や伝統文化の継承事業といった事業を効果的に展開するには、本市において音楽や伝統芸能を行うアーティストや文化団体と長い年月をかけてネットワークを構築してきた文化振興財団に施設運営を任せるのが最適であり、ハードとソフトの一体的な運営が必要であるため。

ス 視聴覚ライブラリー (指定管理者：同上)

市民文化会館の附属施設として、市民ギャラリーとともに同一の指定管理者が管理することが効果的であり、利用者にとっても利便性が高いため。

セ 喜楽亭 (指定管理者：同上)

施設が産業文化センター内にあり、産業文化センターの指定管理と同様に管理することが望ましいため。

ソ 豊田市猿投コミュニティセンター体育館・武道場 (以下「猿投体育館」という)
(指定管理者：同上)

現在、当該施設の管理運営に関して実績があり、利用者に対して安全・安心を提供できる体制を維持しており、不都合が生じないように運営している。

猿投コミュニティセンターは井郷交流館と体育館・武道場の複合施設であり、建築設備等は共有（ママ）のため、交流館の指定管理者と同一の団体で行う必要がある。

タ 豊田市高橋運動広場・豊田市末野原運動広場 (以下「高橋・末野原体育広場」という)
(指定管理者：同上)

・施設内に管理棟がなく、施設の鍵の受け渡しについては、近隣かつ施設利用時間帯に対応できる団体が行うことが、利用者にとってのサービスと考える。

・テニスコート以外は無料施設であるため、民間が手を挙げる可能性は低いと考える。

チ 豊田市保見運動広場始め4施設 (土橋公園 (スポーツ施設部分)、豊田市石野運動広場、豊田市松平運動広場) (以下「体育施設 (保見等)」という)
(指定管理者：同上)

・施設内に管理棟がなく、施設の鍵の受け渡しについては、近隣かつ施設利用時間帯に対応できる団体が行うことが、利用者にとってのサービスと考える。

・テニスコート以外は無料施設であるため、民間が手を挙げる可能性は低いと考える。

ツ 豊田市教職員会館 (指定管理者：同上)

豊田市教職員会館 (以下「教職員会館」という) テニスコートは、公の施設でない教職員会館に併設する形で設置された施設であり、テニスコートは指定管理者制度により、教職員会館は業務委託により管理されている。

したがって、教職員会館の管理を受託する業者をテニスコートの指定管理者とし、一体管理をすることが業務効率化・経費削減の観点からは望ましい。

- テ 豊田市歌舞伎伝承館（以下「歌舞伎伝承館」という）（指定管理者：同上）
- ・当施設は当該団体が指定管理者となっている小原交流館内に設置されており、効率的・効果的な運営のため、同団体を指名することが最適と思われるため。
 - ・当該団体には農村歌舞伎についての専門知識を有する職員が在籍しており、運営に適していると思われるため。

(3) 結果

ア 地域団体による指定管理を拡大すべき【意見】

近年、「新しい公共」という言葉が唱えられている。平たく言えば、官と民の垣根を取り払うということのように思われる。行政による画一的なサービスでは対応しきれない分野における民間の活動を行政がサポートすることで活動根拠と財政的基盤を確かなものにする、という一面も指摘されている（橋本勇『改訂版自治体財務の実務と理論－違法・不当といわれたいために』27頁参照）。

交流館28館は、市民により近い存在である地域団体に行政サービスの一部を委ねることに適した施設のように思われる。

この点、同施設のうち、豊田市朝日丘交流館（以下「朝日丘交流館」という）を除く27館に関する、平成29年度「指定管理者制度導入施設管理運営情報調書」の記載によれば、同施設の指定管理者を文化振興財団の単独指名とした理由は、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2号に該当するというものであった。しかし、具体的理由としては、「交流館で行うコミュニティ会議事務局の機能や地域団体支援、生涯学習の活動支援などは、長年の経験と地域との適切な関係性が必要である。よって、平成18年度から交流館の管理を担っている当該団体が指定管理者として妥当であり、併せて施設全体の管理を行うことが合理的である」との部署案が記載されていた。これは、市は誤記と主張するが、同条例に照らせば第2条第3号に該当するというべき理由である。

一方、朝日丘交流館に関する、平成29年度「指定管理者制度導入施設管理運営情報調書」の記載によれば、同施設の指定管理者を文化振興財団以外のある地域団体を想定して単独指名を検討した理由は、同条例第2条第2号に該当するというもので、具体的には、「交流館は地域の活動拠点であることから、地域の活動団体が管理運営することにより、地域の特色を生かした交流館運営の実現につなげたいため」との部署案であった。まさに、同条例第2条第2号に該当する理由である。

ところが、平成30年度の市議会に交流館28館（朝日丘交流館含む）の指定管理者の指定を議案として提出する時点では、議案の備考として「指定管理者となる団体の選定方法 指定手続条例第2条第3号該当」と記載されているのみで、議案に具体的な理由が記載されたかどうかは不明であったが、結果として交流館28館について、従前のおり文化振興財団が指定管理者に単独指名された。

本調査に当たり、行政改革推進課に改めて交流館28館を単独指名した理由を尋ねると、改めて上記(2)オのとおり、上記部署案と同等の理由が回答された。交流館は、同条例第2条第2号が規定する「当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点」となるに相応しい施設であり、地域住民で構成する「団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められる」ものなので、仮に単独指名するのであれば、朝日丘交流館に限らず、28の交流館を分割して、地域住民で構成する団体を指名するなどの指定方法をさらに広く検討され、地域団体による指定管理の実現に結びつけられたい。

イ 公募をより拡大するべき【意見】

単独指名とした具体的な理由を見ると、施設が他の施設の附属施設である、他の施設の中にある、建築設備が共有である、他の施設との複合施設であるなど、物理的な現状や共有といった権利関係を単独指名の理由としている施設が複数あった。これらについては、なぜそれが単独指名を合理的とする理由になるのか説明が不十分で、公募原則を排除する積極的な理由は理解できなかつた。行政改革推進課によればコスト削減の効果があるとのことであるが、削減効果の程度やその根拠は不明であった。

複合施設の一部をある指定管理者が管理しているから、当該施設も同団体に単独指名するのが合理的であるという趣旨の理由を記載している施設（上記(2)のクセソテ等）については、そもそも指定管理者を別々に選定している理由や目的に立ち返って考える必要がある。別々に選定することが必要で合理的であるならば、このような理由で単独指名することが合理的であるという理由付けは通用しないのではないかと疑ってかかる必要がある。

また、前述のとおり交流館28館は、より細分化することで比較的小規模な施設として、公募することも考えられる。

大規模な施設や大規模な催しが開催される施設を公募することにはリスクが伴うが、比較的小規模な施設、地域活動の拠点となるような施設から、公募原則の理想に立ち返った運用を目指されたい。

ウ 指定管理の基本協定書について【意見】

市では、指定管理に関する基本協定書の標準モデルを作成し、指定された団体との基本協定書締結の参考としている。本年度監査対象とした出資団体も、同標準モデルを基に作成した基本協定書に基づき、協定を締結していた。

その第9条には、再委託に関して下記囲み部記載のように規定し、再委託の原則禁止（第1項）、例外的に認める場合の承認（第2項）、再委託の中止・変更（第3項）について定めている。しかし、第3項で中止し変更させるのは、再委託そのものであると思われ、その前提として第2項の承認がなければならないが、承認の前

提となった提出書面を基に「委託又は請負が不相当」と認められるときにはそもそも承認してはならないのであり、第3項の中止・変更の意味が不明である。

この点、行政改革推進課によれば、第3項の「中止」とは委託又は請負の計画を取りやめにする事、「変更」とはその計画を変更することを意味するとのことであつた。そうであれば、第3項は次のように変更する必要がある。

「3 甲は、前項の規定により提出された書面が不相当と認めるときは、乙に対し、その委託又は請負を承認せず、若しくはその計画を変更させるものとする。」

第9条 乙は、管理運営業務の全部を一括して又は管理運営業務のうちの主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理運営業務のうちの主たる業務を除く業務を第三者へ委託し、又は請け負わせようとするときは、業務内容、業者名、契約金額を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の規定により提出された委託又は請負が不相当と認めるときは、乙に対し、その委託又は請負を中止し、若しくは変更させるものとする。

エ 指定管理の単年度協定書の記載について【意見】

市と指定管理者の間では、指定期間を通じて効力を持つ基本協定書のほか、年度毎の年度協定書を締結している。指定管理者の指定は行政処分であるが、行政処分によって基本的事項が法定された後、細部について交渉により合意する目的である。

市では、指定管理者が出資団体であり、指定管理者に対して豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付する場合は、標準モデル第3条（指定管理料）を以下のように改めるものとしている。このような運用は、平成21年度包括外部監査の結果報告書77頁記載の結果に従ったものと認められる。しかし、下記のような条項では、ただし書により「補助金交付額は、補助金交付決定通知、変更交付決定通知および額の確定通知によって、確定するものとする。」とされているものの、年度協定書によって補助金の授受そのものは合意したような規定ぶりである。しかし、補助金は客観的に公益上必要があると認められて初めて交付決定されるべきものであり、合意によって交付の権利義務が発生するものではない。

そこで、「補助金を交付する」との文言を「補助金を交付することがある」といった、断定を避ける文言に変更するのが妥当である。

【年度協定書】追加参考条文

(指定管理料等)

第3条 甲は乙に対し、平成〇〇年度の指定管理料として、金〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 金〇〇円）を支払うほか、本業務の遂行のため、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付する。ただし、補助金交付額は、補助金交付決定通知、変更交付決定通知および額の確定通知によって、確定するものとする。

4 豊田市協会公社等運営費補助金

(1) 補助金について

地方自治法第232条の2は、普通公共団体は、その公益上の必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定する。「公益上必要がある」か否かは、個々の事案に即して、一次的には予算の執行権者が判断するが、客観的に公益上必要であると認められなければならない、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

補助金は、地方公共団体が各種の行政目的をもって金銭そのものを交付する行為であり、相当の反対給付を受けない、交付を受けた相手方が利益を受ける、交付された金銭について使途が特定されているといった性格を持つとされている。

なお、「交付金や負担金等の名称が使用されていても、対価を伴わない利益の供与は全てこれに含まれる」との指摘もなされる場所である（橋本勇『改訂版自治体財務の実務と理論—違法・不当といわれなかったために』420頁）。

(2) 豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

市では、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱（以下単に「同要綱」ということもある）を定め、補助金の交付対象者が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することとしている。

補助金の交付対象者は、特定協会公社等と称され、同要綱の別紙に特定協会公社等一覧（補助事業者）が掲載されている。

特定協会公社等一覧（補助事業者）

団体名	市所管課
(1) 公益財団法人豊田市国際交流協会	経営戦略部国際まちづくり推進課
(2) 公益社団法人豊田市シルバー人材センター	生涯活躍部市民活躍支援課
(3) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	福祉部福祉総合相談課
(4) 社会福祉法人豊田市福祉事業団	福祉部障がい福祉課
(5) 公益財団法人豊田都市交通研究所	都市整備部交通政策課
(6) 一般財団法人豊田市水道サービス協会	上下水道局総務課

(7) 公益財団法人豊田市学校給食協会	学校教育部保健給食課
(8) 公益財団法人豊田市文化振興財団	生涯活躍部文化振興課
(9) 公益財団法人豊田市体育協会	生涯活躍部スポーツ課
(10) 豊田市土地開発公社	総務部用地審査課

そして、同要綱第5条及び第6条には、補助対象となる経費及び補助金額について次のとおり規定している。

<p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定に基づき豊田市が派遣した職員の社会保険等事業主負担金</p> <p>(2) 補助事業者が雇用する正規職員の年間実給与支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(3) 補助事業者が雇用する特定業務職員の年間給与実支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(4) 補助事業者が雇用する限定職員及び臨時職員の賃金、通勤費、奨励金及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(補助金額)</p> <p>第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費を補助基準額とし、補助事業者の財務状況及び事業計画等を考慮した上で、毎年度予算の範囲内において定める。</p> <p>2 前条に規定する補助対象経費のうち、収益事業への従事に係る経費がある場合は、市長が補助対象経費として認めたものを除き、補助金額から控除するものとする。</p>
--

すなわち、補助対象となる経費には原則として公益上必要があると認めつつ、補助金額は補助事業者の財務状況や事業計画等を考慮して公益上必要な金額を予算の範囲内で具体的に決定するものとする一方、収益事業への従事に関する経費はもはや公益上の必要性が認められないため、補助金額から除くこととしている。

(3) 結果【意見】

補助金交付の必要性についてさらに検討するべきである。

地方自治法第232条の2の「公益上の必要」は、一次的には予算の執行権者が判断するが、客観的に公益上必要であると認められなければ、裁量権の逸脱又は濫用となることは既に指摘したとおりである。市は、同要綱第5条の該当性については厳密に判断していると認められるが、第6条記載の財務状況及び事業計画等については十分に考慮しているとは認められない。その結果、一部の例外を除き第5条に基づき補助対象とすると、自動的にその全額を交付する結果となっている場合が多いようである。たとえば、出資団体の職員が行った時間外労働が果たしてどのような業務に従事した結果発生したもので、時間外労働手当が本当に公益上必要な経費であったかについては、何も検討することなく補助金を交付した対象出資団体があった。

市は、同要綱第6条第1項の規定に基づき、出資団体の財務状況及び事業計画等を考慮して公益上の必要性を十分に吟味した上で、補助金の額を定めるべきである。

5 豊田市中小企業団体等事業費補助金

(1) 補助金の分類

補助金に関する一般論は、4(1)で述べたことと共通するが、上記4の豊田市協会公社等運営費補助金は、協会公社等という団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助する、いわゆる団体運営費補助であるのに対して、豊田市中小企業団体等事業費補助金は、いわゆる事業費補助に分類される。

(2) 豊田市中小企業団体等事業費補助金交付要綱

市は、豊田市商業振興条例第29条第1項第1号で、市長は、商業の活性化のために必要があると認めるときは、商工団体等に対し、補助金を与えることができると規定し、豊田市中小企業団体等事業費補助金交付要綱で詳細を定めている。その別表第4公共空間等整備事業では、次の補助事業者に対して、集客核における公共空間（広場、トイレ、休憩スペース等）等の整備を支援している。

(補助事業者) 豊田市商業振興条例第29条第1項第1号ケに規定する法人 市が出資している法人で定款又は寄附行為に不動産の管理運営及び小売業、サービス業その他商業を当該法人の目的として定めているもの

補助対象者としては、対象出資団体のうち駅東開発会社、まちづくり会社、駅前開発会社及び南開発会社がこれに該当し、一部の対象出資団体では実際に補助事業が行われていた。

6 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金

(1) 交付金

交付金について、これを積極的に根拠づける地方自治法の規定は見当たらないが、交付金の名称が使用されていても、対価を伴わない利益の供与は全て補助金に含まれると解されるとの指摘もなされていることは既に指摘した（橋本勇『改訂版自治体財務の実務と理論—違法・不当といわれないうために』420頁）。

市が作成した「補助金・交付金の交付ルールについて」（平成30年6月）には、交付金とは「事務委託の報償として受託団体等に交付するもの」をいうものとされている。事務委託を伴う点で、対価を伴わない利益供与である補助金とはやや性格を異にするが、委託される事務は受託団体の事務でもある点や、委託契約ではなく市の決定により交付される点で、委託よりは補助金に近い性格を持つ。

また、市は、豊田市補助金等交付規則第2条第1号に「補助金等 市が、市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう」と、「補助金等」について定義規定を置き、交付金は補助金と同等の規律に服するものとしている。

(2) 商業活性化推進交付金

市は、豊田市商業振興条例第10条で「市長は、中心市街地において、事業者の創意工夫による総合的かつ機動的な活性化事業を支援することにより商業の活性化に資するため、予算の範囲内で商業活性化推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる」と規定し、次の交付金交付対象事業者に対して、交付金を交付している。対象出資団体の中では、まちづくり会社に対して交付されていた。

（交付金交付対象事業者）豊田市商業振興条例第11条第1号に規定する法人 定款又は寄附行為にまちづくり又は商業活性化に関する事業を当該法人の目的として定めている法人であって市長が特に必要と認めるもの

(3) 9年間の見直し経過

前述の「補助金・交付金の交付ルールについて」は、交付金の見直し時期の基準を9年と設定している。まちづくり会社に対する交付金は、平成17年度から交付されていた。この点、平成29年度の委託・給付事務効率化委員会（現補助金等適正化委員会）において、交付そのものを継続するかを含めて見直しが行われた。その結果は、「中心市街地において事業者の創意工夫による総合的かつ機動的な活性化事業を支援することにより商業の活性化に資することを目的としている。大型店売上額等の各指標が向上しており、補助の成果が見られるため、継続は適当と判断する」というものであった。

7 協定書に基づく負担金

(1) 負担金について

負担金についても、これを積極的に根拠づける規定が地方自治法に見当たらない点では、交付金と同様である。また、負担金の名称が使用されていても、対価を伴わない利益の供与は全て補助金に含まれると解するべきである（橋本勇『改訂版自治体財務の実務と理論—違法・不当といわれたいために』420頁）。

負担金は、様々な意味で使用されることがあるが、対象出資団体に対して交付された負担金は、市が主催又は共催する事業について、市が、他団体との間で締結した協定書などの合意書に基づいて支出する金銭が主なものであった。しかし、当該事業に対する補助や寄附との違いは曖昧であり、公益上の必要性（地方自治法第232条の2参照）の観点からの検討は免れない。

(2) 結果【意見】

負担金について運用基準を策定すべきある。

補助金や交付金と異なり、負担金は交付の対象団体、対象経費、交付金額などが曖昧で、豊田市が交付する補助金等の実績一覧などに掲載されて公表されることもなく、団体との個別の協定書に基づいて支出されている。しかし、公益上の必要性がない限り支出してはならない点は、補助金等と同じであり、場当たりの運用があってはならない。

この点、一部の出資団体では運用基準を定めていたが、関連する事業について複数の負担金協定書を締結して運用する場合には、場当たりの運用にならないよう、負担金運用基準を定めて、一定の基準の下に運用するべきである。

8 委託契約・委託料について

(1) 委託契約

委託料は、市と対象出資団体との間の委託契約に基づいて支出される。委託契約は、民法が定める契約類型の中では請負又は委任（準委任）に該当する。事務事業の経済性、効率性及び有効性を増大させるため、又は外部の専門的な知識経験を活用するために、市と団体との間で委託契約が行われる。

しかし、市と対象出資団体の間で締結される委託契約の中には、事務事業の外部委託というに止まらず、運営費を実質的に補助する趣旨で委託料を支給しているものが認められた。

(2) 契約当事者選定方法

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結することとされ（地方自治法第234条第1項）、委託契約

も含め、原則として一般競争入札の方法により、指名競争入札による場合は地方自治法施行令第167条各号の理由がある場合に、随意契約は同施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に、例外的に認められる。

市が対象出資団体と委託契約等を締結する場合は、随意契約による場合が多数見られた。単独の団体から見積りを提出させて随意契約を締結する特命随意契約、複数の業者から見積りを取り付ける見積競争による随意契約及び契約の種類に応じて所定の金額を超えない場合に行う小規模委託等の随意契約が締結されていた。

(3) 結果

ア 委託料と補助金の峻別【指摘】

市と対象出資団体の間で締結される委託契約の中には、事務事業の外部委託というに止まらず、運営費を実質的に補助する趣旨で委託料を支給しているものが認められた(180頁参照)。このような委託契約では、委託料の算定根拠が曖昧になりがちであり、委託料も合理的な金額とは認め難い結果となる。委託契約の受託者は当該出資団体に限らないにもかかわらず、受託者が出資団体であることにより委託料が増加するとすれば不合理といわざるを得ない。

仮に、委託料を合理的に算定した結果、出資団体の運営が立ち行かなくなるというのであれば、委託料に実質的な補助金としての金額を含めるのではなく、公益上の必要性について十分に検討の上、別途運営費補助金を支給するべきである。

イ 出資団体と特命随意契約する場合【意見】

競争原理が全く働く余地がなく、経済性が不明である。見積競争の実施等、競争原理を導入するべきである。

ウ 随意契約した対象出資団体が再委託・下請させる場合の承認について【意見】

随意契約する場合、対象出資団体と随意契約する理由が存在するはずであり、当該事業の全部や主要な一部をさらに再委託・下請させることは原則として禁止されており、再委託・下請には市の承認が必要である。しかし、市がこれを承認する際に、随意契約した理由を十分に検討せず、安易に承認しているおそれがある。当該事業の全部や主要な一部を再委託・下請に出すことができるのであれば、そもそも随意契約した理由も乏しいことになりかねないため、承認に当たっては随意契約した意義に遡って検討するべきである。

そして、随意契約の理由とした事項が、他の方法(例えば、市と受託業者間の連携強化等)で実現可能であるとか、随意契約の理由とした業務からそれ以外の業務を切り分けることができる場合には、下請業者に対して直接委託することにより、経費の節減を検討されたい。

エ 委託契約書別紙の取扱い【指摘】

市と出資団体との委託契約書には、「個人情報の取扱いに関する特記」、「個人情報及び情報セキュリティに関する特記」又は「情報セキュリティに関する特記」の各特記があるところ、第1条に「別紙『遵守項目確認表』を確認し」とあるにもかかわらず、契約書に「別紙遵守項目確認表」を綴る体裁になっていない（195頁参照）。

契約書に綴らない理由は「遵守項目確認表」の使用が契約書作成後になるためとのことである。しかし、別文書として存在するだけでは該当文書が契約締結時に予定した書式かどうか特定ができないおそれがある。

契約書において別紙として合意内容の一部とするのであれば、文書の特定に支障がないよう、契約締結の段階から、契約締結後に提出を予定している「遵守項目確認表」の書式を契約書と一体のものとして綴り、契約締結後に使用する「遵守項目確認表」が、契約書内の「遵守項目確認表」と同一のものであるか否か確認できるようにするべきである。

9 出資金・出捐金の運用益収入について

(1) 出資・出捐による効果の評価

市の出資団体に対する出資・出捐額の合計は、前述のとおり53億8773万円にのぼり（【図表1-1】参照）、対象出資団体に対するものに限っても39億5000万円弱、その他出捐を加えれば50億円弱であった（【図表1-2】参照）。これら財政支出により、市の財産が失われた訳ではないが、資金は凍結されて他に使用できないことにより、結果として市の負担は発生している。そうであれば、出資・出捐による効果を評価するためにも、財政支出に対する運用益を算定して、公表するべきである。

(2) 結果【意見】

公益財団法人である対象出資団体については、正味財産増減計算書に基本財産受取利息などとして記載され、公表されているが、市の出捐額に対する効果としての運用益収入等は、決算書を見ても一目瞭然とは言い難い。特に、基本財産のほか、追加出捐を行い、それが特定資産と合算されてしまうと、市の出捐額に対する運用益が分かりにくくなる。そのような意味でも、出捐の運用益について計算の上、把握し、市民からの照会に対して対応することができるように準備されたい。

10 出資団体の組織再編について

(1) 再開発ビルの管理業務及び床賃貸業務等

対象出資団体のうち、まちづくり会社、駅前開発会社、駅東開発会社及び南開発会社は、いずれも豊田市駅前の再開発ビルの管理を主として行うために設立された株式

会社であり、市の出資比率は【図表1-1】に記載したとおり、順に63.9%、67%、44.5%、50%である（以下これら4社を「4法人」ということもある）。

市は、昭和60年に都心総合整備基本計画を策定して以来、中心市街地の活性化を目的とした再開発事業を行ってきた。まちづくり会社については、後継テナントの誘致とまちづくり事業を推進することを目的に、また、他の3社については、権利者として施設が円滑に運営されよう管理運営会社の設立に際して出資したものである。

現在、豊田市駅周辺の各再開発ビルの管理業務及び床賃貸借業務については、4法人を含む再開発ビル管理会社等が各社それぞれ個別に行っているところ、それら業務については類似性・共通性がある。

また、まちづくり会社を中心となって進めているまちづくり事業や駐車場事業については、豊田市駅周辺の賑わい創出や商業活性化といった中心市街地全体の利益に向けた、大型店共同・連携事業や一体的な駐車場サービスの提供等が、各社の連携・協力の下に進められている。

(2) 組織の在り方検討

平成25年、豊田市駅前通り北地区再開発施設の管理運営組織の在り方を検討する中で、上記4法人の組織の在り方も含めた再編の可能性が検討された。その検討過程で、概要、下記囲み部ア～エのような4法人の現状と課題が指摘され、オのような課題解消策が検討された。

以下は「(概要版)北地区再開発施設の管理運営組織のあり方について(案)」からの要約である。

ア 再開発ビル管理運営事業

(ア) 施設管理

4法人は、それぞれが管理している再開発ビルの全部又は一部を所有していることから、共有割合に応じて、将来の更新投資にかかる負担が発生する。

4法人に共通した施設管理業務について、担当する職員がそれぞれ配置されていることは、業務の大部分を外部委託していることに鑑みると、非効率である。4法人が、共通する施設管理業務を別々に発注していると考えれば、一括して発注する場合よりも委託金額が高い可能性がある。

(イ) テナント運営

再開発ビルの老朽化により、将来的には、入居テナントから賃料の引下げの要求がある場合には応じざるを得ない可能性がある。

リーシング業務には、ノウハウや情報を必要とするものの、担当する職員が各法人に配置されていることにより共有が図られていない。

イ 駐車場関連事業

まちづくり会社が豊田市から賃借している駐車場（喜多町駐車場、ギャザパーキング、豊田参合館駐車場及びコモパーキング）（当時）については、豊田市との賃貸借契約により、管理業務を各法人に委託することとなっているが、委託先である法人においても結果的に外部へ再委託していることから、豊田市又はまちづくり会社から一括して委託するよりも非効率である。

ウ まちづくり事業

（ア）まちづくり会社

豊田市中心市街地まちなか宣伝会議に駅前開発会社は不参加（当時）。地域イベント事業に、他の3社との共同企画はない。

大型店の連携・共同事業では、松坂屋、ギャザ、メグリアセントレ、名鉄豊田プラザ及びT-FACEが参加し（当時）、テナントミックスを検討しているが、テナント情報の共有が中心となっている。

（イ）駅東開発会社

キャンペーン、イベント等を企画して実施しているが再開発ビルの販売促進のみを考慮したものである。商店街でのイベントがあれば、要請に応じて参加しているにすぎない（当時）。

（ウ）駅前開発会社

特にイベント等は実施していない（当時）。

（エ）南開発会社

自主的に、ジャズの音楽イベントを年に1日開催しているのみである（当時）。

エ 以上のように市街地活性化に関する事業は、再開発ビルの運営法人ではまちづくり会社が行っているのみであり、その他の3社ではほとんど実施していない。市街地活性化という事業を行う上では、市街地全体を把握し、先導するような存在が必要であると考えられるが、そのようなリーダーがない（当時）。

オ 上記した課題を解消するための手法として、純粋持株会社を新設又は既存法人のひとつを事業持株会社としてその下に経営統合する方法、4社を合併する方法、まちづくり事業を担うTMO法人（「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」における認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネジメント機関）を新設し4法人は再開発ビル管理運営に特化する方法などが検討された。

(3) 4 法人の現状について

ア 再開発ビル管理事業について

4 法人が管理している再開発ビルは、いずれも昭和 63 年から平成 20 年に新築された建物であるところ、4 法人はその全部又は一部を所有していることから

(【図表 2-5-5】、【図表 2-6-4】、【図表 2-7-5】等参照)、共有割合に応じて、更新投資にかかる費用負担が発生することは避けられない。

そして、まちづくり会社は再開発ビルの所有者として施設管理を行い、その他の 3 法人も再開発ビル共用部分の管理業務を受託している。共通する施設管理業務の大部分はさらに外部委託されている。

イ 駐車場関連事業

平成 24 年 3 月、財団法人豊田市都市整備公社の解散に伴い、同公社が管理運営してきた市所有の 4 駐車場（喜多町駐車場、ギャザパーキング、豊田参合館駐車場及びコモパーキング）を、市の要請により借受け運営を開始したのに加え、翌 25 年から新豊田駅地下駐車場及び平成 29 年からはキタラパーキングも加わり、令和元年度は計 6 か所の市所有駐車場について、まちづくり会社が管理運営を行っている（【図表 2-4-4】参照）。

これら市所有の駐車場について、まちづくり会社が市との間で締結している「豊田市中心市街地駐車場等賃貸借契約書」の第 11 条第 1 項第 1 号には、駐車場業務を運営するに当たっては、再開発ビル管理会社等と連携の上で実施するものとする規定されており、この規定に基づき、まちづくり会社は、再開発ビル管理会社等に対して一部業務を委託している。

すなわち、喜多町駐車場及びギャザパーキングを除く 4 か所の市所有駐車場においては、再開発ビル管理会社等に委託する「管理者業務」と、それ以外の業者に委託する「一般業務」に分離し、発注することで、それぞれの役割と責任を明確化し、適正かつ効率的な運用を目指している（平成 30 年度版「中心市街地活性化への歩み」参照）。

ウ テナント運営及びまちづくり事業

(ア) 豊田市中心市街地活性化協議会

4 法人とも豊田市中心市街地活性化協議会（以下単に「活性化協議会」という）の構成員である。活性化協議会は、平成 18 年 10 月に設立された「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項に定められた協議会であり、市が作成する「中心市街地活性化基本計画」やその実施に関し必要な事項についての意見提出を行う。

(イ) 豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議

4 法人とも、上記活性化協議会内に発足した豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議（以下単に「プロジェクト会議」という）の

プロジェクトメンバーとなり、まち全体をひとつのショッピングモールに見立てたテナントリーシングの推進や情報の共有が図られている。加えて、活性化協議会の「豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築プラン」に基づき、市は平成29年「商業・サービス機能誘致推進に関する基本方針」を策定して、エンターテイメント施設、家電量販店、スポーツ用品店、ホームセンター、フードコート、産直市場（マルシェ）など食に関する店舗等の、不足業種の誘致に対して支援を行っている。

また、プロジェクト会議のメンバーから任意で参加の商業施設は、平成29年から子育て世代・三世代の取込みを意識した社会実験「とよたまちなかこどもタウン」を実施し、令和元年にも、松坂屋豊田店、T-FACE、GAZA、メグリアセントレ、コモ・スクエア、名鉄豊田プラザ、KITARA及びとよた子育て総合支援センターあいの各所においてイベントを実施したり（平成30年度の実績については【図表2-4-5】参照）、まちなか全体でビルの特徴にあったテナント誘致を進めたりするなどして、プロジェクト会議の目的達成のためまい進している。

(ウ) (一社) TCCM

平成29年2月には、活性化協議会の内部組織であったTCCM（豊田シティセンターマネジメント）を、公益性をもつまちづくり組織である（一社）TCCMとして法人化した。（一社）TCCMの事業目的は、①まち・エリアの価値を維持・向上させるまちづくり事業の推進と、②まちの賑わい・楽しさを創造し、魅力を発信するプロモーション事業の実施にある。市によると、市が（一社）TCCMを平成30年3月に都市再生推進法人に認定したことにより、都市利便増進協定の締結による道路占用の特例、イベントの管理等を行うことができるようになり、賑わいづくりの一翼を担っている。また、（一社）TCCMは、活動により得られた収益を新たなまちづくり事業に還元することを目指しているとのことである。

同団体のホームページ掲載の「一般社団法人TCCM2018事業一覧」によると、次のとおり定常の活動を行っている。

・STREET & PARK MARKET（都市公園、民有地）

中心市街地に所在する都市公園「桜城址公園」等にて開催するクラフト&フードのマーケット。公共空間等を活用しにぎわい・回遊性の創出と、まちなかに新規事業者誘致を目的に開催している。

・MUSEUM MARKET（豊田市美術館）

美術館の庭園という高質な空間にマッチした出店者で構成したマーケット。アコースティックライブ等の演出も展開している。

・SANGOHKAN ATRIUM（豊田参合館）

豊田参合館のアトリウムスペースを活用し、ビルに入居している図書館、コンサートホール等文化施設がある当館のイメージにマッチした事業を展開する。

(エ) 豊田市中心市街地まちなか宣伝会議

豊田市中心市街地まちなか宣伝会議（以下単に「宣伝会議」という）は、豊田市中心市街地において事業を展開する商業施設・商店街・集客施設・行政関係者が意見交換や情報交換をするため、平成15年8月に設立された任意の会議体である。平成31年4月5日現在、中心市街地の集客と魅力の発信を目的に、中心市街地の商業・サービス事業者、企業、公共施設等33団体が参加し、（一社）TCMが事務局を担っている。駅前開発会社が平成29年4月に参加したことにより、現在は4法人ともその構成メンバーとなり、「とよたまちパワーフェスタ」「恐竜ワールドフェスティバル」「豊田JAZZキャラバン」などの共同イベントを実施している。

(オ) その他

豊田市駅周辺にある公共的空間を、日常的に市民が使うことができる仕組みとして平成27年度より市が実施している「あそべるとよたプロジェクト」においては、4法人ともあそべるとよた推進協議会の構成メンバーとしてプロジェクトに参画し、中心市街地の賑わいづくりに貢献している。

さらに、駅東開発会社はギャザ前広場の利活用を、駅前開発会社は平成28年度に豊田参合館1階アトリウム部分を改修し、（一社）TCMとの共同事業によるアトリウムパーラーや、クリスマスツリーの展示等を実施するなど、公共的空間として利活用を図っている。南開発会社も名古屋グランパスと連携し、豊田スタジアムでの試合開催時に「グラコモワールド」と題したイベントを開催、またKiTARAと連携した「周年祭イベント」を春、秋の年2回実施している。

(4) 組織の在り方に関する結果【意見】

組織の在り方についての検討を再開するべきである。

施設管理と駐車場関連事業に関する現在の状況は、(3)アイに記載したとおりである。

施設に関する賃貸借契約や委託契約等の契約関係は多数に及び、経済性や効率性の観点から課題が多い。駐車場関連事業（【図表2-4-4】参照）のうち市所有駐車場については、市からまちづくり会社へ賃貸された後、一部は同社から再開発ビル管理会社等へ管理者業務（自社管理ビルの来館者が利用する附帯駐車場の管理）と一般業務（駐車場環境の維持管理）を分離発注し、駐車場施設に関する賃貸借契約のほか、管理者業務・一般業務等の委託が多数締結されている。契約を締結するとに消

費税の負担が発生するだけでなく、市が当事者の契約を除けば印紙税の負担も契約締結の都度発生する。また、契約書の数だけその締結業務や履行・管理のための業務も発生し、その処理のための経費も生じる。このような複雑な契約関係から生じる経費や税負担を軽減する手法の一つとして、会社同士の合併が考えられる。この場合市は、4法人に対する関係で筆頭の大株主として、主導的な役割を担うことになる。合併により、複数の再開発ビルの所有権や区分所有権が同一の法人名義に帰属すれば、市所有駐車場の賃借人兼管理業務の委託者たるまちづくり会社の地位と管理業務の受託者たる再開発ビル管理会社等の地位の多くが同一に帰し、契約関係は、再開発ビルと駐車場を一体的に管理するための駐車場に関する賃貸借契約と、一般業務を外部委託するための委託契約に整理され、消費税、印紙税、契約の締結・履行・管理に要するコストの削減が期待できる。

また将来、所有又は管理運営している施設が老朽化し、中期的には更新の時期が来ることは避けられず、さらに長期的には所有又は区分所有する再開発ビルの取壊しや建替えのために、4法人各社に多額の費用負担が発生するであろうことは現時点から想定しなければならない。そのような多額な費用負担が現実化する時期に、各社の資金繰りが万一不足していると、市からさらに貸付金などの財政支出を検討せざるを得ないことも想定されるが、更なる財政支出について市民の理解が得られる保証は必ずしもない。各会社に留保されている相当額の現金及び預金（【図表1-5】参照）の有効活用という観点からは、4社（又は豊田喜多町開発（株）を含めた5社）の経営統合や合併を含めた組織再編について現時点から検討が必要である。

テナント管理やまちづくり事業という観点では、4法人は、既にプロジェクト会議、（一社）TCM、宣伝会議、あそべるとよた推進協議会などの構成員又は協力者として、テナントミックス及びまちなかの賑わいづくりに一体的な関与を果たすようになってきている。まちづくり会社が中心的役割を担ってきた中心市街地活性化の事業について4法人の足並みが揃っていることは、組織再編により統合する際にも支障が取り除かれつつあるという意味で重要な事実である。平成28年3月に市が策定した都心環境計画の目的実現に向けて、再開発ビル管理会社一丸となることが望まれる。さらに言えば、4法人を含む再開発ビル管理会社等が独立しながら足並みを揃えている現在の状況よりもさらに一歩進んで統合することができれば、豊田市駅を囲むテナントミックス及びまちなかの賑わいづくりの一体性はより一層高まり、中心市街地の活性化に寄与するものと考えられる。

なお、組織再編の検討を進めるに際しては、4法人の株主には再開発前からの地権者（再開発ビルの区分所有者）が含まれていることから、必ずしも他の会社の株主（他の再開発ビルの区分所有者）と利害をともしない可能性はあるものの、各会社が第三セクターとしての公益性を有していることや中心市街地の活性化が地域や各株

主の利益につながることに理解を求め、各会社の株主の権利利益に配慮されることが望まれる。

また、市からまちづくり会社と南開発会社に対しては貸付金残金が存在し（【図表 2-4-11】、【図表 2-7-7】）、駅前開発会社と駅東開発会社に対してはそのような貸付金はない。組織再編の結果、これら貸付金返還債務を実質的に他社が負担するようなことになれば、株主の間に不公平感が生まれることになりかねないだけでなく、そもそも組織再編の検討も困難であろう。組織再編の方法として合併を選択する場合は、市の貸付金がある会社同士又は貸付金がない会社同士から順次行うことも考えられる。また、会社が市に第三者割当ての方法で新株を発行するのに対し、市が貸付金を会社に現物出資する「債務の株式化」（いわゆるデット・エクイティ・スワップ「DES」）の手法により貸付金を株式に転換し、まちづくり会社と南開発会社に対する市の貸付金を早期に消滅させることも考えられる。ただし、DESには各社の株主総会において特別決議を要し、他の株主の同意が必要となる。それには、現在の配当金（市に対するまちづくり会社と南開発会社からの配当金は、130頁及び155頁参照。なお、駅前開発会社と駅東開発会社については、140頁及び145頁参照）のほか、貸付金の償還金額と支払利息（【図表 2-4-11】【図表 2-7-7】）を原資として株主が配当金を得られる見込みを示して、他の株主の了解を得る必要がある。いずれの方法によっても株主間の不公平感を拭えない場合には、実行する時期を貸付金完済後の時期に設定するなど不公平感に配慮する必要がある。

【図表 1-5】 各社の現金及び預金の残高（平成 31 年 3 月 31 日現在）

会社名	現金及び預金残高 (千円)
まちづくり会社	532,731
駅東開発会社	500,073
駅前開発会社	355,581
南開発会社	592,608

第2 公益財団法人豊田市文化振興財団

1 法人の概要

平成31年4月1日時点

団体名	公益財団法人豊田市文化振興財団			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	大山輝美	平成27年6月	平成29年6月～令和元年6月
設立年月日	昭和50年5月10日		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市小坂町12丁目100番地			郵便番号 471-0035
ホームページ	http://www.cul-toyota.or.jp/		TEL	0565-33-7222
設立目的	豊田市における文化及び芸術の振興、青少年の健全な育成の推進及び生涯学習活動の推進に関する事業を行い、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	1 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業 2 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業 3 文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業 4 地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業 5 青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業 6 青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業 7 生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業 8 その他公益目的を達成するために必要な事業 9 文化施設等を公益目的以外に貸与する事業 10 その他公益目的事業の推進に資する事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	382,435,000円			理事	
	内訳			定款等上の定数	3～10人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	330,000	86.3	現在員数	10人
2	旧豊田文化協会	52,435	13.7	うち常勤	1人
				うち市派遣	0人
				うち元市職員	1人
				常勤役員の平均年齢	62歳
				常勤役員の平均年収	6260千円
				監事	
				定款等上の定数	2人
				任期	4年
				現在員数	2人
				評議員人数	8人

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	62	15	209	6	46	338
正規職員の平均年齢	41.6歳	正規職員の平均年収			6,272千円	

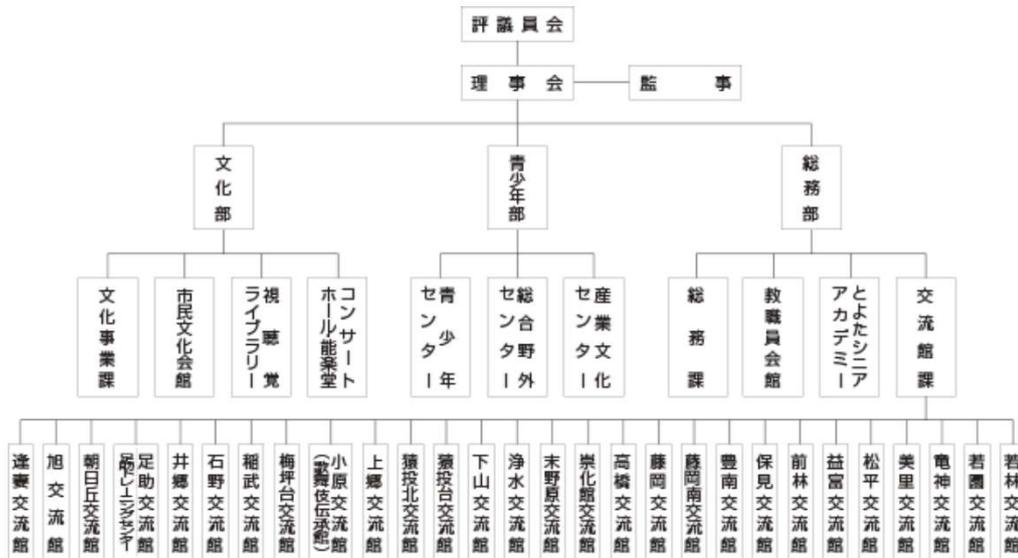
財務の状況 (単位：千円、四捨五入)						
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書			
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算	
総資産	1,391,717	1,340,963	一般正味財産	当期経常収益	2,617,463	2,599,565
負債	841,883	782,354		当期経常増減額	13,438	8,432
うち有利子負債	0	0		当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	549,834	558,609	(指定正味財産) 当期増減額	0	343	

2 法人の沿革

- ・昭和39年 豊田市文化協会再編
- ・昭和50年 財団法人豊田市文化施設管理協会設立
- ・昭和52年 財団法人豊田文化協会設立認可
- ・昭和55年 財団法人豊田市文化施設管理協会と財団法人豊田市青少年教育協会を結合し、財団法人豊田市文教施設協会を設立
- ・平成11年 財団法人豊田市文化振興財団設立
- ・平成15年 財団法人豊田市青少年活動協会が解散し、業務を引き継ぐ
- ・平成23年 公益財団法人豊田市文化振興財団へ移行

3 組織・コンプライアンス

【図表2-1-1】組織図（文化振興財団のホームページより）



(1) 組織

文化振興財団（以下単に「財団」ということもある）の組織図は【図表 2-1-1】のとおりである。

(2) 事務所の使用方法について【指摘】

財団は、市民文化会館の 1 階事務室を文化事業課が、2 階の事務室を総務課及び交流館課が利用している。

このうち、2 階事務室については、行政財産の目的外使用許可を受けて使用している。

しかし、財団にヒアリングした結果、次のとおりであった。

- ① 1 階の事務室については、その半分を文化事業課が使用し、残りの半分を市民文化会館の指定管理の事務のために使用している。
- ② 文化事業課の業務に、市民文化会館の指定管理業務は入っていない。
- ③ 文化事業課による 1 階事務室の利用に関しては、目的外使用許可もなされていない。

「豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの管理運営に関する基本協定書」の規定する管理運営業務は、①市民文化会館等の利用の許可に関する業務、②市民文化会館等の施設及び設備の維持管理に関する業務などである（第 6 条）。

財団の文化部は、文化事業課、市民文化会館、視聴覚ライブラリー及びコンサートホール・能楽堂に分かれているところ、文化事業課の業務のために、1 階事務室を利用することは、基本協定書に違反し、行政財産の一部を無断で使用しているといわざるを得ない。

市民文化会館の 1 階事務室を文化事業課の業務のために使用することは、基本協定書に違反し、行政財産を無断で使用する行為であるから、速やかに使用を中止すべきである。使用を継続する場合は、目的外使用許可を得る必要がある。

(3) コンプライアンス上問題となる案件について【意見】

平成 30 年度には、財団においてコンプライアンス上問題があると考えられる件が、次のとおり 3 件発生している。

- ① 職員による物品の私的購入及び流用
- ② 職員の自家用車による飲酒運転
- ③ 公用車の車検切れ運行

これに対し、財団に対する市の対応は、平成 30 年 5 月 7 日から平成 30 年 7 月 6 日まで指定管理者への応募資格の停止がなされた。なお、令和元年度からの指定管理業務は、期間 2 年に短縮の上、継続されている。

また、財団は市に対して、業務改善計画を提出し、取組状況を報告しているとのことである。

財団は、これまで指定管理業務及び市からの委託業務を継続的に受託し、業務を継続してきた組織の「弛み」や人員を含めた「肥大化」を窺わせる。

市としても、委託業務や指定管理業務の実施状況を含めたモニタリングを厳格に行うとともに、運営費補助金の在り方の再検討や指定管理業務の公募も含めた適切な対応をとるべきである。

4 基本金・役職員の状況

基本金と役職員の状況は、冒頭の法人の概要のとおりである。改めて詳細に述べる。

(1) 理事

- ア 定款上の定数 3名以上10名以内
- イ 任期 2年
- ウ 現在員数 10名 うち常勤1名（専務理事）
- エ 概要記載の元職員1名は、令和元年10月8日現在、在籍しないとのことである。

(2) 監事

- ア 定款上の員数 2名
- イ 任期 4年
- ウ 現在員数 2名

(3) 評議員 8名

(4) 職員

- ア 職員の状況
 - (ア) 正規職員 62名（元市職員0）
 - (イ) 市派遣職員 15名
 - (ウ) 特定業務職員 209名

財団によれば、「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいうとのことである。

この特定業務職員に適用される就業規則として「公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則」が制定されている。同就業規則上、特定業務職員は、期間の定めのない労働者であり、1週の勤務時間が38時間45分である常勤特定業務職員と1週の勤務時間が35時間以下の非常勤特定業務職員に区分されている。

しかしながら、就業規則上、特定業務職員の定義がなされていない。

また、事務主事、交流館主事などが主な担当業務のようであるが、特定業務職員がどのような専門的な知識・経験を有しているのか不明である。

(エ) 限定職員 6 名

財団によれば、「限定職員」とは、正規職員及び特定業務職員の業務補助を行う者で、無期雇用契約を結んでいる場合をいうとのことである。限定職員については「公益財団法人豊田市文化振興財団限定職員要綱」が制定されている。

(オ) 臨時職員 4 6 名

財団によれば、「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）とのことである。臨時職員については「公益財団法人豊田市文化振興財団臨時職員要綱」が制定されている。

イ 就業規則について【指摘】

(ア) 財団の職員については、以下の規定が策定されている。

- ①「公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則」
- ②「公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員就業規則」
- ③「公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則」
- ④「公益財団法人豊田市文化振興財団限定職員要綱」
- ⑤「公益財団法人豊田市文化振興財団臨時職員要綱」が規定されている。

①の就業規則第2条は、その適用範囲を以下のとおり規定している。

この規則は、再任用職員、特定業務職員及び臨時職員を除く職員（以下「職員」という。）に適用する。ただし、再任用職員、特定業務職員及び臨時職員の就業に関しては、別に定めるところによる。

他方、限定職員及び臨時職員については、上記④及び⑤の要綱が制定されている。限定職員及び臨時職員に適用される規則・要綱に関して財団へ照会したところ、次のような回答であった。

要綱のみです。労働基準法に準じて運用しています。周知は雇用契約書を結ぶときに本人と確認をしています。

したがって、限定職員及び臨時職員については、就業規則として作成・届出はなされておらず、要綱に依拠した個別契約を締結している趣旨のようである。

(イ) この点、限定職員については、上記④の要綱が規定されているが、①の就業規則の適用から除外されていない。

また、「限定職員雇用契約書」においては、各種労働条件を規定した上、「乙の就業に関しては、この契約に定めるもののほか、公益財団法人豊田市文化振興財団限定職員要綱の定めるところによる。」と規定している。

そうすると、限定職員については、就業規則（上記①）、各限定職員と締結した限定職員雇用契約書及び要綱（上記④）の適用関係が問題となる。

就業規則には、最低基準効（労働基準法第93条及び労働契約法第12条）がある。

労働契約法第12条は、以下のとおり規定している。

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

したがって、就業規則を下回る基準を要綱で定めた場合であっても、その部分は無効となり、就業規則の効力が及ぶことになる。

たとえば、以下の点に矛盾抵触が生じている。

就業時間

①就業規則…1日7時間45分（第6条）

④要綱…雇用契約書に別に定める（第6条）

限定職員雇用契約書には「自8時30分 至21時30分のうち
1日〇〇時間 週〇〇時間」と記載

給与

①就業規則…別に定めるところによる（第33条）

「公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則」により、月給制

④要綱…時間額（第12条）

限定職員雇用契約書上、基本賃金時間給1000円とされている。

したがって、現状、就業規則の規定を下回る労働条件を適用する運用がなされていると考えられる。また、このことは、運営費補助金額の算定の基礎が、就業規則の規定を下回る労働条件を前提としていることに帰結する。

よって、財団においては、①の就業規則が限定職員に適用されない旨明記し、限定職員について就業規則を制定するなどして、労働基準法等の労働関係法規に則って適切に労働関係の規律を明確化すべきである。

また、市においては、これまでに限定職員の人件費として支給した運営費補助金額の算定が財団の就業規則に反していたことになる。他の財政援助団体に対する運営費補助金についても、財団から提出された計算書のみには依拠するのではなく、根拠となる労働条件の規則等をも精査した上で、適正な金額を算定すべきである。

(ウ) また、臨時職員については、①の就業規則の適用を除外されているが、⑤の要綱が制定されているのみである。したがって、臨時職員について就業規則の作成がなされていない状態である。

労働基準法第89条は、以下のとおり規定しており、同条違反には、罰則規定もある（同法第120条第1号）。

常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。…（略）…

したがって、財団において、労働基準法等の労働関係法規に則って、臨時職員について速やかに就業規則を制定し届け出るべきである。

(5) 人件費

平成30年度の職員の人件費は、市の派遣職員の社会保険料等を除き、平成30年度の豊田市協会公社等運営費補助金12億4116万2320円で賄われている。

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱（18頁参照）に基づく補助金であり、6において詳細に述べる。

(6) 労働時間管理及び時間外手当について

ア 時間外手当

平成30年度の豊田市協会公社等運営費補助金12億4116万2320円のうち、6984万1608円が財団の雇用する職員の時間外手当に充てられている。

イ 所定労働時間

所定労働時間は、正職員について「公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則」の第6条に、職員の勤務時間は1日7時間45分とされており、就業開始時間については①午後8時30分、②午前9時30分、③午後0時45分、④午前6時00分、⑤午前11時00分及び⑥午後5時45分の6種類が規定され、毎月1日を起算とした1か月単位の変形労働時間制により、平均した週の所定労働時間は38時間45分とされている。

ウ 時間外勤務

時間外勤務について、同就業規則第13条は、以下のとおり規定している。

職員は、勤務時間外に勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務命令票にその命令に関する所要事項を記載しなければならない。

エ 勤務時間の管理

財団にヒアリングした結果は、以下のとおりであった。

- ① 日々の時間は、個人ごとの出勤簿に記載している。
- ② 出退勤時刻は、所定労働時間と一律に同一とみなしており、用紙に記載はしていない。
- ③ タイムカードでの管理はしていない。
- ④ 時間外労働について、上司の書面による事前承認制は採用していない。上司に対して、口頭で、時間外労働の理由とおおまかな時間の目安の時間だけを伝えるのみである。上司の確認印は、後日押印する。時間外労働の開始時刻と終了時刻も本人が「勤務命令表及び時間外勤務等計算書」に記載するのみである。

オ ガイドラインの内容

厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）によれば、労働時間の意義及びその適正な把握の方法について、概要以下のように記載されている。

(ア) 労働時間

労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

(イ) 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。

原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

カ 時間外労働時間の適正な把握について【意見】

時間外手当6984万1608円についても、豊田市協会公社等運営費補助金（18頁参照）で賄われているところ、就業時間について所定労働時間を就労したものとみなし、時間外労働時間も、本人申告による運用がなされており、実労働時間が適切に把握されているか疑問なしとしえない。

したがって、財団において、時間外労働時間を適切に把握するため、上司の現認やタイムカードなど適切な管理を行うことが望ましい。さらには、本人からの時間外労働申請に対して上司が承認を与える制度の導入も検討されたい。

どのような方法によろうとも、適切な労働時間の把握・管理及び効率的な働き方と時間外労働の削減に努めるべきである。

5 財務内容

財団の財務の状況は、冒頭掲載の概要のとおりであった。

平成30年度末現在、純資産は13億4096万3310円、負債は7億8235万3869円、正味財産の部の合計は5億5860万9441円であった。

6 市との関係

市と財団の財政的な関係は、次のとおりであった。

(1) 基本財産

基本財産の額3億8243万5000円

市出捐額 3億3000万円（市の出捐比率86.3%）

財団では、公益財団法人豊田市文化振興財団財産運用規則を定めて基本財産及びその他財産を運用している。基本財産は投資有価証券として運用されている。平成30年度の基本財産運用益収入は124万3608円であり、運用益の推移は、【図表2-1-2】のとおりである。

【図表 2-1-2】運用益の推移 (円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
6,409,740	6,409,740	6,409,740	6,409,740
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5,685,204	1,205,131	1,243,608	1,243,608

(2) 補助金

平成 30 年度は、豊田市協会公社等運営費補助金 12 億 4116 万 2000 円のほか、地域創造助成金 293 万 3948 円であった。

ア 補助金額の推移

【図表 2-1-3】補助金額の推移 (円)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
豊田市協会公社等 運営費補助金	1,149,692,910	1,111,339,646	1,117,644,994	
合計	1,149,692,910	1,111,339,646	1,117,644,994	
事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
豊田市協会公社等 運営費補助金	1,152,661,965	1,234,705,399	1,221,834,494	1,241,162,320
地域創造助成金				2,933,948
合計	1,152,661,965	1,234,705,399	1,221,834,494	1,244,096,268

イ 豊田市協会公社等運営費補助金の概要

補助金の交付対象者が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的として支出される補助金である。第 1 の 4 (18 頁)にも記載したとおり、補助対象経費及び補助金額は、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱には以下のとおり定められている。

<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条の規定に基づき豊田市が派遣した職員の社会保険等事業主負担金</p> <p>(2) 補助事業者が雇用する正規職員の年間実給与支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(3) 補助事業者が雇用する特定業務職員の年間給与実支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(4) 補助事業者が雇用する限定職員及び臨時職員の賃金、通勤費、奨励金及び社会保険等事業主負担金</p> <p>(補助金額)</p> <p>第 6 条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費を補助基準額とし、補助事業者の財務状況及び事業計画等を考慮した上で、毎年度予算の範囲内において定める。</p> <p>2 前条に規定する補助対象経費のうち、収益事業への従事に係る経費がある場合は、市長が補助対象経費として認めたものを除き、補助金額から控除するものとする。</p>
--

ウ 補助対象経費及び補助金額

平成30年度の補助金は、職員に関連して4において説明したが、改めて説明する。

(ア) 補助対象職員

豊田市派遣職員	15名
正規職員	63名
再任用職員	8名
特定業務職員	199名
臨時職員	259名
計	544名

(イ) 補助金額

市派遣職員給与等合計	1440万7794円
団体雇用職員 給与	10億2401万4857円
法定福利費	1億5493万0025円
退職給付引当資産取得経費	4780万9644円
合計	12億4116万2320円

エ 雇用実績の内訳は、以下のとおりである。

豊田市派遣職員	15名
正規職員	63名
再任用職員	8名
特定業務職員	199名
臨時職員	259名
計	544名

オ 補助対象分の支出実績は、以下のとおりである。

市派遣職員給与等合計	1440万7794円
団体雇用職員 給与	10億2401万4857円
法定福利費	1億5493万0025円
退職給付引当資産取得経費	4780万9644円
合計	12億4116万2320円

カ なお、市派遣職員15名の補助対象分は、以下のとおりである。

共済費	1388万2099円
損害保険料	7万0200円
互助会負担金	13万5492円
労働保険	32万0003円
合計	1440万7794円

キ 財団の補助対象の人員は、総計544名（市派遣職員含む）に及び、その人件費は、豊田市協会公社等運営費補助金（12億4116万円余）で担われている。

人員規模、配置等の見直しとともに、上述したコンプライアンスの徹底に努められたい。

(3) 負担金

平成30年度1億849万3000円 ただし、予算の所管課が異なる総合野外センター事業負担金及び青少年センター事業負担金を除くと1億89万0833円で、7年間の推移は【図表2-1-4】のとおりである。

【図表2-1-4】負担金の推移 (円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合野外センター事業負担金	1,142,664	875,948	907,906
青少年センター事業負担金	1,723,158	1,356,573	1,680,789
文化事業負担金	8,492,869	7,956,624	12,163,129
コンサートホール事業負担金（事業共通）	84,348,083	87,039,473	76,194,095
合計	95,706,774	97,228,618	90,945,919

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総合野外センター事業負担金	893,176	1,144,448	799,398	784,757
青少年センター事業負担金	1,511,564	4,308,516	7,059,558	6,817,489
文化事業負担金	9,308,962	14,293,389	18,603,386	14,952,655
コンサートホール事業負担金（事業共通）	81,789,788	100,432,707	86,015,514	85,938,178
合計	93,503,490	120,179,060	112,477,856	108,493,079

(4) 指定管理料及び委託料

平成30年度 10億8769万2026円

財団が指定管理者に選定されている施設に関する指定管理料の推移は、【図表2-1-5】、財団が受託した事業の委託料の推移は【図表2-1-6】のとおりである。

なお、平成30年4月1日現在、財団が指定管理により管理する施設は、【図表1-3】の施設一覧（10頁）のうち、団体名に財団が記載された施設であるところ、本監査では、財団を所管する文化振興課が併せて予算を所管する施設（市民文化会館、市民ギャラリー、コンサートホール・能楽堂、視聴覚ライブラリー）に関する指定管理に限定して、監査の対象とした。また、委託料についても、文化振興課が予算を所管しているものに限定した。

【図表 2-1-5】指定管理料の推移

(円)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市民文化会館	131,630,883	128,742,267	132,829,789	135,022,526	133,995,883
コンサートホール・能楽堂	45,975,254	43,937,948	42,927,564	41,412,663	41,730,418
視聴覚ライブラリー	17,876,958	17,274,452	16,934,140	16,667,009	17,140,723
野外センター	51,434,263	50,020,076	49,902,787	48,691,639	47,020,664
青少年センター	16,710,599	17,098,561	14,385,853	14,582,409	13,892,005
産業文化センター	108,595,630	110,110,279	106,933,007	125,588,788	127,290,766
とよた科学体験館	36,941,082	40,113,666	41,985,352	41,841,596	41,585,824
喜楽亭	1,168,924	1,170,273	1,155,985	1,394,994	1,410,478
教職員会館テニス	303,733	304,625	301,374	303,191	310,080
交流館	380,080,515	401,141,484	400,379,467	409,337,612	405,485,512
猿投体育館	7,900,215	10,800,834	9,687,430	9,112,047	9,461,731
上郷公園	4,092,348	4,220,754	3,769,785	4,027,051	3,847,300
高橋・末野原運動広場	4,993,026	4,762,641	4,340,566	4,748,765	5,610,108
体育施設(保見等)	11,986,290	11,722,828	11,750,946	11,670,570	12,161,067
足助体育施設等	13,366,929	13,070,690	10,512,253	10,392,651	10,260,347
合計	833,056,649	854,491,378	847,796,298	874,793,511	871,202,906
施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民文化会館	138,371,020	139,713,523	152,786,923	152,786,923	153,459,235
コンサートホール・能楽堂	43,756,070	42,175,941	42,175,941	78,788,361	81,257,313
視聴覚ライブラリー	13,094,692	12,580,323	12,512,793	11,499,034	11,963,426
野外センター	67,781,747	66,594,071	69,100,055	67,957,236	68,753,099
青少年センター*	13,652,443	8,215,578	7,690,584	8,985,673	7,397,612
産業文化センター*	130,364,902	124,146,798	120,593,715	120,616,497	123,467,434
とよた科学体験館*	41,281,927	42,012,986	40,154,215	40,410,760	40,179,659
喜楽亭	1,423,314	1,500,884	1,274,546	1,640,117	1,436,598
教職員会館テニス	299,856	249,181	286,325	253,731	239,962
交流館	432,098,407	429,534,503	490,662,151	472,818,048	474,528,649
猿投体育館	10,012,124	10,603,220	10,656,494	10,666,498	12,286,606
上郷公園	4,804,107	4,759,266	4,740,880	4,350,473	4,324,902
高橋・末野原運動広場	5,880,979	5,448,785	6,023,584	5,614,140	5,167,782
体育施設(保見等)	12,605,627	13,896,433	13,674,464	14,733,211	13,362,095
足助体育施設等	12,131,529	12,967,812	13,651,296	12,849,680	13,319,504
歌舞伎伝承館	-	-	-	3,500,519	2,608,934
合計	927,558,744	914,399,304	985,983,966	1,007,470,901	1,013,752,810

*平成26年度まで産業文化センター及びとよた科学体験館の指定管理、平成27年度から産業文化センタ

一、とよた科学体験館及び青少年センターでの指定管理

【図表 2-1-6】委託料の推移

(円)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教職員会館管理業務委託	19,127,881	15,745,530	16,177,310	18,609,125
シニアアカデミー	-	-	-	6,707,511
飯野地区こどもの居場所づくり業務委託	1,486,036	1,550,044	1,625,393	1,452,440
放課後児童クラブ業務委託	56,786,400	64,198,993	71,182,981	-
ものづくり受託事業	2,877,193	-	-	-
文化事業受託事業	44,550,193	47,487,542	42,094,461	41,626,189
コンサートホール受託事業	4,519,916	4,436,690	4,490,174	4,393,606
青少年センター受託事業	-	-	757,915	1,150,345
合計	129,347,619	133,418,799	136,328,234	73,939,216

7 事業内容全般

(1) 自主事業

ア 平成30年度の市民文化会館の自主事業

(ア) 事業内容

- ①南こうせつコンサートツアー2018～おもかげ色の空～
- ②平原綾香 15th Anniversary CONCERT TOUR 2018 Dear Music
- ③劇団四季ファミリーミュージカル 「王様の耳はロバの耳」
- ④ORANGERANGE LIVE TOUR 018-019 ~ELEVEN PIECE ~
- ⑤とよた寄席
- ⑥お茶と花と文化講演の集い
- ⑦劇団あおきりみかん公演
- ⑧NAGOYA JAZZ WEEK 2018in TOYOTA 渡辺貞夫オーケストラ

(イ) 自主事業の承認について【指摘】

指定管理基本協定書において、指定管理施設における自主事業については、事前の協議と承認が必要とされている（第23条、別記3「指定管理者自主事業実施基準」）。

上記基準第3においては、「指定管理者が自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。」と規定している。

平成30年度自主事業は、上記①から⑧であるところ、「平成30年度事業計画書」には、自主事業として、①南こうせつコンサート、②平原綾香コンサート及び⑧NAGOYA JAZZ WEEK 2018 in TOYOTA の記載があるのみである。

また、財団の「指定管理者自主事業承認願」及び市の「指定管理者自主事業承認協議回答書」も、上記3コンサートに関するもの以外見当たらなかった。その理由を照会したところ、次のような回答であった。

当時、指定管理者の自主事業の定義において、買い取り公演は一般受付開始前に利用調整で会場を事前に確保することが、認められていなかった。しかしツアー日程の関係で、事前に会場確保が必要となり、やむを得ず指定管理者の自主事業からは外れるが、財団として実施することで会場確保をした結果、市から指定管理者の自主事業として承認していただけず、財団の事業計画書にはあっても、指定管理関係の計画書には無いという事態が生じた。

しかしながら、「豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの管理運営等に関する基本協定書」の別記3「指定管理者自主事業実施基準」において、自主事業は、以下の定義とされている。

第2 この基準における自主事業とは、市が定める管理運営業務仕様書に指定管理者が行うべきものとして具体的定めがなく、また指定管理料で当該経費を支出していないもので、指定管理者が自らの企画により行う事業をいう。

上記基準からは、財団の主張するような自主事業の定義は窺えず、財団は承認申請書も提出していないにもかかわらず、「承認していただかず」と回答するなど、結局財団の回答によっても承認願を提出しなかった理由は不明であった。

上記③ないし⑦の公演はいずれも「自主事業」に該当すると考えられるから、財団においては、上記基本協定書を順守し、事前に自主事業の協議・承認を行うべきである。

(ウ) (ア) ④について

入場料収入の予算額901万9000円に対し、決算額は860万3800円となっている。

また、プロモーターに対する公演の委託契約の業務委託料について、予算額779万8000円が804万9990円に増額している。契約書によれば、業務委託料の金額は、779万7600円（消費税込）であり、約25万円増大した理由は不明であった。

また、チケットの販売手数料が予算額26万2000円から65万5328円に増大している。

これら収入の減少と支出の増大の結果、決算額は、収入合計863万3540円に対して、支出合計934万1863円となり、70万8323円の赤字分が発生した。赤字分は、他事業の収益分から補填するようである。

財団の作成した評価書には、「会館のチケットシステムではなくプレイガイドで購入する方が予想以上に多かったため、委託販売手数料が当初の予算を超えた。」と記載がある。しかしながら、業務委託料の増額要因については記載がない。

財団に入場料の収入の予算額を照会したところ、「全席指定5800円、枚数1555枚」との回答であった。

また、プロモーターに対する業務委託料が増大した理由を財団に照会した結果、「契約書第3条で チケット販売が1400枚を超えた場合は、チケット代金5800円×50%×（総販売枚数－1400）を業務委託に加算する。」との回答であった。

(エ) 自主事業の予算書審査について【意見】

上記の財団の回答結果によると、予算段階で、チケット販売を1555枚として、1400枚を超過する販売枚数を前提としているにも関わらず、プロモーターに対する業務委託料の加算を予算として計上しておらず、予算額の各費目の計上に矛盾がある。

仮に1400枚を155枚超過したとした場合、44万9500円（5800円×50%×155枚）の委託料を計上する必要があり、財団の自主財源からの組入れを前提とした赤字予算となる可能性が高い。

したがって、財団においては、事業の予算の策定に当たり、各費目間に矛盾が生じないように適切に算定すべきである。

また、市としても、指定管理基本協定書において、指定管理施設における自主事業については、承認願と承認が必要とされているにもかかわらず、当該事業については事前に申請がなされておらず、基本協定書に依拠して、自主事業の事前申請と承認手続が履践されるよう徹底すべきである。その上で、予算書を的確に審査すべきである。

イ 平成29年度の市民文化会館の自主事業

(ア) 事業内容

- ① アニソンBIGスーパーライブ2017 in 豊田
- ② おかあさんといっしょガラピコぷ〜がやってきた！！
- ③ 玉置浩二コンサート
- ④ とよた寄席

(イ) (ア) ①について

入場料収入が予算額560万円に対して、決算額371万1600円となっている。その結果、自主財源106万2045円を使用している。

しかしながら、評価書には、経済性からみた事業評価の効果点「1」とされ、「チケットの価格設定と公演委託料に検討が必要」との記載があるにすぎない。

そこで、財団に入場料の収入の予算額を照会したところ、「一般4000円、枚数1400枚」「高校生以下3000円、枚数一般1400枚に含む」との回答であった。

また、財団に目標動員数を追加照会したところ、1400人として予算を作成していたところ、「予算作成時には客席内に機材等を入れる概要が未定であったため、つぶれ席数が予想できず、目標数を超えた人数となっている。」「上限4000円、枚数1123枚」との回答であった。

目標動員数1400人から上限数が277枚も減少する結果となっている。

(ウ) 評価書の記載について【意見】

予算額の算定に当たっては、将来予想である面での一定の難しさがある点は否定しないが、アニメソングのコンサートにおいて、一般入場者のみ1400枚とし、高校生以下の入場者を0として算定しており、非現実的な算定といわざるを得ない。

また、現実の収容人数も目標動員数からも約20%も減少する結果となっており、企画運営が不十分である。この点について、評価書には、「チケットの価格

設定と公演委託料に検討が必要」との記載しかなく、十分な記載がなされていない。

したがって、財団において、企画及び予算の作成を行う際には、現実的な前提に依拠してなされるべきである。

また、収支が赤字になった場合や予算額から決算額が変動した場合、その要因を分析し、評価書に具体的に記載するように努めるべきである。

(2) 委託事業

ア 平成30年度の市からの委託事業は、以下のとおりである。

- ① 豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託 …委託料 439万円
- ② 豊田市青少年音楽活動実施事業委託 …委託料 4162万円

イ 豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託について

(ア) 仕様書には、以下の記載がある。

委託業務

- ① 豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委員会の運営
「事業内容、目標値、予算額、過年度比較分析等審議に必要な資料を作成、提出し協議を行うこと」
- ② パイプオルガンの管理及び活用
活動内容
- ③ 事業計画（案）等の作成
 - ・平成31年度事業計画（案）
*事業内容、目標チケット販売数、予算額、過年度比較等審議に必要な情報を明記すること。
 - ・平成30年度実施事業評価書
*事業収支一覧表、各事業実績データ及び収益率の一覧表、実施結果の分析・検証を明記すること。

(イ) 実績報告書について【指摘】

委託仕様書によれば、「委託期間終了時には実績報告書及び決算書を提出しなければならない」とされ、「実績報告書は、以下の内容を含めることとする。…平成31年度事業計画（案）、平成30年度実施事業評価書、専属オルガニスト職務記録」とされている。

しかしながら、提出を受けた実績報告書に、①平成31年度事業計画（案）、②平成30年度実施事業評価書及び③専属オルガニスト職務記録のいずれも添付されていなかった。

この点を照会したところ、令和元年11月28日のヒアリングにおいて、市から以下の書類が提出された。

A 平成30年度豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委託実績報告書

- B 豊田市コンサートホール平成30年度事業実績一覧（1枚目の右上に「参考資料①」と印字あり）
 - C 豊田市能楽堂平成30年度事業実績一覧（1枚目の右上に「参考資料②」と印字あり）
 - D 平成31（2019）年度クラシック音楽・能楽鑑賞会事業計画書①から⑧
 - E 平成31年度事業計画クラシック音楽部門（1枚目右上に「資料①」と印字あり）
 - F 平成31年度事業計画能楽部門（1枚目右上に「資料②」と印字あり）
- そして、以下の説明がなされた。

別のフォルダに入っていた。コンサートホール、鑑賞事業のフォルダに入っていた。

しかしながら、提出を受けた上記AないしFの書類は、ホチキス止めやパンチ穴で綴じられておらず、実績報告書に添付されて提出されたか判然としない。

しかも、上記Aの書類については、既に提出を受けた実績報告書に添付されており、Aの書類について同じもの2通が添付されていたということになり、市の説明は不自然・不合理である。

さらに、委託仕様書によれば、「平成30年度実施事業評価書」が求められているにもかかわらず、市から提出を受けた書類は、B及びCであり、右上に「参考資料」と記載がされているものにすぎず、実施事業評価書といった表題の記載も一切ない。

よって、市の説明及び提出資料をもってしては、実績報告書に上記AないしFが添付されて市に提出されたとまで認定することは困難である。

よって、財団の報告内容は委託契約違反であるおそれが高いといえ、速やかに是正されるべきである。

なお、仮に市の説明のとおりであった場合であったとしても、所管課の監督書類管理が十分とはいえず、今後の監督態勢も改善すべきである。

(ウ) パイプオルガンについて【意見】

パイプオルガンの管理及び活用が委託業務の範囲とされている。

他方、指定管理に関する「豊田市コンサートホール・能楽堂管理運営業務仕様書」において、「7 施設の維持管理 (7)パイプオルガン保守点検業務」が規定されている。

財団に対して、指定管理と別に委託をしている理由を照会したところ、次のような回答であった。

パイプオルガンはコンサートホールの施設に一体化されているため、仮に財団が指定管理から外れても、維持管理が必須です。パイプオルガンなどの大型楽

器を最適な状態に保つためには、定期的に音を鳴らす、機構を動かすことが必要です。弾き込みをするオルガニストは別途委託することにより、指定管理から外れても最適なオルガン管理が行われるようにしています。

パイプオルガンの管理及び活用を指定管理と一体とした場合、指定管理者が財団以外の第三者になったときは、適切なオルガンの管理ができない前提に立った回答とも思われる。しかしながら、指定管理者業務としてのオルガンの維持管理を含め、財団以外の第三者が選定されたとしても、当該指定管理者が適切に維持管理をするべき問題であり、別途委託を必要とするとは思われない。

一方で、指定管理と別個にオルガンの管理及び活用を委託することで、指定管理者と委託業者それぞれについて新規参入の機会を増大するというメリットも考えられないわけではない。したがって、維持管理業務を指定管理の対象から独立させて、市が別途委託することも考えられるが、パイプオルガンの管理及び活用の委託を受けた者が、オルガン奏者に再委託している現状では、結局、パイプオルガンの活用について、委託料が別個発生する事態が生じているにすぎない。

そこで、パイプオルガンの管理及び活用の委託業務については、指定管理業務と重複している部分もあるところ、①オルガン奏者に対する直接委託の契約を検討する、②指定管理業務と一括して、市の財政負担の削減を図ることなども検討し、両者の関係を整理すべきである。

ウ 豊田市青少年音楽活動実施事業委託

(ア) 収支

契約金額 4 1 6 2 万 6 1 8 9 円

豊田市少年少女合唱団

収入事業受託収入予算	9 7 5 万 8 0 0 0 円	決算	同左
支出	予算 9 7 5 万 8 0 0 0 円	決算	9 3 4 万 3 9 9 8 円
市返還金	4 1 万 4 0 0 2 円		

豊田市ジュニアマーチングバンド

収入事業受託収入予算	2 0 7 2 万 7 0 0 0 円	決算	同左
支出	予算 2 0 7 2 万 7 0 0 0 円	決算	1 9 7 0 万 8 8 5 1 円
市返還金	1 0 1 万 8 1 4 9 円		

豊田市ジュニアオーケストラ

収入事業受託収入予算	1 4 3 9 万 2 0 0 0 円	決算	同左
支出	予算 1 4 3 9 万 2 0 0 0 円	決算	1 2 5 7 万 3 3 4 0 円
市返還金	1 8 1 万 8 6 6 0 円		

(イ) 委託契約書

平成30年4月1日付けで、市及び財団間で、委託費 4 4 8 7 万 7 0 0 0 円の委託契約書が締結されている。

同契約書には、「豊田市業務委託契約約款」、「委託費積算書」、「H30 豊田市少年少女合唱団 明細書」、「H30 豊田市ジュニアマーチングバンド 明細書」、「H30年 豊田市ジュニアオーケストラ 明細書」、「委託仕様書」、「豊田市青少年音楽活動実施要項」及び「個人情報の取り扱いに関する特記」が記載されている。

「委託費積算書」には、金額の記載がなく、別紙明細書参考と記載されているのみである。

しかし、「H30 豊田市少年少女合唱団 明細書」、「H30 豊田市ジュニアマーチングバンド 明細書」及び「H30年 豊田市ジュニアオーケストラ 明細書」には、金額が全く記載されていない。

委託仕様書の「6 剰余金に関する事項」において、委託料に剰余金が生じた場合は、甲乙双方で変更契約を締結し、乙は甲にその剰余金を返還するものとされている。

契約書上、積算の基礎及び金額が明記されていないと、市としても、財団において不要・不適切な支出がなされているか否かの検証や剰余金の有無・金額の確認に支障をきたし、市への剰余金の返還にも影響するおそれがある。

(ウ) 実際に、見積書に全く記載のない費用の発生もある。

たとえば、以下のとおりである（金額5万円以上のもの）。

豊田市少年少女合唱団

報償費 定期演奏会演奏曲編曲謝礼 7万円

報償費 定演委嘱作品製本費用 16万4160円

豊田市ジュニアマーチングバンド

報償費 特別講師（スポーツトレーナー指導） 5万円

報償費 演奏会演出料・アレンジ料 50万0002円

消耗品費 カラーガード旗 28万2520円

使用料 全国大会練習会場使用料 5万4000円

使用料 全国大会出場強化練習（日本ガイシホール）バス借上 15万7200円

豊田市ジュニアオーケストラ明細書

報償費 定期演奏会（春）出演料（ソリスト）1回 12万円

この点、ジュニアマーチングバンドの報償費「演奏会演出料・アレンジ料 50万0002円」について、財団に照会したところ、次のような回答であった。

指導者に支払っている報償費のひとつです。マーチングバンドは、金管楽器や打楽器を常に動きながら演奏するパフォーマンスアートです。そのための振り付け、動きを考えるのが演出料です。また、マーチングバンドは専用の楽譜が

存在せず、既存の楽曲の楽譜をマーチングバンド用に編曲、書き直す必要があります。これがアレンジ料です。

なお、委託料として、「SHOW 作成一式 145万4975円」、「SHOW 作成 仲介業務委託18万円」が支出されている。しかしながら、定期演奏会楽譜アレンジとして4万円の予算計上がなされているが、予算執行されていない。

(エ) 委託契約書に積算金額を明記すべきこと【意見】

契約書上、積算の基礎とともに金額が明記されるべきである。また、委託金額の積算金額に一定額以上の変更がなされた場合、委託仕様書の「4 甲の承認を要する事項」の「(3)その他異例又は重要なこと。」に該当するものと解するか、又はその旨明記するなどして、市の承認を要するとすることが望ましい。

(3) 市負担事業（共催事業）

ア クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金

(ア) 事業目的

クラシック音楽・能楽鑑賞会の実施に関する協定書には、以下のとおり規定されている。

本事業は、市民の音楽及び伝統文化への興味関心を高め、伝統文化を継承し、また、市民自らが文化芸術を創造する意識を育むことを目的とする。

(イ) 市負担金

平成30年度の市の負担は、以下のとおりである。

1億1885万8000円

3291万9822円戻入

市負担額 8593万8178円

(ウ) 清算金

協定書6条には清算金について次のように規定されている。甲は市、乙は財団である。

収支に差額が生じた場合は、甲乙協議の上、清算する。甲に清算金として返還する金額は、 $\text{収支差額} \times \frac{\text{甲の負担金概算払額}}{\text{甲の負担金概算払額} + \text{乙の負担金概算払額}}$

財団の説明によると、財団の負担金額がないため、市に全額返還されるとのことである。

(エ) 事業別収支及び負担金決算額

平成30年度の事業別収支及び負担金決算額は、【図表2-1-7】のとおりである。

【図表 2-1-7】平成30年度事業別収支及び負担金決算額

(金額単位：円)

事業 番号	事業名	支出決算額	事業収入		豊田市負担金	財団 負担金	事業収 入割合
			入場料収入	その他			
	共催事業	14,924,978	0	223,000	14,701,978	0	1.5%
001	NHK交響楽団	12,478,137	6,555,250	0	5,922,887	0	52.5%
002	世界音楽の旅シリーズ オカリナ七重奏団G.O.B-ゴブー	2,240,449	2,615,000	0	-374,551	0	116.7%
003	ワディム・レービン ヴァイオリン・リサイタル	5,132,908	3,880,050	16,252	1,236,606	0	75.9%
004	エストニア国立男性合唱団	4,186,134	2,230,000	8,810	1,947,324	0	53.5%
005	【中止】シプリアン・カツァリス ピアノ・リサイタル	277,308	0	0	277,308	0	0.0%
006	チック・コリア	8,832,880	5,589,100	24,076	3,219,704	0	63.5%
007	サンクトペテルブルグ・フィルハーモニー交響楽団	19,260,775	9,066,200	23,113	10,171,462	0	47.2%
008	エマニュエル・パコ トリオ	3,467,557	2,649,200	38,411	779,946	0	77.5%
009	ヴェルフガング・ツェラー オルガン・リサイタル	1,761,440	571,950	6,302	1,183,188	0	32.8%
010	ウーレン・シュトラウス・フェスティバル・オーケストラ	8,502,786	4,949,700	150,000	3,403,086	0	60.0%
011	石田組	717,056	0	87,780	629,276	0	12.2%
012	名古屋フィルハーモニー交響楽団 豊田市コンサートホール・シリーズVol.6	6,313,424	0	5,845	6,307,579	0	0.1%
013	狂言風オペラ2019「フィガロの結婚」	8,346,144	3,326,700	2,500,000	2,519,444	0	69.8%
014	【中止】レイフ・オヴェ・アンズネス ピアノ・リサイタル	291,451	0	0	291,451	0	0.0%
015	市民クラシックコンサート	2,543,080	1,128,000	0	1,415,080	0	44.4%
016	とよたフレッシュコンサート	671,158	105,100	80,000	486,058	0	27.6%
017	豊田市民国際芸能フェスティバル	594,032	0	0	594,032	0	0.0%
018	かーるくクラシック イブニングコンサート	5,996,599	2,072,240	145,325	3,779,034	0	37.0%
	かーるくクラシック フェスティバルコンサート						
019	お昼のパイプオルガンコンサート	3,361,008	1,107,100	0	2,253,908	0	32.9%
020	パイプオルガンを楽しむための講座	1,083,291	340,800	0	742,491	0	31.5%
021	オルガン演奏体験講座	374,800	62,000	0	312,800	0	16.5%
022	コンサートホールフェスティバル	3,496,242	578,650	0	2,917,592	0	16.6%
023	みんなで歌おう懐かしい歌を	3,509,330	3,459,300	0	50,030	0	98.6%
024	さつき能 能「通小町」 狂言「膏薬煉」	2,666,442	1,349,800	0	1,316,642	0	50.6%
025	能楽堂で見る伝統芸能シリーズ38 中国古典劇「崑劇」	2,500,169	1,341,200	433,948	725,021	0	71.0%
026	納涼能 能「百万」 狂言「水掛罨」	3,064,799	1,278,000	0	1,786,799	0	41.7%
027	能楽堂で見る日本の伝統芸能シリーズ39 「寄席への招待」	3,578,785	1,441,200	0	2,137,585	0	40.3%
028	特別公演 「翁」 能「祝言之式 高砂」	5,132,617	1,779,300	0	3,353,317	0	34.7%
029	冬月能 能「八島」 明説「義経の栄光と最期」	3,248,833	1,350,600	0	1,898,233	0	41.6%
030	新春能 能「竹生島」 狂言「福の神」	3,395,228	1,560,200	0	1,835,028	0	46.0%
031	狂言づくし 狂言「庵の梅」 新作「天下盗人」	3,020,526	1,789,100	0	1,231,426	0	59.2%
032	やよい能 能「熊野」 狂言「延命袋」	3,312,282	1,699,400	0	1,612,882	0	51.3%
033	能楽入門講座 「囃子体験教室」	452,350	42,000	0	410,350	0	9.3%
034	豊田市民演能会	385,206	0	127,500	257,706	0	33.1%
035	能狂言が見たくなる講座	2,087,284	285,560	0	1,801,724	0	13.7%
036	ふらっと能楽堂	611,648	115,500	0	496,148	0	18.9%
037	夏休み親子企画「わくわく能楽体験」	1,504,524	124,000	0	1,380,524	0	8.2%
038	ロビーコンサート	292,170	0	0	292,170	0	0.0%
039	アウトリーチ	634,910	0	0	634,910	0	0.0%
合 計		154,250,740	64,442,200	3,870,362	85,938,178	0	44.3%
			68,312,562				

イ 文化事業負担金

(ア) 事業目的

文化事業の実施に関する協定書には、以下のとおり規定されている。

本事業は、市民が文化への興味関心を高め、自らが文化を創造していく意識を育み、心豊かな市民生活を実現することに寄与することを目的とする。

(イ) 平成30年度の事業名

- ①市民ギャラリー展
- ②こどもによる日本の伝統芸能
- ③ジュニアブラスコンサート
- ④吹奏楽フェスティバル
- ⑤王位戦大盤解説
- ⑥第14回とよたふれあい将棋フェスティバル
- ⑦第50回市民民謡講習会
- ⑧おいでんアート体験フェア
- ⑨秋季市民茶会
- ⑩第39回とよた囲碁まつり

(ウ) 収支

収入決算額	1537万円
事業収入	31万1000円
協賛金収入	5万円
市負担金	1500万9000円
財団負担金	0円
支出決算額	1035万1611円
収支差額	447万7389円(市に返還)

ウ 舞台芸術人材育成活用事業

(ア) 事業目的

舞台芸術人材活用事業の実施に関する協定書は、以下のとおり規定している。

本事業は、舞台芸術(演劇)を通じて、創作・発表・鑑賞者の育成や市民の文化活動を支える人材を増やし、文化芸術の創造を支える専門家やリーダーの育成・支援をすることを目的とする。

(イ) 収支

収入決算額	653万3000円
事業収入	185万7000円
協賛金収入	0円
市負担金	319万6000円
財団負担金	130万円
支出決算額	628万4703円(うち市負担金314万7451円)
市返還金	4万8549円

エ 文化活動者派遣事業

(ア) 事業目的

文化活動者派遣事業の実施に関する協定書は、次のとおり規定している。

文化芸術振興計画を市民と協働で推進し、文化活動者が子どもの育成に携わることができるような仕組みづくりを行うことを目的とする。

(イ) 収支

収入決算額 130万円（市負担金）

支出決算額 127万3593円

市返還金 2万6407円

オ 事業の検証分析

(ア) 協定書に基づく財団の義務

以上アからエに記載した協定書の各第3条及び第7条は、いずれも以下のとおり規定している。甲は市、乙は財団である。

第3条 業務分担は次のとおりとする。

1 甲は、計画書に基づき円滑に事業が実施されるよう、次の業務を行う。

ア 定期的な実施状況の把握

イ 事業後の検証内容の把握

2 乙は、次の業務を行う。

ア 計画書に基づく事業の実施と目標達成に向けた効率的で効果的な業務の遂行

イ 事業実施状況等の事前報告、広報印刷物等の提出

ウ 事業後の分析、検証及び報告

第7条 乙は事業終了後、速やかに事業の結果及び決算の報告を甲にしなければならない。

(イ) 事業計画書の提出の記載内容

「文化事業の実施に関する協定書」と「舞台芸術人材育成活用・創造事業の実施に関する協定書」で求められている事業計画書には、参加目標人数などの評価指標の設定がなされていない。

(ウ) 事業後の分析、検証及び報告

「平成30年度クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金事業実施報告書」には、協定書第3条第2項ウの「事業後の分析、検証及び報告」のうち、分析・検証の十分な記載が窺われない。また、「平成30年度事業別収支及び負担金決算額」には、「事業収入割合」が記載され（この割合は、支出決算額中の事業収入の割合を指すものと考えられる）、決算欄に収支率が記載されている（この率は、事業費中の入場料収入の割合を指すものと考えられる）が、予算額との比較対照や分析がなされていない。また、入場料収入が予算額よりも下回った場合の原因分析

や今後の対応等の記載もない。「文化事業の実施に関する協定書」と「舞台芸術人材育成活用・創造事業の実施に関する協定書」で求められている事業実績報告書に添付された各事業ごとの「平成30年度事業報告書」には、事業名、事業区分、事業目的、対象者、事業実施内容（期日、会場、参加人数及び内容）及び事業決算の記載があるのみである。

(エ) 結果【意見】

市から多額の負担金が支出されている以上、財団においては、各事業の事業計画書に参加目標人数などを記載して評価指標の設定を行うべきである。また、事業結果については、たとえば、参加目標人数との対比、参加者のアンケート結果の記載等を行うなど、事業目的に照らした事業後の分析、検証を十分に行い報告書に明記すべきである。

8 指定管理

(1) 財団が指定管理する施設の全体

平成30年4月1日現在、財団が指定管理により管理する施設は、【図表1-3】監査対象とした出資団体が指定管理する施設一覧（10頁）のうち、団体名に財団が記載された施設である。

(2) 監査の対象範囲

財団を所管する文化振興課が併せて予算を所管する次の施設に限定して、監査の対象とした。

- ・市民文化会館、市民ギャラリー
- ・視聴覚ライブラリー
- ・コンサートホール・能楽堂

以下では、項を変えてこの順に詳細に検討する。

9 豊田市民文化会館・豊田市民ギャラリー

(1) 設置根拠

市民文化会館及び市民ギャラリーは、豊田市民文化会館条例及び豊田市民文化会館管理規則に基づいて設置及び管理されている。

市民ギャラリーは、市民文化会館の附属施設と位置づけられている。

(2) 指定管理の協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成26年4月1日

協定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 1億5377万5235円

(3) 施設概要

ア 市民文化会館

市民文化会館の施設の概要は、【図表2-1-8】のとおりである。

【図表2-1-8】市民文化会館施設概要（平成30年度要覧より）

施設名	豊田市民文化会館	
所在地	豊田市小坂町12-100	
敷地面積	33,534㎡	
供用開始	大ホール：昭和56年7月7日 小ホール：昭和50年11月3日	
	建築面積	8,295㎡
	延床面積	17,225㎡
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階
	駐車台数	500台
	貸出施設	定員等
	大ホール	1708名
	小ホール	436名
	和室	12.5畳
	展示室A	593㎡
	展示室B	144㎡
	リハーサル室	228㎡
	練習室A	44㎡
	練習室B	50㎡
	練習室C	97㎡
	大会議室	73名
	会議室A	20名
	会議室B	24名

イ 豊田市民ギャラリー

所在 豊田市西町5-5 VITS豊田タウン地下1階

貸出施設 展示室A、B、C 508㎡

(4) 2施設を一本で指定管理している理由

市の説明によると、市民ギャラリーが市民文化会館と一本で指定管理に出されている理由は次のとおりであった。

「豊田市民文化会館条例第2条第2項」において、市民ギャラリーは市民文化会館の附属施設という位置づけがされている。市民ギャラリーは市民文化会館の展示室機能を補完する目的の施設であるため、市民文化会館の指定管理協定の中に含まれるものとする。また、市民文化会館と併せて管理することで管理職の兼務によるコスト

削減や、展示機能の一体的な管理や情報展開によるサービスの向上を見込めると考える。

(5) 利用率・稼働率の推移

過去5年間の利用率（利用日数（貸出日数）÷利用可能日数（貸出可能日数））の推移の推移は【図表2-1-9】、稼働率（利用日数（貸し出した時間帯毎のコマ数の累計）÷利用可能コマ数（貸出可能時間帯毎のコマ数の総計））は【図表2-1-10】のとおりである。

【図表2-1-9】利用率の推移5年分の推移 (%)

利用率	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民 文化会館	大ホール	72.0	57.1	64.3	74.1	51.9
	小ホール	76.9	67.9	71.4	59.3	66.7
	リハーサル室	42.3	53.6	32.1	33.3	48.1
	練習室A	80.8	75.0	82.1	85.2	77.8
	練習室B	15.4	28.6	21.4	25.9	44.4
	練習室C	92.3	57.1	92.9	85.2	77.8
	会議室A	50.0	53.6	50.0	77.8	63.0
	会議室B	53.8	67.9	75.0	63.0	70.4
	大会議室	26.9	28.6	28.6	37.0	37.0
	展示室A	53.8	60.7	57.1	48.1	59.3
	展示室B	53.8	67.9	53.6	63.0	59.3
和室	23.1	39.3	17.9	66.7	51.9	
市民 ギャラリー	展示室A	34.6	42.9	27.5	32.1	24.5
	展示室B	46.3	54.5	43.5	46.6	38.2
	展示室C	36.9	50.3	36.3	38.0	35.0

【図表2-1-10】稼働率の推移5年分の推移 (%)

稼働率	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民 文化会館	大ホール	61.3	52.4	48.8	61.7	45.7
	小ホール	59.0	54.8	59.5	46.9	56.8
	リハーサル室	25.6	47.6	22.6	18.5	37.0
	練習室A	44.9	42.9	47.6	54.3	43.2
	練習室B	10.3	19.0	10.7	14.8	23.5
	練習室C	61.5	38.1	71.4	48.1	48.1
	会議室A	26.9	31.0	26.2	59.3	42.0
	会議室B	25.6	41.7	44.0	37.0	39.5
	大会議室	12.8	19.0	17.9	21.0	25.9
	展示室A	44.9	54.8	45.2	43.2	50.6
	展示室B	42.3	57.1	46.4	58.0	43.2
	和室	12.8	20.2	13.1	46.9	35.8
市民 ギャラリー	展示室A	34.6	42.9	27.5	32.1	24.5
	展示室B	46.3	54.5	43.5	46.6	38.2
	展示室C	36.9	50.3	36.3	38.0	35.0

(6) 市民文化会館等の収支

平成30年度の市民文化会館及び市民ギャラリーの管理運営等に関する収支は、
【図表2-1-11】のとおりである。

【図表2-1-11】市民文化会館及び市民ギャラリー管理運営等収支決算書

区 分		決算額	合計 (税込)		
収入	管理収入	指定管理料収入	153,459,235円	153,459,235円	
		受取人事補助金収入	78,026,556円	78,026,556円	
	事業収入	事業参加料収入		35,572,361円	35,572,361円
		他収入	自主事業剰余金		0円
収入合計		231,485,791円	35,572,361円	267,058,152円	
支出	科目	給料手当	64,700,823円		64,700,823円
		法定福利費	9,746,558円		9,746,558円
		退職給付費用	3,579,175円		3,579,175円
		報償費	66,000円		66,000円
		旅費	54,340円	960円	55,300円
		消耗品費	4,155,674円	51,371円	4,207,045円
		燃料費	76,214円		76,214円
		食糧費		10,549円	10,549円
		印刷製本費	763,992円	612,225円	1,376,217円
		光熱水費	51,188,154円		51,188,154円
		修繕費	5,602,228円		5,602,228円
		医薬材料費	3,790円		3,790円
		賄材料費	9,714円		9,714円
		通信運搬費	806,537円	272,775円	1,079,312円
		広告料		359,700円	359,700円
		手数料	1,508,628円	1,631,241円	3,139,869円
		保険料	259,934円		259,934円
		委託料	84,780,714円	28,606,030円	113,386,744円
		使用料	1,226,686円	2,854,643円	4,081,329円
		原材料費	29,430円		29,430円
		負担金	36,000円		36,000円
		公課費	200円	31,400円	31,600円
		施設管理費合計		228,594,791円	34,430,894円
間接費		2,891,000円		2,891,000円	
小 計		231,485,791円	34,430,894円	265,916,685円	
支出合計		231,485,791円	34,430,894円	265,916,685円	

10 豊田市コンサートホール・能楽堂

(1) 設置根拠

コンサートホール・能楽堂は、豊田市コンサートホール・能楽堂条例及び豊田市コンサートホール・能楽堂管理規則に基づいて設置及び管理されている。

(2) 指定管理に関する協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成26年4月1日

協定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 8538万9000円

(3) 施設概要

【図表 2-1-12】施設概要（平成30年度要覧より）

施設名	豊田市コンサートホール・能楽堂	
所在地	豊田市西町1丁目200番地 豊田参合館8階	
敷地面積	33,534㎡	
開館	平成10年11月3日	
	敷地面積	6441.73㎡（ビル全体）
	建築面積	3978.06㎡（ビル全体）
	延床面積	45460.74㎡（ビル全体）
		コンサートホール 9407.53㎡
		能楽堂 2148.47㎡
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造	
貸出施設	定員等	
	コンサートホール	1004名
	能楽堂	458名
	多目的ホール	90㎡
	リハーサル室1	98㎡
	リハーサル室2	93㎡
	板の間	15畳相当

(4) 利用率・稼働率の推移

過去5年間の利用率・稼働率の推移は、【図表 2-1-13】のとおりであった。
利用率及び稼働率の意味は57頁記載のとおりである。

【図表 2-1-13】過去5年間の利用率・稼働率の推移 (%)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	利用率	稼働率								
コンサートホール	61.2	42.4	61.8	43.2	60.7	39.3	57.0	40.2	53.7	39.1
能楽堂	25.2	15.6	23.1	14.3	21.4	13.1	18.8	11.4	17.8	11.5
多目的ホール	26.4	15.8	30.5	21.4	50.0	23.8	43.6	27.6	48.3	28.8
リハーサル室1	19.8	11.5	18.8	10.9	28.6	17.9	13.1	8.9	15.2	10.5
リハーサル室2	25.5	14.6	22.0	12.1	39.3	22.6	21.0	13.2	18.7	11.3
板の間	54.5	30.9	56.7	33.2	64.3	38.1	50.3	26.8	52.7	28.8

(5) コン서트ホール・能楽堂の収支

平成30年度のコンサートホール・能楽堂の管理運営等に関する収支は、【図表 2-1-14】のとおりであった。

【図表 2-1-14】コンサートホール・能楽堂の管理運営等に関する収支決算書

区 分		決算額	決算額 (公1共催)	決算額 (公1受託)	決算額 (公2受託)	合計 (税込)
収入	管理収入					
	指定管理料収入	81,257,313円				81,257,313円
	受取人事補助金収入	104,583,663円				104,583,663円
	事業参加料収入		65,378,614円		20,000円	65,398,614円
	事業受託収入			4,306,606円	12,299,340円	
	助成金収入		2,933,948円			
	負担金収入		85,938,178円			85,938,178円
	収入合計	185,840,976円	154,250,740円	4,306,606円	12,319,340円	356,717,662円
支出	科目					
	給料手当	85,853,742円				85,853,742円
	法定福利費	13,540,256円				13,540,256円
	退職給付費用	5,189,665円				5,189,665円
	報償費	16,000円	4,542,967円	4,286,106円	7,314,650円	16,159,723円
	旅費	52,360円	277,350円		177,994円	507,704円
	消耗品費	2,424,193円	577,458円		546,635円	3,548,286円
	燃料費	26,701円				26,701円
	食糧費		665,871円		10,303円	676,174円
	印刷製本費	873,176円	11,566,160円		549,288円	12,988,624円
	光熱水費	26,241,478円				26,241,478円
	修繕費	1,369,446円				1,369,446円
	医薬材料費	2,097円			3,855円	5,952円
	賄材料費	2,514円				2,514円
	通信運搬費	1,108,352円	2,446,219円		17,813円	3,572,384円
	広告料		4,156,190円			4,156,190円
	手数料	3,536,801円	7,145,164円		176,120円	10,858,085円
	保険料	270,930円	27,240円		247,460円	545,630円
	委託料	42,824,575円	109,447,866円		2,385,218円	154,657,659円
	使用料	815,690円	13,311,255円	18,300円	1,039,604円	15,184,849円
	負担金	57,000円	10,000円		30,000円	97,000円
	公課費	6,000円	77,000円	2,200円	20,400円	105,600円
	施設管理費合計	184,210,976円	154,250,740円	4,306,606円	12,519,340円	355,287,662円
間接費	1,630,000円				1,630,000円	
小 計	185,840,976円	154,250,740円	4,306,606円	12,519,340円	356,917,662円	
	支出合計	185,840,976円	154,250,740円	4,306,606円	12,519,340円	356,917,662円

1.1 豊田市視聴覚ライブラリー

(1) 設置根拠

視聴覚ライブラリーは、豊田市視聴覚ライブラリー条例及び豊田市視聴覚ライブラリー管理規則に基づいて設置及び管理されている。

(2) 指定管理

基本協定書協定締結年月日 平成29年4月1日

協定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

年度協定書協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 1238万7000円

(3) 施設概要【図表2-1-15】(平成30年度要覧より)

施設名	豊田市視聴覚ライブラリー		
所在地	豊田市挙母町3-59		
敷地面積	33,534㎡		
開館	昭和48年3月31日		
	敷地面積	3237㎡	
	建築面積	595㎡	
	延床面積	1792.6㎡	
	構造	鉄筋コンクリート	3階建て
	駐車台数	61台	
	貸出施設	定員	
	第1研修室	50名	
	第2研修室	25名	
	集会室	120名	
	控室	5名	
	第1会議室	90名	
	第2会議室	50名	

(4) 収支状況

平成30年度の視聴覚ライブラリーの管理運営等に関する収支決算書は、【図表2-1-16】のとおりである。

【図表2-1-16】視聴覚ライブラリーの管理運営等に関する収支決算書

区 分		決算額		合計(税込)	
収入	管理収入	指定管理料収入	11,963,426円	11,963,426円	
		受取人事補助金収入	19,211,012円	19,211,012円	
	事業収入	事業参加料収入		98,500円	98,500円
収入合計		31,174,438円	98,500円	31,272,938円	
支出	科目	給料手当	17,251,680円	17,251,680円	
		法定福利費	1,771,072円	1,771,072円	
		退職給付費用	188,260円	188,260円	
		報償費	20,000円	70,000円	90,000円
		旅費	23,250円		23,250円
		消耗品費	369,087円	41,311円	410,398円
		燃料費	1,250円		1,250円
		食糧費		8,660円	8,660円
		印刷製本費	38,880円		38,880円
		光熱水費	6,074,087円		6,074,087円
		修繕費	641,196円		641,196円
		医薬材料費	2,910円		2,910円
		賄材料費	13,865円		13,865円
		通信運搬費	175,470円		175,470円
		手数料	135,080円		135,080円
		保険料	357,720円		357,720円
		委託料	3,365,287円		3,365,287円
		使用料	504,264円		504,264円
		負担金	5,080円	100,000円	105,080円
		施設管理費合計		30,938,438円	219,971円
間接費		236,000円		236,000円	
小計		31,174,438円	219,971円	31,394,409円	
支出合計		31,174,438円	219,971円	31,394,409円	

(5) 視聴覚機材貸出状況

ア 平成30年度の貸出状況は、以下のとおりである。

16ミリ映写機 0
ビデオカメラ 4件4本
三脚 8件12本
スクリーン35件35本
照明 1件1本
マイクスタンド 18件35本
ビデオプロジェクター 80件81本
ビデオデッキ 48件49本
暗幕 7件11本
移動式音響システム 3件3本
ポータブルアンプ 63件65本
コードリール 9件9本
その他 27件30本
機材合計 398件453本
DVD 35件84本
合計 433件537本

イ 貸出統計について【意見】

貸出件数及び貸出本数のうち、交流館など財団関係施設によるものが、102件、132本と大きな割合を占める。

28交流館については、財団が指定管理者であり、貸出機材等も市民のために有効活用されているとは、必ずしも言い難い。

さらに、視聴覚ライブラリーの映画塾による財団の自己利用件数が15件カウントされている。

指定管理者が自己使用する件数を「貸出」統計に含めることには疑問がある。仮に財団が使用した件数や本数を含めるのであれば、その旨を明記すべきであろう。

また、DVDの貸出タイトルの統計はとっていないとのことである。DVDのタイトルごとの貸出状況が不明であり、貸出タイトルごとの統計をとることも検討すべきである。

(6) 貸出施設

過去5年間の利用率・稼働率の推移は、【図表2-1-17】のとおりであった。利用率及び稼働率の意味は57頁記載のとおりである。

【図表 2-1-17】過去5年間の利用率・稼働率の推移 (%)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	利用率	稼働率								
3階集会室	78.7	36.2	79.4	41.3	87.1	45.0	87.4	47.2	88.4	45.7
3階控室	66.6	29.4	69.2	32.4	75.6	36.1	69.7	32.3	74.8	36.0
3階第1研修室	68.5	34.1	76.8	37.6	78.5	39.2	78.7	39.1	74.8	37.5
3階第2研修室	81.8	43.0	81.6	41.3	76.2	34.9	74.8	34.9	81.6	39.5
2階第1会議室	59.6	28.5	64.4	34.9	68.2	36.0	63.5	36.5	71.3	36.9
2階第2会議室	83.1	44.7	80.3	46.4	87.5	47.8	87.7	45.4	88.4	49.6

1.2 指定管理施設の再委託契約について

(1) 協定書及び財団の規則

指定管理者の第三者への再委託に関して基本協定書は、以下の規定をしている。

第9条 乙は、管理運営業務の全部を一括して又は管理運営業務のうちの主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理運営業務のうちの主たる業務を除く業務を第三者へ委託し、又は請け負わせようとするときは、業務内容、業者名、契約金額を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

管理運営業務の全部又は主たる業務を第三者に委託するには、市の承認が必要である。また、財団においては、委託契約に関して、以下の規則を策定している。

- ①公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則
- ②公益財団法人豊田市文化振興財団契約事務要綱
- ③公益財団法人豊田市文化振興財団業務委託等競争入札参加者の資格審査及び氏名等に関する要綱
- ④公益財団法人豊田市文化振興財団業者選定審査会要綱
- ⑤公益財団法人豊田市文化振興財団入札参加停止要綱

(2) 契約締結の方法

指定管理施設の再委託契約について、他の施設も一体として委託している契約が多数存在する。複数施設の指定管理者として継続することが前提とされているようである。また、委託する施設の選定の具体的な根拠が不明確である。

財団へのヒアリングによると、地理的に近接しているものであるとの説明であった。しかしながら、地理的に遠方の施設も一括して契約されているものもあり、財団の説明は合理性を欠く。現状のように複数施設を一括して契約することは、恣意的な分割発注と複数業者への委託の配分といったおそれもなしとはいえない。

財団の説明は次のとおりである。

1 ブロックの基本的な考え方

市民文化会館、産業文化センター、コンサートホール・能楽堂は、コアな大規模施設のため基本は単独。その他を地理的に東西南北ブロックに分けている。施設の増減がある場合、都度、効率性を考慮し、決定している。

業務の効率性＝委託料（入札価格）の低減を踏まえて、振り分けています。

例として、末野原交流館他空調設備保守点検業務委託（No4）については、以下の経過を辿り、現状の物件割り振りとなっています。

- ・以前この物件に含まれていた施設（いずれも平成20年度まで）

平戸橋いこいの広場 物件名 高橋 c c 他（現在の末野原交流館他）

高橋コミュニティセンター 物件名 高橋 c c 他（現在の末野原交流館他）

- ・その他の物件に含まれていた施設（いずれも平成20年度まで）

地域文化広場 物件名 上郷 c c 他

高岡コミュニティセンター 物件名 高岡 c c 他（現在の高岡 c c 他）

棒の手ふれあい広場 物件名 猿投 c c 他

藤岡ふれあいの館 物件名 猿投 c c 他

2 複数施設による物件（入札）についての効率性について

- (1) 予算書の積算が単独物件とした場合の金額であり、その差が複数施設入札による効果であると考えます。（委託料の削減効果）
- (2) 以前は交流館以外の施設は、単独、交流館はブロックをまとめた複合で実施していたが、100を超える物件数だったため、事務量はもちろん入札も3日に渡り実施していた（事務量の効率化）

また、平成4年度の市から委託料が、前年に比べ、約10%ほど減額されたことがあり、その際に、100件を超える契約を、地域ごとにまとめる今の手法に切り替えた結果、10%減の予算で切り抜けられ、従来よりも10%予算を抑えられた実績により、現在もその手法を中心に実施している、との説明もあった。

財団においては、より経済的・効果的な委託の方法がないか、引き続き検討を続けられたい。

また、市においても、基本協定第9条において、財団より、書面により、業務内容、委託業者及び契約金額の提出を受ける際、このような委託の方法が最小の経費で最大の効果が得られる内容となっているか、さらに経済的・効果的な方法がないか、引き続き検討されたい。

(3) 入札状況【意見】

ア 委託契約のうち、上記の指定管理施設が対象に含まれる契約の予定価格（税抜）と落札価格（税抜）（入札の場合）又は見積金額（税抜）（随意契約の場合）との比較を行った（【図表2-1-18】参照）。

これによると、90%以上のものも多数みられる。入札については、指名競争業者の数を増やす、一般競争入札も検討するなどして、委託料の低減に努めるべきである。

イ 随意契約について、財団に対して随意契約とした理由、相見積りの有無・徴収しない理由などを照会したところ、以下の回答であった。

① いずれも「公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則」第16条第2号に該当する。

第16条 随意契約することができる場合は、次に掲げる各号とする。

(2) 性質又は目的が入札に適さないとき。

② その号に該当するとした具体的な根拠について

- ・ 市民文化会館舞台管理運営については、「長年の管理実績とノウハウを活かし市民サービスの維持に最大限対応するため」
- ・ コンサートホール・能楽堂設備管理等保守点検については、「コンサートホール・能楽堂が入居している建物（豊田参合館）の総合管理会社であるため」
- ・ その他の物件については全て、「製造メーカーであるため、故障・事故等に対し補償ができ、設備の性質上責任ある保守管理が必要なため」

③ 各契約について、同規則第17条に基づき、2人以上の者から見積書を徴したか、徴しなかった場合は、その理由

「上記の根拠のため、相見積り徴収はしていません。」

ウ しかしながら、長年の管理実績といっても、既得権益化することは避けるべきであるし、他に同種の業者が複数存在する場合であれば、できるかぎり入札の方式によることも検討すべきである。

また、随意契約に依らざるを得ない場合であっても、「公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則」第17条に基づき、相見積書を徴収すべきである。

財団は、相見積書を徴収しなかった理由を、随意契約とした理由と同様である旨回答している。

しかしながら、随意契約とすることの適否と相見積書を徴収すべきかは、別個の判断であるはずだから、効率性・経済性を図る観点からは、適切とはいえない。

【図表 2-1-18】 予定価格と落札価格又は見積金額との比較

	委託契約名	割合	経過
1	豊田市民文化会館空調設備保守点検	98.00%	第2回入札(指名)
2	末野原交流館他空調設備保守点検	98.90%	第2回入札(指名)
3	豊田市民文化会館環境衛生給排水設備保守点検	100.00%	第1回入札(指名)
4	上郷コミュニティセンター他環境設備保守点検	83.20%	第1回入札(指名)
5	豊田市民文化会館電気・防災設備保守点検	94.70%	第1回入札(指名)
6	総合野外センター他防災設備保守点検	87.70%	第1回入札(指名)
7	豊田市民文化会館警備	91.70%	第1回入札(指名)
8	豊田市視聴覚ライブラリー他警備	70.30%	第1回入札(指名)
9	豊田市民文化会館他清掃	98.30%	第1回入札(指名)
10	豊田市コンサートホール・能楽堂清掃	99.20%	第1回入札(指名)
11	崇化館交流館他清掃	95.50%	第1回入札(指名)
12	豊田市民文化会館他一般廃棄物等収集運搬	92.90%	第1回入札(指名)
13	豊田市視聴覚ライブラリー他一般廃棄物等収集運搬	98.80%	第2回入札(指名)
14	豊田市民文化会館他産業廃棄物処理	92.00%	第1回入札(指名)
15	豊田産業文化センター他産業廃棄物処理	91.20%	第1回入札(指名)
16	豊田市民文化会館植栽管理	98.40%	第1回入札(指名)
17	豊南交流館他植栽管理	97.80%	第1回入札(指名)
18	豊田市民文化会館他自動扉保守点検	92.60%	第1回入札(指名)
19	豊田市コンサートホール他ITV設備保守点検	83.30%	第1回入札(指名)
20	総合野外センター他電話交換機保守点検	98.10%	第1回入札(指名)
21	朝日丘交流館他電気工作物保安管理		—第2回入札・三者同一金額(予定価格超)により抽選。予定価格で契約。(指名)
22	豊田市民文化会館他空調自動制御機器保守点検	98.50%	第1回入札(指名)
23	豊田市民文化会館駐車場警備	92.70%	第1回入札(指名)
24	豊田市民文化会館設備運転等	99.20%	第1回入札(指名)
25	猿投コミュニティセンター他エレベータ等保守点検	97.20%	第1回入札(指名)
26	豊田市コンサートホールシャンデリア保守点検	96.50%	随意契約
27	豊田市民文化会館他舞台照明設備保守点検	99.40%	随意契約
28	豊田市民文化会館舞台音響設備保守点検	94.00%	随意契約
29	豊田市コンサートホール舞台音響保守点検	100.00%	随意契約
30	豊田市民文化会館他舞台機構保守点検	100.00%	随意契約
31	豊田市コンサートホール・能楽堂設備管理等保守点検	97.50%	随意契約
32	豊田市民文化会館舞台管理運営	99.60%	随意契約(当初見積書は予定価格超過)
33	豊田市能楽堂小型昇降装置保守点検	99.60%	随意契約

*パーセントの小数点第2位を四捨五入した。

第3 公益財団法人豊田市体育協会

1 法人の概要

平成31年4月1日時点

団体名	公益財団法人豊田市体育協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	会長	幸村 的美	平成28年6月	平成30年6月～令和2年6月
設立年月日	昭和56年3月26日		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市八幡町1丁目20番地		郵便番号	471-0861
ホームページ	http://www.toyota-taikyo.or.jp/		TEL	0565-31-0451
設立目的	豊田市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及と振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的に設立			
主な事業内容	1 公益目的事業			
	(1) 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会と場を提供する事業 (2) 市民にスポーツを観戦する機会を提供する事業 (3) スポーツに関する環境整備及び活動支援事業 (4) スポーツに関する普及・啓発・情報発信事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業			
主な事業内容	2 その他事業			
	(1) スポーツ施設を公益目的事業以外に貸与する事業 (2) その他公益目的事業の推進に資する事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	589,900,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	5人以上13人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	500,000	84.8	現在員数	13人
2	民間	21,733	3.7	うち常勤	1人
3	加盟競技団体	12,025	2.0	うち市派遣	0人
4	その他	56,142	9.5	うち元市職員	1人
				常勤役員の平均年齢	62歳
				常勤役員の平均年収	5,732千円
				監事	
				定款等上の定数	2人以内
				任期	4年
				現在員数	2人
				評議員人数	8人

2 基本金、役員等の状況

平成31年4月1日時点における体育協会（以下この節では単に「同協会」ということともある）の基本金の状況、役員等の状況は、上記概要表のとおりである。

理事は13名のうち、会長が1名、副会長が2名である。評議員は8名であり、その半数は同協会加盟団体の役職者であり、他は、副市長、教育委員会教育長及び高等学校体育連盟がそれぞれ1名、民間が1名である。

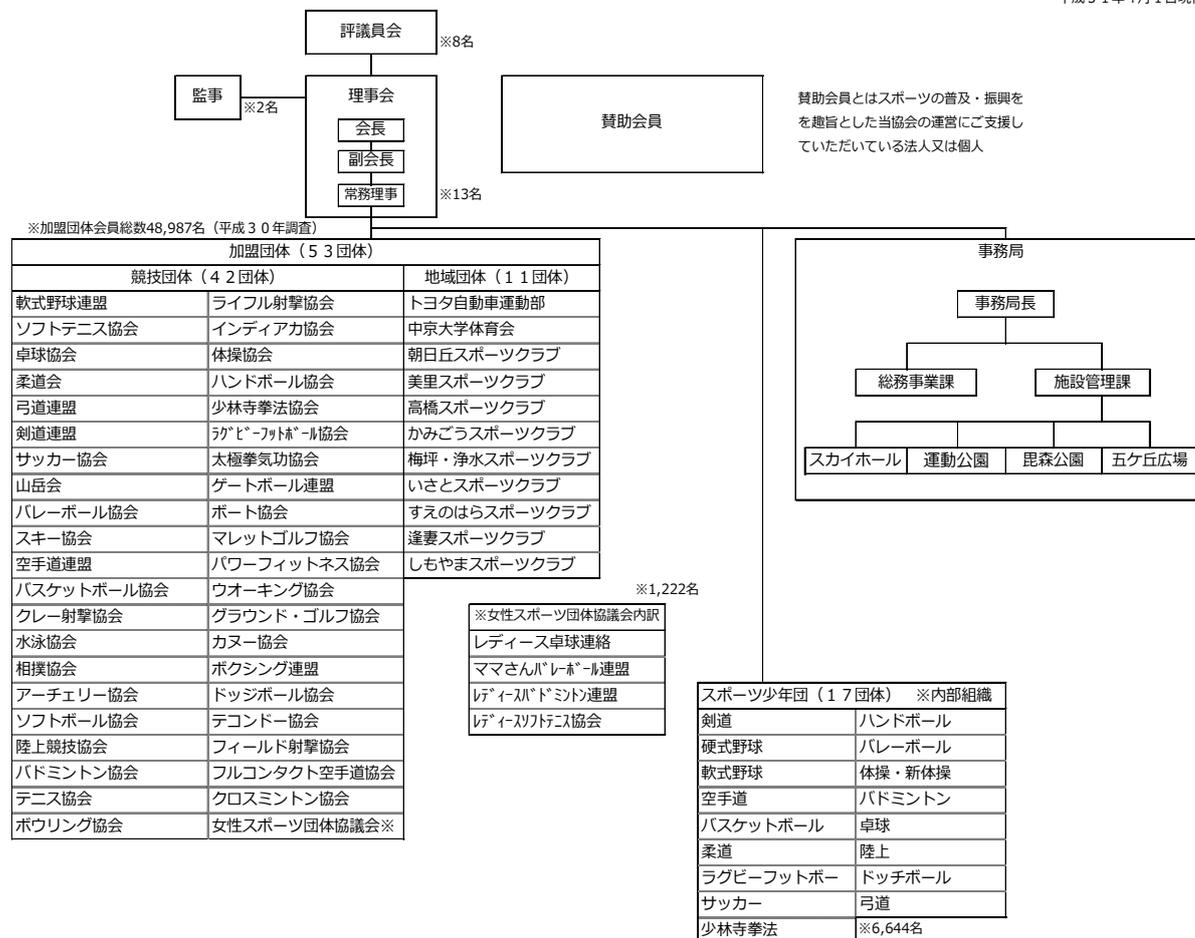
3 組織

(1) 組織

同協会の組織は、【図表2-2-1】の組織図のとおりである。

【図表2-2-1】体育協会組織図（同協会提供）

平成31年4月1日現在

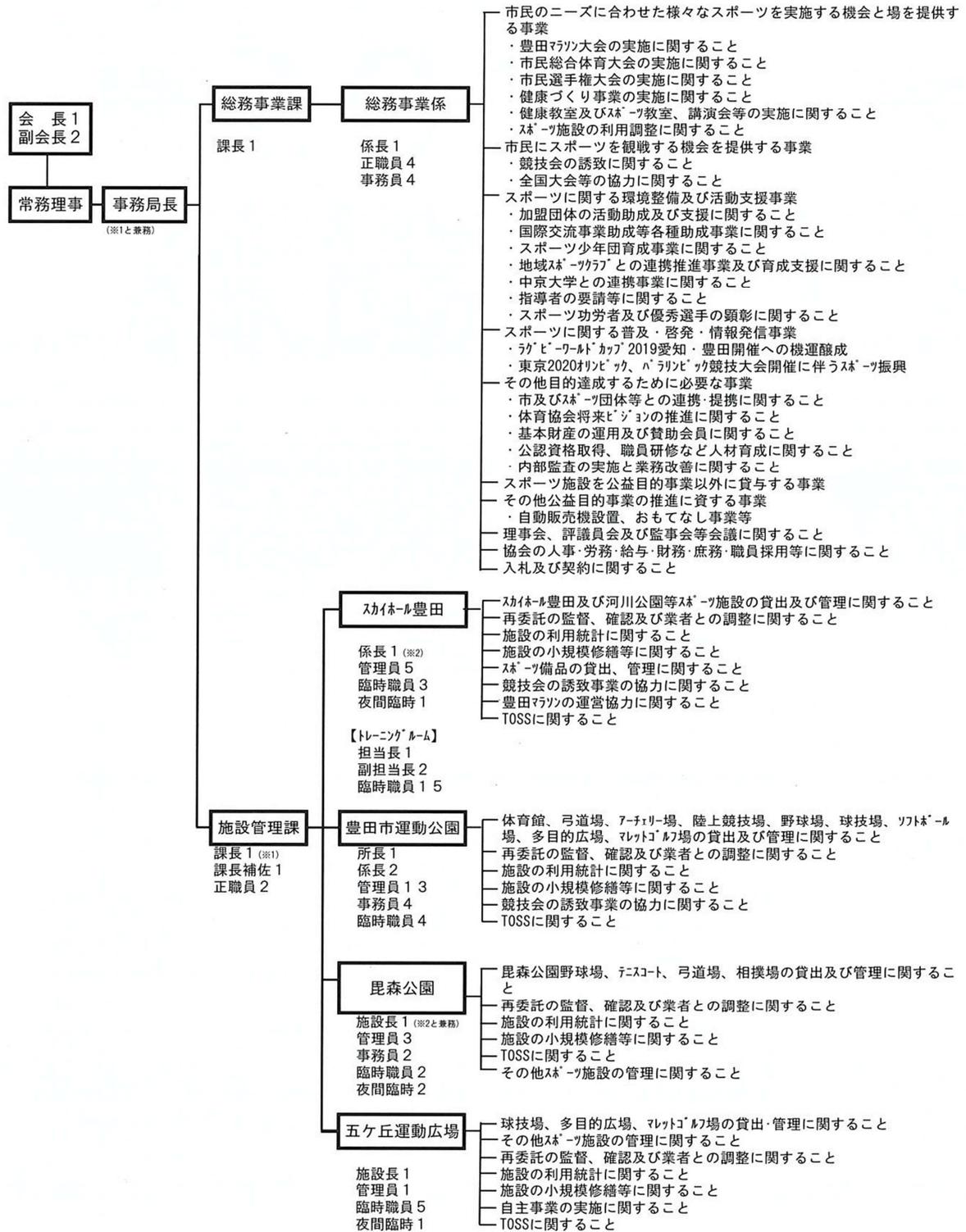


注：硬式野球(153名) 以外は、各加盟競技団体会員数に含まれています。

また、同協会の事務局組織及び業務分担表は【図表2-2-2】のとおりである。

【図表 2-2-2】事務局組織及び業務分担表（「体育協会要覧 2019」より）

令和元年度(公財)豊田市体育協会事務局組織及び業務分担表



(2) 職員

平成31年4月1日時点における職員の状況は、【図表2-2-3】のとおりである。

【図表2-2-3】職員の状況

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	11	1	38	3	29	82
うち元市職員	0		7	0	0	7
正規職員の平均年齢	40.3歳		正規職員の平均年収		5,802千円	

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

※「限定職員」とは、正規職員及び特定業務職員の業務補助を行う者で、無期雇用契約を結んでいる場合をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

4 財務状況

平成29年度及び30年度の財務の状況は【図表2-2-4】のとおりである。

平成30年度末現在、純資産は7億6965万4940円、負債は1億3497万8190円、正味財産の部合計は6億3467万6750円である。

【図表2-2-4】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)			
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書			
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算	
総資産	777,838	769,655	正味財産 (一般)	当期経常収益	542,169	587,586
負債	137,129	134,978		当期経常増減額	942	△6,032
	-	-		当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	640,709	634,677	(指定正味財産) 当期増減額	0	0	

平成30年度の経常増減額は、約600万円の赤字となっている。その主な理由は、同協会の説明によると、平成29年度に寄附金収入が300万円あり、平成30年度にこれを加盟団体への備品等の購入費として支出したこと、及び、平成29年人事院勧告に伴う給与改定及び会長の勤務体系の変更による人件費・役員報酬の増額があったとのことであった。寄附金の支出については、平成30年度で済んでおり、人件費・役員報酬については、施設管理費の間接費として相当額が市から支払われることになるため、赤字は解消されるとのことであった。

なお、直近5年分の経常収益、経常費用及び経常増減額の推移は下記のとおりである。平成29年度は、上記寄附金収入300万円があった結果約94万円の黒字となっていることから、これを除くと、約206万円の赤字であったということになる。

【図表 2-2-5】 経常収益、経常費用及び経常増減額の推移

(円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常収益計	570,776,244	567,948,016	547,180,649	542,168,685	587,586,425
経常費用計	571,349,758	558,565,071	540,266,369	541,226,289	593,618,672
当期経常増減額	△573,5143	9,382,945	6,914,280	942,396	△6,032,247

5 市との関係

市と協会の財政的な関係は、次のとおりであった。

(1) 基本財産

基本財産の額 5 億 8 9 9 0 万円

市出捐額 5 億円 (市の出捐比率 84.8%)

基本財産は、定期預金及び投資有価証券として運用されている。平成 30 年度の基本財産運用益収入は 6 9 6 万 8 1 8 4 円であり、運用益の 10 年間の推移は、【図表 2-2-6】 のとおりである。なお、協会の資金は公益財団法人豊田市体育協会資金運用要綱、公益財団法人豊田市体育協会資金運用基準を定めて運用している。

【図表 2-2-6】 基本財産運用益の推移

	基本財産運用益
平成 21 年度	10,634,627
平成 22 年度	10,397,911
平成 23 年度	9,498,000
平成 24 年度	10,844,079
平成 25 年度	11,586,869
平成 26 年度	9,619,818
平成 27 年度	10,721,683
平成 28 年度	8,668,041
平成 29 年度	6,996,596
平成 30 年度	6,968,184

(2) 豊田市協会公社等運営費補助金

平成 30 年度 1 億 8 4 1 4 万 2 8 2 0 円

ア 概要

補助金の交付対象者(特定協会公社等)が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的として支出される補助金であり、補助対象経費及び補助金額は、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に規定されている(18頁参照)。

イ 補助対象経費

平成 30 年度の同協会の補助対象経費は、以下のとおりである。

- 市派遣職員 2人の年間共済費等の事業主負担金
- 正規職員 10人の年間給与実支給額、社会保険等の事業主負担金及び退職給与引当金
- 特定業務職員 38人の年間給与実支給額、社会保険等の事業主負担金及び功労金引当金
- 臨時職員・限定職員 32人の賃金、通勤費及び社会保険等の事業主負担金

ウ 補助金額の推移

10年間の補助金額の推移は、【図表2-2-7】のとおりである。

【図表2-2-7】補助金額の推移 (円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
135,283,134	121,920,559	124,853,218	129,650,144	132,272,620
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
134,308,953	157,267,825	162,302,462	158,735,433	184,142,820

エ 時間外手当について

補助金のうち、平成30年度は693万円余りが時間外手当の支払いに充てられていた。直近3年間の時間外手当の推移は、【図表2-2-8】のとおりである。

【図表2-2-8】時間外手当の推移 (円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
正規職員	3,913,053	5,480,334	5,456,776
特別任用職員	596,626	311,528	1,270,461
臨時職員	300,679	403,752	205,592
合計	4,810,358	6,195,614	6,932,829

労働時間は、就業規則及び時間外勤務基準に基づき、出勤簿及び時間外勤務計算書により管理しており、イベント等であらかじめ分かっている時間外勤務については、勤務割振に記載し、通常、時間外勤務を行う場合は、口頭で上司に確認し、上司の了解を得て時間外報告書に記載しているとのことであった。また、①1月当たり45時間を超える場合、②午後10時から翌日午前5時までの場合及び③ノー残業デー（水曜日）の場合は、事前に時間外協議書を提出することになっている。

(3) 負担金

平成30年度 2102万1721円

負担金額の推移は【図表2-2-9】のとおりである。

【図表2-2-9】負担金額の推移 (円)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	14,989,699	16,558,493	17,554,507	15,574,781	18,426,739	21,021,721

(4) 指定管理料及び委託料

平成30年度 3億1459万7982円

なお、最近5年間の指定管理料及び委託料の推移は【図表2-2-10】のとおりである。

【図表2-2-10】5年間の指定管理料及び委託料の推移 (円)

施設名	指定管理料				委託料	合計
	スカイホール 豊田	猿投公園	五ヶ丘 運動広場	毘森公園	河川敷公園 体育施設等 管理委託	
平成26年度	174,802,359	101,202,624	23,684,538	36,051,178	845,640	336,586,339
平成27年度	145,228,700	100,899,548	23,629,792	36,471,041	859,032	307,088,113
平成28年度	139,897,083	99,524,736	23,645,360	35,177,294	845,640	299,090,113
平成29年度	148,130,754	99,843,811	23,683,382	20,962,291	845,748	293,465,986
平成30年度	157,780,347	107,454,492	24,998,387	22,956,756	1,408,000	314,597,982

6 事業内容全般

(1) 定款

同協会が行う事業について、定款では以下のように定められている。

(目的)

第3条 この法人は、豊田市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及と振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会と場を提供する事業
- (2) 市民にスポーツを観戦する機会を提供する事業
- (3) スポーツに関する環境整備及び活動支援事業
- (4) スポーツに関する普及・啓発・情報発信事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

(その他事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ施設を公益目的事業以外に貸与する事業
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

同協会は、上記定款で定められた事業を、市関係事業又は自主事業として行っている。以下、同協会が平成30年度に実施した事業全般について紹介した上で、(9)で市関係事業（施設の管理及び市の負担事業）の概要を、7以下で指定管理について詳しく述べる。

(2) 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会と場を提供する事業（定款第4条第1項第1号）

ア スポーツ大会・イベント等の実施

- 市民総合体育大会（33競技種目、56大会）
- 市民選手権大会（19競技種目、28大会）
- 豊スタリレーマラソン2018（平成30年7月7日（土）開催）
- 第39回豊田マラソン大会（同年11月18日（日）開催）
- 豊田市地区対抗駅伝（同31年1月26日（土）開催）
- 豊田健康体操フェスティバル（同年2月2日（土）開催）
- 五ヶ丘グラウンドゴルフ大会（同年3月13日（土）開催）

イ スポーツ教室等の実施

- 各種スポーツ教室（264教室）
- 女性・子供を中心とした各種健康教室（23教室）
- 60歳以上を対象とした体力再生教室（前期平成30年4月4日～6月13日、後期9月5日～11月7日）
- 健康増進プログラム（ウォーキング）
- 中京大学教室等（子どものための体力づくり教室5回及び高齢者体力増進教室24回）
- 地域スポーツクラブとの連携事業（子どもスポーツフェスタ等、中学部活指導、合同練習会、中学生への実技指導及びウォーキング）

ウ スポーツ施設等管理運営

- スカイホール豊田（指定管理）
- 猿投公園（指定管理）
- 毘森公園（指定管理）
- 五ヶ丘運動広場（指定管理）
- 河川公園運動広場等（白浜公園野球場、白浜公園ゲートボール場、川端公園サッカー場、川端公園フットサル場、平井公園テニスコート、平井公園ソフトボール場、荒井公園テニスコート、丸山公園テニスコート、御立公園ハンドボール場、川田公園野球場、川田公園ラグビー場、越戸公園ソフトボール場、岩倉運動広場テニスコート、新生公園野球場、新生公園ソフトボール場及び平山公園野球場）（管理委託）

(3) 市民にスポーツを観戦する機会を提供する事業（競技会誘致事業）（定款第4条第1項第2号）

- 日本女子ソフトボールリーグ（平成30年5月12日、13日）
- Vサマーリーグ女子バレーボール西部大会（同年6月29日～7月1日）
- 全国高等学校野球選手権記念東・西愛知大会（同年7月1日～21日）

- ジャパンラグビートップリーグ（同年9月1日）
 - 大相撲豊田場所（同年10月13日）
 - Wリーグ（女子）バスケットボール（同年10月27日、同31年1月26日、27日）
 - Bリーグ（男子）バスケットボール（平成30年11月16日、17日）
 - ソフトテニス日本リーグ（同年12月14日～16日）
 - Wリーグ（女子）バスケットボールセミファイナル（同年2月23日～25日）
 - 中京・明治大学サッカー交流戦（同31年3月21日）
- (4) スポーツに関する環境整備及び活動支援事業（定款第4条第1項第3号）
- ア 助成事業
- 講習会・研修会参加助成
 - 全国大会等出場奨励金
 - 東海大会等主管事業助成
 - 選手強化事業助成
 - 特別記念事業助成
 - 愛知スポーツレクリエーションフェスティバル主管事業助成
 - 健康推進事業助成
 - 加盟団体活動事業助成
- イ スポーツ少年団育成事業
- 指導者研修会、豊田市スポーツ少年団カーニバルの開催及び各種目別教室の実施
- ウ 選手派遣事業
- 愛知県市町村対抗駅伝大会への派遣
- エ 表彰事業
- 豊田市長賞、小幡賞等表彰
- (5) スポーツに関する普及・啓発・情報発信事業（定款第4条第1項第4号）
- 広報活動事業、ラグビーワールドカップ2019TM愛知・豊田開催への機運醸成
- (6) その他目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第5号）
- 将来ビジョンの推進及び人材育成
- (7) スポーツ施設を公益目的事業以外に貸与する事業（定款第5条第1号）
- 具体的な実施事業はなし。
- (8) その他公益目的事業推進に資する事業（定款第5条第2号）
- 自動販売機設置事業
 - おもてなし事業（全国大会等イベント時に地元特産物及び飲食の販売ブースを設置）
 - スポーツ用具の貸出事業

- 体組成測定事業（トレーニングジム利用者の希望者に対し実施）
- チケット販売事業（スカイホール豊田等で開催された有料事業の入場チケット販売）

(9) 市関係事業

ア 市施設の管理

市協会は、市が所有する以下の施設の管理を行っている。（ア）～（エ）は指定管理、（オ）は管理委託である。詳細は、下記11項において述べる。

- （ア）スカイホール豊田の管理運営
- （イ）猿投公園の管理運営（体育館、陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、アーチェリー場、弓道場及び多目的広場）
- （ウ）昆森公園の管理運営（野球場、テニスコート、弓道場及び相撲場）
- （エ）五ヶ丘運動広場の管理運営（球技場、多目的広場及びマレットゴルフ場）
- （オ）その他の公園の管理（白浜公園、川端公園、川田公園、荒井公園、平井公園、岩倉運動広場、丸山公園、御立公園、越戸公園、新生公園及び平山公園）

イ 市負担事業（共催事業）

市は、以下の事業のために、同協会に対し負担金を支出している。

（ア）豊田マラソン大会【図表2-2-11】

目 的	市民の体力向上及び健康の保持増進並びにスポーツの振興を図る。
主 催	豊田市 豊田市教育委員会（公財）豊田市体育協会（株）豊田スタジアム（株）中日新聞社
開 催 日	平成30年11月18日（日）
場 所	豊田スタジアム及びその周辺道路
参 加 者	23,000人（スタッフ、観客含む）

平成30年5月15日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限800万円、その用途を旅費及び食料費以外と定められた。そして、本事業決算において、市の負担金額は、702万8565円となった。

本大会は、市及び同協会のほか、出資団体以外では、（株）中日新聞社も主催者となっている。しかし、事業経費を負担しているのは市のみである。

（イ）市民総合体育大会【図表2-2-12】

趣 旨	市民総合体育大会の開催により、多数の市民に大会参加の機会を提供し、スポーツの普及・振興と体力・健康増進を図り、併せて健康で明るい文化的市民生活の実現に寄与する。
主 催	豊田市 豊田市教育委員会（公財）豊田市体育協会 他体育協会加盟団体
開 催 日	各競技種目による。
場 所	スカイホール豊田始め市内各スポーツ施設
参 加 者	34競技種目 合計25,193人

平成30年4月1日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限325万円、対象経費は食料費を除いた経費と定められた。そして、予定され

ていた競技1種目が開催されなかったため、本事業決算において、市の負担金額は320万円となった。

(ウ) スポーツ少年団育成事業【図表2-2-13】

目 的	スポーツ少年団を育成することにより子どもの健全育成及び市民のスポーツへの関心や技術の向上に資することを目的とする。
事業内容	カーニバル（平成30年9月1日（土））の開催 指導者研修会（平成30年6月2日（土）、平成31年1月12日（土））の実施 各スポーツ少年団に対する育成補助金（合計2,087,600円）の支出

平成30年4月1日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限300万円、対象経費は食料費及び広告宣伝費を除いた費用と定められた。そして、本事業決算において、市の負担金額は300万円となった。

(エ) 地域スポーツ連携推進事業【図表2-2-14】

目 的	加盟地域団体（仮）豊田市スポーツクラブ連合会と共働し、地域又は優秀な人材の活用により子どもの体力向上を図る。また、トップアスリートとのふれあいを通して、スポーツをすることが楽しく、身近なものになることを目的とする。
主 催	豊田市（公財）豊田市体育協会
事業内容	子どもスポーツフェスタ等、合同練習会、中学部活指導、健康づくりウオーキング、走り方教室及びスポーツ推進連携会議
場 所	スカイホール豊田始め市内各スポーツ施設

平成30年6月12日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限457万7000円、対象経費は食料費を除いた費用と定められた。そして、本事業決算において、市の負担金額は399万9903円となった。

(オ) 競技会誘致事業【図表2-2-15】

目 的	市民が高レベルの競技に接する機会を促進させ、スポーツへの関心や技術向上への意欲を高めることを目的とする。
内 容	同協会がその競技の誘致に関与している競技会に対し、市がその開催事業費の一部を負担金として支給する。 平成30年度に実施され、市が負担金を支出した競技会は以下のとおりである。

競技会名	期日	対戦・参加チーム・内容	観客数 (人)	負担金 (円)
日本女子ソフトボールリーグ第2節	5月12日、13日	戸田中央総合病院 他3チーム	4,028	112,950
Vサマーリーグ女子バレーボール西部大会	6月29日～7月1日	久光製薬スプリングス他10チーム	4,500	300,000
全国高等学校野球選手権記念東・西愛知大会	7月1日～21日	35チーム 19試合	11,673	300,000
Wリーグ（女子）バスケットボールリーグ	10月27日、1月26日、27日	トヨタ×アイシンAW	6,300	300,000

Bリーグ（男子）バスケットボールリーグ	11月16日、17日	シーホース三河×名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	7,000	300,000
日本女子プロ野球リーグ2018	9月22日、23日	愛知ディオーネ対京都フローラ	1,572	102,300
ソフトテニス日本リーグ	12月14日～16日	男子8チーム、女子8チーム	5,600	300,000
Wリーグ（女子）バスケットボールセミファイナル	2月23日～25日	デンソー 他3チーム	8,000	300,000

i 負担金の対象について

上記のほか、同協作成の事業報告書によると、ラグビートップリーグ（9月1日開催）、大相撲豊田場所（10月13日開催）及び中京・明治大学サッカー交流戦（3月21日）も競技会誘致事業として挙げられているが、これらについては、負担金の対象とはなっていない。

競技会誘致に係る負担金運用基準（平成27年10月1日）によると、負担金支出の目的は、「市民が高レベルの競技に接する機会を提供することにより、スポーツへの関心や技術向上への意欲を高める。さらには、多くの来場者により市の活性化に寄与することが期待できることを目的とする」、内容は、「各種競技種目の国際大会や日本リーグ、また大相撲やアイスショーなど、興行的な要素を含む競技においても、豊田市体育協会がその協議の招致に関与している競技会に対し、その開催事業費の一部を負担金として支給する」とされている。この運用基準により、市が負担金の対象となるか否かを判断している。

そして負担金の対象経費は、原則として会場使用料相当額（上限30万円）とされている。

大相撲豊田場所については、平成27年度及び平成29年度にも開催されたが、平成27年度は負担金支出の対象となったものの、平成29年度及び平成30年度は、対象とならなかった。その理由は、興行的要素が高い上、市の負担金を支出せずとも開催できるからとのことであった。しかし、上記負担金運用基準の定めからは、負担金の対象外とすることには疑問がある。

また、ラグビートップリーグについては、「愛知・豊田ラグビーフェスタ」を毎年開催しており、その実施に当たって市から実行委員会に負担金を交付しており、これにより、競技会誘致事業の目的は達成していると判断し、負担金の交付を実施しなかったとのことである。しかし、これについても、上記負担金運用基準の定めからは、負担金の対象外とすることには疑問がある。

さらに、大学サッカー交流戦については、高レベルの競技ではないから、負担金の対象としてないとのことであった。

しかし、そうすると、負担金の対象となっている全国高等学校野球選手権愛知大会は、高校野球の地方予選であって、これについても、高レベルの競技に該当しないのではないかと疑問が生じる。「多くの来場者により市の活性化に寄与する」との目的に合致するのではないかとも思われるが、上記目的の定めからすれば、「高レベルの競技」であることが前提となっていると読むのが自然ではないかと思われ、やはり疑問が大きい。

この点、市も、上記負担金運用基準が改訂されていない現状の運用、及び、決定書もなく大相撲豊田場所を負担金の対象外としたことについての問題意識を有しているとのことであった。

ii 各競技会の事業報告について

負担金運用基準によると、留意事項として、同協会は、事業主体に「収支報告書を提出させ、正規な使用料が記載されていることを確認しなければならない」とされている。

これによると、同協会は、事業主体が提出した収支報告書のうち、会場使用料が正しく記載されていることを確認すれば足りることになる。

しかし、会場使用料以外の点で、収支に不自然な点があれば、その収支報告書の信用性を疑わせる事情となる。例えば、某事業主体の収支報告書は、収入と支出が2年連続で余剰や不足もなく、合致していた。収入、特に入場料収入は、来場者数に左右されるのであるから、当日になってみないと分からないはずであり、2年連続で、収支に余剰や不足がないということはおおよそ想定し難く、不自然である。

(カ) 愛知県市町村対抗駅伝大会【図表2-2-16】

目 的	市民意識の高揚、市民スポーツの増進を図るとともに、市民が市の代表チームを応援することで、郷土愛を深める。
主 催	愛知県駅伝実行委員会（同協会は後援）
開 催 日	平成30年12月1日（土）
場 所	「愛・地球博記念公園」内

平成30年度においては、平成30年5月17日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限100万円と定められた。そして、本事業決算において、市の負担金額は50万2003円となった。

(キ) 豊田市ラグビー祭【図表2-2-17】

目 的	「ラグビーワールドカップ2019」愛知県・豊田市開催への機運醸成及びラグビーファンの獲得と小学生・中学生など底辺の拡大
内 容	ラグビー体験、ラグビー教室及び指導者講習会
主 催	（公財）豊田市体育協会
開 催 日	平成30年9月1日（土）
場 所	豊田スタジアム及びスカイホール豊田
参加者数	470人

平成30年度においては、平成30年7月11日に、市と同協会の間で協定書が締結され、市の負担金は上限50万円、用途を食料費以外と定められた。そして、本事業決算において、市の負担金額は48万9805円となった。

決算書において、歳出として、ビブス一式2万9271円が計上されていた。これは、当初は、スポーツドリンク購入費用として計上していたところ、食料費に該当し負担金の対象経費とならないとされたことから、品目をビブスに変更したとのことであった。

同協会によると、このビブスは、自主事業であるラグビー振興事業の支出として、10組合計14万5800円で購入したものであり、平成30年8月22日に購入したものであるということであった。ラグビー振興事業の決算書においても、ビブス購入費用14万5800円が計上されている。

その結果、スポーツドリンク購入費用2万9271円ほどの決算書にも計上されず、他方で、ビブス2万9271円分は、二重に計上されてしまうことになった。

なお、このビブスは、同協会が保管しており、ラグビー振興事業として、ラグビー体験キットやタグラグビーセットとして貸出を行っている。

7 豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）の管理運営について

(1) 設置根拠

スカイホール豊田は、豊田市体育施設条例及び豊田市体育施設管理規則に基づいて設置及び管理されている。

(2) 指定管理の協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成29年4月1日

協定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 1億5707万8000円

(3) 施設概要

【図表2-2-18】施設概要

施設名	豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）
所在地	豊田市八幡町1-20
敷地面積	47,220㎡
供用開始	平成19年4月 メインホール供用開始 平成22年11月 サブホール・武道館供用開始

〈メインホール〉	競技面積 主な競技種目 収容人数 観客席 附帯設備	3, 600㎡ (80m×45m) バスケットボール4面、バレーボール4面、ハンドボール3面、バドミントン20面及び卓球50台 6, 500人 1F 移動席 980席 2F 固定席 3, 440席 エントランスホール、放送室、更衣室(8室)、本部室、器具庫(4か所)、控室(4室)、男女トイレ(6か所)、多目的トイレ、エレベーター、下足ルーム、医務室、給湯室等
〈サブホール〉	競技面積 主な競技種目 控席 附帯設備	1, 745㎡ (36.9m×47.3m) バスケットボール2面、バレーボール2面、ハンドボール1面、バドミントン10面及び卓球30台 2F 370席、3F 180席 控室(2室)、器具庫(2か所)、男女トイレ(1か所)及び多目的トイレ(1か所)
〈武道館〉	競技面積 控席 附属設備	剣道場 28.9m×14.3m (2面分) 柔道場 28.9m×16.7m (2面分) 多目的道場 28.9m×16.1m 各道場65席 更衣室(2室)、控室(2室)、師範室、倉庫(2室) 畳収納庫(多目的道場内:264畳)、男女トイレ(1か所)、多目的トイレ(1か所)及び給湯室
〈その他施設〉	多目的ルーム	350㎡ 卓球などの運動室やレクリエーションの場として利用
	トレーニングルーム	289㎡ トレーニングジム機器22種、計45台
	スタジオ	90㎡ エアロビクスや健康教室など様々な運動室として利用
	会議室	大会議室(150人)、中会議室(72人)及び研修室(16人、20人、各1室)
	フリークライミングウォール	高さ11m、幅8m 同時3人利用可
	ランニングコース	1周365m 無料

(4) 職員体制

【図表2-2-19】職員体制

役職	担当業務	雇用形態
常務理事 (1名)	協会事業計画及び重点目標への業務総括	常勤(市OB職員)
事務局長 (1名)	協会事業計画及び重点目標への業務総括	常勤
事務局次長 施設管理課長兼務 (1名)	協会事業計画及び重点目標への業務総括並びに職員及び施設管理業務の総括	常勤(市派遣)
総務事業課 課長 (1名)	職員、協会事業計画及び重点目標への業務総括並びに総務事業業務の総括	常勤
施設管理課 課長 補佐 (1名)	職員及び施設管理業務並びに協会事業計画及び重点目標への業務	常勤特任(市OB職員)

施設管理課 係長 (2名)	職員及び施設管理業務並びに協会事業 計画及び重点目標への業務	常勤特任(市OB職 員)、常勤
総務事務課 係長 (1名)	加盟団体・協会職員の指導・協会事業 計画・重点目標への業務	常勤
一般職員 (3名)	加盟団体及び協会事業計画及び重点目 標への業務実施及び施設管理	常勤
事務員 (4名)	受付、施設管理、経理業務及び施設統 計	非常勤特任24.5時 間
管理員 (8名)	受付、施設管理、利用統計及び 河川公園体育施設管理	非常勤特任24.5時 間
夜間臨時職員 (1名)	受付、施設管理及び利用統計	臨時職員13.5時間
トレーニング室 担当長 (1名)	トレーニング室の管理運営総括	常勤特任(県OB職 員)
トレーニング室 副担当長 (2名)	トレーニング室の受付、利用統計、使 用料金管理など	非常勤特任19時間
トレーニング室 臨時職員 (16名)	トレーニング室の受付及び管理運営業 務の実施	臨時職員13.5時間

(5) 収支状況

ア 市の収支の推移【図表2-2-20】

(円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入			
使用料	62,549,630	62,559,830	69,426,760
講座・講習会	390,100	372,700	305,800
前年度指定管理料精算	7,070,300	15,355,917	9,499,246
歳入計	70,010,030	78,288,447	79,231,806
歳出			
指定管理料	155,253,000	157,630,000	161,962,490
手数料	7,300	785,300	396,360
土地使用料	1,324,368	1,324,368	1,324,368
修繕料	9,847,440	6,242,400	14,464,980
備品購入費	125,928	0	297,000
消耗品費	0	29,779	0
歳出計	166,558,036	166,011,847	178,445,198
歳入歳出差引	-96,548,006	-87,723,400	-99,213,392

イ 体育協会の収支の推移【図表2-2-21】

(円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入			
指定管理料	139,897,083	148,130,754	157,780,347

収入合計	139,897,083	148,130,754	157,780,347
支出			
人件費	0	0	0
施設管理費	137,328,162	145,605,687	154,697,347
事業運営費	0	0	0
間接費	2,568,921	2,525,067	3,083,000
支出合計	139,897,083	148,130,754	157,780,347
収支差額	0	0	0

(6) 利用状況

各施設の利用者数の推移は以下のとおりである。

【図表 2-2-2】 利用状況の推移 (人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
メインホール	222,482	204,429	291,218
サブホール	80,148	76,817	81,933
多目的ルーム	25,143	25,819	34,717
会議室・研修室	42,877	34,010	44,597
クライミングウォール	2,536	2,335	1,723
トレーニングルーム	81,306	84,629	82,913
スタジオ	26,042	25,121	24,304
武道館	51,393	52,807	52,119
計	531,927	505,967	613,524

(7) 指定管理

ア 概要

同協会は、メインホールについては平成 19 年 4 月の開館当初から、武道館及びサブホールについても平成 22 年 11 月の開館当初から、公募ではなく単独指名により、市より管理運営等の指定管理者として指定され、同施設の管理運営等を行っている。

市との間では、管理運営等に関する基本協定を締結した上で、各年度ごとに管理運営等に関する年度協定書が締結され、この年度協定書により、指定管理料及び事業計画が定められる。

現在有効な基本協定書は、平成 29 年 4 月 1 日に締結されたものであり、有効期間は、令和 4 年 3 月 31 日までである。

イ 指定管理料

指定管理料は、年度協定書において定められ、剰余金が生じた場合は、市と同協会が協議の上、市に返金するものとされている。指定管理料が不足した場合、基本協定書第22条第1項の規定により、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に従って、各事情について、市と同協会のいずれが負担するのか判断されることになる。

直近5年間の指定管理料は、以下のとおりである。

【図表2-2-23】直近5年間の指定管理料の推移 (円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
174,802,359	145,228,700	139,897,083	148,130,754	157,780,347

平成30年度についてみると、平成30年4月1日に締結された年度協定書において、1億5707万8000円と定められ、平成31年2月5日、変更年度協定書が締結され、488万4490円増額され、令和元年6月26日、同協会から市に平成30年度の剰余金報告書が提出され、418万2143円が剰余金として返金されている。

平成31年2月5日の増額の内訳は、当初予算編成時に指定管理料に含まれていなかったWi-fi 使用料(9万4490円)及び猛暑による電気料不足分(479万円)とのことであった。

猛暑による電気料不足については、「指定管理者制度リスク分担表」において、エネルギー使用量の変動に伴う経費の増減は市が負担すると明記されているため、電気料不足分を市が負担するのは相当であると考えられる。Wi-fi 使用料については、Wi-fi 設備の設置を行った市において、平成30年度の予算編成後に、使用料支払者を設置場所の施設管理者(指定管理者)としたことにより、同協会が使用料を支払う必要が生じたものである。

(8) 施設における事故等

平成30年4月28日、メインホールにおいて、床に生じたささくれが、利用者の足の裏に刺さる事故が発生した。同月26日に猿投公園の体育館において、同じく体育館の床に生じたささくれが利用者に刺さる事故があり、それを受けてスカイホール豊田の一斉点検を実施した直後の事故であった。

また、同年8月18日にも、メインホールにおいて、床に生じたささくれが、利用者の足の裏に刺さる事故が発生した。

8 豊田市運動公園（猿投公園）の管理運営

(1) 設置根拠

猿投公園は、豊田市都市公園条例（以下「都市公園条例」という）により設置及び管理されている。

(2) 指定管理の協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成26年4月1日

協定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 1億215万5000円

(3) 施設概要

猿投公園の施設の概要は、【図表2-2-24】のとおりである。

【図表2-2-24】施設概要

施設名	豊田市運動公園（猿投公園）
所在地	豊田市高町東山4-97
沿革	昭和62年10月 陸上競技場供用開始 平成元年10月 野球場供用開始 平成5年10月 球技場供用開始 平成15年4月 体育館、弓道場及び多目的広場供用開始 平成17年9月 ソフトボール場供用開始
〈球技場〉	フィールド 140m×77m 天然芝 クラブハウス 鉄骨平屋建 490㎡ 夜間照明 4基 全点灯 300Lx 半点灯 150Lx 収容人員 2,500人（メインスタンド 1,600人 サイド・バックスタンド 900人） 諸施設等 更衣室、事務室、審判員室、足洗場、器具庫、便所等
〈陸上競技場〉	種別 第2種公認 トラック 全天候ウレタン舗装・1周400m・8コース（4A型）直走路150m 各種助走路 全天候ウレタン舗装 フィールド 全天候ウレタン舗装及び天然芝 10,052㎡ インフィールド 105m×70m メインスタンド RC2階建 建築面積2,377㎡ 延床面積4,467㎡ 芝生スタンド 1,700㎡ 収容人員 5500人（メインスタンド3000人芝生スタンド2500人） 諸施設等 電光掲示板、記録室、報道関係室、放送室、医務室、更衣室、器具庫、会議室、便所、管理事務室（常駐者あり）等

〈野球場〉	スタンド グラウンド 夜間照明 収容人員 諸施設等	メインスタンド RC及びPC2階建 内野スタンド RC2階建 外野スタンド 芝生盛り土 内野：黒土川砂混合土 外野：天然芝 両翼 94.0m 中堅 118.0m バックネット間 18.3m バッテリー間 1,800Lx (半点灯 900Lx) 内 野 1,400Lx (半点灯 700Lx) 外 野 700Lx (半点灯 400Lx) 7900人 (内野スタンド 5400人 外野スタンド 2500人) 電光式スコアボード、更衣室、放送室、室内ブルペン、 会議室、ベンチ、記者室、倉庫、応接室、管理事務室、 便所等
〈ソフトボール場〉	グラウンド 夜間照明 スタンド 芝生スタンド 諸施設等	両翼、センター76.2m 内野：土舗装 外野：芝舗装 4基 内野 950Lx (半点灯 560Lx) 外野 560Lx (半点灯 360Lx) RC平屋立て 449㎡ 404席 約 960㎡ 1,920人 本部席、放送室、会議室、ロッカー室、ベンチ、屋外便所、 器具庫、電光式スコアボード、倉庫棟等
〈体育館〉	構造 建築面積 床面積 アリーナ 主な競技種目 観客席 諸施設等	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 3,548.46㎡ 3,489.93㎡ 1,915㎡ (50.2m×37.6m) バスケットボール3面及びバレーボール3面 200席 (固定) 事務室、会議室、更衣室、倉庫、器具庫、便所等
〈弓道場〉	道場 建築面積 床面積 近的射場 遠的射場 弓道射距離	鉄骨造平屋建 1,482.32㎡ 1,424.80㎡ 12人立 6人立 近的・・・28m (芝) 遠的・・・60m (芝)
〈アーチェリー場〉	射場 距離 諸施設等	4m巾 4レーン 最大 90m 審判席、和室、談話室、便所等
〈多目的広場〉	面積	18,000㎡ ソフトボール場3面
〈マレットゴルフ場〉	面積	15,000㎡ 36ホール

(4) 職員体制

【図表2-2-25】職員体制

役職	担当業務	雇用形態
所長 (1名)	職員指導及び管理並びに施設管理 全般の業務管理	常勤 (市派遣再任用)

係長（１名）	職員指導及び管理並びに東地区施設管理全般の業務管理	常勤
一般職員（１名）	職員指導及び管理並びに西地区施設管理全般の業務管理	常勤
管理員（１６名）	受付、利用に関する指導、施設管理及び簡易修繕	非常勤特任 24.5時間 臨時職員（管理員延長）
事務員（４名）	受付、施設管理、経理事務及び施設統計	非常勤特任 24.5時間
夜間臨時（２名）	受付、施設管理及び施設統計	夜間臨時 13.5時間

(5) 収支状況

ア 市の収支の推移【図表 2-2-26】 (円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入			
使用料	14,118,447	14,926,302	14,312,095
前年度指定管理料精算	0	55,264	1,511,189
歳入計	14,118,447	14,981,566	15,823,284
歳出			
指定管理料	99,580,000	101,355,000	107,454,492
手数料	1,680,480	1,147,035	1,109,916
土地使用料等	6,068,364	6,068,364	6,068,964
修繕料	63,132,480	53,064,469	12,817,332
賃貸借	1,712,616	2,221,452	14,205
工事費	1,296,000	0	0
備品購入費	13,910,400	0	3,488,400
金券類需要費	0	0	3,550
自動車損害保険料	0	0	8,295
測量等設計委託費	0	0	7,020,000
消耗品費	0	29,779	0
歳出計	187,380,340	163,886,099	137,985,154
歳入歳出差引	-173,261,893	-148,904,533	-122,161,870

イ 体育協会の収支の推移【図表 2-2-27】 (円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入			
指定管理料	99,524,736	99,843,811	107,454,492
収入合計	99,524,736	99,843,811	107,454,492
支出			

人件費	0	0	0
施設管理費	97,697,167	98,141,853	105,593,492
事業運営費	0	0	0
間接費	1,827,659	1,701,958	1,931,000
支出合計	99,524,826	99,843,811	107,524,492
収支差額	-90	0	-70,000

(6) 利用状況

各施設の利用者数の推移は、【図表 2-2-28】のとおりである。

【図表 2-2-28】利用状況の推移 (人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体育館競技場	60,710	63,383	63,703
体育館会議室	7,697	9,744	12,584
弓道場	16,135	17,422	16,292
アーチェリー場	1,791	2,982	1,856
多目的広場	42,219	37,062	47,347
ソフトボール場	15,750	10,215	10,360
陸上競技場	45,961	50,676	57,580
陸上会議室	1,664	1,714	2,041
野球場	54,833	50,851	45,168
野球場会議室	1,790	1,790	1,693
球技場	19,545	18,890	17,630
マレットゴルフ場	—	97,318	58,830
計	268,095	362,047	335,084

(7) 指定管理

ア 概要

同協会は、昭和 63 年 4 月から本公園陸上競技場の受託管理、平成元年 4 月から本公園野球場の受託管理、平成 15 年 4 月から本公園体育館、弓道場、アーチェリー場及び多目的広場の受託管理、平成 17 年 9 月から本公園ソフトボール場の受託管理をそれぞれ行ってきた。そして、平成 18 年 4 月から、単独指名により、市より管理運営等の指定管理者として指定され、同施設の管理運営等を行っている。

市との間では、管理運営等に関する基本協定を締結した上で、各年度ごとに管理運営等に関する年度協定書が締結され、この年度協定書により、指定管理料及び事業計画が定められる。

現在有効な基本協定書は、平成31年4月1日に締結されたものであり、有効期間は、令和6年3月31日までである。

イ 指定管理料

指定管理料は、年度協定書において定められ、剰余金が生じた場合は、市と同協会が協議の上、市に返金するものとされている。指定管理料が不足した場合、基本協定書第21条第1項により、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に従って、各事情について、市と同協会のいずれが負担するのか判断されることになる。

直近5年間の指定管理料は、以下のとおりである。

【図表2-2-29】指定管理料の推移 (円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
101,202,359	100,899,548	97,524,736	99,843,811	107,454,492

平成30年度についてみると、平成30年4月1日に締結された年度協定書において、1億215万5000円と定められ、同年11月30日、変更年度協定書が締結され、230万2344円指定管理料が増額され、平成31年3月31日、再度変更年度協定書が締結され、299万7148円指定管理料が増額されている。

平成30年11月30日の変更年度協定書は、同年8月12日に発生した落雷による被害復旧費用のためで、平成31年3月31日の年度変更協定は、光熱水費、委託費、手数料等が当初予定額を上回ったためとのことであった。

(8) 施設における事故等

平成30年4月26日、体育館において、床に生じたささくれが、利用者の臀部に刺さる事故が発生した。

9 昆森公園の管理運営

(1) 設置根拠

昆森公園は、都市公園条例により設置及び管理されている。

(2) 指定管理の協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成26年4月1日

協定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 2189万7000円 (変更後2325万7140円)

(3) 施設概要

【図表 2-2-30】施設概要

施設名	毘森公園		
所在地	豊田市小坂町 1-4-1		
〈野球場〉	面積	11,870 m ² 両翼 91m 中堅 118m	
	収容観客数	メインスタンド 360 人 内野 2,100 人 外野 2,000 人	
〈テニスコート〉	面積	グリーンサント 4 面 (ナイター 4 面) 3,200 m ²	
〈弓道場〉	面積	349 m ² 6 人立	
〈相撲場〉	面積	320 m ²	

(4) 職員体制

【図表 2-2-31】職員体制

役職	担当業務	雇用形態
施設長 (1名)	職員指導及び管理並びに施設管理全般の業務管理	常勤 (市OB職員) ※スカイホール豊田係長兼務
管理員 (5名)	受付、利用に関する指導並びに施設管理及び簡易修繕	非常勤特任 2 4. 5 時間 臨時職員 (管理員延長)
事務員 (2名)	受付、施設管理、経理事務及び施設統計	非常勤特任 2 4. 5 時間
夜間臨時 (2名)	受付、施設管理及び施設統計	夜間臨時 1 3. 5 時間

(5) 収支状況

ア 市の収支の推移【図表 2-2-32】 (円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入			
使用料	5,680,150	5,613,524	5,259,695
プール使用料	2,132,680	0	0
前年度指定管理料精算	0	2,365,706	4,499,709
歳入計	7,812,830	7,979,230	9,759,404
歳出			
指定管理料	37,543,000	25,462,000	23,257,140
修繕料	5,792,670	0	2,099,520
委託料	0	3,218,400	1,825,200
工事費	0	27,712,800	0
手数料	0	0	3,452,760

備品購入費	0	0	226,476
歳出計	43,335,670	56,393,200	30,861,096
歳入歳出差引	-35,522,840	-48,413,970	-21,101,692

イ 体育協会の収支の推移【図表 2-2-33】 (円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入			
指定管理料	35,177,294	20,962,291	22,956,756
収入合計	35,177,294	20,962,291	22,956,756
支出			
人件費	0	0	0
施設管理費	34,531,336	20,604,964	22,508,756
事業運営費	0	0	0
間接費	645,958	357,327	448,000
支出合計	35,177,294	20,962,291	22,956,756
収支差額	0	0	0

(6) 利用状況

【図表 2-2-34】 利用状況の推移 (人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
野球場	23,681	18,165	19,419
テニスコート	19,668	21,073	18,800
弓道場	5,722	6,113	6,622
相撲場	220	100	200
会議室等	253	199	309
プール	10,571		
計	60,115	45,650	45,350

(7) 指定管理

ア 概要

同協会は、昭和 62 年 4 月から毘森公園、野球場、テニスコート及び弓道場の受託管理を行ってきた。そして、平成 18 年 4 月から、単独指名により、これらに加えて、相撲場及びプールの指定管理者として指定され、同施設の管理運営等を行っている。なお、プールは平成 29 年度に利用を停止し、平成 30 年度に閉鎖している。

市との間では、管理運営等に関する基本協定を締結した上で、各年度ごとに年度協定書が締結され、この年度協定書により、指定管理及び事業計画が定められる。

現在有効な基本協定書は、平成31年4月1日に締結されたものであり、有効期間は、令和6年3月31日までである。

イ 指定管理料

指定管理料は、年度協定書において定められ、剰余金が生じた場合は、市と同協会が協議の上、市に返金するものとされている。指定管理料が不足した場合、基本協定書第21条第1項により、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に従って、各事情について、市と同協会のいずれが負担するのか判断されることになる。

直近5年間の指定管理料は、以下のとおりである。

【図表2-2-35】指定管理料の推移 (円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
36,051,178	36,471,041	35,177,294	20,962,291	22,956,756

平成29年度に大きく減額されているのは、プールが廃止となったためである。

平成30年度についてみると、平成30年4月1日に締結された年度協定書において、2189万7000円と定められ、同年12月18日、変更年度協定書が締結され、136万0140円指定管理料が増額され、令和元年6月26日、剰余金報告書が同協会から市に提出され、剰余金30万384円が返金された。

平成30年12月18日の変更年度協定書は、同年9月4日の台風21号及び同月30日の台風24号による被害復旧費用のためであった。

10 五ヶ丘運動広場の管理運営

(1) 設置根拠

五ヶ丘運動広場は、豊田市体育施設条例及び豊田市体育施設管理規則により設置及び管理されている。

(2) 指定管理の協定書

ア 基本協定書

協定締結年月日 平成26年4月1日

協定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

イ 年度協定書

協定締結年月日 平成30年4月1日

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

指定管理料 2445万8000円 (変更後2499万8387円)

(3) 施設概要

【図表 2-2-36】施設概要

施設名	五ヶ丘運動広場
所在地	豊田市五ヶ丘 6-1
〈クラブハウス〉	構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て 延床面積 320 m ²
〈球技場〉	面積 9,246 m ² フルコート 1 面 (少年サッカー場 2 面)
〈多目的広場〉	面積 2,890 m ² 少年サッカー場 1 面
〈マレットゴルフ場〉	面積 1,585 m ² 9 ホール

(4) 職員体制

【図表 2-2-37】職員体制

役職	担当業務	雇用形態
施設長 (1 名)	職員指導及び管理並びに施設管理全般の業務管理	常勤 (市 O B 職員)
管理員 (6 名)	受付、利用に関する指導並びに施設管理及び簡易修繕	非常勤特任 2 4. 5 時間 臨時職員 (管理員延長)
夜間臨時 (1 名)	受付、施設管理及び施設統計	夜間臨時 1 3. 5 時間

(5) 収支状況

ア 市の収支の推移【図表 2-2-38】 (円)

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
歳入			
使用料	1,024,545	1,090,105	996,575
歳入計	1,024,545	1,090,105	996,575
歳出			
指定管理料	23,645,360	23,683,382	24,998,387
修繕料	270,000	0	896,400
消耗品費	0	29,779	0
歳出計	23,915,360	23,713,161	25,894,787
歳入歳出差引	-22,890,815	-22,623,056	-24,898,212

イ 体育協会の収支の推移【図表 2-2-39】 (円)

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
収入			
指定管理料	23,645,360	23,683,382	24,998,387
収入合計	23,645,360	23,683,382	24,998,387
支出			
人件費	12,526,214	12,555,254	13,427,902

施設管理費	7,852,381	8,507,332	10,109,780
事業運営費	0	0	0
間接費	146,890	365,263	469,000
支出合計	20,525,485	21,427,849	24,006,682
収支差額	3,119,875	2,255,533	991,705

(6) 利用状況

【図表 2-2-40】 利用状況の推移 (人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
球技場	15,849	15,080	12,181
多目的広場	14,539	14,638	13,240
マレットゴルフ場	3,477	2,664	3,173
会議室	849	790	970
計	34,714	33,172	29,564

(7) 指定管理

ア 概要

同協会は、平成 13 年 4 月から、五ヶ丘運動広場の受託管理を行ってきた。そして、平成 18 年 4 月から単独指名による指定管理者、平成 21 年度から公募による指定管理者として指定され、同施設の管理運営等を行っている。

市との間では、管理運営等に関する基本協定書を締結した上で、各年度ごとに年度協定書が締結され、この年度協定書により、指定管理料及び事業計画が定められる。

現在有効な基本協定書は、平成 31 年 4 月 1 日に締結されたものであり、有効期間は、令和 6 年 3 月 31 日までである。

イ 指定管理料

指定管理料は、年度協定書において定められ、剰余金が生じた場合は、市と同協会が協議の上、市に返金するものとされている。指定管理料が不足した場合、基本協定書第 21 条第 1 項により、別記 2「指定管理者制度リスク分担表」に従って、各事情について、市と同協会のいずれが負担するのか判断されることになる。

直近 5 年間の指定管理料は、以下のとおりである。

【図表 2-2-41】 指定管理料の推移 (円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
23,684,538	23,629,792	23,645,360	23,683,382	24,998,387

平成30年度についてみると、平成30年4月1日に締結された年度協定書において、2445万8000円と定められ、平成31年3月31日、変更年度協定書が締結され、54万0387円の指定管理料が増額された。

指定管理料が不足した場合、基本協定書第21条第1項により、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に従って、各事情について、市と同協会のいずれが不足した経費を負担するのか判断されることになる。

平成31年3月31日の変更年度協定は、修繕料の実績額が予定額を上回ったためとのことであった。

1.1 河川公園運動広場等（管理委託）

(1) 対象施設

平成30年度の管理対象施設は以下のとおりである。

【図表2-2-42】施設概要

施設名	管理施設
川田公園	野球場（1面） ラグビー場（1面）
白浜公園	野球場（2面） ゲートボール場（16面）
平井公園	ソフトボール場（児童専用1面） テニスコート（クレイ2面）
丸山公園	テニスコート（クレイ1面）
荒井公園	テニスコート（クレイ2面）
川端公園	サッカー場（4面） フットサル場（2面）
御立公園	ハンドボール場（3面）
岩倉運動広場	テニスコート（グリーンサンド1面）
越戸公園	ソフトボール場（4面）
新生公園	野球場（1面） ソフトボール場（2面）
平山公園	野球場（1面）

(2) 収支状況

ア 市の収支の推移【図表2-2-43】 (円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	—	—	—
歳出			
委託費	845,640	845,748	1,408,000
修繕料	8,559,000	19,440	1,002,240
歳出計	9,404,640	865,188	2,410,240
歳入歳出差引	-9,404,640	-865,188	-2,410,240

条例上、使用料又は利用料金徴収の対象とされていない。

イ 体育協会の収支の推移【図表 2-2-44】 (円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入			
委託料	845,640	845,748	1,408,000
収入合計	845,640	845,748	1,408,000
支出			
人件費	0	0	0
施設管理費	463,018	829,481	1,047,612
事業運営費	0	0	0
間接費	8,661	14,385	20,000
支出合計	471,679	843,866	1,067,612
収支差額	373,961	1,882	340,388

(3) 利用状況

【図表 2-2-45】 利用状況の推移 (人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
白浜公園野球場	51,974	55,749	41,240
白浜公園ゲートボール場	38,503	36,081	32,901
川端公園サッカー場	95,637	92,785	94,032
川端公園フットサル場	25,719	27,480	36,875
平井公園テニスコート	6,857	7,661	7,466
平井公園ソフトボール場	305	563	565
荒井公園テニスコート	10,246	9,838	9,230
丸山公園テニスコート	6,710	6,893	5,754
御立公園ハンドボール場	7,118	8,593	7,186
川田公園野球場	13,808	8,712	13,268
川田公園ラグビー場	13,054	13,511	11,215
越戸公園ソフトボール場	10,551	17,176	13,716
岩倉運動広場テニスコート		2,884	3,557
新生公園野球場			16,180
新生公園ソフトボール場			26,331
平山公園野球場			10,872
計	280,482	287,926	330,388

(4) 管理委託

同協会は、市との管理委託契約に基づき、上記施設の管理を行っている。管理委託契約は、随意契約により、各年度ごとに締結され、平成 30 年度は、平成 30 年 4 月 1 日に、契約期間を平成 31 年 3 月 31 日までとした契約が締結されている。随意契約によっている理由は、「管理対象施設は、(公財) 豊田市体育協会の指定管理施設

(スカイホール、毘森公園)に近接しており、緊急時の対応や受付管理を含む維持管理が可能な唯一の団体である。また、管理対象施設の管理実績もあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとのことである。

業務内容は、①貸出管理、②グラウンド整備及び備品等の管理、③運動施設の簡易修繕並びに④河川敷公園運動施設について河川増水時の備品の引上げとされている。

直近5年間の委託料の推移は以下のとおりである。平成30年度に大きく増額されている理由は、平成30年度より、新生公園及び平山公園を追加したためとのことであった。

【図表2-2-46】委託料の推移 (円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
845,640	859,032	845,640	845,748	1,408,000

12 結果

(1) 競技会誘致事業に関して

ア 運用基準を見直し明確にすべきである【指摘】

上記6(9)イ(オ)で述べたとおり、負担金支出の基準が不明確であるため、市の対応が一貫していないように思われる。また、そもそも、現状の基準が適切であるのか、負担金支出の効果も考慮して、適切な基準を設けるべきである。

イ 必ずしも対象経費を会場に限ったり上限を30万円に限定したりする必要はない

【意見】

競技会誘致事業の目的からは、対象経費を会場使用料に限定する必要はなく、一律上限を30万円に限定する必要もない。例えば、これまでの開催実績のない競技を誘致するためには、より高額な支出をすることも考えられるし、他方で、毎年定期的開催されるような競技について、一律会場使用料相当額上限30万円の支出をする効果は乏しいであろう。

費用対効果を踏まえて、適切な金額にしてもよいと思われる。

ウ 収支報告書の内容に不自然な点があれば事業主体に説明を求めるべきである【意見】

上記6(9)イ(オ)で述べたとおり、某競技団体から提出された収支報告書には、不自然な点が見られた。事業主体が作成する収支報告書に不自然なところがあっても、市が支出する負担金額が適切に計上されていれば、同協会の収支には影響はないであろうが、そのような事業主体に負担金を支出することが適切であるのか、また、競技会の収支に余剰金があれば、当該協議会に負担金を支出する必要がないのではないかという問題も生じるのであるから、同協会において、収支報告書に明ら

かに不自然な点等に気づいた場合は、その事業主体に説明を求めたほうがよいと思われる。

(2) ラグビー祭に関して

ア スポーツドリンク購入費用に対しビブス購入費用名目として負担金を支出したことは極めて不当である【指摘】

市負担事業であるラグビー祭において、スポーツドリンク購入費用（2万9271円）が市と同協会の協定書からは負担金支出の対象とならないことから、同協会が品目をビブス購入費用との名目に付け替えたこと、及び、市がこの2万9271円を負担金支出の対象としたことは、極めて不当である。

確かに、同協会は、ラグビー祭と近い日にビブスを購入し、ラグビー祭に使用したとのことではあるが、ビブスは、同協会の自主事業であるラグビー振興事業のために購入したものであって、ラグビー祭以外においても使用されている。また、ビブス購入数量は10組×10枚、金額は14万5800円（1着当たり1458円）であって、ラグビー祭の支出に計上されている2万9271円ではない。市の説明によると、21着分をラグビー祭の必要経費として認めたとのことであるが、ビブス1着当たりは1458円なので、21着分だと3万0618円となり、2万9271円とはならない。市の説明は、後付けの理由に過ぎないと考えられる。さらに、ラグビー振興事業の決算書においては、支出として、ビブス購入費用14万5800円が計上されている。その結果、ビブス購入費用2万9271円分はラグビー祭の決算書とラグビー振興事業の決算書に二重に計上されているのに対し、スポーツドリンク購入費用2万9271円はいずれの決算書にも計上されないという結果になっている。

これらの事情からは、市と同協会は、負担金支出の対象とならないスポーツドリンク購入費用に対して、負担金を支出するために、品目をビブス購入費用に変えただけであるといわざるを得ない。

イ 協定書の内容を見直すべきである【指摘】

そもそも、9月上旬という暑い時期に行われるラグビー祭において、参加者に提供する飲料費を負担金の対象外とすることに合理的理由は見出しがたく、むしろ、熱中症予防のためには、主催者において、飲料の準備をしておくことが相当であると思われる。

そうすると、熱中症等脱水対策としての飲料費については負担金支出の対象となるよう、市と同協会は、協定書の内容を見直すべきである。

(3) 指定管理の協定書の内容を統一するべきである【指摘】

年度協定書について、同じく単独指名により指定管理者として選定されているスカイホール豊田、猿投公園及び毘森公園のうち、スカイホール豊田のみ、補助金を交付することが明記されている（第1の3(3)エ（17頁）参照）。

同協会の職員の人件費に対しては、豊田市協会公社等運営費補助金が交付されており、いずれの施設に関する収支計算書を見ても支出計画欄に人件費が計上されていないことから、補助金の存在を加味しない限り、当該施設の管理運営に要する経費が明らかにならない点では、上記3施設とも共通しているので、市と同協会は、猿投公園及び毘森公園に関する年度協定書にも補助金を交付することがある旨を記載すべきである。

(4) スカイホール豊田に関して基本協定書の欠番の修正が必要である【意見】

基本協定書別記1の8(6)が欠番している。契約内容に影響はないものの、後に問題が生じるおそれがあることから正確性に注意されたい。市と同協会は、次に基本協定書を締結することになった場合は、訂正する必要がある。

(5) 体育館の床板剥離による負傷事故防止対策を徹底すべきである【意見】

平成30年度には、床のささくれにより、スカイホール豊田メインホールで2件、猿投公園体育館で1件の利用者が負傷する事故が発生している。

体育館の床板の剥離による負傷事故については、消費者安全調査委員会による平成29年5月29日付け事故等原因調査報告書が公表されている。そして、文部科学省・スポーツ庁による同日付け「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」及び平成30年5月31日付け「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果及び取組の徹底について(通知)」において、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策の一層の推進が要請されている。

ささくれの大きさや負傷箇所によっては、重大な事故につながりかねないのであるから、市と同協会は、上記報告書を参考に、負傷事故防止対策を徹底すべきである。

(6) 河川公園運動広場等について事業報告書に計算ミスがあり訂正が必要である【指摘】

同協会作成の事業報告書(協会HPに掲載)において、河川公園運動広場等の利用者数について、新生公園野球場、新生公園ソフトボール場及び平山公園野球場の利用者数が二重に計上されており、総利用者数が過大となっていることから、同協会は、訂正した上で、来年度以降に同様のミスが起きないようにすべきである。

第4 株式会社豊田スタジアム

1 法人の概要

令和元年7月1日時点

団体名	株式会社豊田スタジアム																	
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期														
	取締役社長	山本 秀樹	平成29年6月	令和元年6月～令和3年6月														
設立年月日	平成12年9月25日																	
所在地	愛知県豊田市千石町7丁目2番地		郵便番号	471-0016														
ホームページ	https://www.toyota-stadium.co.jp/		TEL	0565-87-5200														
設立目的	当施設の機能を最大限活用し、スポーツ・文化を通じた市民の交流拠点として、夢と感動を提供できるよう事業運営を行う。 株式会社として民間活力を十分に活用し、知的観光拠点となるようまちづくりへの貢献をはかる。																	
主な事業内容	<table border="0"> <tr> <td>1 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営</td> <td>8 特別観覧室の経営</td> </tr> <tr> <td>2 貸館営業</td> <td>9 映像及び音声ソフトの製作、販売及び配給</td> </tr> <tr> <td>3 イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング</td> <td>10 出版物の企画、発行及び販売</td> </tr> <tr> <td>4 食品、飲料、グッズ等の販売</td> <td>11 損害保険代理業</td> </tr> <tr> <td>5 たばこの小売及び酒類の販売</td> <td>12 芝の販売及びコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>6 飲料及び土産店の経営並びにテナントの誘致及び管理</td> <td>13 前各号に付帯関連する一切の事業</td> </tr> <tr> <td>7 スタジアム内の広告</td> <td></td> </tr> </table>				1 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営	8 特別観覧室の経営	2 貸館営業	9 映像及び音声ソフトの製作、販売及び配給	3 イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング	10 出版物の企画、発行及び販売	4 食品、飲料、グッズ等の販売	11 損害保険代理業	5 たばこの小売及び酒類の販売	12 芝の販売及びコンサルティング	6 飲料及び土産店の経営並びにテナントの誘致及び管理	13 前各号に付帯関連する一切の事業	7 スタジアム内の広告	
1 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営	8 特別観覧室の経営																	
2 貸館営業	9 映像及び音声ソフトの製作、販売及び配給																	
3 イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング	10 出版物の企画、発行及び販売																	
4 食品、飲料、グッズ等の販売	11 損害保険代理業																	
5 たばこの小売及び酒類の販売	12 芝の販売及びコンサルティング																	
6 飲料及び土産店の経営並びにテナントの誘致及び管理	13 前各号に付帯関連する一切の事業																	
7 スタジアム内の広告																		

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	100,000,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	15人以内
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	34,000	34.0	現在員数	7人
2	トヨタ自動車(株)	12,000	12.0	うち常勤	3人
3	(株)デンソー	3,000	3.0	うち市派遣	0人
4	トヨタ車体(株)	2,000	2.0	うち元市職員	1人
5	トヨタ紡織(株)	2,000	2.0	常勤役員の平均年齢	61.3歳
6	中部電力(株)	2,000	2.0	常勤役員の平均年収	10,110千円
7	(株)三菱UFJ銀行	2,000	2.0	監査役	
8	名古屋鉄道(株)	2,000	2.0	定款等上の定数	3人以内
9	豊田信用金庫	2,000	2.0	任期	4年
10	名古屋東部陸運(株)	2,000	2.0	現在員数	2人
11	他計47者				

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	16	0	1	0	4	21
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	43.0 歳		正規職員の平均年収		6,015 千円	

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

豊田市の財政的関与の状況（平成30年度決算）				（単位：千円、四捨五入）	
市補助金収入	0	損失補償契約に係る債務残高		0	
市負担金収入	2,222	市貸付金残高		0	
市委託料等収入	601,024	市支出運用財産（基金）		0	

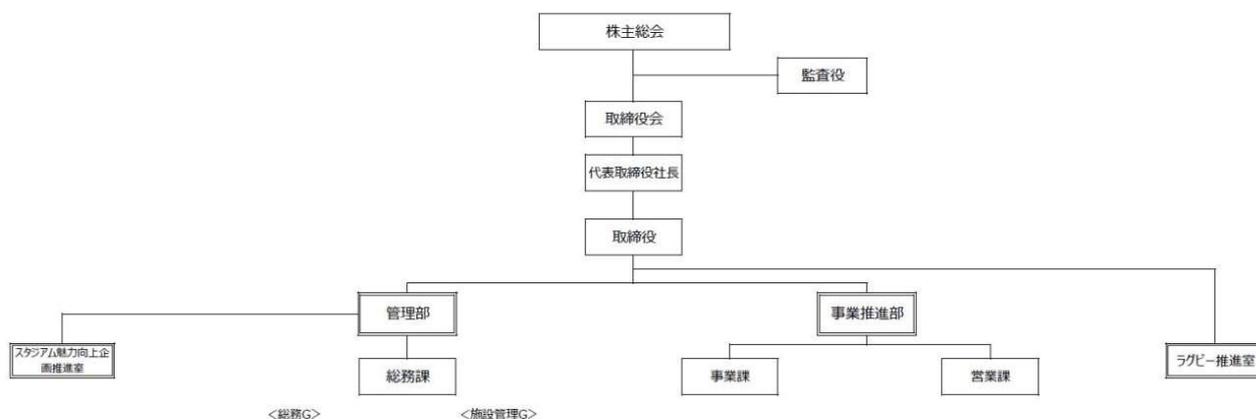
豊田市関係事業の状況（平成30年度）	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	【指定管理施設】 中央公園（豊田スタジアム、スポーツプラザ、芝生広場等）
市受託事業 (施設管理以外)	豊田市稲武芝育成場管理運営委託
市負担事業（共催事業）	花いっぱい事業

2 組織

(1) 組織図

（株）豊田スタジアム（以下この節では単に「同社」ということもある）の組織図は以下のとおりである。

【図表2-3-1】組織図（同社提供）



(2) 役員

上記同社の概要のとおり、役員は計9名であり、そのうち、代表取締役社長（常勤）が1名、常勤の取締役が2名、非常勤の取締役が4名、残る2名が監査役である。任期は取締役については2年、監査役については4年である。

非常勤の取締役には、豊田商工会議所、トヨタ自動車（株）、名古屋鉄道（株）、市の各役員ないし職員が就任しており、全員が株主である。また、監査役にも豊田信用金庫、市の各役員ないし職員が就任している。

(3) 職員

令和元年7月1日時点での正規職員は16名、非正規職員は5名であり、非正規職員のうち1名が特定業務職員、残る4名が臨時職員である。

3 株式の状況

(1) 株式数

会社が発行する株式の総数 8,000株

発行済株式総数 2,000株

(2) 株主数 47名

(3) 大株主の状況は、平成31年3月31日現在【図表2-3-2】のとおりである。

【図表2-3-2】大株主の状況（平成30年度事業報告及び決算書より）

株主名	所有株式数	発行済株式総数に対する比率
豊田市	680株	34%
トヨタ自動車（株）	240株	12%
（株）デンソー	60株	3%
トヨタ車体（株）	40株	2%
トヨタ紡織（株）	40株	2%
中部電力（株）	40株	2%
（株）三菱UFJ銀行	40株	2%
名古屋鉄道（株）	40株	2%
豊田信用金庫	40株	2%
名古屋東部陸運（株）	40株	2%

4 財務状況

平成29年度及び平成30年度の財務状況の概要は、【図表2-3-3】のとおりである。

【図表 2-3-3】財務状況の概要

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算
総資産	608,618	605,268	総収益(収入)	1,090,034	1,139,657
負債	279,426	247,719	営業損益	85,158	34,088
うち有利子負債	0	0	経常損益	85,354	35,286
資本	329,193	357,549	税引前当期損益	86,626	35,286
利益剰余金	229,193	257,549	当期純利益	55,322	28,356

5 事業内容

(1) 定款

同社が行う事業は、概要の「主な事業内容」のとおりである。

平成30年度に実施された具体的な事業は以下のとおりである。

(2) 自主事業

ア 健康づくり教室【図表 2-3-4】

事業目的	市民の健康増進及びスタジアム施設の利用拡大のため、運動による生活習慣改善を目指す。
実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日 毎週月曜日～金曜日 午前9時30分～午後9時 ※イベント開催日、休館日等を除く
場所	ウォーミングアップ室ほか
参加予定人数	年間24,000人
参加料	5,800円(税別)／月会費 64歳まで 4,800円(税別)／月会費 65歳以上

(ア) 業務の委託

同社は、健康づくり教室の運営業務を株式会社総合体力研究所に委託している。

(イ) 委託契約の内容について【意見】

平成29年3月31日付け「業務委託契約書」によれば、第10条において、契約の有効期間を1年間とした上で、第11条において、「甲及び乙は、平成28年3月31日付け業務委託契約書を本業務委託契約書締結日をもって合意解約し、甲乙間において、本業務委託契約書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する」と、いわゆる精算条項を定めている。しかしながら、委託料の支払債務は契約更新時期を跨ぐものであることから、解釈によっては現実の取扱いと契約内容との間に齟齬が生じているものとも考え得る。また、契約更新時期を跨いで発覚した事故等による損害賠償債務等も上記精算条項によ

って免れるという主張を招きかねない。したがって、精算条項の定めを削除すべきである。

なお、第5条における「前条」は「第3条」の誤記である。

イ レストラン経営【図表2-3-5】

設置目的	豊田スタジアム施設利用者及び公園利用者へのサービスとして、レストランを運営し、飲食提供を行う。
設置期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 午前11時～午後3時（午後5時以降の予約対応あり） 定休日 火曜日（その他豊田スタジアムの休館日）
設置場所	メインスタンド4階
参加予定人数	年間22,000人
価格	メニューによる。

(ア) 業務の委託

同社は、レストランの運營業務を（株）名鉄トヨタホテルに委託している。

(イ) 委託契約の内容について【意見】

平成30年当時有効とされる平成13年7月1日付け『豊田スタジアム内レストラン』運営管理受委託契約書によれば、第11条に売掛金の回収責任について規定があるものの、責任負担の効果が明らかでない。また、第14条第3号における「本件物件」の定義を明確にすべきである。平成13年7月1日に契約書を作成して以来、更新を経ても契約書を作成していないものと考えられるが、少なくとも同社の指定管理基本協定期間の開始時期に合わせて作成すべきであるから、更新契約の締結に当たり、上記のような曖昧な規定を修正されたい。

ウ 直営売店運営【図表2-3-6】

事業目的	豊田スタジアム大規模催事開催時、施設利用者に向け、飲食売店を運営し、飲食提供を行う。
実施期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※営業は大規模イベント開催時（主としてJリーグ、トップリーグなど）
設置場所	メインスタンド1階
参加予定人数	年間27,000人
価格	メニューによる。

(ア) 業務の委託

同社は、直営売店の管理を豊田警備業協同組合に委託している。

(イ) 委託契約の内容について【意見】

平成30年当時有効とされる平成26年4月1日付け「運営管理受委託契約書」によれば、第2条において、有効期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までとし、契約を更新する際には再度契約書を作成の上、更新するものとされているが、上記平成26年4月1日付け契約書を作成して以来、作成していないようであるから、これを作成すべきである。その作成に当たっては次の点にも注意されたい。

第6条における「第3条」は「第4条」の誤記と思われる。また、第12条の「本件施設」や第14条第4号の「本件物件」について定義規定を置くなど明確化されたい。なお、第8条、第9条及び第14条については、同社が一方的に有利な規定となっており、その有効性を争われるおそれもあることから、内容について検討することを推奨する。

エ 自動販売機の設置・運営【図表2-3-7】

事業目的	施設利用者に飲料水・食料品を提供し、利用者サービスの向上を図る。
設置期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※イベント主催者によるマスク規制の場合あり。
設置場所	館内 8台 公園内 19台
設置事業者	コカ・コーラ、伊藤園、ジャパンビバレッジ及び江崎グリコ

オ スーパールーム【図表2-3-8】

事業目的	法人向けに特別観覧室を管理し、試合観戦、飲食、会議等ができる空間・サービスを提供する。
実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日（全館休館日を除く） 【通常】 午前10時～午後9時 【イベント時】 イベントの開催時間による。
場所	メインスタンド側2階 28室
参加予定人数	年間2,500人
参加料	法人年間契約料200万～280万円

(ア) 業務の委託

同社は、スーパールームの飲食提供業務を（株）名鉄トヨタホテルに委託している。

(イ) 委託契約の内容について

上記イで意見したとおりである。

カ キッズスポーツ教室【図表2-3-9】

事業目的	サッカーを中心に遊びながら「走る、跳ぶ、ボールを使う」といった総合的な運動を行うことで、子どもたちのスポーツ全般への興味を持たせ、自立心や協調性を大切にすることにより児童教育の一助とする。
実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日（毎週水曜日） 【年中・年長・小1】 午後4時30分～5時30分 【小2・小3・小4】 午後5時30分～6時30分
場所	西イベント広場
参加予定人数	年間4,000人
参加料	3,100円（税込）／月会費

(ア) 業務の委託

同社は、キッズスポーツ教室の運営業務を（株）フィールダーに委託している。

(イ) 委託契約の内容について【意見】

平成30年4月1日付け「業務委託契約書」によれば、期間について定めた第2条において、「第15期」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とした上で、委託料について定めた第3条において、第15期における委託料を定めた上、さらに「第15期以降については、その都度甲・乙協議し決定するものとする」と規定している。

「第15期以降」との文言について平成31年4月1日以降を指すと解されるが、契約有効期間外の定めは無用である。

キ スタジアムウィンターフェスタ2018・2019【図表2-3-10】

事業目的	イルミネーションや各種イベントを通じて、来場者や冬のスタジアムを楽しめる機会を提供する。
実施時期	【イルミネーション】11月末～1月初旬午後5時～9時40分 【点灯イベント】11月末ごろ午後4時～6時
場所	西イベント広場一帯
参加予定人数	延べ10,000人
参加料	徴収しない

ク 「中京大学・明治大学」サッカー交流試合【図表2-3-11】

事業目的	両校による交流試合を開催し、地元少年サッカーチームを中心にハイレベルな試合を観戦してもらう機会とする。
開催時期	平成31年3月
場所	ピッチ
参加予定人数	1,000人
参加料	無料

ただし、本事業は、体育協会との共催事業である。

ケ 芝生広場グラウンド整備事業【図表2-3-12】

事業目的	芝生広場グラウンド利用の主催者からサッカー等のコートライン引き業務を受託し、各イベント開催の環境整備を行う。
実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※主催者からの依頼により実施
場所	芝生広場
予定件数	47件
料金	20,000円

コ 酒類小売販売事業【図表2-3-13】

事業目的	サッカーJリーグ及びラグビートップリーグの国内大会のほか、国際大会も開催される豊田スタジアムにおいて、昨今、欧米や女性からも愛飲者が増えてきている日本酒を地元の酒造と連携、オリジナルブランドを販売して、来場者サービスの向上を図る。
実施時期	一般酒類小売業免許取得後～平成31年3月31日
連携酒造	関谷酒造株式会社
販売見込数	360本
価格	720ml 1,800円

(3) 指定管理事業

指定管理者として「中央公園の管理運営」を行っている。

(4) 市委託事業

市委託事業として「豊田市稲武芝育成場管理業務委託」がある。

(5) 市負担事業

市負担事業として「花いっぱい事業」がある。

6 市との関係

(1) 出資金

3400万円

市は、設立時に3400万円を出資し、同社の発行済株式の34%を保有する筆頭株主である。その他の株主は法人の概要記載のとおりである。配当金なしとのことであった。

(2) 中央公園の管理運営について

平成30年度指定管理料 6億263万1192円

ア 施設概要

中央公園内に豊田スタジアムが設置されている関係にあり、いずれも市が所有する施設である。豊田スタジアムの概要は以下のとおりである。

【図表2-3-14】中央公園の概要

使用形態	サッカー等球技専用スタジアム		
所在地	豊田市千石町7丁目2番地		
URL	https://www.toyota-stadium.co.jp/		
供用開始	平成13年7月		
施設内容	面	積	中央公園 170,000㎡
			建設面積 40,734㎡
			延床面積 97,004㎡
	階	層	地下2階 地上4階
	収容人数	44,380人	
施設・設備	報道関係室、運営諸室、貴賓室、スーパールーム、選手更衣室・シャワールーム、ウォームアップ室、医務室、授乳室、レストラン（ヴェルデロッソ）、売店、軽食売場（スタジアムカフェ）、スポーツプラザ、プール等		

平成30年度は、ラグビーワールドカップ2019日本大会を控え、豊田スタジアム開設以来の大規模な設備の更新が進む中、「スタジアム単体の安定収益確保」、「市財政への貢献」及び「市中心市街地の活性化と経済波及効果への貢献」の3点を基本的な考え方として、来場ないし利用される市民の方々に「観たい」、「参加したい」、「使いたい」、「支えたい」と思ってもらえるような利用者本位の施設づくりに取り組んだとされる。

イ 設置根拠

豊田スタジアムは、豊田スタジアムを含めた一体の公園である「中央公園」として、都市公園条例により設置及び管理されている。都市公園条例は、都市公園法に基づくものであり、豊田スタジアムは、同法の「公園施設」という位置付けである。

そして、【図表2-3-15】は、都市公園条例第3条「利用日及び利用時間」についての表であるが、この表にあるように、中央公園は、豊田スタジアムと芝生広場から構成され、さらに豊田スタジアムは、球技場及び附属施設とスポーツプラザから構成されている。

【図表 2-3-15】中央公園の利用日及び利用時間

中央公園	豊田スタジアム	球技場及び附属施設	12月28日から翌年1月4日までの除く日	午前9時から午後9時まで
		スポーツプラザ		(1)3月1日から11月30日まで(日曜日を除く。)午前9時から午後9時まで (2)12月1日から翌年2月末日まで及び日曜日午前9時から午後7時まで
	芝生広場	球技場		(1)5月1日から8月31日まで午前9時から午後7時まで (2)9月1日から翌年4月30日まで午前9時から午後5時まで

ウ 指定管理者

同社は、中央公園が設置された当初から、市より管理運営等の指定管理者として指定され、同施設の管理運営等を行っている。市との間では、5年間を期間とした基本協定が締結した上で、各年度ごとに年度協定書が締結され、この年度協定書により、指定管理料及び事業計画が定められる。

基本協定書の期間が満了するに当たり、同社が指定管理料の見積書等を添付した指定管理者指定申請書を市に提出し、市が指定管理者として指定している。市が指定管理者と指定するに当たり、公募は行われておらず、単独指名による選定されている。

現在有効な基本協定書は、平成31年4月1日に締結されたものであり、有効期間は、令和6年3月31日までである。

エ 指定管理料

指定管理料は、年度協定書において定められ、剰余金が生じた場合は、市と同社が協議の上、市に返金するものとされている。指定管理料が不足した場合の定めはない。

ここ10年間（平成21年度から平成30年度まで）の指定管理料は、【図表2-3-16】のとおり、約5億円から約7億円の間で推移しており、平成30年度の指定管理料は、6億151万769円である。

【図表 2-3-16】指定管理料の推移 (円)

年度	指定管理料	年度	指定管理料
平成 21 年度	655,614,439	平成 26 年度	698,487,970
平成 22 年度	666,700,819	平成 27 年度	570,188,309
平成 23 年度	654,276,146	平成 28 年度	611,643,351
平成 24 年度	673,680,586	平成 29 年度	584,703,432
平成 25 年度	722,276,678	平成 30 年度	601,510,769

オ 施設の利用状況

平成30年4月から平成31年3月までの利用件数及び来場者数の動向（前年度同期比較）は以下のとおりである。

(ア) 利用件数（件）【図表2-3-17】

区 分	平成30年度	平成29年度	増減	前年度比
Jリーグ・ACL	9	10	△1	90.0%
ラグビートップリーグ等	4	3	△1	133.3%
サッカー国際試合	1	1	±0	増減なし
ラグビー国際試合	1	1	±0	増減なし
大型コンサート	3	0	+3	全増
収益イベント 計	18	15	+3	120.0%
スポーツイベント	93	115	△22	80.9%
文化・商業イベント	72	89	△17	80.9%
芝生広場利用	44	49	△5	89.8%
諸室利用	425	500	△75	85.0%
公共・一般イベント 施設利用 計	634	753	△119	84.2%
合 計	652	768	△116	84.9%

(イ) 来場者数（人）【図表2-3-18】

区 分	平成30年度	平成29年度	増減	前年度比
Jリーグ・ACL	277,833	260,950	+16,883	106.5%
ラグビートップリーグ等	38,423	35,977	+2,446	106.8%
サッカー国際試合	38,353	38,461	△108	99.7%
ラグビー国際試合	14,776	8,941	+5,835	165.3%
大型コンサート	98,000	0	+98,000	全増
収益イベント 計	467,385	344,329	+123,056	135.7%
スポーツイベント	29,614	34,171	△4,557	86.7%
文化・商業イベント	351,940	362,669	△10,729	97.0%
芝生広場利用	10,666	14,909	△4,243	71.5%
諸室利用	13,979	14,507	△528	96.4%
プラザ・レストラン他	161,274	89	△17	80.0%
公園利用等	745,900	755,804	△9,904	98.9%
公共・一般イベント施設利用計	1,313,373	1,383,717	△70,344	94.9%
合 計	1,780,758	1,728,046	△52,712	103.1%

(ウ) 大型コンサートの開催

平成30年度、同社は、大型コンサートを3度開催した。そのうち、平成30年9月6日に開催した大型コンサートにおいて、特殊効果花火の火花が豊田スタジアムの可動式屋根膜に接触する事故があった。花火が到達する高さは約20メートルの予定であったが、約50メートルの高さにある可動式屋根膜に火花が接触して生じたものである。この事故を受けて、市は、平成31年4月26日、大成建設(株)に委託して、可動式屋根膜の触診等による点検作業を実施した。その結果、黒い汚れが付着している箇所が19か所確認され、うち2か所において損傷が認められた。損傷の内容や程度は、1か所においては膜が貫通しておらず、表面に微細なピンホールが生じただけであったが、もう1か所においては膜が大きく裂けており、空気の漏洩が認められた。

(エ) 大型コンサート等の企画運営及び可動式屋根膜の点検等について【意見】

上記事故においては、花火の到達する高さが約20メートルの予定であったにもかかわらず、約50メートルの高さにある可動式屋根膜に火花が接触している。原因は定かでないものの、花火製品管理担当者等の顛末書によれば、製品不良又は可能性として屋根下の想定外の上昇気流(当日20時12分時点会場内設置風速計/平均風速1.7m/s、瞬間6.3m/s)等が重なりこの様なトラブルが発生したと思われるとのことであった。今後、特殊効果花火を伴う大型コンサート等の企画運営においては、同社は主催者側とさらに綿密な協議のもと企画運営を行い、同様の事故が起きないようにしなければならない。さらに、市は上記事故を受けて、7か月以上も後に、可動式屋根膜の点検作業を大成建設(株)に委託して実施しているが、受託会社側の都合や費用面の問題があるとしても、より早期に点検作業に着手できるよう、事前に点検作業を依頼する際の手順や責任の分担を確認しておく必要があった。豊田スタジアムにおいては、過去に金属片やゴム片などが落下する事故が起きている。幸い人的被害に至っていないものの、上記事故による可動式屋根膜の損傷の内容や程度によっては、落下物が生じていた可能性も否定できない。重大事故が発生する背景には、必ず想像力の欠如があるので、想像力を最大限に発揮し、事故の可能性を予見し、備えられたい。

さらにいえば、市としては、施設の管理運営に支障を来さないよう、落下物による事故が生じる可能性や点検作業に要する費用等を勘案し、不動となってしまった可動式屋根の処理に関する検討をさらに加速すべきである。

カ 使用料

(ア) 使用料の一覧

【図表 2 - 3 - 1 9】 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例別表第 1 (その 3)

施設名		区分	使用料(円)			
			1時間	4時間	8時間	1日
球技場		観客席を使用しない場合	5,000	19,000	36,000	51,000
		メインスタンド下段、バックスタンド下段又は片側サイドスタンド下段の観客席を使用する場合	8,000	30,400	57,600	81,600
		片側サイドスタンド全ての観客席を使用する場合	10,000	38,000	72,000	102,000
		メインスタンド又はバックスタンドの全ての観客席を使用する場合	13,000	49,400	93,600	132,600
		下段全ての観客席を使用する場合	16,000	60,800	115,200	163,200
		全ての観客席を使用する場合	26,500	100,700	190,800	270,300
		1階コンコースの全てを使用する場合	4,500	17,100	32,400	45,900
		1階コンコースのメインスタンド側又はバックスタンド側を使用する場合	2,000	7,600	14,400	20,400
		1階コンコースの片側サイドスタンド側を使用する場合	2,000	7,600	14,400	20,400
		指定団体が使用する場合	1日につき 1,000,000			
豊田スタジアム 附属施設		区分	単位	使用料(円)		
		ロッカールーム1~4	1室1回	1,000		
		シャワー室1・2	1室1時間	2,500		
		ウォームアップ室1・2	1室1時間	1,000		
		報道関係室1~3	1室1時間	500		
		報道控室1・2				
		大会運営室5~9				
		報道関係室4	1室1時間	1,000		
		インタビュールーム				
		大会運営室4	3室1時間	1,500		
		大会運営室1~3 (一体利用のみ)				
		ラウンジ1	1室1時間	10,000		
		ラウンジ2	1室1時間	7,000		
		ラウンジ3	1室1時間	2,000		
		放送室	1室1時間	1,000		
		チケット売場	1室1時間	1,000		
		インフォメーション	1室1時間	1,000		
		駐車場(個人利用)	普通自動車	1台1回につき駐車時間3時間まで無料。以後30分までごとに 150		
			大型バス	1台1回につき駐車時間3時間までごとに 1,000		
		駐車場(専用利用)	地下1階駐車場	1回	30,000	
	南駐車場		1回	50,000		
	東駐車場(北側)		1回	25,000		
	東駐車場(南側)		1回	25,000		
	規則で定める附属設備		規則で定める利用区分ごとに5万円を超えない範囲において市長が規則で定める額			
スポーツプラザ屋内プール	個人利用	大人	1回2時間まで		500	
			2時間を超え30分までごとに		150	
		回数券(11回分)		5,000		
		小人	1回2時間まで		200	
	2時間を超え30分までごとに		50			
	回数券(11回分)		2,000			
専用利用	大人	1コース相当1時間		2,300		
	小人	1コース相当1時間		1,200		
芝生広場	球技場	平日	1時間		1,000	
		土・日曜日	1時間		1,500	
		休日				

【図表 2-3-20】豊田市都市公園使用料及び利用料金条例別表第 2

区分	単位	使用料(円)
公園施設を設ける場合で、公募によらないとき	1m ² 1年につき	1,000
公園施設を設ける場合で、公募によるとき	1m ² 1年につき	1,000円以上であって、当該公募により決定した額
公園施設を管理する場合で、公募によらないとき	1m ² 1年につき	建物の課税標準額×(7.2/100)+土地の課税標準額×(4/100)
公園施設を管理する場合で、公募によるとき	1m ² 1年につき	公園施設を管理する場合で公募によらないときの項に掲げる算式により算定した額以上であって、当該公募により決定した額
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1日1人につき	500
業として写真の撮影をする場合	1日1件につき	1,900
業として映画の撮影をする場合	1日1件につき	5,000
豊田スタジアム観客席において業として広告物を掲出する場合	豊田市道路の管理及び占用に関する条例(昭和48年条例第8号)別表の6(1)その他のものの定めるところによる。	
豊田スタジアムフィールドにおいて業として広告物を掲出する場合	表示面積1m ² 1回につき	2,000
興行を行う場合	豊田市道路の管理及び占用に関する条例別表の5(1)の定めるところによる。	
展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合		
興行又は展示会、博覧会その他これらに類する催しのため工作物を設ける場合		
以上に定める場合のほか、豊田市道路の管理及び占用に関する条例別表に掲げるものに該当する場合	豊田市道路の管理及び占用に関する条例の定めるところによる。	

中央公園（豊田スタジアムを含む）の使用料は、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例に定めがある（別表第 1（その 3）【図表 2-3-19】及び別表第 2【図表 2-3-20】）。

そして豊田スタジアムの附属設備の使用料については、豊田市都市公園管理規則に定めがある（別表（その 2）（第 1 2 条関係）【図表 2-3-21】）。

【図表 2-3-21】 豊田市都市公園管理規則別表（その2）（第12条関係）

附属設備の種類			単位	使用料(円)
サッカーゴール			1組1時間	100
フィールド音響設備			1式1時間	5,000
照明設備			80%を超える出力10分間までごとに	6,200
			60%を超え80%以下の出力10分間までごとに	4,960
			40%を超え60%以下の出力10分間までごとに	3,720
			20%を超え40%以下の出力10分間までごとに	2,480
			10%を超え20%以下の出力10分間までごとに	1,240
			10%以下の出力10分間までごとに	620
映像装置	北側サイドスタンド	映像	1時間	5,000
		文字のみ	1時間	2,500
		広告	1回	50,000
		可動装置	1回	5,000
	南側サイドスタンド	映像	1時間	5,000
		文字のみ	1時間	2,500
		広告	1回	50,000
	固定・場内カメラ		1基1時間	2,000
テレビ中継支援設備			1回	27,000
ラジオ中継支援設備			1回	1,500
芝生保護材	球技場内	1枚1回	100	
	球技場外	1枚1回(7日以内)	1,000	
		1枚1回(7日を超え、以後1日までごとに)	100	
屋根開閉装置			1回	8,000

(イ) 使用料の改定【意見】

豊田スタジアムの照明設備の改修、2基目の大型映像装置の設置等の大型改修に伴い、各附属設備の仕様が変更され、各附属設備の使用料の見直しが検討された。

また、従前、他施設を参考に設定していた使用料も、運転費相当額の実費負担とすることで、使用料の算出根拠の統一が図られた。

しかしながら、豊田スタジアムは、一般利用が想定されないとの理由で、現使用料からの減額はしないこととされ、平成31年3月31日、上記都市公園管理規則別表（その2）（第12条関係）のとおり改正された。

たとえば、照明設備に関しては、白銀灯からLED照明に改修され、従前は消費電力量換算による使用料を全点灯（10分間）の場合、6200円と設定していたところ、LED照明に改修されたことにより、消費電力量換算による使用料は、調光レベル100%の場合、メーカー試算によれば2800円ほどに減額されるが、従前のまま6200円とされた。

また、1基目の大型映像装置も、更新により消費電力量は減少していると考えられるものの、建設当時の大型映像装置の消費電力量換算による使用料のままとされ、2基目の大型映像装置は、1基目の大型映像装置より小型であり、消費電力量は少ないと想定されるにもかかわらず、同等の視認性を根拠に建設当時の大型映像装置の消費電力換算による使用料と同額とした。しかし、照明能力や待機電力の発生に伴う消費電力の増減、契約電気料金の変化等の要因も考慮し、改修後の利用実態に基づいた使用料算定が必要となる。

豊田スタジアム建設当時は、附属設備の使用料は運転費相当額という根拠があったものが、附属設備の改修、更新や新規設置により、消費電力量が変化すると解されるにもかかわらず、現状、一般利用が想定されないとの理由で、建設時代に設定された使用料を基礎としており、もはや使用料設定の根拠がなくなってしまっている。同社によれば、現在、設備改修後の電力消費量の実績値を収集しているとのことであるが、これによっても附属設備毎の電力消費量の把握は限界があるので、上記メーカー試算も十分考慮の上、運転費相当額という使用料の根拠を取り戻す必要がある。

キ 建築基準法における定期報告制度

(ア) 平成28年6月1日、改正建築基準法の施行により、安全上及び防火上重要な建築物、防火設備等が政令により一律に定期調査・検査の対象となった。これにより、建築物の調査を3年に1度、建築物に設置された防火設備等の建築設備の検査を1年に1度、専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を県へ報告することが義務化された。

建築物の調査につき、当初報告時期は、建築物の用途毎に異なり、スポーツ関連施設については、平成30年9月1日から同年11月30日までの間と予め定められ、以降3年毎に実施する必要がある。

建築設備の検査につき、平成28年より毎年実施する必要があるが、経過措置により、平成28年度から平成30年度の間に建築物と併せて1回報告すればよいこととなっている。

(イ) 平成30年度に、当該年度から建築設備の点検を行う必要があるとして、59万4000円の見積費用について、平成30年度の指定管理料の当初予算に計上していないことから、市予算による精算を求めてこれを実施した。

(ウ) 改正法の施行に伴う予算措置【意見】

改正建築基準法は平成28年6月1日に施行されており、愛知県からも周知があったことから、少なくとも平成30年度の当初予算に点検費用を計上することは容易であったにもかかわらずこれをしていなかった。

法改正によって検査等の義務が生じる場合には、事前に見積り等を得て予算に組み入れるべきであるから、指定管理者である同社としても、見積り計上しておくべきであった。

ク 遊具施設等の管理

(ア) 平成30年度 遊具施設等の管理状況一覧によれば、中央公園（芝生広場）については、指定管理者である同社の社員によって、独自のチェックリストにて、「毎週点検を行う」ものとされている。また、「2～3年毎に一度、もしくは基準が改正された場合に、有資格者に再委託して、点検を行う」ものとされている。有資格者の点検は、一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」を準拠するものとし、近年では、平成21年と平成25年に実施したとされている。

なお、一般社団法人日本公園施設業協会では、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の内容に沿って、「遊具の安全に関する規準」

(以下「規準」ということもある)を定めており、国の指針の改訂に合わせて改訂を行っている。そして、平成30年当時は、平成26年に制定され、さらに同27年にその一部が改正された「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」を適用していた。

(イ) 遊具の安全確保について【指摘】

有資格者による点検（国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年）における精密点検に相当するものと理解される）を2～3年に一度、又は規準が改正された場合に実施するとしておきながら、現実には、4～6年に一度の頻度でしか実施していない。また、規準は平成26、27年に制定・改正されているにもかかわらず、平成25年に実施して以来、規準に沿った点検が実施されていない。有資格者による点検（精密点検）の頻度の適正性を差し置いたとしても、少なくとも、規準が制定・改正された平成26年度又は同27年度には有資格者による点検（精密点検）を実施すべきであった。

そして、遊具には標準使用期間が定められているものもあるが、当然のことながら経年劣化が生じる。したがって、有資格者による点検（精密点検）も、単純に2～3年に一度実施するものとするのではなく、各遊具毎にその材質等の特徴も踏まえ、時間経過とともに頻度をあげることを検討し、より計画的に管理して実施されなければならない。

なお、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年）では年1回以上の定期点検（日常点検より詳細な点検）が推奨されている。

(ウ) 複合遊具の損傷（平成29年）

平成29年5月29日、利用者から複合遊具の階段の床部分が割れているとの報告があった。現場を確認したところ、割れた床が抜け落ち、床材が遊具の下に落ちている状態であった。平成29年度「できごとカード」には、割れた部分以外に異常がないかを確認したところ、「床材の腐食等により釘やネジが効いておらず、釘の浮きや床材にぐらつきが生じている箇所を複数確認した」と記載されている。

割れた箇所をコーンでふさぎ、穴の付近と階段につながる通路部の2か所に立入禁止のテープにより通行止めとする措置を講じた。

なお、その後、複合遊具について床材及び壁材の全面張り替えを行っている。

(エ) 遊具損傷の場合の使用禁止範囲について【指摘】

(ウ) の損傷の内容は、木材で作られた階段の一部を構成する床材の破損である。当該部分は、何らかの外力が加わって破損したものと推測されることであるが、このことは経年劣化によって当該外力によって破損する程度に強度が低下していたことを示唆する。また、現場を確認したところ、地面に近い床材の箇所では床材の腐食等により釘やネジが効いていなかったとのことである（平成29年度「できごとカード」）。さらに、中央公園大型遊具修繕の同年10月24日付け予算執行伺書の執行理由には、「中央公園開設時に設置された大型遊具が15年経過し、日射や風雨等による劣化がいたるところで確認されている。これまでも床板部の破損がたびたび確認され、応急的に修繕を行ってきた。施設利用者の安全を確保するため遊具全体に関して修繕を実施する」とされている。

とすれば、床材も含めて複合遊具全体に木材を多用していることも考慮すると、指定管理者である同社としては、その措置として、損傷や腐食のあった付近のみを立入禁止とするのではなく、安全が確認されるまで、複合遊具全体を使用禁止とすべきであった。

また、市としても、損害賠償責任を負担する危険もあった（国家賠償法第2条第1項参照）のであるから、使用禁止範囲について適切に管理するべきであった。

なお、同社によれば、腐食部分は日常点検で発見できなかったとのことであるが、腐食が時間をかけて進行すること、また、目視によっても容易に発見できることを考慮すると、利用者による報告時まで発見が不可能であったということは考えにくい。いずれにしても、日常点検を適正に実施し、又は、その方法について改善する必要がある。

＜複合遊具全体の画像＞



＜床材が破損した画像と措置を講じた画像＞



＜腐食した床材の画像と措置を講じた画像＞



(3) 市委託事業（豊田市稲武芝育成場管理運営委託）

平成30年度 4759万5600円

ア 事業の概要

豊田市稲武芝育成場管理業務委託は、市が同社に委託して、豊田市小田木町所在の施設において、豊田スタジアム用の芝生を栽培・育成し、同施設の維持管理を行うというものである。

ただし、同社は、下請業者であるヤハギ緑化（株）に再委託している。

イ 契約内容の概要

(ア) 市と同社との間の契約内容

市と同社との間の委託契約の内容は、次のとおりとした上で、その他の詳細な契約内容については、豊田市業務委託契約約款に基づくとしている。

業者選定方式は随意契約（1者特命見積り）である。

委託場所：豊田市小田木町地内

委託内容：設計図書のとおり

契約期間：1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

契約金額：4759万5600円（税抜4407万円）

支払特記：4回以内の部分払

(イ) 同社とヤハギ緑化（株）との間の契約内容

同社とヤハギ緑化（株）との間の委託契約の内容は、次のとおりである。

委託場所：豊田市小田木町地内

委託内容：設計図書のとおり

契約期間：1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

契約金額：4320万円（税抜4000万円）

ウ 再委託について【意見】

受託者である同社はその業務の全部を一括して又はその主たる部分を再委託することは、豊田市業務委託契約約款（第6条第1項）により原則として禁止され、業務の一部を再委託する場合には、事前に委託業務下請負承認願により市の承認を得なければならない（同約款第6条第2項）。

そして、再委託の適格性の判断については、豊田市委託業務事務要綱第16条の基準に準じて行うこととされている。

豊田市委託業務事務要綱

（下請負の承認）

第16条 委託担当課長は、契約者が業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願（様式第8号）を届け出させなければならない。

2 委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不適当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。

(1) 下請負の内容が、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。

(2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。

(4) 下請負者が業務委託を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。

「主たる部分」の判断について、「平成31年度指定管理に係る協定の締結について（依頼）」の3（4）では、「例えば下請負率が50%以上である場合には注意が必要だと考えられます。各施設の事情に応じて、個別に判断することとさせていただきます」と喚起されている。

なお、同様に、指定管理者はその業務の全部を一括して又はその主たる業務を再委託することは、基本協定書の規定（第9条第1項）により禁止されている。再委託が許容されるのは、業務の一部の再委託であって、事前に市の承認を得る必要がある。

この点、「豊田市稲武芝育成場管理運営委託」において、事前に委託業務下請負承認願が提出され、市の承認を得ているが、契約金額での下請負率が約91%であり、契約金額の割合だけに着目すると、再委託が禁止されている「主たる部分」に該当するようにも思われる。しかし、市及び同社によれば、次のような理由で、グラウンドキーパーによる管理こそ「主たる部分」に該当するとのことであった。

- ・芝管理は、圃場での育成過程からスタジアムへの移設、養生までの作業が一連となっており、過程のいずれかに欠陥が生じると芝の良い状態を保てず、これにはグラウンドキーパーによるきめ細やかな手入れや管理が必須である。
- ・良質な芝を安定的に豊田スタジアムに提供するためには、豊田スタジアムのピッチの特性と豊田スタジアムのピッチに合った芝の育成方法に精通しているグラウンドキーパーが必要であり、これができる者は、同社以外には存在しない。

仮に、下請業務が委託業務の一部であるというのであれば、契約金額での下請負率が約91%に及ぶのであるから、委託業務下請負承認願には、上記囲み部のような理由を記載して再委託する業務の対象が業務の一部であることを積極的に説明されなければならないが、これがなされておらず、市もその理由を検討して承認していることが確認できなかった。

下請承認願と承認に当たっては、豊田市委託業務事務要綱に従った厳格な運用を行われたい。

エ 委託の形態を再検討されたい【意見】

さらにいえば、市が「豊田市稲武芝育成場管理運営委託」を同社に4759万5600円（税抜4407万円）で委託して、さらにそれを下請業者に4320万円（税込）で再委託することにより、消費税の負担が委託料に対して352万5600円、下請代金に対して320万円と、2度発生している。しかも、下請代金（税込）は税抜委託料の98%に及ぶ。この状況は経済的に合理的とは言い難い。

稲武芝育成場は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、すなわち公の施設（地方自治法第244条第1項）に該当するとは認め難く、指定管理の対象にはならないが、「豊田市稲武芝育成場管理運営」を「グラウンドキーパーによるコーディネート業務」と「芝生育成業務」に分離し、前者は中央公

園の指定管理業務に組み込み、後者は委託業務として直接委託を検討するなど、経費の削減を検討されたい。

(4) 市負担事業

市負担事業として「花いっぱい事業」がある。

ア 事業の概要

同社と豊田スタジアムに隣接する一連の耕作地の所有者が、共同して、当該耕作地一帯に生花を栽培し、開花させて展示するなどし、景観向上、イメージアップ及び集客増加を図るものである。

イ 市の負担金

同社は花いっぱい事業について市と協定を締結し、市は事業の活動に要する費用のうち、種子購入費及び耕耘・播種経費として上限240万円までを負担するものとされている。

ウ 事業実績

対象となる66,664㎡の耕作地において、中学校の生徒とともに苗植えや種まきを実施し、8月下旬から10月中旬までかけて、ひまわり、ヒヤクニチソウ、コスモス等を栽培して展示した。なお、決算内容は【図表2-3-22】のとおりである。

【図表2-3-22】決算

[収入の部]

(円)

区 分	決算額	備 考
市負担金	2,400,000	
雑収入	6,456,000	同社負担金
合 計	8,856,000	

[支出の部]

(円)

区 分	決算額	備 考
消耗品費	1,030,000	コスモスの種ほか計6種
業務委託費	1,030,080	耕耘前草刈
	1,752,800	耕耘・播種
	1,055,800	草刈（2回目）
	975,000	花期後の刈り取り
	1,300,000	耕耘（冬起こし）
	1,056,320	諸経費
消費税	656,000	消耗品費・業務委託費の消費税
合 計	8,856,000	

第5 豊田まちづくり株式会社

1 法人の概要

平成31年4月1日時点

団体名	豊田まちづくり株式会社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	代表取締役	河木 照雄	平成24年6月	平成30年6月～令和2年6月
設立年月日	平成6年9月30日			
所在地	愛知県豊田市若宮町1丁目57番地1		郵便番号	471-0026
ホームページ	http://www.tm-toyota.co.jp/		T E L	0565-33-0001
設立目的	<p>(1) 豊田市まちづくりのために、行政・会議所・商業者及び地域の方々と共働して、地域発展に寄与する各種事業を推進する。</p> <p>(2) 第三セクターの企業経営責任を自覚し、常に健全経営を追求して適切な情報公開のもと地域社会の信頼を得る。</p> <p>(3) 従業員の能力向上を支援すると共に、働き甲斐のある職場を目指し、その安心・安全と幸せを守る。</p>			
主な事業内容	<p>(1) 都市基盤整備、都市再開発、観光開発及び産業振興の各計画策定、運営並びにコンサルタント業務</p> <p>(2) 商業地域の市場調査診断に関する業務</p> <p>(3) 経営診断並びに経営コンサルタント業務</p> <p>(4) 地方公共団体、法人、その他企業の依頼により対価を得て行う経済政策、経済開発計画の調査研究、立案及び指導</p> <p>(5) 不動産の売買、保有、賃貸借及び斡旋、仲介</p> <p>(6) 不動産の管理、維持、補修、警備及び清掃</p> <p>(7) 建築工事、建物内外装仕上工事及び建築設計の受託</p> <p>(8) イベントの企画、運営及びチケット販売</p> <p>(9) 広告及び宣伝業</p> <p>(10) 損害保険の代理店業</p> <p>(11) 飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場の経営</p> <p>(12) 紳士服、婦人服、子供服及び洋品雑貨の販売</p> <p>(13) 日用品雑貨、食料品、酒類、書籍の販売</p> <p>(14) 情報通信システムに関するコンサルタント業務</p> <p>(15) 人材育成のための教育事業及びセミナーの企画及び運営</p> <p>(16) 電気自動車による道路運送法第2条に基づく道路運送事業</p> <p>(17) 労働者派遣事業</p> <p>(18) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	490,900,000 円			取締役	
内訳				定款等上の定数	12 人以内
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2 年
1	豊田市	312,000	63.93	現在員数	7 人
2	豊田商工会議所	49,550	10.15	うち常勤	2 人
3	トヨタ自動車 (株)	20,000	4.09	うち市派遣	-
4	(株) 三菱 UFJ 銀行	10,000	2.04	うち元市職員	-
5	(株) 大丸松坂屋百貨店	10,000	2.04	常勤役員の平均年齢	63.0 歳
6	豊田鉄工 (株)	10,000	2.04	常勤役員の平均年収	-
7	小島プレス工業 (株)	6,000	1.22	監査役	
8	豊田市商業連合協同組合	5,000	1.02	定款等上の定数	3 人
9	大豊工業 (株)	5,000	1.02	任期	4 年
10	豊田信用金庫	5,000	1.02	現在員数	2 人
11	太啓建設 (株)	5,000	1.02		

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	30	0	1	0	57	88
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	43.4 歳		正規職員の平均年収		5,262 千円	

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2 か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

(1) 会社の目的

豊田まちづくり (株) (以下この節では単に「同社」ということもある) は、豊田市駅西口第一種市街地再開発事業により建設された「豊田市駅西口市街地再開発ビル」を所有し、魅力があり快適な商業空間とテナントとの良好な共存関係を構築し、安心安全で快適なビル環境を整備するため、その管理体制を整えるとともに、来街者の利便性を高め、良好なアクセス環境を実現するため、駐車場の管理運営等を行うことを目的とする。

また、豊田市まちづくりのために、行政・会議所・商業者及び地域住民と共働して、地域発展に寄与する各種事業を推進することを目的とする。

(2) 沿革

同社は、平成 12 年の (株) 豊田そごう (以下「豊田そごう」という) の破綻を契機として、豊田そごうが所有していた再開発ビルの持分を取得し、まちづくりを進め

るTMO法人（「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」における認定構想推進事業者（いわゆるタウンマネジメント機関））としての認定を受けるべく、平成13年4月に前身であった「とよた商人株式会社」（当時休眠会社であった第三セクター）を改組して設立された会社である。

平成13年4月の改組に際しては、市から公的資金48億円の貸付けを受けるとともに、市ほか地元企業や市民など総勢189名から出資（増資）を受けて資本の充実を図り、商号を現在の「豊田まちづくり株式会社」に変更して、新役員の選任を行った。

その後、平成14年4月には、豊田都市開発（株）（再開発ビルの管理・運営を行っていた第三セクター）から会社分割により、同社が所有していた再開発ビルの持分を取得し、おおむね現在の資産保有体制が確立されるに至った。

【図表2-4-1】同社の沿革（中心市街地活性化への歩み（2019年度版）ほか）

年 月	内 容
平成12年7月	豊田そごう 民事再生手続開始の申立て
平成12年12月	豊田そごう閉店
平成13年3月	市議会で緊急活性化条例可決
平成13年4月	市からとよた商人（株）に対して48億円の貸付実行
平成13年4月	とよた商人（株）を改組（商号変更及び新役員選任）
平成14年3月	TMO法人として認定
平成14年4月	豊田都市開発（株）から会社分割により同社持分を取得

(3) 資本金及び出資者

資本金 4億9090万円

発行済株式総数 9818株

株主の構成は、【図表2-4-2】のとおりである。

【図表2-4-2】株主構成（中心市街地活性化への歩み（2019年度版）ほか）

	株主名	持株数	持株比率
1	豊田市	6,240	63.93
2	豊田商工会議所	991	10.15
3	トヨタ自動車（株）	400	4.09
4	（株）三菱UFJ銀行	200	2.04
5	（株）大丸松坂屋百貨店	200	2.04
6	豊田鉄工（株）	200	2.04
7	小島プレス工業（株）	120	1.22
8	豊田市商業連合協同組合	100	1.02

営業企画部 30名（うち正社員10名、特定業務職員1名、臨時職員19名）
管理企画部 58名（うち正社員20名、臨時職員38名）

3 事業の概要

同社の主な事業は、次のとおりである。

(1) 再開発ビルの管理運営事業

所有する再開発ビルにテナントを誘致し、フロアの賃貸借で収益を得るとともに、専門店街「T-FACE」の管理運営においては、テナントとの共同発展を目指し、市場把握や経営戦略等のマーチャンダイジングデベロッパーとしての業務も行っている。また、設備管理や清掃、保安警備等の日常的なビルメンテナンス業務を行うとともに、計画的な投資を行い、ビルの資産価値向上を目的としたプロパティマネジメントを行っている。

(2) 駐車場関連事業

同社所有の駐車場と併せて、市から借り受けた駐車場の管理運営を行っている。また、市や他の駐車場事業者と一体となり、中心市街地への来街促進と駐車場の利便性向上を図るため、フリーパーキング事業を実施している。

(3) まちづくり事業

中心市街地の商業活性化や賑わい創出に関する事業として、地域イベントの受託・主催・支援事業を行っている。

- ・まちなかコミュニティ施設（MAMATOCO）整備事業
- ・ジョイカルウェイブ
- ・豊田おいでんまつり（受託事業）

4 再開発ビル管理運営事業

(1) 施設の概要

建物名称	豊田市駅西口市街地再開発ビル
階数	A館 地上9階 地下1階 B館 地上11階 地下1階
敷地面積	11,093㎡
延床面積	66,519㎡ (内訳) A館 43,466㎡ B館 23,020㎡

(2) 再開発ビルの権利関係

ア 建物

再開発ビルは、A館とB館の2棟から構成されている。

A館は、平成14年の豊田市都市開発（株）の分社型吸収分割により、その所有していた持分を同社が取得したことで、以降、同社が単独で所有している。

B館は、区分所有建物となっており、1階・2階・地下1階の一部である専有部分は、かつて銀行店舗として利用されていたが、平成31年3月に、同社が同銀行から売買により取得し、同社がB館の専有部分の全部を所有するに至った。

イ 敷地

A館、B館とも複数筆に跨がる敷地の上に建設されており、敷地所有者との間では、建物所有目的の借地権設定契約を締結している。

(3) 再開発ビルの利用状況

A館は、1階から6階までにキーテナントである松坂屋豊田店が入居している。また、A館7階から9階までとB館を専門店街「T-FACE」として展開しており、平成31年3月末現在、90店舗が入居している。

5 駐車場関連事業

(1) 駐車場設備の概要【図表2-4-4】

	名称	収容台数	開業年
同社所有等駐車場			
1	第1駐車場	314	1988
2	第2駐車場	109	1988
3	若宮駐車場	485	1988
4	昭和町駐車場	221	1995
5	TM若宮パーキング	412	2004
豊田市所有駐車場			
1	新豊田駅地下駐車場	170	1983
2	喜多町駐車場	524	1995
3	ギャザパーキング	225	1995
4	豊田参合館駐車場	111	1998
5	コモパーキング	250	2006
6	キタラパーキング	286	2017

(2) 管理運営業務

同社は、自社所有等駐車場と市所有の駐車場管理業務を行っている。市所有の駐車場は、再開発ビル管理会社等に委託する「管理者業務」とそれ以外の業者に委託する「一般業務」に分離し、発注することで、それぞれの役割と責任を明確化し、適正かつ効率的な運用を目指している（「平成30年度版中心市街地活性化への歩み」参照）。

(3) フリーパーキング事業

同社は、自社が管理運営する駐車場のほか、市や他の駐車場事業者と一体となり、中心市街地への来街促進と駐車場の利便性向上を図るため、フリーパーキング事業を実施している。

同社は、中心市街地に所在する加盟店（商店・事業所・公共施設等）との間で加盟店契約を締結し、加盟店から利用者（加盟店で認証を受けた駐車場利用者）の駐車料金に相当するサービス料を徴収するとともに、加盟する駐車場事業者との間で、駐車場利用に関する契約を締結し、同社から駐車場事業者に対して借用料（借上料）を支払うこととしている。

また、同社は、加盟駐車場の利用状況等の情報を一元的に管理し、利用者に対して混雑状況等の情報提供を行うほか、フリーパーキングシステムの利用促進に向けた取組を行っている。

(4) フリーパーキング負担金

同社は、市との間で「豊田市中心市街地駐車無料サービス フリーパーキング駐車場利用に関する覚書」を締結し、市の施設利用者がフリーパーキングシステムを利用するに当たっての負担金について合意している。

同社が、当該覚書に基づいて受領した負担金の額は、次のとおりである。

平成29年度 1億3500万円

平成30年度 1億3500万円

6 まちづくり事業

(1) 事業の概要

同社は、中心市街地のまちづくりに携わる住民や店主等で構成される地域のまちづくり団体や商店街が行う活動や商店街事業の支援を行っている。

また、豊田市中心市街活性化協議会の一員として、豊田市中心市街地活性化基本計画事業のうち、とりわけ民間・官民共働事業を推進している。

(2) 主な活動実績

ア 大型店の連携・共同事業【図表2-4-5】

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商業集客核となる施設をひとつのモールと想定し、魅力化及び集客力増強の充実を図る。 豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議の事務局として、必要な事業を実施する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議との連携 まちなかこどもタウンの実施 <ul style="list-style-type: none"> 期間：平成30年11月23日～25日 場所：豊田市中心市街地の商業施設及び公共施設 主催：松坂屋豊田店・T-FACE、ギャザ、メグリアセントレ、名鉄豊田プラザ、コモ・スクエア、KiTARA 及び豊田市 各大型店のリーシングによる豊田市駅周辺への集客力増強（リニューアル、新店導入他） 回遊性向上 <ul style="list-style-type: none"> 大型店共通ショップガイドの作成（年2回） インバウンド対応セミナー開催（8月） 熱血まちなか清掃実施（10月）

事業費等	事業費 (予算) 3,000,000円 (実績) 2,324,771円 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金 (交付決定額) 1,600,000円 (確定額) 1,168,000円
------	--

イ まちなか商業活性化・空き店舗等活用事業【図表2-4-6】

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手及び人材の育成・誘致 ・空き店舗等の利活用による、まち通りの魅力化及び再生 ・公共空間を活用した賑わい及び回遊性の向上
事業概要	空き店舗を活用し「まちなかコミュニティ施設」を開設し運営する。 ・「蔵カフェ・ショップ&コミュニティスペース ママトコ」の運営 ・チャレンジショップとして入居した「蔵カフェ・マルシェ ころも農園 ((株) 夢農人運営)」および「喫茶ゆらり」への支援 ・子育てママが資格や趣味を活かした事業を行うことを支援するためレンタルスペース、レンタルBOXを運営
事業費等	事業費 (予算) 200,000円 (実績) 145,624円 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金 (交付決定額) 160,000円 (確定額) 116,000円

ウ ジョイカルウェイブ事業【図表2-4-7】

事業目的	「音楽」を切り口にした活動を通して、「豊田市が魅力的な街、住みたくなる街」になることを目的とする。
事業概要	トヨタロックフェスティバル2018 日時：10月13日(土)・14日(日) 場所：豊田スタジアム西イベント広場及び周辺 集客：20,000人(13日7000人、14日13,000人) 内容：5つの「音楽ステージ」を中心に、若者を中心に老若男女楽しめる様々なイベントを展開。 音楽以外にも様々なコンテンツが充実しており、小さな子ども連れのファミリーでも楽しめる雰囲気と、豊田スタジアムのトイレなどの施設の充実と、千石公園の水辺のロケーションも活かした会場作りをしている。 12年間試行錯誤し、進化し続けてきたことにより、全国でもトップクラスのフリーフェスティバルとして評判となっている。 土日の2日間開催することで、公共交通機関・ホテル・飲食店利用などまちなかへの波及も大きい。
事業費等	事業費 (予算) 20,000,000円 (実績) 23,172,598円 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金 (交付決定額) 1,800,000円 (確定額) 1,800,000円

エ キッズカート共同利用事業【図表2-4-8】

事業目的	駅周辺の施設・店舗・駐車場が一体となって、屋外カートを共同利用し、ショッピングへの利便性を向上させるとともに、豊田市駅東西の回遊性をさらに促進させて中心市街地の活性化を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市らしさのあるオリジナルカートの検討と利用機会の拡大 ・アシスト機能付新型キッズカート（2000GT）のデモ機製作 ・体験会の実施 ・聞き取りアンケート調査の実施（回答数：87名） （利用状況、評価の把握、次年度以降への発展を導く） ・安心、安全、快適なカートの運営 メンテナンスの強化（安全点検と部品交換、衛生面） カート利用への注意喚起の見直し カート回収の協力体制の強化
事業費等	事業費 （予算） 5,450,000円 （実績） 3,117,550円 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金 （交付決定額）3,050,000円 （確定額） 1,917,000円

オ フリーパーキング事業【図表2-4-9】

事業目的	中心市街地駐車場の一元的な管理・運用を行うことで中心市街地への来街促進と駐車場の利便性向上を図る。
事業概要	広告宣伝ツール等の制作 <ul style="list-style-type: none"> ・特定駐車場の混雑緩和策として他駐車場への誘導チラシの配布やPOPの設置 ・フリーパーキングと車番認証システムを連動させ、利便性向上を目的にした「システム仕組み」の看板設置 駐車場利用者の調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査（駐車場の利用特性及び評価、フリーパーキングシステムの認知度、評価、利用状況、新たな便利施設（車番認識システム及びまねき灯）の評価等の調査） ・パーキングアナライザー調査（車番認識システムを利用した調査・分析）
事業費等	事業費 （予算） 4,000,000円 （実績） 2,372,691円 豊田市商業振興条例に基づく商業活性化推進交付金 （交付決定額）3,200,000円 （確定額） 1,898,000円

カ 受託事業

平成30年度においては、主に次のイベントの運営・会場設営・警備等に関する業務を受託した。

- ・ふれ愛フェスタ2018（主催 ふれ愛フェスタ実行委員会）
- ・豊田おいでんまつり（主催（株）中日新聞社、東海テレビ放送（株）、豊田市）
- ・とよた産業フェスタ2018（主催 とよた産業フェスタ実行委員会）

- ・第38回豊田マラソン大会（主催 豊田市、豊田市教育委員会、（公財）豊田市体育協会、（株）豊田スタジアム、（株）中日新聞社）
- ・豊田市消防フェスタ2019（主催 とよた消防フェスタ実行委員会、豊田市）
- ・豊田市消防団70周年記念事業充実強化大会（豊田市消防団70周年記念事業充実強化大会実行委員会、豊田市消防団、豊田市）
- ・第10回とよたビジネスフェア（主催 豊田市、豊田商工会議所）

7 財政状況

同社の財務の状況は、【図表2-4-10】のとおりであった。

【図表2-4-10】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、切り捨て)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算
総資産	5,607,827	5,520,336	総収益(収入)	2,867,748	2,790,873
負債	4,332,873	4,190,761	営業損益	66,314	166,680
うち有利子負債	2,982,000	2,832,000	経常損益	57,588	143,278
資本	1,274,954	1,329,574	税引前当期損益	112,564	101,114
利益剰余金	786,965	841,585	当期純利益	74,506	64,380

8 市との関係

(1) 出資金

3億1200万円

市は、同社に3億1200万円を出資し、同社の株式6240株（発行済株式の63.93%）を保有している。

同社は、平成30年6月27日開催の株主総会において、1株当たり1000円の配当等を行う旨の剰余金の処分を行っており、市に対しては624万円の配当金が支払われた。配当金の推移は、平成21年度は936万円、平成22年度以降は毎年度624万円である。

(2) 貸付金

平成30年度末現在 27億4200万円

同社は、平成13年3月、豊田そごうが所有していた再開発ビルの持分を取得するため、市から48億円（金利年0.8%）の貸付けを受けた。

この貸付金については、貸付けから10年間の据置期間後、20年間で均等返済するとの約定であったが、同社は、平成17年から繰上げ返済を開始し、直近5年間の返済状況及び支払利息は、次のとおりである。なお、金額は同社の計算書類に記載された財務会計上の金額に基づくものである。

【図表 2-4-1 1】貸付金の推移 (千円)

年度	償還金額	償還後未償還残高	支払利息
平成 26 年度	240,000	3,702,000	30,498
平成 27 年度	240,000	3,462,000	28,651
平成 28 年度	240,000	3,222,000	26,751
平成 29 年度	240,000	2,982,000	24,737
平成 30 年度	240,000	2,742,000	22,815

(3) 賃貸料収入

平成 30 年度 3 億 2 1 7 1 万 7 0 0 0 円

市から受け取った賃借料の推移は次のとおりである。なお、金額は同社の計算書類に記載された財務会計上の金額に基づくものである。

【図表 2-4-1 2】賃貸料の推移 (円)

年度	賃借料
平成 26 年度	331,210,000
平成 27 年度	325,610,000
平成 28 年度	324,690,000
平成 29 年度	318,760,000
平成 30 年度	321,717,000

(4) 補助金

平成 29 年度 1 億 8 7 9 5 万 9 0 0 0 円

平成 30 年度 2 9 8 5 万 9 0 0 0 円

同社は、市から、豊田市中心企業団体等事業費補助金交付要綱に基づいて、次の各事業について補助金の交付を受けている。

平成 29 年度は【図表 2-4-1 3】のとおりであった。

【図表 2-4-1 3】公共空間等整備事業補助金 (合計 130,897,000 円)

	事業名	総事業費 (円)	補助対象事 業費 (円)	補助率	補助金 (円)
1	第 1 駐車場管制機 器改修	13,068,000	12,100,000	50%	6,050,000
2	若宮駐車場ライン 補修	8,456,400	3,454,887	50%	1,727,000
3	駐車サービス一体管 理システム整備事業 (認証ライター)	76,302,000	70,650,000	100%	70,650,000
4	第 1 駐車場照明器 具改修	2,840,400	2,630,000	50%	1,315,000
5	TM 若宮パーキング 管制機器改修	35,910,000	33,250,000	50%	16,625,000
6	若宮駐車場管制機 器改修	10,260,000	4,191,752	50%	2,095,000

7	第1駐車場歩行者 出入口改修	1,728,000	1,600,000	50%	800,000
8	若宮駐車場照明器 具改修	5,119,200	2,091,465	50%	1,045,000
9	第1駐車場サイン 改修	22,680,000	21,000,000	50%	10,500,000
10	第1駐車場エレベ ーター改修	21,384,000	19,800,000	50%	9,900,000
11	若宮駐車場監視シ ステム整備	7,700,400	3,146,021	50%	1,573,000
12	キタラパーキング 監視システム整備	6,328,800	5,860,000	50%	2,930,000
13	昭和町駐車場監視 システム整備	2,116,800	1,960,000	50%	980,000
14	第1駐車場場内塗 装修繕	5,097,600	4,720,000	50%	2,360,000
15	第1駐車場監視シ ステム整備	4,903,200	4,540,000	50%	2,270,000
16	若宮駐車場歩行者 出入口改修	378,000	154,433	50%	77,000

駐車サービスシステム整備補助金 (合計 55,862,000 円)

1	駐車サービス一体管 理システム整備事業 (システム更新)	47,898,000	44,350,000	100%	44,350,000
2	駐車サービス一体管 理システム整備事業	8,640,000	8,000,000	100%	8,000,000
3	駐車サービス一体管 理システム整備事業 (フリーパーキングPR一式制作)	3,792,960	3,512,000	100%	3,512,000

中心市街地商店街等店舗等整備事業補助金

1	まちなかコミュニ ティ施設整備事業	2,592,000	2,400,000	50%	1,200,000
---	----------------------	-----------	-----------	-----	-----------

また、平成30年度は、【図表2-4-14】のとおりであった。

【図表2-4-14】公共空間等整備事業 (合計 29,859,000 円)

	事業名	総事業費 (円)	補助対象事 業費 (円)	補助率	補助金 (円)
1	TM 若宮パーキング サイン改修	14,688,000	13,600,000	50%	6,800,000
2	喜多町駐車場遠隔監 視システム整備	3,317,004	3,071,300	50%	1,535,000
3	ギャザパーキング遠 隔監視システム整備	2,377,728	2,201,600	50%	1,100,000
4	若宮駐車場遠隔監視 システム整備	2,156,544	1,996,800	50%	998,000
5	第1駐車場遠隔監視 システム整備	1,860,624	1,722,800	50%	861,000

6	第2駐車場遠隔監視システム整備	1,612,224	1,492,800	50%	746,000
7	TM若宮パーキング遠隔監視システム整備	3,329,640	3,083,000	50%	1,541,000
8	昭和町駐車場遠隔監視システム整備	1,900,584	1,759,800	50%	879,000
9	TM若宮パーキング監視カメラ改修	9,466,200	8,765,000	50%	4,382,000
10	駐車場一体管理センサー整備	3,525,360	3,267,000	50%	1,633,000
11	若宮駐車場エレベーター改修	6,480,000	2,647,423	50%	1,323,000
12	若宮駐車場場外誘導設備改修	4,587,300	1,874,156	50%	937,000
13	昭和町駐車場場外誘導設備改修	4,479,300	4,147,500	50%	2,073,000
14	TM若宮パーキング場外誘導設備改修	5,127,300	4,747,500	50%	2,373,000
15	第1駐車場場外誘導設備改修	5,786,100	5,357,500	50%	2,678,000

(5) 交付金

平成29年度 1126万円

平成30年度 689万9000円

同社は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までを計画期間とする商業活性化推進3か年第V期について、豊田市商業振興条例第12条第2項の認定を受け、【図表2-4-15】のとおり市から交付金を受領している。

【図表2-4-15】 交付金 (円)

	平成29年度	平成30年度
大型店の連携・共同事業	2,156,000	1,168,000
まちなか商業活性化／空き店舗等活用事業	441,000	116,000
ジョイカルウェイブ事業	2,000,000	1,800,000
キッズカード共同利用事業	3,329,000	1,917,000
フリーパーキング事業	3,334,000	1,898,000
合計	11,260,000	6,899,000

(6) 委託契約

平成30年度 640万2697円

同社は、市との間で、複数の委託契約を締結しており、その総額は上記のとおりである。そのうち、同社を所管する商業観光課が、併せて予算を所管する委託契約は次のとおりであり、これらの契約金額の合計は497万8717円である。

- ア 委託業務名 豊田市中心市街地歩行者通行量自動計測装置管理業務委託
 契約金額 151万2000円
 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 委託内容 豊田市中心市街地に設置された歩行者通行量自動計測装置を活用した通行量調査に関し、通行量情報の管理業務（情報の更新、気象情報やイベント等の情報の記録など）、測定装置の管理業務及び報告書等の作成・提出

市（商業観光課）は、「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約の方法によっている。

【意見】

なお、同契約は、平成30年4月1日付けにて締結されているが、「次の約款により契約する。」として委託契約書に綴られている「約款」が「豊田市業務委託契約約款 H29.4.1改正」である。市では、平成30年4月1日改正の業務委託契約約款があり、現に当該契約以外は「豊田市業務委託契約約款 H30.4.1」に基づき契約を締結している。最新の約款に基づき契約を締結するべきである。

イ 名古屋グランパス関連

豊田スタジアムで開催される名古屋グランパスの試合に合わせて、中心市街地の賑わいや回遊性向上を図るためのイベント等のために、次の各事業の委託契約を締結している。

- ①委託業務名 グランパス重点試合連携企画業務委託
 契約金額 46万0944円
 契約期間 平成30年6月21日から平成31年3月29日まで
- ②委託業務名 とよたグラフェス会場設営業務委託
 契約金額 47万2467円
 契約期間 平成30年6月28日から平成31年3月29日まで
- ③委託業務名 とよたまちなかグランプリ装飾業務委託
 契約金額 45万8568円
 契約期間 平成30年6月28日から平成31年3月29日まで
- ④委託業務名 とよたグラフェスチラシ制作業務委託
 契約金額 45万9756円
 契約期間 平成30年7月5日から平成31年3月29日まで
- ⑤委託業務名 グランパスオリジナルミサンガ制作業務委託
 契約金額 47万5200円
 契約期間 平成30年7月12日から平成31年3月29日まで

- ⑥委託業務名 とよたグラフィェス告知広報業務委託
 契約金額 43万9560円
 契約期間 平成30年7月5日から平成31年3月29日まで
- ⑦委託業務名 グランパスオリジナルタオルマフラー制作業務委託
 契約金額 45万6192円
 契約期間 平成30年7月12日から平成31年3月29日まで
- ⑧委託業務名 グランプラリー運營業務委託
 契約金額 24万4030円
 契約期間 平成30年7月19日から平成31年3月29日まで

(7) 市との関係に関するまとめ

以上に記載した補助金、負担金、交付金及び委託料についての金額のみを直近5年間について合計した金額の推移をまとめたところ、【図表2-4-16】のとおりであった。

【図表2-4-16】補助金、負担金、交付金及び委託料の推移 (千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	3,461	32,484	56,554	187,959	29,859
負担金	137,846	140,731	192,118	154,229	141,241
交付金	26,198	35,839	30,246	11,260	6,899
委託料	5,802	9,143	9,303	3,250	6,402
合計	173,307	218,197	288,221	356,698	184,401

第6 豊田市駅前開発株式会社

1 法人の概要

令和元年6月1日時点

団体名	豊田市駅前開発株式会社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	代表取締役	渡邊真宏	平成28年5月	平成30年5月～令和2年5月
設立年月日	平成9年4月1日			
所在地	愛知県豊田市西町1丁目200番地		郵便番号	471-0025
ホームページ	無し		TEL	0565-31-7060
Eメール	ekimae@sangohkan.co.jp/		FAX	0565-31-7803
設立目的	豊田参合館の管理体制を整え、良好な環境を維持し、商業床の運営や資産の保全等の管理を効果的に行い、また、豊田参合館の持つ多様な機能が十分発揮でき、市民の快適な利用に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	(1) 不動産の売買、保有、賃貸借及びその仲介業務 (2) ビルフロアの一部の貸付業務 (3) ビルメンテナンス業務 (4) ～(13) その他			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	52,200,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	3人以上
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	35,000	67	現在員数	12人
2	(株)みずほ銀行	2,500	5	うち常勤	1人
3	一般個人	14,700	28	うち市派遣	0人
				うち元市職員	1人
				常勤役員の平均年齢	63歳
				常勤役員の平均年収	—
				監査役	
				定款等上の定数	1人以上
				任期	4年
				現在員数	2人

職員の状況					
	正規職員	市派遣職員	嘱託(特別任用職員)	臨時職員	合計
人数	3	0	3	1	7
うち元市職員	0		1	0	1
正規職員の平均年齢	42歳		正規職員の平均年収	5,861千円	

※「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時的の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2ヶ月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

(1) 会社の目的

豊田市駅前開発（株）（以下この節では単に「同社」ということもある）は、豊田市民センター地区第一種市街地再開発事業により建設された再開発ビル「豊田参合館」の管理体制を整え、良好な環境を維持し、商業床の運営や資産の保全等の管理を効果的に行い、また、豊田参合館の持つ多様な機能が十分発揮でき、市民の快適な利用に寄与することを目的とする。

(2) 沿革

同社は、豊田市民センター地区第一種市街地再開発事業が進められる過程において保留床の一部を取得するとともに、建物完成後の管理や運営を行うための権利者法人として平成9年4月に設立された。

豊田市民センター地区第一種市街地再開発事業の沿革は、次のとおりである。

【図表2-5-1】事業の沿革

年 月	内 容
昭和59年2月	市民センター地区再開発協議会設立
昭和60年9月	市民センター周辺地区を考える会設立
平成2年10月	市民センター地区市街地再開発準備組合設立
平成4年8月	都市計画決定
平成4年11月	豊田市民センター地区市街地再開発組合設立
平成7年3月	権利変換計画認可
平成9年4月	同社設立
平成10年1月	管理協議会設立
平成10年4月	再開発ビル完成、テナント開業
平成10年11月	図書館、能楽堂及びコンサートホール開業
平成11年4月	事業完了 豊田市民センター地区市街地再開発組合解散認可

(3) 資本金及び出資者

資本金 5220万円

発行済株式総数 1044株

【図表2-5-2】株主構成

	株主名	持株数（株）	持株比率（％）
1	豊田市	700	67.05
2	（株）みずほ銀行	50	4.79
	その他12名 ※1	294	28.16
	合 計	1,044	100.00

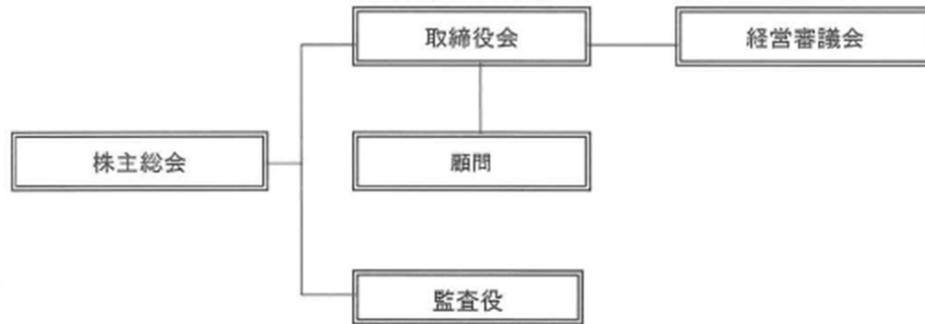
※1 主に再開発事業による権利変換前の土地所有者

2 組織

(1) 組織の概要

平成31年3月31日現在の組織は、以下のとおりである。

【図表2-5-3】組織図（同社提供）



(2) 役員

平成31年3月31日現在の役員の構成は以下のとおりである。

取締役 11名（常勤1名、非常勤10名）

非常勤取締役のうち1名は市からの派遣

監査役 2名（常勤1名、非常勤1名）

非常勤監査役のうち1名は市からの派遣

(3) 従業員

平成31年3月31日現在の職員数は、法人の概要記載のとおりである。

3 事業の概要

(1) 再開発ビルの管理運営事業

同社は、再開発ビルの管理組合である豊田参合館管理協議会から同協議会の運営を受託するとともに、再開発ビル共用部分の管理業務を受託している。また、図書館、能楽堂及びコンサートホールの指定管理者（ホームックス（株）及び文化振興財団）から、それら専有部分の施設管理業務を受託している。

(2) 床賃貸事業

同社は、1・2階のオフィス・店舗部分について区分所有者（共有持分権者）から当該床を賃借し、同社が貸主となってテナントの募集業務やテナントとの管理調整業務を行っている。

(3) その他

同社は、上記のほか損害保険代理店事業、自動販売機による飲料水販売事業、駐車券販売事業及びアトリウム活用事業を営んでいる。

4 再開発ビル

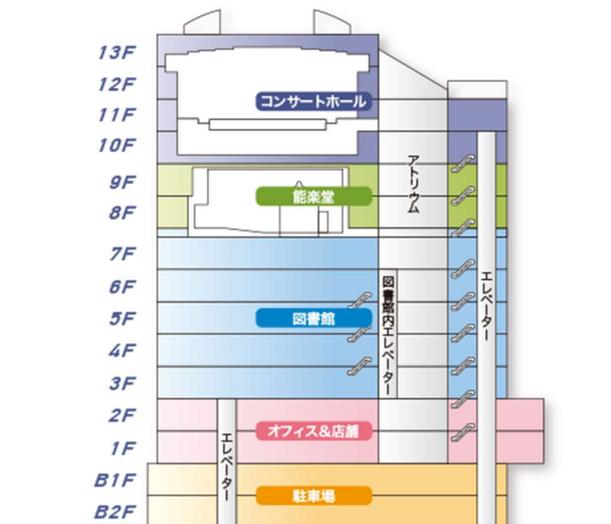
(1) 施設の概要

建物名称	豊田参合館	
階数	地上13階 地下2階	
敷地面積	6,441㎡	
延床面積	45,460㎡	
(主な内訳)	オフィス・店舗	3,952㎡
	図書館	12,566㎡
	コンサートホール	9,407㎡
	能楽堂	2,148㎡
	駐車場	5,484㎡

(2) 豊田参合館の利用状況

当施設は、1・2階が賃貸オフィス・賃貸店舗、3階から7階までが豊田市中心図書館、8・9階が能楽堂、10階から13階がコンサートホール、地下1・2階が駐車場として利用されている。

【図表2-5-4】建物断面図（豊田参合館のホームページより）



(3) 豊田参合館の権利関係

豊田参合館は、おおむね建物の利用形態に応じた区分所有建物となっている。

なお、敷地については、敷地内に町境が存するために2筆の土地から構成されており、各区分所有者の有する専有部分の床面積に応じて、2筆の土地それぞれに対して同じ割合の敷地権を有している。

同社は、オフィス・店舗部分（銀行部分を除く）の専有部分について共有持分を有しており、各区分に対する共有持分の割合は次のとおりである。

【図表 2-5-5】権利関係

	家屋番号	床面積	同社持分	敷地権の割合
1	西町一丁目 200番101	1階部分 179.44㎡	1182 / 10175	10175 / 1000000
2	西町一丁目 200番102	1階部分 104.16㎡	584 / 5021	5021 / 1000000
3	西町一丁目 200番103	1階部分 866.08㎡	5338 / 46001	46001 / 1000000
4	西町一丁目 200番201	2階部分 270.94㎡	1177 / 10124	10124 / 1000000
5	西町一丁目 200番202	2階部分 159.19㎡	577 / 4965	4965 / 1000000
6	西町一丁目 200番203	2階部分 1590.88㎡	6435 / 55432	55432 / 1000000

なお、施設のうち図書館・コンサートホール・能楽堂に当たる3階から13階までと駐車場に当たる地下1・2階は、市が所有している。

その他、1階のうち銀行店舗部分は、当該銀行が所有している。

5 財政状態

同社の財務の状況は、【図表 2-5-6】のとおりであった。

【図表 2-5-6】財務の状況

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算
総資産	1,203,678	1,247,650	総収益(収入)	611,391	597,394
負債	213,273	224,974	営業損益	42,408	52,265
うち有利子負債	0	0	経常利益	43,192	53,093
資本	990,405	1,022,675	税引前当期損益	43,192	53,093
利益剰余金	938,205	970,475	当期利益	28,747	34,880

6 市との関係

(1) 出資金

3500万円

市は、同社の設立時に3500万円を出資し、同社の株式700株（発行済株式の67.05%）を保有している。

同社は、平成30年5月30日開催の株主総会において、1株当たり2500円の配当等を行う旨の剰余金の処分を行っており、市に対しては175万円の配当金が支払われた。直近10年間、配当金は同額である。

(2) 委託契約

同社と市との間では、直接的な契約関係にはないものの、前3(1)記載のとおり、コンサートホール及び能楽堂と図書館の管理業務を受託している。

第7 豊田市駅東開発株式会社

1 法人の概要

令和元年6月14日時点

団体名	豊田市駅東開発株式会社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	代表取締役	須賀 豊松	平成6年7月	令和元年6月～令和5年6月
設立年月日	平成6年7月22日			
所在地	愛知県豊田市喜多町1丁目140番地		郵便番号	471-0027
ホームページ	http://gaza.jp/		TEL	0565-35-8811
設立目的	不動産の賃貸借、管理及び運営			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売買、賃借、管理及びその仲介業 ・ビルフロアの一部賃貸業 ・駐車場の管理業 ・ビルメンテナンス業 ・店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導 ・損害保険の代理店業、生命保険の募集に関する業務 ・自動販売機により飲料水の販売業 ・その他 			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	56,200,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	20人以内
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	4年
1	豊田市	25,000	45.0	現在員数	10人
2	その他	31,200	55.0	うち常勤	1人
				うち市派遣	－人
				うち元市職員	－人
				常勤役員の平均年齢	－歳
				常勤役員の平均年収	－円
				監査役	
				定款等上の定数	5人
				任期	4年
				現在員数	2人

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	7	0	0	0	0	7
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	32歳		正規職員の平均年収		4,300千円	

(1) 会社の目的

豊田市駅東開発（株）（以下この節では単に「同社」ということもある）は、豊田市駅東地区第一種市街地再開発事業により建設された「豊田市駅東地区市街地再開発ビル（通称：ギャザ）」の管理体制を整え、良好な環境を維持し、商業床の運営や資産の保全等の管理を効果的に行うことを目的とする。

(2) 沿革

同社は、豊田市駅東地区第一種市街地再開発事業が進められる過程において、建物完成後の管理や運営を行うための権利者法人として平成6年7月に設立された。

豊田市駅東地区第一種市街地再開発事業の沿革は、次のとおりである。

【図表2-6-1】事業の沿革

年 月	内 容
昭和54年6月	豊田市駅東地区開発推進協議会設立
昭和60年9月	豊田市駅東地区市街地再開発準備組合設立
昭和61年9月	都市計画決定
昭和61年12月	豊田市駅東地区市街地再開発組合設立
平成4年3月	権利変換計画認可
平成6年7月	同社設立
平成7年3月	ギャザ管理組合設立
平成7年4月	再開発ビル完成、開業
平成7年8月	豊田市駅東地区市街地再開発組合解散認可

(3) 資本金及び出資者

資本金 5620万円

発行済株式総数 1124株

【図表2-6-2】株主構成

	株主名	持株数（株）	持株比率（％）
1	豊田市	500	44.48
2	（株）三菱UFJ銀行	40	3.56
3	岡崎信用金庫	40	3.56
4	あいち豊田農業協同組合	20	1.78
	その他30名 ※1	524	46.62
	合 計	1,124	100.00

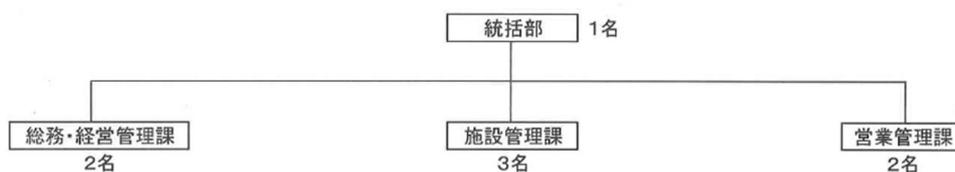
※1 主に再開発事業による権利変換前の土地所有者

2 組織

(1) 組織の概要

平成31年3月31日現在の組織は、以下のとおりである。

【図表 2-6-3】組織図（同社提供）



(2) 役員

平成31年3月31日現在の役員の構成は以下のとおりである。

取締役 9名（常勤1名、非常勤8名）

非常勤取締役のうち1名は市からの派遣

監査役 2名（非常勤2名）

非常勤監査役のうち1名は市からの派遣

(3) 従業員

法人の概要に記載のとおり。

3 事業の概要

(1) 再開発ビルの管理運営事業

同社は、再開発ビルの管理組合であるギャザ管理組合から同組合の運営を受託するとともに、再開発ビル共用部分の管理業務を受託している。また、各専有部分の所有者から、それら専有部分の施設管理業務を受託している。

(2) ビルフロア賃貸業

同社は、1階から5階までのオフィス・店舗部分について（株）青山レジデンスを除く区分所有者（共有持分権者）から当該床を賃借し、同社と（株）青山レジデンスが貸主となってテナントの募集業務やテナントとの管理調整業務を行っている。

4 再開発ビル

(1) 施設（ギャザ）の概要

建物名称	ギャザ	
階数	地上12階	地下1階
敷地面積	11,400㎡	
延床面積	63,300㎡	
	(主な内訳)	
	店舗	20,900㎡
	ホテル	14,200㎡
	オフィス	11,300㎡（4・5階）
	オフィス	2,700㎡（7・8階）
	住宅	5,100㎡
	駐車場	9,100㎡

(2) ギャザの利用状況

ギャザは、大きく分けて①店舗・業務施設・金融機関・駐車場部分、②ホテル部及び③共同住宅部分の3つから構成されている。

このうち、店舗・業務施設・金融機関・駐車場部分の1階から5階までが店舗・オフィス用の賃貸フロアとなっており、同社が（株）青山レジデンスを除く専有部分の持分権者からフロアを賃借し、各テナントに賃貸（転貸）している。

1階から3階には、キーテナントであるメグリアセントレが入居するとともに、ギャザ専門店街を構成するファッションや服飾雑貨、生活雑貨、美容院等の専門店が入居している。4階及び5階は、オフィスフロアとして賃貸されている。

地下1階は、駐車場となっており、ギャザパーキングとしてフリーパーキング事業の加盟駐車場となっている。

(3) 施設の権利関係

当施設は、おおむね建物の利用形態に応じた区分所有建物となっている。

同社は、オフィス・店舗部分の専有部分について共有持分を有しており、共有持分の割合は次のとおりである。なお、当該専有部分については同社以外に35名の持分権者がおり、（株）青山レジデンスが最大の持分（100万分の67万4709）を有している。

【図表2-6-4】ギャザ建物の概要

家屋番号	床面積	同社持分	敷地権の割合
喜多町一丁目 140番102	1階部分	30,196 / 1,000,000	750,694 / 1,000,000
	179.44㎡		
	2階部分		
	6635.48㎡		
	3階部分		
	6409.51㎡		
	4階部分		
	6456.08㎡		
	5階部分		
	4590.47㎡		
6階部分			
86.34㎡			
地下1階部分			
134.49㎡			

駐車場に当たる地下1階は、市が所有しており、まちづくり会社に対して貸付けが行われ、まちづくり会社が他の駐車場と併せて管理運営を行っている。

その他、ホテル部分は、ホテル運営会社が所有しており、オフィスの一部及び住宅部分は、民間企業又は個人の所有となっている。

敷地については、一部単独所有者から借り受けている部分を除き、原則として一筆共有（地番区域が異なるため2筆）となっており、各区分所有者は、その有する専有部分の床面積に応じて敷地権を有している。

【図表2-6-5】ギヤザ敷地の概要

	地番	地積	地権者
豊田市喜多町一丁目			
1	140番	6825.04㎡	共有(※)
2	141番	231.42㎡	個人
3	142番	203.72㎡	豊田市
4	143番	562.01㎡	豊田市
豊田市喜多町二丁目			
5	142番	3594.08㎡	共有(※)

※登記上、権利変換前の地権者ら44名の共有となっている。

5 財政状態

同社の財務の状況は、【図表2-6-6】のとおりであった。

【図表2-6-6】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算
総資産	703,721	726,961	総収益(収入)	1,062,928	1,048,906
負債	234,496	246,153	営業損益	15,095	13,760
うち有利子負債	0	0	経常損益	16,425	15,295
資本	469,225	480,807	税引前当期損益	16,425	15,295
利益剰余金	414,025	425,607	当期純利益	12,373	12,686

6 市との関係

(1) 出資金

2500万円

市は、同社の設立時に2500万円を出資し、同社の株式500株（発行済株式の45%）を保有している。

同社は、平成30年5月30日開催の株主総会において、1株当たり1000円の配当等を行う旨の利益処分を行っており、市に対しては50万円の配当金が支払われた。直近10年間、配当金は同額である。

(2) 委託契約（平成30年度）

同社は、市との間で、次のとおり市道の管理委託契約を締結している。

委託業務名 市道豊田市駅東歩行者道線ほか管理委託
 契約金額 1339万2000円

契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
委託内容 市道豊田市駅東歩行者道線ほかの区域及び、駅東口周辺の道路施設内の通路、シェルター、附属施設の管理業務（点検、清掃、巡回保安等）

市は、「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約の方法によっている。

また、同社は、市の承認を受けた、当該業務（の一部）を（株）トヨタエンタプライズに下請負させている。

契約金額 998万円（74.52%）

(3) 補助金

同社は、ギャザビル1階から3階のトイレ改修工事費用に充てるため、次のとおり、豊田市中心企業団体等事業費補助金の交付を受けている。

根拠要綱	豊田市中心企業団体等事業費補助金交付要綱
事業名	再開発ビルトイレ改修事業
交付決定額	2876万6000円
補助確定額	2764万5000円
事業費	5971万3200円
	(内訳) トイレ工事 5847万1200円
	トイレ廻り防災設備工事 124万2000円
補助対象額	5529万円

7 結果【意見】

随意契約で委託契約を締結し下請契約したことについて

市が、市道豊田市駅東歩行者道線ほか管理委託の締結に当たり随意契約によったこと、これを下請けさせていることについては疑問があったので、市に理由を尋ねたところ、下記囲み部のような回答であった。とりわけ防災センターは、ギャザビル設備のほか昇降機等の電気設備の漏電等を電話回線で直接管理していることから、同センターの関わりが不可欠であるところ、同社は同センターの所有者であるギャザ管理組合から同センターを含むギャザビルの管理委託を受けた唯一の業者であり、同社でなければ同センターを活用した上記の対応をとることができないとのことである。

なるほど、防災センターを活用する上では同社が受託者となることで迅速な対応が可能となる場面があることは確かであり、重要なことでもある。しかし、同社は清掃作業、排水ポンプ点検整備、監視業務、巡回保安警備業務及び連結送水管点検業務を委託料の74.52%である998万円で下請けに出している。これら下請業務によって異常を発見したときは、結局防災センターと連携を図る必要があり、下請業者が

市から直接受託した場合でも同等の連携を図って迅速に対処するべきであることに変わりはない。

また、市によると、下請業務は委託業務の主たる部分（豊田市業務委託契約約款第6条第1項参照）ではなく、主たる部分は日常巡回、下請業務の総合監理、毎月の報告書や成果品の取り纏め、緊急時の一次対応及びイベント時の調整にあるとのことであるが、監理、報告、一次対応及び調整の業務が主たる部分とは理解し難い説明である。

防災センターの活用を要する業務と、それ以外の業務を切り分けて、清掃作業、排水ポンプ点検整備、監視業務、巡回保安警備業務、連結送水管点検業務等下請に出さされていて防災センターの活用を要しない業務については入札を導入するなど民間企業の参入機会に配慮しつつ、経費の節減を検討されたい。

◎随意契約の理由

①本委託は、ギャザビルに接続する東口ペDESTリアンデッキの日常管理（巡視及び清掃）、昇降機等の監視発停業務及び消防施設等の点検管理を一体的に行うものである。

②東口ペDESTリアンデッキに設置されている昇降機（エレベーター及びエスカレーター）に関して、緊急停止や事故等の非常事態が発生した場合は、安全確保のため迅速な対応が必要不可欠となる業務でもある。

③②の事情から、当該施設の適切な管理のためには、昇降機緊急停止や事故等といった緊急対応をとることのできる管理体制を365日24時間にわたって敷く必要がある。

④「防災センター」は、ギャザビル設備のほか本委託で管理の対象としている昇降機等の電気設備の漏電等を電話回線で直接管理していることから、当該センターの関わりなしには、本委託事業を行うことができない。

⑤そして、豊田市駅東開発（株）は、再開発ビルの管理を目的に本市も出資し発足した公的法人で、防災センターの所有者であるギャザ管理組合から防災センターを含むギャザビルの管理委託を受けた唯一の業者であり、当該法人でなければ防災センターを活用した上記の対応をとることができない。

⑥よって、市としては当該法人に委託するしかないものであり、随意契約は妥当であると考ええる。

◎下請負(再委託)について

①㈱トヨタエンタプライズは、清掃業務、昇降機監視発停業務、排水ポンプ点検業務及び連結送水管点検業務を下請負しているが、本委託に必要な主たる部分である各下請け業務の総合監理、毎月の報告書や成果品の取り纏め、緊急時の一次対応、イベント時の調整などは、豊田市駅東開発㈱が行うことで本委託の円滑な遂行をしている。

②また、本委託においては、契約約款第6条第1項で定める「設計図書において指定した主たる部分」を定めているものではなく、契約約款第6条第1項には該当しないものとする。

第8 豊田市駅前通り南開発株式会社

1 法人の概要

平成31年4月1日時点

団体名	豊田市駅前通り南開発株式会社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	代表取締役	蟹 昌弘	平成30年1月	平成30年5月～令和2年5月
設立年月日	平成17年12月21日			
所在地	愛知県豊田市喜多町2丁目160番地		郵便番号	471-0027
ホームページ	http://WWW.com-square.com		TEL	0565-37-1120
設立目的	豊田市の玄関口である豊田市駅前が必要とされる商業誘致、店舗の販売促進に関するイベント企画等の事業を実施するため、豊田市、地権者及び民間企業の共同出資による株式会社を設立することにより、豊田市中心市街地の活性化に寄与する。			
主な事業内容	不動産の売買、保有、賃貸借及びその仲介並びに管理業務 イベントの企画、制作及び運営 公共施設の管理管理受託業務 店舗販売促進に関する企画、調査、研究及び指導業務など（定款から抜粋）			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	300,000,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	10人
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	150,000	50.00	現在員数	6人
2	(財)民間都市開発機構	78,000	26.00	うち常勤	-
3	(株)大林組	21,800	7.27	うち市派遣	-
4	トヨタ自動車(株)	15,000	5.00	うち元市職員	-
5	トヨタすまいるライフ(株)	6,000	2.00	常勤役員の平均年齢	-
6	太啓建設(株)	6,000	2.00	常勤役員の平均年収	-
7	(株)三菱UFJ銀行	5,000	1.67	監査役	
8	豊田信用金庫	3,000	1.00	定款等上の定数	3人
9	(株)名古屋銀行	2,000	0.67	任期	4年
10	岡崎信用金庫	2,000	0.67	現在員数	2人
11	他(株主数33)				

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	4	0	0	0	1	5
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	45歳		正規職員の平均年収		5,638千円	

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

(1) 会社の目的

豊田市駅前通り南開発（株）（以下この節では単に「同社」ということもある）は、豊田市駅前通り南地区第一種市街地再開発事業により建設された多機能複合施設「コモ・スクエア」の管理体制を整え、良好な環境を維持し、商業床の運営や資産の保全等の管理を効果的に行うことを目的とする。

(2) 沿革

同社は、豊田市駅前通り南地区第一種市街地再開発事業が進められる過程において保留床の一部を取得するとともに、建物完成後の管理や運営を行うための権利者法人として平成17年12月に設立された。

豊田市駅前通り南地区第一種市街地再開発事業の沿革は、次のとおりである。

【図表2-7-1】事業の概要

年 月	内 容
平成12年5月	駅前通り南地区まちづくり協議会設立
平成13年5月	豊田市駅前通り南地区市街地再開発準備組合設立
平成13年10月	都市計画決定
平成15年2月	豊田市駅前通り南地区市街地開発組合設立
平成16年11月	権利変換計画認可
平成17年12月	同社設立
平成18年9月	コモ・スクエアウエスト管理組合設立
平成19年3月	コモ・スクエアイースト管理組合設立
平成20年12月	豊田市駅前通り南地区市街地再開発組合解散認可

(3) 資本金及び出資者

資本金 3億円

発行済株式総数 6000株

【図表2-7-2】株主構成

	株主名	持株数	持株比率
1	豊田市	3,000	50.00
2	(株)民間都市開発機構	1,560	26.00
3	(株)大林組	436	7.27
4	トヨタ自動車(株)	300	5.00
5	トヨタすまいるライフ(株)	120	2.00
5	太啓建設(株)	120	2.00
7	(株)三菱UFJ銀行	100	1.67
8	豊田信用金庫	60	1.00
9	(株)名古屋銀行	40	0.67
9	岡崎信用金庫	40	0.67
	その他23名 ※1	224	3.73
	合 計	6,000	100.00

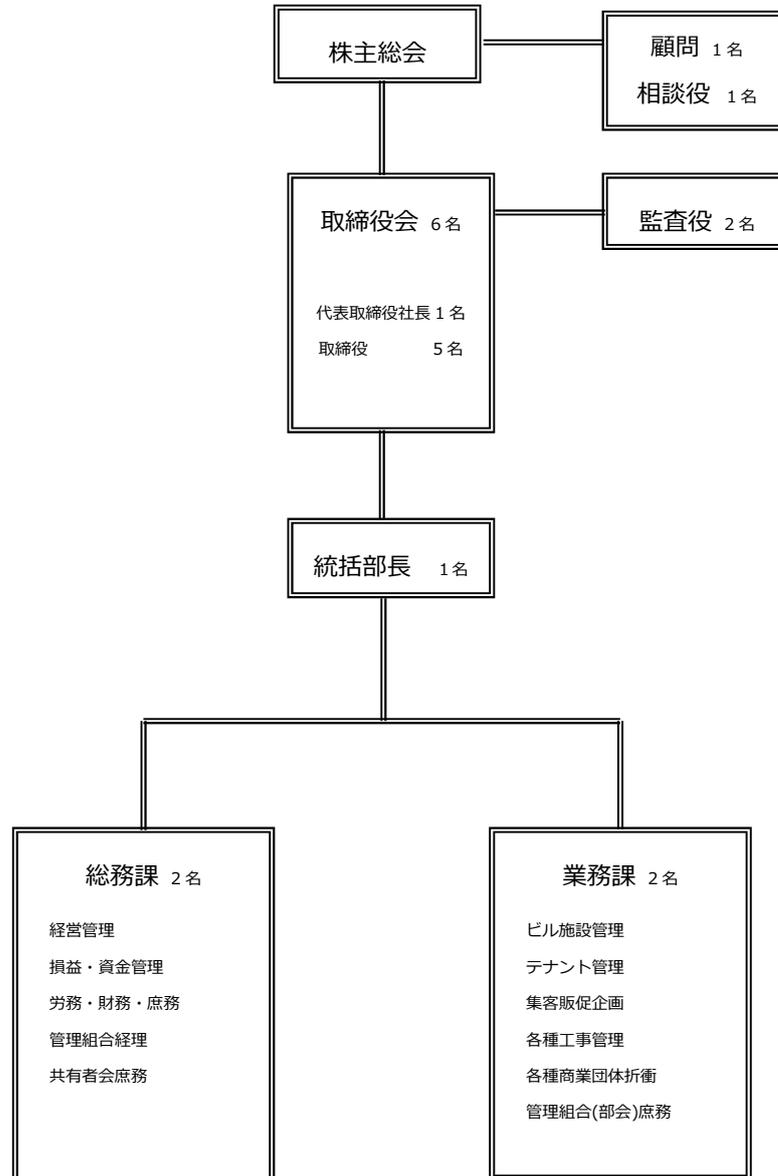
※1 主に再開発事業による権利変換前の土地所有者

2 組織

(1) 組織の概要

平成31年3月31日現在の組織は、以下のとおりである。

【図表2-7-3】組織図（同社提供）



(2) 役員

平成31年3月31日現在の役員の構成は以下のとおりである。

取締役 6名（非常勤6名）

非常勤取締役のうち1名は市からの派遣

監査役 2名（非常勤2名）

非常勤監査役のうち1名は市からの派遣

(3) 従業員

法人の概要に記載のとおり。

3 事業の概要

(1) 再開発ビルの管理運営事業

同社は、再開発ビルの管理組合であるコモ・スクエアウェスト管理組合及びコモ・スクエアイースト管理組合から同管理組合の運営を受託するとともに、再開発ビル共用部分の管理業務（施設管理、清掃、警備等の業務）を受託している。また、各専有部分の所有者から、それら専有部分の施設管理業務を受託している。

(2) ビルフロア賃貸業

同社は、ウェスト棟1・2階の店舗部分、同3・4階のスポーツジム部分、同3階から7階のオフィス部分及びイースト棟1・2階の店舗部分について、各専有部分の所有者（共有持分権者）から当該床を賃借し、同社が所有又は共有持分を有する床と合わせて同社が貸主となり、テナントの募集業務やテナントとの管理調整業務を行っている。

4 再開発ビル

(1) 施設（コモ・スクエア）の概要

建物名称	コモ・スクエア		
階数	ウェスト棟	地上12階	地下2階
	イースト棟	地上19階	地下1階
敷地面積	9,797 m ²		
延床面積	61,212 m ²		
	(主な内訳)	ホテル	9,327 m ²
		オフィス	5,422 m ²
		スポーツ・店舗	6,877 m ²
		住宅	11,904 m ²
		駐車場	10,650 m ²

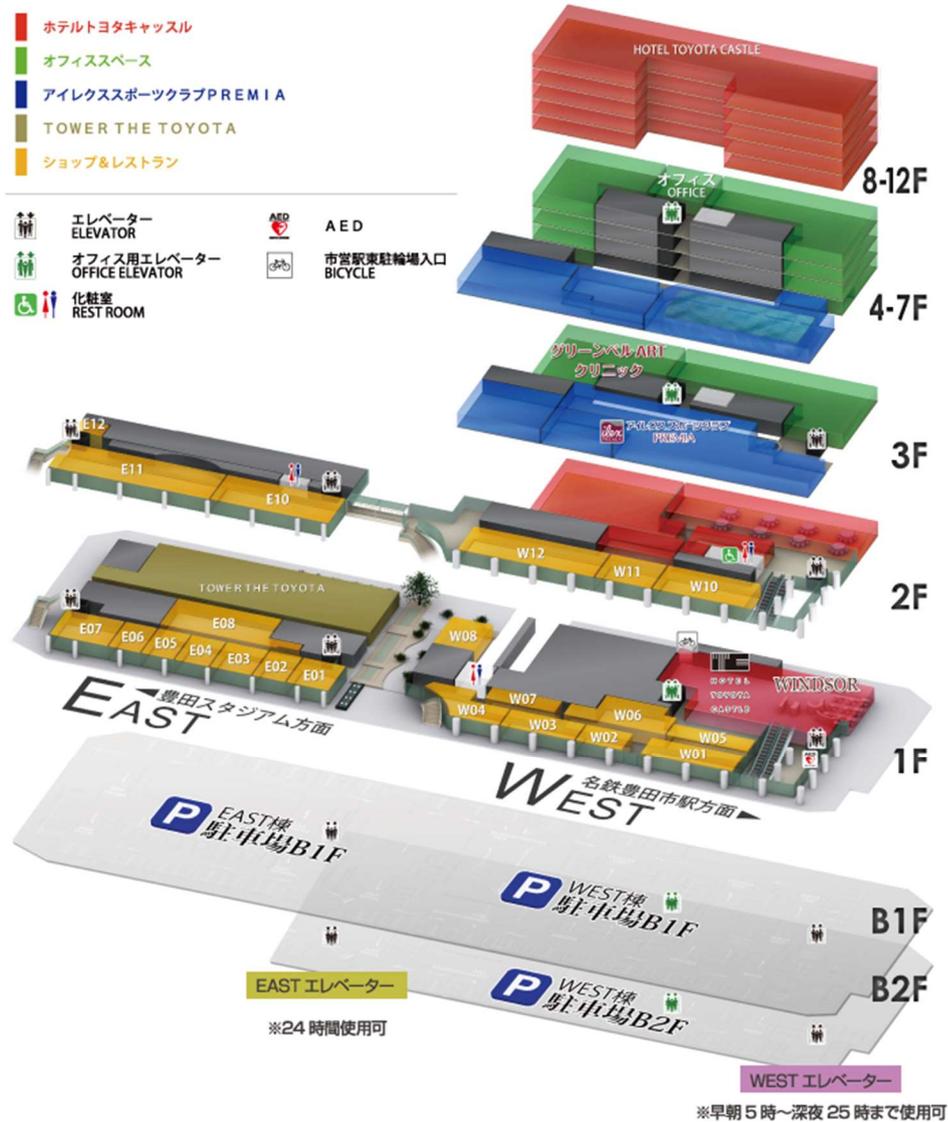
(2) コモ・スクエアの利用状況

コモ・スクエアは、ウェスト棟とイースト棟の2棟から構成されている（【図表2-7-4】参照）。

ウェスト棟は、1・2階が賃貸店舗、3・4階の一部と5階から7階までが賃貸オフィスとして利用されている。1・2階の一部はホテルの施設となっており、8階から12階の客室部分と併せてホテルとして利用されている。3・4階にはスポーツジム及び室内プールがあり、スポーツジム運営会社に賃貸されている。

イースト棟は、1・2階が賃貸店舗として利用されているほか、南側部分は132戸を有する住宅棟となっている。

【図表 2-7-4】全体マップ（コモ・スクエアのホームページより）



(3) コモ・スクエアの権利関係

土地・建物は、施設中央部分にある水路をはさんで東西に2つの敷地に区分されており、2筆2棟の構成となっている。それぞれの敷地は、各建物の区分所有者による共有の土地となっている。

ウェスト棟の3階事務所部分は、同社と権利変換前の地権者らとの共有となっており、1・2階の店舗部分の一部、スポーツジム施設及び4階から7階のオフィス部分は、同社と市による共有となっている。

専有部分のうち、市又は同社が所有権（共有持分）を有する専有部分は、次のとおりである。

【図表 2-7-5】 コモ・スクエアの権利関係

家屋番号	種類	床面積		同社持分	市持分	備考
160 番 の 102	店舗	1 階部分	1101.37	749/1000	251/1000	
160 番 の 202	店舗	2 階部分	203.2	749/1000	251/1000	
160 番 の 301	室内プール・ スポーツジム	3 階部分	1478.16	749/1000	251/1000	
		4 階部分	1483.84			
160 番 の 302	事務所	3 階部分	1063.18	433774 /1000000	—	残りは 個人
160 番 の 401	事務所	4 階部分	728.65	100%	—	
160 番 の 402	事務所	4 階部分	335.83	697436 /1000000	302564 /1000000	
160 番 の 501	事務所	5 階部分	1070.44	697436 /1000000	302564 /1000000	
160 番 の 601	事務所	6 階部分	1070.44	697436 /1000000	302564 /1000000	
160 番 の 701	事務所	7 階部分	1070.44	697436 /1000000	302564 /1000000	
160 番 の 9001	駐車場	地下 1 階部分	3995.20	—	100%	
		地下 2 階部分	4122.06			
160 番 の 9002	駐輪場	地下 1 階部分	372.25	—	100%	

なお、地下駐車場及び地下駐輪場に当たる地下 1・2 階は、市が所有している。
ホテル部分は、ホテル運営会社が所有している。

イースト棟の商業施設部分は従前土地所有者らによる共有、地下駐車場は市の所有、住宅部分は各戸の区分所有となっている。

5 財政状態

同社の財務の状況は、【図表 2-7-6】のとおりであった。

【図表 2-7-6】 財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算
総資産	2,342,198	2,390,316	総収益(収入)	702,954	666,574
負債	996,112	931,407	営業損益	167,106	167,929
うち有利子負債	0	0	経常損益	168,604	169,853
資本	1,346,086	1,458,909	税引前当期損益	168,584	169,853
利益剰余金	1,046,086	1,158,909	当期純利益	116,592	118,823

6 市との関係

(1) 資本関係

市は、同社の設立時に1億5000万円を出資し、同社の株式3000株（発行済株式の50%）を保有している。

同社は、平成30年5月28日開催の株主総会において、1株当たり1000円の配当等を行う旨の剰余金の処分を行い、市に対しては300万円の配当金が支払われた。平成28年度以降、同額の配当金が支払われている。

(2) 貸付金

同社は、再開発ビルの保留床の取得に要する費用に充てるため、市から、「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和41年法律第20号）に基づく都市開発資金融資の市街地再開発等資金制度（同法第1条第3項）を利用して、平成18年3月及び同年11月に総額8億1529万2000円を無利息で借り入れた。

この貸付金については、貸付けから10年間の据置期間後、平成27年度から償還が始まっており、同社は、次のとおり約定に従って償還している。

【図表2-7-7】貸付金の推移

年度	償還金額	償還後未償還残高
平成27年度	39,276,000円	776,016,000円
平成28年度	54,354,000円	721,662,000円
平成29年度	54,352,000円	667,310,000円
平成30年度	54,352,000円	612,958,000円

(3) 委託契約（平成30年度）

同社が市との間で締結している委託契約は、次のとおりである。

ア 委託業務名 水と緑の修景施設管理委託

契約金額 106万9200円

契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

委託内容 ウェスト棟とイースト棟の間にある噴水設備について、機器の点検や噴水池、水路等の清掃、貯水槽の清掃、水質測定や検査等の保守点検を行い、併せて周辺の樹木や芝生などの植栽管理を目的とする契約である。

市（都市整備課）は、「電気・給水等設備や機械室、緑化施設がコモ・スクエアと接続、連携しており、コモ・スクエアを管理している業者が当該修景施設と一体的に管理することが必要である」との理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約の方法によっている。

なお、同社は、市の承認を受けて、当該業務のうち噴水設備点検保守及び植栽類の日常管理をホームックス株式会社を下請負させている。(契約金額 76万8960円(71.9%))

- イ 委託業務名 豊田市駅前通り南 高質空間施設管理委託契約
契約金額 166万3200円
契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
委託内容 豊田市停車場線(豊田市駅前ロータリーに通じる愛知県道342号)のコモ・スクエアに面する歩道及び再開発地区後退用地内にある高質空間施設に設置されたプランター植栽、高木植栽、修景植栽、ベンチやテーブル等の管理を目的とする契約である。

なお、平成29年11月30日までは、本契約と同様の業務を内容とする委託契約を、「くるまのまちストリートフラワーロード植栽管理委託」との名称にて締結していた。

本契約は、豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業により建設されたKITARAの開業に合わせてプランターや修景植栽等の変更があったことから、従前契約の仕様や名称を改めた上で締結された契約である。

- ウ 委託業務名 路上喫煙禁止区域自主規制エリア 分煙施設管理委託契約
契約金額 22万7664円
契約期間 平成31年3月1日から平成31年3月31日まで
委託内容 豊田市路上喫煙の防止等に関する条例(平成30年3月26日施行)に基づいて、平成31年3月1日から豊田市駅周辺路上が路上喫煙禁止区域に指定されるとともに、分煙の促進に資する施設として、コモ・スクエア内に2か所の分煙施設が設置されたことから、同施設の管理として、灰皿等の清掃やプランター植栽の管理等を目的とする契約である。

7 結果【意見】

随意契約した対象出資団体が再委託・下請させる場合の承認について

随意契約する場合、対象出資団体と随意契約する理由が存在するはずであり、当該事業の全部や主要な一部をさらに再委託・下請させることは原則として禁止されており、再委託・下請には市の承認が必要である。しかし、市がこれを承認する際に、随意契約した理由を十分に検討せず、安易に承認しているおそれがある。主要な一部を再委託・下請に出すことができるのであれば、そもそも随意契約した理由も乏しいことになりかねないため、承認に当たっては随意契約した意義に遡って検討するべきである。

市は同社に対して水と緑の修景施設管理委託を随意契約で委託し、同社はこれを下請に出している。委託費積算書を見ると、噴水設備保守管理に58万1200円、植栽管理(樹木)に6万5000円、植栽管理(芝生等管理)に22万6000円、諸経費1

1万7800円の合計99万円（税別）と見積もられているが、諸経費を除く委託料は87万2200円（税別）である。下請業務である噴水設備点検保守および植栽類の日常管理の下請代金76万8960円（税込）は、諸経費を除く委託料の88%以上であり、委託された業務の大部分は下請に出されていると認められる。そうであれば、そもそも同社との関係で随意契約を締結したこと自体の合理性に疑問を差し挟まざるを得ない。

市は、同社との随意契約を見直し、入札など受託業者選定の在り方も再検討して直接契約を締結するなど、民間企業の参入機会に配慮しつつ、経費の節減を検討されたい。

なお、随意契約の理由とされた、市、コモ・スクエア管理者である同社、そして直接委託された業者が、密接に連携して効率的な管理や緊急時の早急な対応を実現すべきであることに変わりはない。

第9 公益財団法人豊田市国際交流協会

1 法人の概要・沿革

(1) 法人概要

平成31年4月1日時点

団体名	公益財団法人豊田市国際交流協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	豊田彬子	平成12年4月	令和元年6月21日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
設立年月日	昭和63年10月1日		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地		郵便番号	471-0034
ホームページ	http://www.tia.toyota.aichi.jp/		T E L	0565-33-5931
設立目的	国際交流が活発で世界的大企業が立地する豊田市という都市の特性を生かし、「国際化の主役は市民である」を理念に、個性と活力にあふれた国際化推進活動を行うことにより、「活力ある産業・豊かな文化・世界に広がる交流のまち」づくり、多文化社会における市民間の相互理解及び市民の国際社会への参画の推進を図り、もって豊田市の国際化に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	(1) 地域と諸外国との相互理解と友好親善を深めるための国際交流と国際協力に関する事業 (2) 地域の国際化を推進するための人材の育成と地域の市民活動等の支援に関する事業 (3) 外国人と共に暮らす多文化共生社会の実現に向けた事業 (4) 国際交流・国際協力、多文化共生を推進するための情報を提供する事業			

(2) 沿革

- 昭和62年7月 市内各種団体の代表による「国際交流を考える市民の会」発足。協会設立のための準備が始まる。
- 昭和63年10月 愛知県知事から財団法人豊田市国際交流協会設立許可受領。名古屋国際センター、愛知県国際交流協会に続き、県下で3番目の財団法人の国際交流協会となる。
- 平成9年4月 日本語講座が豊田市委託事業となる。以後、市より事業の受託開始
- 平成19年6月 事務所を産業文化センター3Fに移転し、とよたグローバルスクエアと称する。
- 2011年4月 名古屋国際センター及び愛知県国際交流協会とともに、愛知県下で初の公益財団法人の国際交流協会となる。

2 基本金、役員等の状況

平成31年4月1日時点における（公財）豊田市国際交流協会（以下この節では単に「同協会」ということもある）の基本金の状況、役員等の状況は、【図表2-8-1】のとおりである。評議員のうち2名（1名は副市長、1名は民間）は、（公財）体育協会の評議員も兼ねている。

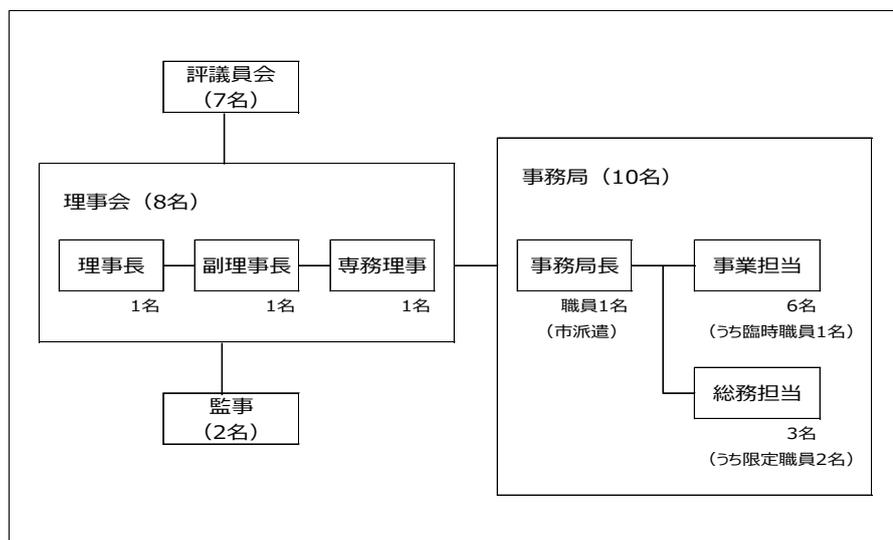
【図表2-8-1】基本金と役員等の状況

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	1,026,570,999 円			理 事	
内 訳				定款等上の定数	5人～10人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	1,000,000	97.412	現在員数	8人
2	手呂町団地自治区	21	0.002	うち常勤	1人
3	東平和アパート自治区	24	0.002	うち市派遣	0人
4	加茂川自治区	10	0.001	うち元市職員	0人
5	山ノ神自治区	10	0.001	常勤役員の平均年齢	62歳
6	歩行者天国実行委員会	630	0.061	常勤役員の平均年収	派遣元負担
7	ゼルコバゴルフ	200	0.019	監 事	
8	(株)善都	930	0.091	定款等上の定数	2人
9	豊田中央ライオンズクラブ	100	0.010	任期	4年
10	豊田ルネッサンスクラブ	100	0.010	現在員数	2人
11	豊田中ロータリークラブほか	24,545	2.391	評議員人数	7人

3 組織

(1) 同協会の組織は以下のとおりである。

【図表2-8-2】組織図（同協会提供）



(2) 職員体制【図表2-8-3】(平成31年4月1日現在)

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	6	1	0	2	1	10
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	44歳		正規職員の平均年収		4,203千円	

※「限定職員」とは、正規職員及び特定業務職員の業務補助を行う者で、無期雇用契約を結んでいる場合をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

4 財務状況

(1) 平成29年度及び30年度の財務の状況

【図表2-8-4】財務の状況

財務の状況						(単位：千円、四捨五入)	
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書				
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算		
総資産	1,148,613	1,147,619	産 (一 般 正 味 財 産)	当期経常収益	49,989	48,402	
負債	17,601	18,295		当期経常増減額	2,244	△1,688	
うち有利子負債	0	0		当期経常外増減額	0	△1	
正味財産の部 合計	1,131,012	1,129,325	(指定正味財産)				
			当期増減額		0	0	

(2) 経常収益の内訳

平成28年度から平成30年度までの経常収益の内訳は下記のとおりである。経常収益のうち、市からの受託事業収益が占める割合は、平成28年度が約57%、平成29年度が約63%、平成30年度が約62%となっている。また、事業収益（受託事業収益、参加費等収益及び事業雑収益）のうち、市からの受託事業収益が占める割合は、平成28年度が約95%、平成29年度が約96%、平成30年度が約96%であり、事業収益のほとんどは、市からの受託事業である。

【図表2-8-5】経常収益の推移 (円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本財産受取利息	13,546,530	12,080,426	11,832,925
特定資産受取利息	755,565	755,565	755,928
賛助会員受取会費	875,755	976,755	821,755
受託事業収益	26,499,804	31,666,180	29,882,520
参加費等収益	1,346,100	1,396,100	1,225,300
事業雑収益	5,373	10,000	0
受取豊田市補助金	1,472,929	886,410	909,636
受取寄附金（一般）	2,100,000	2,100,000	2,879,500
受取利息	15,082	10,006	8,043
雑収益	139,000	107,920	86,240
経常収益計	46,756,138	49,989,362	48,401,847

5 市との関係

(1) 基本財産

基本財産の額 10 億 2 6 5 7 万 9 9 9 円

市の出捐額 10 億円 (97.4%)

基本財産の運用益収入は、【図表 2-8-5】の基本財産受取利息に記載のとおりであった。同協会は、公益財団法人豊田市国際交流協会資金運用要綱及び公益財団法人豊田市国際交流協会資金運用方針に基づき基本財産その他の資産を運用している(特定資産については、公益財団法人豊田市国際交流協会特定資産等取扱規程)。

(2) 市関係事業

平成 30 年度の市関係事業は、【図表 2-8-6】のとおり市受託事業のみである。

【図表 2-8-6】市関係事業の状況

豊田市関係事業の状況 (平成 30 年度)	
市受託事業 (施設管理以外)	<p><ラグビーワールドカップ 2019 に向けた外国人おもてなし推進事業> RWC2019™を契機として、来訪する外国人をあたたく迎えられる体制づくりを通じ、市全域において、外国人に対しても日本人と区別なく対応できる人づくりを目指す。 外国人おもてなし市民会議の開催/英語ガイドボランティアの育成・派遣/外国人との交流機会の創出 他</p> <p><豊田市多文化共生推進事業委託> 外国人を含む市民の暮らしやすい社会の実現と持続可能な国際のまちづくりを推進する。 多文化理解教育セミナーの開催/日本語教室の開催/外国人相談窓口の開設及び通訳・翻訳支援 他</p> <p><国際理解・啓発事業委託> 国際交流への関わりの少ない市民や次代を担う子どもたちを対象にした国際理解・啓発事業を通じ、市全域において、国際化の進展に対応できる人づくりを目指す。 国際理解教育セミナーの開催/ワールドカフェ (世界の文化等の紹介) 及びミライカフェ (外国人と日本人の交流の場) の開催/国際の日イベントの開催/こども国際クラブの実施/地球市民会議の開催 他</p>

(3) 豊田市協会公社等運営費補助金

ア 概要

補助金の交付対象者が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的として支出される補助金である。補助対象経費及び補助金額は、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に規定されている (18 頁参照)。

イ 同協会の補助対象経費及び補助金額

同協会の補助対象経費は、豊田市派遣職員社会保険等事業主負担金 (同要綱第 5 条第 1 号) であり、金額の推移は【図表 2-8-7】のとおりである。

【図表 2-8-7】 補助金の推移 (円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1,345,672	1,393,031	1,472,929	886,410	909,636

6 事業内容全般

(1) 定款

同協会が行う事業について、定款では以下のように定められている。

(目的)

第 3 条 協会は、国際交流が活発で世界的大企業が立地する豊田市という都市の特性を生かし、「国際化の主役は市民である」を理念に、個性と活力にあふれた国際化推進活動を行うことにより、「活力ある産業・豊かな文化・世界に広がる交流のまち」づくり、多文化共生社会における市民間の相互理解及び市民の国際社会への参画の推進を図り、もって豊田市の国際化に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 5 条 協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 地域と諸外国との相互理解と友好親善を深めるための国際交流と国際協力に関する事業
- (2) 地域の国際化を推進するための人材の育成と地域の市民活動等の支援に関する事業
- (3) 外国人と共に暮らす多文化共生社会の実現に向けた事業
- (4) 国際交流・国際協力、多文化共生を推進するための情報を提供する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県において行うものとする。

同協会は、上記定款で定められた事業を、市受託事業又は自主事業として行っている。

以下、同協会が平成 30 年度に実施した事業全般について、定款の分類に従い簡単に紹介した上で、7 項以降で、市の受託事業（ラグビーワールドカップ 2019 に向けた外国人おもてなし推進事業、豊田市多文化共生推進事業委託及び国際理解・啓発事業委託）について、各委託契約ごとに、詳しく述べる。

(2) 地域と諸外国との相互理解と友好親善を深めるための国際交流と国際協力に関する事業（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

ア 国際親善使節の受入れ（自主事業）

平成 30 年 7 月 16 日（月）～17 日（火）中国江蘇省常熟市から、12 歳から 16 歳までの青少年で構成される文化交流団を受け入れ、市内でホームステイ、表敬訪問及び市内の施設見学を通し市民交流を図った（受入人数 19 人（中学生 15 人、大人 4 人））。

イ ナショナルデーの開催（受託事業）

とよたグローバルスクエアや市内の施設にて、世界各国の文化や生活を紹介する機会として「ワールドカフェ」及び外国人住民と日本人住民と一緒に話し合う機会として「ミライカフェ」を開催した。

詳細は、下記9(2)アイにおいて述べる。

ウ 「国際の日」事業の開催（受託事業＋自主事業）

平成30年10月7日（日）同協会設立30周年と市コンサートホール・能楽堂設立20周年の記念合同イベントとして、豊田市駅前の豊田参合館を舞台に、外国人住民との共働を目指し、ステージでの各国国歌演奏や体験ブース、エスニック屋台の出店等を行った。

詳細は、下記9(2)ウにおいて述べる。

エ 地域の国際交流に関するイベント等への協力・支援事業

(ア) ラグビーワールドカップ2019に向けたおもてなし推進事業（受託事業）

詳細は下記7において述べる。

(イ) 豊田市ダービーシャー姉妹都市締結20周年記念事業支援（自主事業）

(ウ) 地域の国際交流普及事業（自主事業）

- Hatake Project（野菜づくりプロジェクト）
- アウトリーチ（T I A以外の地域におけるプロジェクト）

(エ) その他関連団体・機関への支援と協力（自主事業）

(3) 地域の国際化を推進するための人材の育成と地域の市民活動等支援に関する事業

ア ボランティア登録・育成・紹介事業（自主事業）

イ ボランティア意見交換会の開催（自主事業）

（平成30年4月22日（日）午前10時30分～正午）

ウ 子ども英語交流補助ボランティア（自主事業）

エ 国際理解教育セミナー（自主事業＋受託事業）

(ア) 国際理解教育セミナー

- 外国につながりがある家族と親子の「ことば」を考える講演会（自主事業）（平成30年8月4日（土）午後1時～3時）
- T I A世界塾（受託事業）
詳細は下記8(2)アにおいて述べる。

(イ) こども国際クラブ

詳細は下記9(3)アにおいて述べる。

オ 外国語講座（受託事業＋自主事業）

- 母語保持教室（受託事業）
詳細は、下記8(2)イ（ア）において述べる。
- 英語保持教室（受託事業）

詳細は、下記 8(2)イ (イ) において述べる。

- おもてなし英会話講座 (自主事業)

カ 国際理解教育 (受託事業)

詳細は、下記 9(3)イにおいて述べる。

キ 草の根の国際交流の推進 (受託事業)

豊田市地球市民会議の開催

詳細は、下記 9(3)ウにおいて述べる。

ク とよたグローバルスクエアの運営 (自主事業)

- ライブラリー及び雑誌コーナーの運営
- 無線LANの設置
- 掲示板等情報コーナーの充実

(4) 外国人と共に暮らす多文化共生社会の実現に向けた事業

ア 日本語講座 (受託事業)

- T I A にほんごひろば
- T I A にほんごひろば成果報告会
- 日本語教室情報交換及び交流会
- 豊田市内の主な日本語教室一覧作成・配布

詳細は、下記 8(3)アにおいて述べる。

イ 多言語相談事業 (受託事業+自主事業)

- ポルトガル語相談
- 中国語相談
- その他相談事業
- 海外帰国・出国児童生徒に関する相談事業

詳細は、下記 8(3)イにおいて述べる。

ウ 通訳派遣事業 (受託事業)

詳細は、下記 8(3)ウにおいて述べる。

エ 翻訳事業 (受託事業+自主事業)

詳細は、下記 8(3)エにおいて述べる。

オ 豊田市外国人災害サポートボランティア支援 (受託事業)

詳細は、下記 8(3)オにおいて述べる。

カ とよた日本語学習支援システム支援事業 (受託事業)

詳細は、下記 8(3)カにおいて述べる。

キ 外国人子ども教育支援事業 (受託事業)

詳細は、下記 8(3)キにおいて述べる。

(5) 国際交流・国際協力、多文化共生を推進するための情報を提供する事業

ア T I A 機関誌発行事業 (自主事業)

イ T I Aの情報提供（自主事業）

- T I Aホームページの運営
- 視察受入れ

(6) その他 ボランティアグループ等の活動支援

以下のT I Aに所属するグループ活動に対する活動支援を実施した。

ア 国際交流

- E - I F F
- 英語ボランティアG L O B E
- オープンハート
- 日本語紹介グループ
- 豊田外国人おもてなしガイドネットワーク

イ 多文化共生

- 日本語サロン
- Alpha 日本語教室
- トルシーダ
- 希望の光
- にほんごドット J P

ウ 国際協力

- Child Needs Home

7 ラグビーワールドカップ 2019 に向けた外国人おもてなし推進事業

(1) 事業概要

委託期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

目 的 2019年のラグビーワールドカップを契機として、在住外国人を含む市民が主体となり、来訪する外国人をあたたく迎えられる体制づくりと人材育成事業の実施により、都市の国際化推進を目的とする。

委託内容 (1)「豊田市外国人おもてなし市民会議」の開催、運営及び記録
(2)「豊田市外国人おもてなし市民会議」内での多言語（英語）ガイドボランティアの募集、育成、登録及び紹介
(3)市民と来訪外国人との交流機会の創出

契約金額 984万3120円

(2) 「豊田市外国人おもてなし市民会議」の開催、運営及び記録

国際交流を推進する民間団体がメンバーとなり、2019年のラグビーワールドカップ開催を契機に市民主体の外国人おもてなしの体制を整えるための方策を考える会議を開催した。年度初めに各委員への説明及び意見交換を行った上で、2回の幹事会を実施し、1回の全体会を実施した。

【図表 2-8-8】豊田市外国人おもてなし市民会議

開催日	幹事会①：平成30年6月15日（金）午後2時～3時30分 全体会：平成31年3月14日（木）午後1時30分～2時30分 幹事会②：平成31年3月14日（木）午後2時45分～4時30分
場所	とよたグローバルスクエア（豊田市国際交流協会）
内容	幹事会①：おもてなしに関する意見交換など 全体会：平成30年度の事業総括と来年度の事業計画について 幹事会②：来年度の活動に関する意見交換
参加者	豊田市内の民間16団体（内、幹事は7団体）

(3) 「豊田市外国人おもてなし市民会議」内での多言語（英語）ガイドボランティアの募集、育成、登録及び紹介

ア 英語ガイドボランティアの募集及び登録

外国人も参加できる交流プログラムの日本語から英語への翻訳や、プログラム開催当日の通訳を依頼するボランティアの募集をし、登録を促進した。

募集期間 平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

登録者数 52人

イ 英語ガイドボランティア養成講座の開催

外国人向けの交流プログラムの翻訳と交流プログラム当日の通訳をする英語ガイドボランティアの養成講座を開催した。

【図表 2-8-9】英語ガイドボランティア養成講座

開催日	第1回：平成30年6月16日（土）午後1時～4時 第2回：平成30年11月10日（土）午後1時～4時
場所	とよたグローバルスクエア（豊田市国際交流協会）
対象	英語ガイドボランティア登録者
内容	英語ガイドボランティアとしての基本的な心得などを学び、初中級から上級程度の英語を使い、英語への翻訳、英語でのコミュニケーションにおいて、自然で丁寧な言い回しなどを学んだ。
参加者	第1回：23人 第2回：20人

ウ 英語ガイドボランティアの派遣【図表 2-8-10】

[いいトコ発見ツアーの実施]

①	開催日 平成30年7月7日（土） 場 所 七州城、童子庵及び豊田市美術館周辺 内 容 七州城の内部、童子庵でのお茶体験、美術館周辺の作品を案内 参加者 14人 ボランティア 5人
②	開催日 平成30年10月6日（土） 場 所 トヨタ鞍ヶ池記念館及び矢並湿地 内 容 トヨタ鞍ヶ池記念館の施設案内と矢並湿地の案内 参加者 15人 ボランティア 3人

③	開催日 平成30年11月24日(土) 場 所 民芸の森と民芸館 内 容 民芸の森と民芸館の案内ガイドと体験(絞り染め・お茶)の通訳 参加者 3人 ボランティア 3人
④	開催日 平成30年3月23日(土) 場 所 大塚古墳と水源公園 内 容 大塚古墳と明治用水の案内と花見交流会 参加者 14人 ボランティア 3人

[ガイドの派遣]

⑤	開催日 平成30年9月23日(日) 場 所 とよたグローバルスクエア 内 容 こども国際クラブのゲスト、ヴェルブリッツの選手(フィジー及びトンガ出身者)との交流 参加者 25人(こども国際の出席者数) ボランティア 3人
⑥	開催日 平成30年11月4日(日) 場 所 とよたグローバルスクエア 内 容 こども国際クラブ「イギリス」の国紹介ゲスト(1人)通訳 参加者 23人(こども国際の出席者数) ボランティア 2人
⑦	開催日 平成30年11月13日(火) 場 所 松平郷 内 容 ダービーシャーからの来賓者への案内ガイド 参加者 8人 ボランティア2人

(4) 市民と来訪外国人との交流機会の創出

外国人向けの交流プログラムの登録を外国人おもてなし市民会議の構成団体等へ呼びかけ、募集、英語への翻訳、ネイティブチェック及び英語サイトへのアップロードを行った。外国人おもてなし市民会議の構成団体が開催するイベント以外でも、市内の知名度の高いイベントや、市の歴史博物館など知名度は低いながらも市を知ることができる施設での交流イベントなど、外国人向けプログラムの発掘を図った。また、市民と来訪外国人との交流機会を創出、促進するための調査や事前調整、翻訳の手伝いなどを行い、プログラムの充実化を図った。

期 間 平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

内 容 (1) 交流プログラムの紹介 100件

(2) ニュースレター(季刊)の発行 各1500部×4回

(3) 事業PRポスターの発行・掲示(B2、片面、フルカラー) 200部

8 豊田市多文化共生推進事業委託

(1) 事業概要

委託期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

事業目的 外国人を含む市民の暮らしやすい社会の実現のため、各種事業を実施し、持続可能な国際まちづくりの推進に寄与する。

事業内容 多文化理解教育事業
外国人住民に対する支援事業

契約金額 1398万7080円

(2) 多文化理解教育事業

ア 多文化理解教育セミナー【図表2-8-11】

目的	人権・平和・多文化・環境といった地球規模の問題への理解を深め、その解決に向けて実践的な行動を起こすことができる地球市民を育成することを狙いとする。平成30年度は、人権・多文化・国際協力・国際理解をテーマに実施した。
開催期間	平成30年12月2日(日) 午前10時～午後3時50分
内容	TIA世界塾 (参加人数) 102人

イ 外国語保持事業

(ア) 母語保持教室【図表2-8-12】

目的	中国・ブラジルにルーツを持ち、中国語・ポルトガル語の保持を希望する子ども向けに母語保持教室を開催する。
開催期間	(中国語) 平成30年4月27日～平成31年3月15日 毎週金曜日午後5時50分～6時50分 全33回 (ポルトガル語) 平成30年5月12日～平成31年3月16日 毎週土曜日午前10時30分～11時30分 全33回
受講者	(中国語) 13人 (ポルトガル語) 9人

(イ) 英語保持教室【図表2-8-13】

目的	海外に住み、英語での生活を経験した小学生向けに、英語保持教室を開催する。
開催期間	平成30年5月11日～平成31年2月22日 毎週金曜日午後5時45分～6時45分 全30回
受講者	18人

(3) 外国人住民に対する支援事業

ア 日本語教室開設事業【図表2-8-14】

目的	とよた日本語学習支援システムのカリキュラムを導入した入門～初級レベルの日本語教室を実施することにより、市内在住・在勤の外国人が日本人と円滑なコミュニケーションを図り、自立し、充実した日常生活を送るための一助とする。
開催期間	第1期：平成30年4月6日～同年8月4日 第2期：平成30年10月12日～平成31年2月23日

クラス	(第1期) 会話クラス (入門～初級レベル：16回) 金曜日 午後1時30分～3時 土曜日 午前10時～11時30分 読み書きクラス (日本語での読み書きができないレベル：16回) 土曜日 午前10時～11時30分 (第2期) 会話クラス (入門～初級レベル：16回) 金曜日 午後1時30分～3時 土曜日 午前10時～11時30分 読み書きクラス (日本語での読み書きができないレベル：16回) 土曜日 午前10時～11時30分
受講者	170人 (第1期92人、第2期78人) 出身地[フィリピン・ブラジル・中国・モンゴル・ベトナム・タイ・ネパールほか]

イ 外国人のための相談事業【図表2-8-15】

目的	ポルトガル語・中国語の生活相談及び翻訳・通訳並びに外国人市民に関する生活情報等の収集・提供及び生活支援方策の調査・提言
開設日	平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日) ポルトガル語 土曜日・日曜日 総計498時間 中国語 火曜日・土曜日 総計297時間 水曜日～金曜日、日曜日 総計921時間
件数	947件

ウ 通訳事業【図表2-8-16】

目的	外国人住民が市民生活を送る上で、人道・人権に関わる問題、福祉・保健・医療・教育に関わる手続など緊急性の高いケースで通訳補助が必要な場合に通訳派遣を行う。
派遣範囲	(1)外国人住民の行政施設の手続関係 (2)外国人住民の人道・人権が脅かされるケース (3)外国人住民の生命の危機など緊急性を要するもの (4)法律等専門的かつ複雑な知識・技能が必要とされるケースは除く。 (5)緊急のケースで人材確保が不可能な場合は対応できない場合もある。 (6)施設が市内にあれば、受益者の外国人が市外在住でも対応する。 (7)非営利のもの
対応言語	英語／中国語(北京語・台湾語)／ハングル／インドネシア語／タイ語／タガログ語／ネパール語／ベトナム語
実績	依頼件数 13件 派遣件数 6件 (言語別：英語2件、ベトナム語2件、中国語1件、ネパール語1件)

エ 翻訳事業【図表2-8-17】

目的	市役所各部署からの依頼や、市民から依頼のあったもの(市役所などの公的機関に提出する文書など公的書類に限る)を翻訳ボランティアと連携し翻訳をすることで、市民生活をサポートする。
翻訳範囲	市役所各部署からの依頼や市民から依頼のあった公的書類
翻訳言語件数	市役所からの依頼対応 58件 (言語別：中国語(簡体字)29件、ハングル6件、英語4件、インドネシア語4件、タガログ語4件、ベトナム語4件、中国語(繁体字)3件、タイ語3件、ネパール語1件)

オ 外国人防災事業【図表2-8-18】

目的	災害時における外国人の被害軽減を図るための体制を整える。
期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
内容	(1)外国人及びT I Aボランティアへの防災啓発講座の開催 (計5回) (2)「豊田市外国人災害サポートボランティア」関連業務 (募集・登録・更新) (登録者数7人)

カ とよた日本語学習支援システム運営補助事業【図表2-8-19】

目的	市内在住の外国人が生活するために最低限必要な日本語を習得できるとよた日本語学習支援システムの運用に伴い、日本語教育推進に係る補助を行う。
期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
対象者	日本語教室の関係者、市内企業等と外国人住民及び日本語教育に関心のある一般市民
内容	システムの運営場所の提供、地域関係者や市内企業などとの連携、既存の日本語教室との連携、広報活動の支援や日本語教室開設のための相談と助言に常に対応できるよう体制を整えた。

キ 外国人教育支援事業【図表2-8-20】

目的	市内で外国人の子どもの教育支援活動を行うNPO法人や小学校の放課後学習支援教室へポルトガル語の通訳・翻訳を担う支援員を派遣することにより、外国人を含む子どもたち全体の教育環境の改善を図る一助とする。
実施場所	T I A施設内及び市内（保見地区、他）
実施日	平成30年4月6日～平成31年3月31日（計：198日） 毎週火曜日、水曜日、金曜日、日曜日及び隔週木曜日
活動内容	ポルトガル語の通訳・翻訳作業及び各教室での指導補助
派遣先	NPO法人子どもの国、NPO法人トルシーダ、NPO法人保見ヶ丘国際交流センター、豊田市立西保見小学校及び豊田市立東保見小学校

9 国際理解・啓発事業委託

(1) 事業概要

委託期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

事業目的 これまで国際交流への関わりがあまりなかった市民を巻き込むことができる取組や、次代を担う子どもたちを対象とする取組の国際理解・啓発事業を実施し、市全域において、国際化の進展に対応できる人づくりを目指す。

事業内容 国際交流推進事業

ナショナルデー（ワールドカフェ）

ナショナルデー（ミライカフェ）

「国際の日」イベント

国際理解推進事業

こども国際クラブ

国際理解教育事業

地球市民会議の開催

契約金額 605万2320円

(2) 国際交流推進事業

ア ナショナルデー（ワールドカフェ）

市民の国際感覚の涵養に資するほか、外国人住民や海外経験が豊富な日本人にボランティア活動の場を提供し、市民主体の国際交流の継承と発展に寄与することを目指し、とよたグローバルスクエアや市内の施設において、世界各国の文化や生活を紹介する「ワールドカフェ」を開催した。

【図表2-8-21】ワールドカフェ

場 所		とよたグローバルスクエア他				
開催日		平成30年4月1日～平成31年2月24日（全15回）				
協力者		104人				
参加者		延べ608人				
回	日付	国	外国人協力者数	日本人協力者数	参加者数	内容
1	4/1	ニュージーランド	1	4	68	ニュージーランド出身の講師が、国の概要や観光、国名の由来などを英語で紹介。国際交流協会ボランティアグループ「英語ボランティアGLOBE」が逐次通訳を行った。
2	5/20	日本	0	5	14	外国人を対象に、着物、お茶、折り紙及び習字を体験できる日本文化体験デーを行った。国際交流協会ボランティアグループ「日本文化紹介グループ」が企画し、実施した。
3	6/23	ジョージア	1	0	51	ジョージア出身で、ジョージアラグビー協会メンバーの講師が、世界遺産や文化、食、ラグビー観戦の楽しみ方などを紹介した。
4	6/24	英国	1	5	63	英国出身の講師が、国の概要や都市、食、暮らしなどを英語で紹介した。国際交流協会ボランティアグループ「英語ボランティアGLOBE」が企画し、日本語の通訳により実施した。
5	7/7	日本	0	9	15	外国人を対象に、そば打ち体験と試食を行った。国際交流協会ボランティアグループ「E-IFF」が企画し、英語の通訳により実施した。
6	7/8	南アフリカ	6	5	60	南アフリカ出身の講師4人が、歴史や概要、文化、観光、言語などを英語で紹介した。国際交流協会ボランティアグループ「英語ボランティアGLOBE」が通訳を行った。
7	9/15	メキシコ	1	11	18	メキシコ出身の講師が文化や食、音楽、スポーツ、ロテリア体験などを英語で講演し、ギターとウクレレによるメキシコ音楽の披露も実施。国際交流協会ボランティアグループ「E-IFF」が企画・実施した。

8	10/9	日本	0	3	45	コンサートホール・能楽堂のアウトリーチ事業として、能役者と弦奏者を講師に、外国人向けに能と箏の解説と実演を行った。
9	10/13	ベトナム	1	10	30	E-IFF設立30年記念として、国際交流協会ボランティアグループ「E-IFF」がこれまでの活動の振り返りや、国際交流協会元事務局長をゲストに「これからの国際ボランティア」をテーマに講演を行った。
10	11/3	イタリア	1	1	28	イタリア出身のマンドリン奏者が、歴史や文化、食及び言葉の違いをクイズを交えて紹介し、マンドリンの演奏を行った。
11	2/9	サモア	1	2	58	サモア出身の講師が、英語でサモア文化やラグビー等を紹介した。国際交流協会ボランティアグループ「英語ボランティアGLOBE」が日本語の通訳を担当した。
12	2/17	日本	0	16	14	外国人を対象に、抹茶挽き、お茶の飲み比べ、茶飯と抹茶アイス作り等体験を行った。国際交流協会ボランティアグループ「E-IFF」の企画・通訳により実施した。
13	2/17	アメリカ	1	11	82	豊田市ジュニアオーケストラのメンバー及びアメリカ出身の地球市民会議メンバーが、アメリカにちなんだ楽曲の演奏と、楽曲にちなんだアメリカの州や文化を紹介した。
14	2/23	日本	0	7	16	国際交流協会ボランティアグループ「日本文化紹介」が、外国人を対象にカップ寿司の体験を実施した。
15	2/24	ウェールズ(英国)	1	0	46	英国・ウェールズ出身の講師が、文化や言語、観光地の他、聖デイヴィッドデー等を紹介した。

イ ナショナルデー（ミライカフェ）

幅広い層に、「国際」や「外国」に関心を持ってもらえるような内容を企画し、より多くの市民が交流できる機会の提供を目指し、外国人と日本人が気軽に楽しく交流できる場、「ミライカフェ」を企画・開催した。

【図表2-8-22】ミライカフェ

(第1回目)

開催日	平成30年5月12日(土)
場所	とよたグローバルスクエア
内容	「ラグビーワールドカップ2019に向けて、外国人来訪者へのおもてなしについて一緒に話しましょう」と題し、NPO法人朝日丘スポーツクラブが事務局として推進する「Toyota まるごとおせっかい」のグループが中心となり、外国人を含む住民同士の話し合いを次の2点に絞り行った。 ①外国人が豊田市で直面すること・困ること ②そうした経験がどう変化したか? 私たちができることは?

(第2回目)

開催日	平成30年6月17日(日)
場 所	とよたグローバルスクエア
内 容	「男女平等について一緒に話しましょう」と題し、福祉や男女共同参画等の問題に焦点を当て活動を行っている「WEの会」のグループが中心となり、男女共同参画に関する各国の諸事情として、WEの会が事前に行ったアンケートの結果報告と外国人を含む住民同士の話し合いを行った。話し合いは、人生の前半(家事や子育てなど)と人生の後半(介護)に分けて行い、話し合った内容について参加者全体で共有した。

ウ 「国際の日」イベント

TIAの設立記念日である10月1日を「国際の日」と位置付け、市民に向けて国際について身近に考えてもらう契機となるよう、関連イベントや事業を集中して行った。

【図表2-8-23】国際の日

開催日	平成30年10月7日(日)
場 所	豊田参合館(コンサートホール、能楽堂、1Fアトリウム及び北広場)
事業内容	国際交流協会に所属するボランティアグループや関連団体・外国人住民から協力を得て、市民参加を重視した交流イベントを行った。ステージ・体験コーナー・ワールドマーケット等に分けて実施した。 【ステージ企画】 ①コンサートホールにて、世界の国歌演奏等 ②能楽堂にて、世界の音楽と踊りと日本伝統芸能 【体験コーナー】 能楽堂ロビーにて、日本文化紹介グループによる日本文化体験(お茶及び折り紙)を行った。 【国際バザーとワークショップ】 北広場とアトリウム(1階)にて、バザーとワークショップを開催した。
来場者数	2400人

(3) 国際理解推進事業

ア こども国際クラブ【図表2-8-24】

目 的	小学生を対象に国際を理解するためのクラブ活動を実施し、将来の豊田市の国際化を担う子どもの国際感覚を育み、異文化を持つ多様な人々に対して共感できる気持ちを育てる。		
内 容	海外出身の講師から世界の文化や言語などを学ぶ。		
開催期間	平成30年4月15日～平成31年2月24日(全20回。うち3回は同日に2回開催)		
回	日付	内 容	
1	4/15	開講式	クラブの説明と英語のひとこと練習やそのフレーズを使ったビンゴゲームを実施。全20回の授業の流れや、国際クラブの目的、クラブのマナーを説明した。
2	4/22	ペルー	ペルーの世界遺産・言葉・食べ物・子どもたちの学校生活の様子などについて学ぶことを目的に、ペルー人講師がクイズを交えながら文化を紹介。スペイン語の歌を歌うなど、楽しく学ぶことができた。

3	5/20	リトルワールド準備	4・5回目の授業でリトルワールドを見学するため、自由時間に行きたい場所別にグループを作り、計画を立てた。また、英語のひとつでは自分の好きなお菓子を紹介するフレーズを、ゲームを交えて楽しく学んだ。
4 ・ 5	5/27	リトルワールド遠足	ペルーとインドネシアの暮らしの体験を目的に、グループに分かれ見学。ボランティアガイドの協力もあり、国や建物の特徴を学び、生活の一端を垣間見ることができた。
6	6/10	インドネシア	インドネシアの生活スタイル・子どもたちの学校生活の様子などについて学ぶことを目的に、インドネシア人講師が文化を紹介。インドネシアの学校で子どもたちが行っている「ポチョポチョ体操」を踊り、異文化に触れた。
7	7/15	アメリカ準備	8回目の授業でアメリカ人講師をゲストとして迎えるため、アメリカの概要を学び、アメリカについて学年別グループに分かれ、文化や食、情報、祭りの4つのテーマで調べ学習を実施した。
8	7/29	アメリカ	アメリカ、特にカリフォルニアの特徴・文化・有名な場所について学ぶことを目的に、アメリカ人講師が文化を紹介。前回調べたことを積極的に講師に質問できた。また、講師得意の英語でヨガやツイスターゲームなどを通して身体を動かしながら楽しく学んだ。
9	9/2	夏の調べ学習発表 国際の日準備	夏休み中に調べた各自が興味のある国の文化などを、その国の大使になりきって発表した。あまり耳にしない国を調べたり、実際に料理を作ったり、その国のことをまとめた本を作ったりするなど、世界への理解を深めることができた。また、11回目の授業で外国人への英語インタビューを行うため、インタビューの練習を実施した。
10	9/23	フィジー&トンガ 国際の日準備	フィジーとトンガの文化や言葉、ラグビーについて学ぶことを目的に、フィジー人とトンガ人のラグビー選手が紹介。フィジー語とトンガ語のあいさつ、ラグビー選手になった理由などを学び、パス体験をした。また、11回目の準備として、グループごとに英語インタビューの実践をした。
11	10/7	国際の日イベント参加	国際の日交流イベント「とよたワールドマップ」に参加し、イベントを訪れている外国人参加者や出演者にグループで協力しながら英語で簡単なインタビューを実施した。
12	10/28	イギリス準備	13回目の授業でイギリス人講師をゲストとして迎えるため、イギリスの概要を学び、イギリスについてグループに分かれ、スポーツや食、構成国、イギリス4日間ツアーの4つのテーマで調べ学習を実施した。
13	11/4	イギリス	国旗や豊田市と姉妹都市のダービーシャー、スコットランドについて学ぶことを目的に、イギリス人講師が文化を紹介。前回調べたことを積極的に講師に質問できた。また、「What's the time Mr. Wolf?」や「Duck, Duck, Goose」を通して身体を動かしながら楽しく英語にも触れた。
14	11/17	英国フェスティバル参加	豊田市とダービーシャーの姉妹都市提携20周年を記念して開催されたイベント「英国フェスティバル」に参加し、イギリスの文化に触れた。
15	12/9	トルコ	トルコの文化やあいさつ、観光地などを学ぶことを目的に、トルコ人講師が文化を紹介。映像を見たり音楽を聞いたりしながらトルコを知ることができた。
16 ・ 17	12/16	メキシコ&ブラジル	スポーツを通して外国人と交流することを目的に、メキシコ人講師がフットサルを、ブラジル人講師がバレーボールを紹介。スポーツに関係するスペイン語、ポルトガル語を学び、それを使いながらスポーツ体験をし、楽しく交流できた。

18	1/20	ベトナム	ベトナムの正月や子どもの遊びについて学ぶことを目的に、ベトナム人講師が文化を紹介。ベトナムの子どもが路上で遊ぶ「オー エン クアン」を体験し、ベトナム文化に触れた。
19 ・20	2/24	イギリス 閉講式	前半は、ウェールズ出身の講師が、文化を工作と遊びを交えて紹介。また英語による絵本の読み聞かせも実施した。1年の活動のまとめとして、活動を通して楽しかったことなどを発表した。

イ 国際理解教育事業

市内小・中・特別支援・高等学校からの相談又は申込みを受け、関連資料の紹介や講師派遣支援を行い、国際理解教育を推進する。「国際化の主役は市民である」というT I Aの理念の下、国際の理解を促すことができる市民等へ講師を依頼し、国際理解教育を実施した。

【図表 2-8-25】国際理解教育事業

開催日	平成30年6月20日(水)～12月13日(火) 全6回					
講師	豊田市内の外国人市民					
参加者	豊田市内の児童 562人					
内容	平成30年4月15日～平成31年2月24日(全20回。うち3回は同日に2回開催)					
回	実施日	学校	学年	参加児童数	講師団体	内容
1	なし	特別支援			相談	外国人講師による文化紹介の相談
2	6/20	挙母小	6	87	ブラジル出身市民	ブラジルと日本の違いについて
3	6/20	挙母小	6	87	ベトナム出身市民	ベトナムと日本の違いについて
4	7/10	挙母小	6	87	ミャンマー出身市民	ミャンマーと日本の違いについて
5	7/10	挙母小	6	87	中国出身市民	中国と日本の違いについて
6	11/19	益富中	3	32	パキスタン出身市民	パキスタン文化紹介とイスラム文化について、英語で1問1答

ウ 地球市民会議の開催【図表 2-8-26】

開催日	平成30年4月8日～平成31年3月6日 日曜日 全7回		
場所	とよたグローバルスクエア他		
メンバー	10人		
参加者	延べ106人		
回	日付	内容	参加者数
1	4/8	①委嘱状交付式 ②第1回会議：委員長と副委員長の選出、年間スケジュールの決定、平成30年度の取組について意見交換	21

2	5/27	平成30年度の取組について意見交換（継続） 情報発信、おもてなし、生活、労働、防災、ラグビーワールドカップ等を主に平成30年度の方向性を検討していくことに。	16
イベント参加	6/3	（公財）あすて「国際フェスタ」参加	4 （委員）
3	7/22	平成30年度の重点テーマ決定 ①情報発信・SNS：国によってSNSの使い分けの特徴はあるが、地球市民会議としてインスタグラムを立ち上げた。外国人対象として出されているバラバラな情報を繋げたり、TIAのフェイスブックを通して繋がっている外国人同士の横の繋がりを構築していく。 ②日本のマナー講座：日本語教室の受講生を対象に、ロールプレイ形式で実施する。 ③医療：既存の情報の調査と取りまとめ。各自のネットワークで必要な情報は展開していくが、どのように必要な人に伝えるかは継続した議論が必要。愛知県主催のタウンミーティングでも医療を取り上げていくことを決定	14
イベント実施	8/26	「外国人による外国人のための『日本のルール教室』」開催 日本社会のルールや職場でのコミュニケーションの注意点を日本語教室 Alpha の学習者に対してロールプレイで紹介。「職場での時間管理」「ゴミ分別」「イスラム教の習慣」を取り上げた。	6 （委員）
イベント参加		ラグビーのルール勉強・体験会 豊田市ラグビーワールドカップ2019推進課の協力の下、ラグビーを身近に感じ、観戦をより楽しむ方法を体験した。各自がラグビーの楽しさを情報発信し外国人市民に対してのPRに努めた。	7 （委員）
4	9/23	「あいち多文化共生タウンミーティング@豊田」準備 外国人と医療について議論を重ね、「医療通訳」をテーマとして決定。行政、医療関係者、外国人からの参加を促す方法について検討。また、様々な国籍や年齢、滞日期間の違いによる意見を集約する目的で、多言語によるアンケートを実施することに決定	13
イベント参加	10/7	とよたワールドマップ参加	10 （委員）
イベント参加	10/26	（公財）あすて主催の外国人を対象とした防災訓練参加	1 （委員）
5	11/25	①「あいち多文化共生タウンミーティング@豊田」準備 テーマ：医療、サブテーマ：誰もが安心して医療を受けられる社会を目指して 当日の役割分担、PR方法、多言語医療アンケートについての最終確認 ②くらしの便利帳について意見交換 外国語版は3～4年に一度更新されるが、外国人家庭に配布されることはない。インターネットを介して見ることはできるが、知らない外国人市民も多い。日本語教室で教材として使うのはどうかという提案があった。 ③市長報告会準備 日程、内容、役割分担について検討	12

6	1/27	「あいち多文化共生タウンミーティング@豊田」開催 ①医療～誰もが安心して医療を受けられる社会を目指して 基調報告1) 医療アンケート結果発表 (報告: 委員長ダイアス ナンディカ) 基調報告2) 医療通訳について (報告: 金 千佳 医療通訳、グローバルコンシェルジュ代表) ②愛知県の多文化共生について (愛知県職員より説明) ③ワークショップ 基調報告の内容を踏まえ8つのグループに分かれ意見交換。地球市民会議委員がグループファシリテーターを務める。	45
7	3/6	市長報告会及び懇親会 一年間の活動内容をパワーポイントを用いて報告。市長との質疑応答。	17

10 市受託事業に関する委託契約について

(1) 契約締結経緯

平成30年度の市受託事業に関する委託契約は、いずれも平成30年4月1日付けで、契約期間を翌年3月31日までとして契約が締結される。そして、いずれも入札によるものではなく、随意契約である。

委託代金は、同協会が事前見積書を作成し、市が委託費積算書を作成し、その後、同協会から見積書が提出される。市と同協会の間では、事前見積書が提出された後で、協議が行われているとのことであり、この段階で委託料はほぼ決まっているものと思われる。実際に、いずれの事業についても、平成29年は、委託費積算書、見積書の金額は完全に一致し、平成30年は、委託費積算書から1000円未満の金額を切り捨てた金額が見積書の金額となっている。

このような金額決定経緯をみると、委託費積算書作成の段階で、委託料は実質的に決定され、その後の見積書の提出は形式的な手続に過ぎないものと思われる。

(2) 委託費積算書の詳細

市が委託費積算書を作成するに当たり、積算基礎表が作成され、これにより積算金額を算出している。

例えば、国際理解・啓発事業委託に関して、市から提供された平成29年度及び同30年度の積算基礎表のデータを基に、この2年分を比較すると【図表2-8-27】のとおりとなる。

【図表 2-8-27】国際理解・啓発事業委託の積算基礎表を比較

		平成 29 年度		平成 30 年度	
(1) 国際交流推進事業					
(ア) ワールドカフェ	直接人件費	25100円×1/2日(4h)×48日	602,400	①17717円/日×6日	106,302
				②11165円/日×43日	480,095
					③5400円/日×3日
	旅費	出演者旅費10000円×12回	120,000	出演者旅費10000円×12回	120,000
	消耗品費	当日材料費50円×100人×12回	60,000	当日材料費50円×100人×12回	60,000
(イ) ミライカフェ	事務局経費	看板・印刷・コピー・通信・事務用品一式	60,000	看板・印刷・コピー・通信・事務用品一式	60,000
	計12回	小計	842,400		842,597
(ウ) 「国際の日」イベント	直接人件費	25100円×1/2日(4h)×60日	753,000	①17717円/日×36日	637,812
				②11165円/日×6日	66,990
					③5400円/日×9日
	報償費	国際の日イベント出演者謝礼50000円×2人	100,000	国際の日イベント出演者謝礼50000円×2人	100,000
	印刷製本費	ちらし印刷費10円×10000枚	100,000	ちらし印刷費10円×10000枚	100,000
		子供向けチラシ印刷費10円×25000枚	250,000	子供向けチラシ印刷費10円×25000枚	250,000
		ポスター150円×100枚	15,000	ポスター150円×100枚	15,000
		子供向け用ポスター150円×150(75枚×2)枚	22,500	子供向け用ポスター150円×150(75枚×2)枚	22,500
	使用・手数料	会場設営・撤去・備品リース一式	200,000	会場設営・撤去・備品リース一式	200,000
	委託費	PR用ホームページ作成費	100,000	PR用ホームページ作成費	100,000
	負担金	ボランティアグループ支払負担金	200,000	ボランティアグループ支払負担金	200,000
	事務局経費	広告代・印刷・コピー・通信・事務用品一式	100,000	広告代・印刷・コピー・通信・事務用品一式	100,000
	小計		1,840,500		1,840,902
	(ア)～(ウ)計		2,682,900		2,683,499
(2) 国際理解推進事業					
(ア) こども国際クラブ	直接人件費	25100円×1/4日(2h)×60日	376,500	①17717円/日×5日	88,585
				②11165円/日×26日	290,290
					③5400円/日×3日
全15回	使用・手数料	マイクロバス代100000円×2回	200,000	マイクロバス代100000円×2回	200,000
	講師謝礼	5000円×15回	75,000	5000円×15回	75,000
	事務局経費	広告代・印刷・コピー・通信・事務用品一式	50,000	広告代・印刷・コピー・通信・事務用品一式	40,000
	小計		701,500		710,075
(イ) 国際理解教育事業	直接人件費	25100円×1/2日(4h)×30日	376,500	①17717円/日×2日	35,434
				②11165円/日×30日	334,950
					③5400円/日×1日
	講師旅費	3000円×10人×5回	150,000	3000円×10人×5回	150,000
	保険料	250円×50人	12,500	250円×50人	12,500
	事務局経費	印刷代・事務用品一式	100,000	印刷代・事務用品一式	100,000
	小計		639,000		638,284
(ウ) 外国人市民会議の開催	直接人件費	①25100円×1/4日(2h)×50日	313,750	①17717円/日×52日	921,284
		②ネイティブ職員(25100円×1日(8h)×50日)	1,255,000	②11165円/日×52日	580,580
6回以上					③5400円/日×2日
	事務局経費	印刷・コピー代、事務用品一式	40,000	印刷・コピー代、事務用品一式	60,000
	小計		1,608,750		1,572,664
	(ア)～(ウ)計		2,949,250		2,921,023
	委託費計		5,632,150		5,604,522

金額は若干の増減があるものの、ほとんど変わっていない。人件費について、平成29年度は、日額2万5100円で計算されていたが、平成30年度は、日額1万7717円、1万1165円又は5400円で計算されている。その理由は、市による

と、「実際に担当する予定の職員人件費の時間単価で積算するようにしたため」とのことであった。

人件費の単価が変わると、人件費の総額も変わるはずであるが、上記表のとおり、ほとんど変わっていない。その理由は、日数が大きく変わっているためである。日数が変わった理由は、市によると、「担当職員が実際に従事した日数に基づき検討」しているとのことであった。

しかし、同協会では、各事業に係る職員の従事時間・日数を管理しておらず、市がいかなる根拠に基づいて「実際に従事した日数」を計算したのかは不明である。

また、「事務局経費」について、概算で算出しているとのことであるが、同協会では、個別の事業に関する収支も把握しておらず、いかなる根拠に基づいて、概算額を算出しているのか不明である。

さらに、委託費として、「PR用ホームページ作成費」が平成29年度と平成30年度のいずれにも10万円が計上されている。

しかし、同協会が、「PR用ホームページの作成」を外部委託している事実はない。同協会は、平成29年度及び平成30年度のいずれも、同協会のホームページ保守を年間4万5360円（税込）で外部委託し、これとは別に、平成30年度に、ホームページリニューアルのため、ホームページ改修を85万9680円（税込）で外部委託し、それぞれ委託契約書を締結している。いずれの委託契約書にも、「PR用ホームページの作成」業務は委託契約の内容とされていない。同協会のホームページ内には、「国際の日」が紹介されたページは存在するが、他のページと比して特別なページとなっていない。少なくとも、平成29年度は「PR用ホームページ作成」は行われていないし、平成30年度はホームページの改修は行われているが、「PR用ホームページ作成」は外部業者との委託契約の内容とはなっていない。そうであれば、「PR用ホームページ作成費」として、10万円を毎年積算する根拠はなく、過剰に計上しているものであって、不当というべきであろう。

このように、事業費の積算に当たり、算出根拠が不明であったり、不当な金額により算出されている点が複数見られた。

(3) 市による業務内容の検査

豊田市業務委託契約約款第17条によると、同協会は、業務を完了したときは、直ちに市に業務結果とともに完了届を提出しなければならないとされており、市は、完了届を受領した日から10日以内に検査を行わなければならないとされている。

これに従い、同協会は、完了届及び委託報告書を市に提出している。委託報告書には、事業の内容、結果等が記載されているが、事業に係る収支は記載されていない。上記のとおり、そもそも、同協会において各事業の収支を把握していない。

また、市は、同協会からのヒアリング以外に、各委託事業についてのモニタリングは行っていないとのことである。

1 1 結果

(1) 委託金額決定過程を見直すべきである【意見】

市受託事業に関して、委託金額は、概算に基づいて積算され算出されているが、上記10(2)で述べたとおり、その概算の算出根拠が乏しく、積算金額の妥当性に強い疑問がある。市と同協会は、具体的な根拠に基づき、過去の実績も検討した上で、適切な委託金額を算出することができるようにすべきである。

(2) 同協会は事業ごとの収支決算書を作成すべきである【指摘】

適切な委託金額を算出するために、同協会は、各事業の収支を把握できるよう、各事業の収支決算書を作成すべきである。これが無ければ、同協会において、各事業の費用対効果の検証も困難であろう。

(3) 市は事業収支の報告を求めるべきである【指摘】

市は、市受託事業に関する委託料を支払うことで、同協会の運営を支えている。すなわち、上記4(2)のとおり、平成30年度において、同協会の経常収益のうち、市受託事業の占める割合は約62%、同協会の事業収益のうち、市受託事業が占める割合は約96%であって、市受託事業がなければ、又は、これが少なくなれば、同協会の運営が成り立たないことは明らかである。

したがって、市が同協会に対して支払う委託料は、補助金としての性質も有するということができることから、市としては、単なる委託契約として扱うのではなく、補助金の支出に準じて扱い、各事業の収支決算書の提出を同協会に求め、支出の内容を把握すべきである。これにより、適切な委託金額を算出することも可能となる。

(4) 市と同協会は積極的なモニタリングを行うべきである【意見】

また、上記と同じ理由で、同協会は、利用者からアンケートを回収、苦情や意見に関する受付窓口を設置その他の方法で積極的なモニタリングを行い、各事業が予定した効果を挙げているか否かの検証を行うべきである。そして市は、モニタリングの結果、予定した効果を挙げている場合や不都合が判明した場合には委託契約について再検討することができるような体制を整えるべきである。

(5) 同協会運営のために必要な費用は補助金として支出すべきである【指摘】

より根本的な問題として、市から同協会に支払われる委託料は、補助金としての性質も有することから、上記10(2)で述べたような積算過程に問題があるものと思われる。すなわち、同協会運営に必要な金額が先にあり、それに合わせて、委託費の積算が行われているという疑問である。

この点について、同協会と市からヒアリングしたところ、委託費の積算金額には、委託事業費だけでなく、同協会全体の運営費も考慮されているとのことであった。市が同協会の運営に必要な経費を、委託料に上乗せして支払うことは明らかに不当である。

よって、市が同協会運営のために必要な経費を支出するのであれば、公益上の必要性を検討の上補助金として支出し、補助金としての規律に従うべきである（なお、市は、この点について、既に検討を始めているとのことであった）。

(6) 競争入札等の導入を検討すべきである【意見】

「(公財) 豊田市国際交流協会は、設立以来『国際化の主役は市民である』の理念のもと、地域の国際化を推進してきた団体であり、事業を行う上で最も適していると判断されるため」との理由で随意契約している。

しかし、外国語保持事業、日本語教室開設事業や通訳事業等、事業内容によっては、同協会でなくても可能な業務がある。随意契約ではなく、競争入札又は見積競争の導入も検討する必要がある。

第10 公益財団法人豊田市学校給食協会

1 法人の概要・組織

同協会（以下この節では単に「協会」ということもある）は、市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的として、昭和51年8月1日、豊田市東部給食センターの開設に伴い設立された。設立当時は財団法人であり、平成24年4月に公益財団法人に移行した。基本金の額は1000万円であり、市の出捐比率は100%である。

協会の概要は次のとおりである。

平成31年4月1日時点

団体名	公益財団法人 豊田市学校給食協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	福嶋 兼光	平成30年6月	平成30年6月～令和2年6月
設立年月日	昭和51年8月1日		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市栄生町5丁目1番地			郵便番号 471-0067
ホームページ	http://www.toyota-school-lunch.jp/		TEL	(0565) 32-2110
設立目的	成長期における児童生徒にとって、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育を推進し、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎を築くため、豊田市内の小学校、中学校等における給食事業等を実施することにより、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活の実現に寄与する。			
主な事業内容	① 食育に関する普及啓発と給食を機会とした食育推進事業 調理員学校訪問、親子学校給食調理教室、中学生職場体験学習受入れ、施設見学受入れ、ホームページによる食の啓発事業 ほか ② その他協会の目的を達成するために必要な事業 給食用物資の調達、給食センター等での調理（いずれも市の委託）			

職員の状況						
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	合計
人数	85	6	0	161	0	252
うち元市職員	0		0	0	0	0
正規職員の平均年齢	49.5歳		正規職員の平均年収		3,562千円	

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

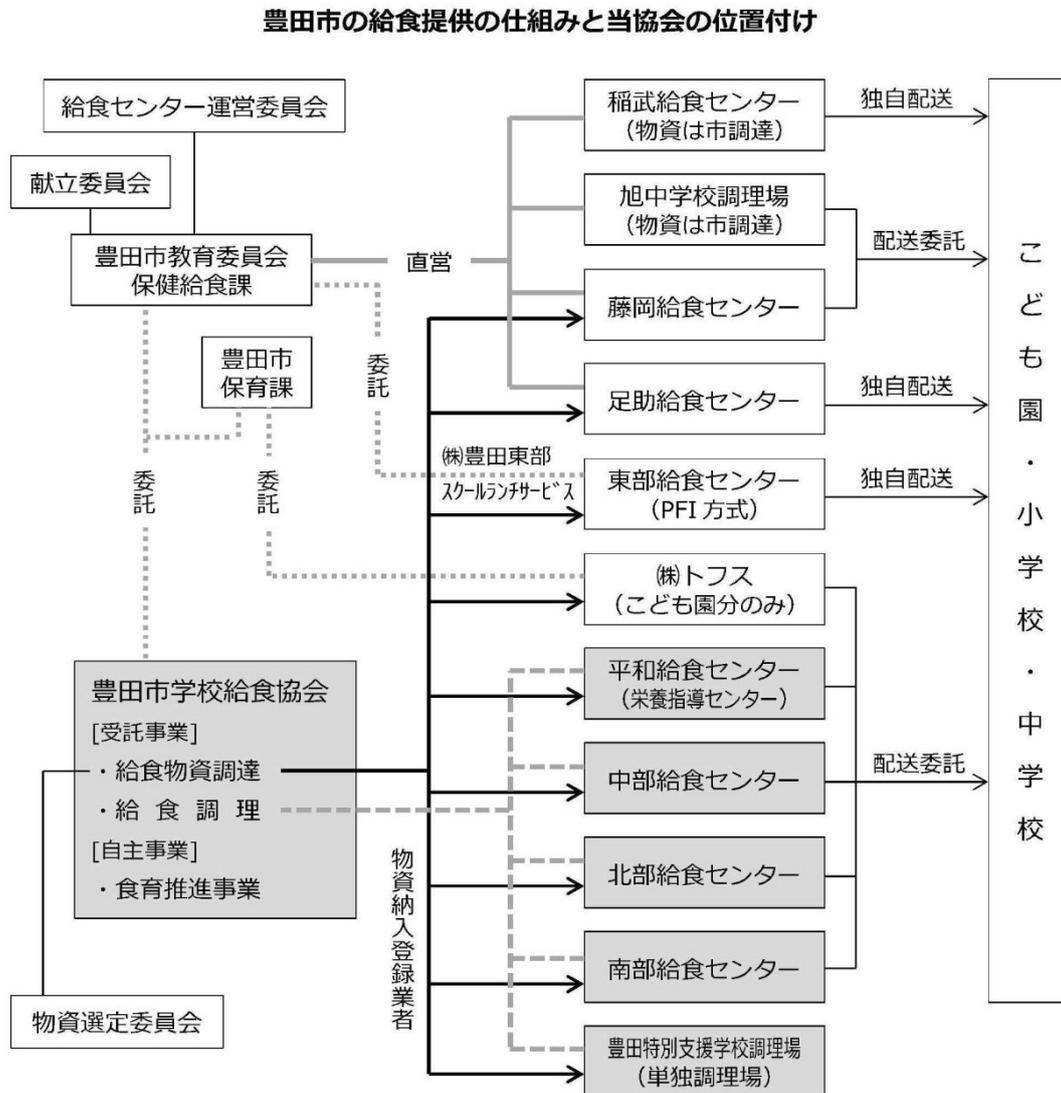
※「限定職員」とは、正規職員及び特定業務職員の業務補助を行う者で、無期雇用契約を結んでいる場合をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

2 事業の概要

給食提供の仕組みと協会の位置付けは、【図表 2-9-1】のとおりである。

【図表 2-9-1】 給食提供の仕組みと協会の位置付け（協会提供）



※当協会が受託している「給食調理等及び給食用物資調達業務委託」には、施設、設備、機器等の点検、修繕等の維持管理業務も含まれている。

(1) 給食用物資の調達事業

市からの委託を受けて、市内の児童、生徒、園児及び関係職員等の給食用物資（主食・副食）を購入する。副食物資については、毎月協会で物資選定委員会を開催し、協会の登録納入業者に発注する。

(2) 給食センター等での調理事業

市からの委託を受け、平和・中部・北部・南部給食センター及び豊田特別支援学校調理場の5施設で、市内202の園・学校のうち79の園・学校分（市内全食数の約58.7%）の調理業務を実施している。平成30年度調理食数（平成30年5月1日現在）は、合計1083クラス、3万527食である。

(3) 食育推進事業

自主事業として、学校給食親子調理教室、調理員学校訪問、中学生職場体験学習の受入れ、施設見学の受入れ及びホームページによる食の啓発を実施している。

3 財務状況

基本財産は1000万円であり、その運用益により自主事業を実施している。

平成30年度決算によると、資産は3億6628万5856円、経常収益は31億4200万8485円である。そのうち事業収益は26億4019万7301円である。平成29年度決算に比べて529万2322円減少したが、協会によると、通常増減の範囲内とのことである。

【図表2-9-2】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)			
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書			
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算	
総資産	403,959	366,286	（ 一般 正味 財産 ）	当期経常収益	3,147,861	3,142,008
負債	393,959	356,286		当期経常増減額	0	0
うち 有利子負債	0	0		当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	10,000	10,000	（指定正味財産） 当期増減額	0	0	

4 市との関係

(1) 基本金

市出捐金 1000万円（市の出捐比率100%）

基本財産は、定期預金として運用されている。

(2) 市との関係の概要と推移

市から同協会に対する出捐金、その運用益、補助金及び委託料の名称と直近10年間の金額の推移は【図表2-9-3】のとおりである。

市及び同協会によると、平成23年から委託料が増額したのは、それまで委託料とは別に支払われていた物資の購入代金が、委託料に含める取扱いに変更されたためである。

また、補助金返還支出及び委託料返還支出は、年度末の精算で発生した剰余金の返還であるが、従前返還額を費用計上していたところ、平成29年度出資団体監査による指摘を経て、平成29年度決算以降収益を減額する方法に変更された。

平成30年度決算による金額は、豊田市協会公社等運営費補助金が5億0169万4629円、学校給食物資調達及び調理等業務委託料が26億2790万8198円である。

【図表2-9-3】市の財政的関与の推移

(円)

	名称	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		決算	決算	決算	決算	決算
出捐金・出資金の額	基本財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
出捐金・出資金の運用益	基本財産運用収入	49,999	24,796	8,000	30,082	30,000
補助金	協会公社等運営費補助金	659,798,052	600,715,336	534,876,257	508,914,705	534,851,337
	公益目的事業補助金	392,000	123,000	353,000		
	(補助金返還支出)	(6,871,813)	(5,142,149)	(10,243,745)	(6,411,449)	(27,619,178)
委託料	学校給食物資調達及び調理等業務委託	246,189,000	261,881,534	2,594,070,530	2,625,002,020	2,667,133,510
	(委託料返還支出)	(3,739,819)	(6,646,426)	(36,640,452)	(15,741,181)	(26,241,995)
補助金及び委託料の合計額		895,767,420	850,931,295	3,082,415,590	3,111,764,095	3,148,123,674
	名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		決算	決算	決算	決算	決算
出捐金・出資金の額	基本財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
出捐金・出資金の運用益	基本財産運用収入	30,164	30,010	12,098	9,000	9,002
補助金	協会公社等運営費補助金	511,081,374	511,252,580	514,544,236	502,172,322	501,694,629
	公益目的事業補助金					
	(補助金返還支出)	(7,668,594)	(1,191,879)	(2,235,926)		
委託料	学校給食物資調達及び調理等業務委託	2,694,785,860	2,651,677,670	2,681,137,260	2,633,302,377	2,627,908,198
	(委託料返還支出)	(47,151,668)	(31,880,145)	(28,509,651)		
補助金及び委託料の合計額		3,151,046,972	3,129,858,226	3,164,935,919	3,135,474,699	3,129,602,827

(3) 補助金

ア 目的

学校給食業務の円滑かつ効率的な実施のために必要となる運営費

イ 内容

- ① 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市から派遣された職員の社会保険等の事業主負担金等
- ② 豊田市学校給食協会の雇用する常勤職員の年間給与実支給額、社会保険等の事業主負担金及び退職給付引当資産取得経費
- ③ 豊田市学校給食協会の雇用する限定職員の賃金、通勤費、社会保険等の事業主負担金

ウ 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱（18頁参照）

エ 平成30年度の状況

同年4月1日付け申請額は5億2735万4007円であったのに対し、実績は市派遣職員共済費等が666万1806円（上記①）、協会の雇用する職員の給与が2億0024万7076円、諸手当が9443万1673円、福利厚生費が5293万7780円（上記②）、限定職員の賃金が1億2045万9135円（上記③）であった。これらを踏まえて年度末に確定した補助金の額は5億0169万4629円である。諸手当のうち337万9490円が残業手当、61万3586円が休日出勤手当である。

【図表2-9-4】補助対象経費の内訳

区分	科目	金額（円）	
収入	協会運営費補助金	501,694,629	
支出 (補助対象分)	市派遣職員共済費等合計	6,661,806	
	協会の雇用する職員	給料	200,247,076
		諸手当	94,431,673
		福利厚生費	52,937,780
		賃金	120,459,135
		退職給付引当取得経費	26,957,159
	合計	501,694,629	

(3) 委託料

ア 委託名

学校給食物資調達及び調理等業務委託

イ 委託内容

市が指定した小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所で実施する給食に関する下記の業務

- ① 学校給食の物資の調達に関する業務
- ② 学校給食の調理及びこれらに付随する業務

ウ 市は、保護者から給食費を受領し、収入として計上する。そして、市から協会へ委託料を支払い、協会はこれを原資に学校給食用の物資の購入を行っている。

市の給食費収入は、平成30年度決算で小学校給食費が11億7206万2311円、中学校給食費が6億4016万8650円、特別支援学校給食費が1013万1210円、給食センター給食費が1388万9610円の合計18億3625万1781円（ただし、小・中学校には過年度未納者における徴収分を含む。）である。一食当たりの給食費は、中学校が270円、小学校が240円、こども園が210円であった。なお、平成31年4月、食材料費の値上がりにより食材の質及

び量の確保が困難になったことを理由に給食費の改定がなされ、現在は中学校が280円、小学校が250円、こども園が210円である。

平成30年度決算による委託料は26億2790万8198円であるところ、その9割近い23億6060万8682円が給食材料費として協会から支出されている。そのほかに比較的金額の大きい支出には、光熱水費1億1047万1098円、委託費5408万1846円がある。また、協会に関する人件費のうち、理事長の通勤手当及び社会保険料が委託料から賄われている。

エ 委託契約書に添付された仕様書には物資調達に係る取扱基準を定めなければならないと記載されているところ、協会は「公益財団法人豊田市学校給食協会学校給食用物資等取扱規則」（以下「物資等取扱規則」という。）を設けて納入業者の登録基準等を定めている。

5 結果

(1) 暴力団排除条項【指摘】

市と協会の業務委託契約約款には、第12条（甲の解除権）、第13条（談合その他不正行為に係る解除）及び第14条（暴力団等排除に係る解除）に市による解除権の解除原因が規定されている。

これに対し、協会と納入業者間の単価契約の契約条項（物資等取扱規則様式第9号）に規定された解除原因は、（1）納入業者の責めに帰する理由により契約の履行を怠り、又は履行の見込みがないとき及び（2）納入業者が契約の重要な事項に違反したときの2点である（契約条項第9条）。

したがって、前者では解除原因であるが後者では解除原因でない事由が納入業者に発生した場合（例えば、契約履行に関する不正行為が発生した場合、暴力団員等との関与があることが判明した場合等）、協会は納入業者との契約を解除できるとは限らず、間接的に市の業務委託の趣旨に反する業者に委託料が支払われることになりかねない。そのような事態が万が一にも生じないように、協会としては、明文をもって暴力団排除条項を規定し、これが解除原因であることを明確にするべきである。

よって、市と締結した業務委託約款と整合するよう納入業者との間の契約条項の見直しを検討するべきである。

(2) 納入業者による承諾の意思表示【指摘】

物資等取扱規則には、「契約の締結」の条項（第15条）及び「物資の発注」の条項（第18条）が存在する。これは、第15条に規定する単価契約書（様式第9号）により継続的納入に関する基本的事項を定め、第18条に規定する学校給食注文書（様式第10号）により個別の注文を行う趣旨と解される。

契約は申込みと承諾により成立するところ、物資等取扱規則、単価契約書又は学校給食注文書のいずれにも納入業者の承諾に関する定めがない。そこで、納入業者からの返答に関する書面の有無及び内容を確認したところ、「学校給食用物資発注書添付

書類確認表」に発注書等の書類を添付し、「上記の添付書類を全て受領し、その内容に相違ないことを確認いたしました。」との文言で納入業者の確認を求めていることがわかった。しかし、この文言を素直に読めば、申込みが届いたことの確認に止まるものであり、必ずしも承諾する内容にはなっていない。

登録基準に「別に定める期日及び場所に必要な数量を納入できること」（物資等取扱規則第3条（2）（ウ））があることからすると、協会は個別の注文に対する拒絶を想定していないと推察され、給食の安定的な提供のためにはそうでなければならない。そうであれば、納入業者の事前の包括的な承諾を明示すべきであり、単価契約書において、納入業者は協会の注文書（様式第10号）のとおり納入しなければならない旨記載するなどの見直しも検討が必要である。

(3) 契約保証金の免除について【指摘】

協会と各委託先が締結している委託契約書の「業務委託契約約款」には、「乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

（略）なお、契約書の契約保証金欄に免除と記載されているときは、本条は適用しない。」（第3条）とある。ところが、協会が各委託先と締結した委託契約書には、「契約保証金」欄に「免除」ではなく「なし」と記載されているものが複数存在する。免除の趣旨とも読めるが、約款を無視しているとも読める。約款により「免除と記載されているとき」と具体的に文言を指定しているのであるから、契約保証金を免除するのであれば、免除と明記すべきである。逆に、免除と明記していないのに契約保証金を付さないのは契約に違反することになりかねないため、是正されたい。

(4) 食中毒による損害賠償義務負担に対する備え【意見】

市と協会との委託仕様書7（2）及び5（4）によると、物資又は給食調理品等により生じた事故における費用は、原則として協会が負担し、協会が善管注意義務を遵守した場合に市が一部負担することとなっている。

そこで、協会は、食中毒が発生した場合の備えとして、生産物賠償責任保険（支払限度額1億円）及び生産物品質保険（支払限度額1000万円）に加入している。これらの保険の約款によると、前者は、給食に起因して協会が他人に損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するもので、後者は、「第三者による異物混入事故、安全性が損なわれる偶然な汚染事故等」により協会が直接被る損害（回収費用、逸失利益等）を補償するものである。これらにより食中毒に対する一応の備えはなされている。もっとも、協会は79の園・学校分の調理業務を受託しており、その食数が1日当たり3万食を超えることを考えると、第三者に対する賠償責任が支払限度額1億円の範囲内で収まるとは限らない。

そうすると、協会は保険金を超える金額については自ら調達しなければならないが、協会には、基本財産、補助金及び委託料以外に財産ないし財源はなく、現実的には不可能に近い。学校給食で食中毒が発生した場合、第一次的には学校を設置する市

が賠償責任を負担することが多いと考えられるが、協会に十分な資力がなければ、市から協会に対する求償は、断念せざるを得ない。また、児童等から協会へ多額の損害賠償請求が直接なされたときには破綻の危険も生じかねない。

そこで、支払限度額の引上げも視野に入れながら保険契約の再検討をすることが望まれる。

(5) 労災事故に対する損害賠償義務負担に対する備え【意見】

調理場は、決められた時間内に調理を終わらせなければならない状況下で、刃物を用いたり、高温の調理器具を用いたりする過酷な労働環境にあり、負傷のリスクが常に付きまとうといえる。協会によると、労災保険には加入しているが、それを超える民間の保険には加入していない。安全配慮義務違反による労働災害が発生した場合、協会は損害賠償責任を問われることになるが、協会には基本財産、補助金及び委託料以外に財産ないし財源はなく、現実的には不可能に近い。社会的責任として、保険への加入も検討に値する。

(6) 時間外勤務の管理について【意見】

協会の就業規則には、「職員は、勤務時間外に勤務を命ぜられた場合には、時間外（休日）勤務命令票（様式第6号）にその命令に関する所定事項を記載しなければならない。」（第16条）との規定がある。

そして、「時間外（休日）勤務命令票 兼 時間外・特殊勤務手当等計算書」を確認したところ、勤務命令日ごとに勤務命令時間、勤務内容、実施時間等が記載され、所属ごとの決定者、検討者及び所属長の押印並びに管理課の決定者、検討者及び起案責任者の押印がなされていた。しかし、協会の説明では、実際にはデータで管理しており、1か月ごとに集計して印刷した後にまとめて押印し、管理課に提出しているとのことである。また、時間外勤務をするのが事務員及び技能員の場合、事務員及び技能員から所属長に口頭で時間外勤務を申請し、本人が時間外勤務の時間をパソコンに入力する方法がとられている。

時間外（休日）勤務命令票に勤務命令日ごとに押印欄があるのは、その都度上級の者が時間外勤務の可否を慎重に検討し、厳格に管理するためと考えられるところ、協会の運用は、その趣旨を軽視するものといわざるを得ない。データで管理をするのであれば、そのことがわかるように決定者等の欄もその都度データで入力の方が誠実である。そして、その入力には決定者なら決定者本人、検討者なら検討者本人が行うべきである。

第 1 1 公益財団法人豊田都市交通研究所

1 法人の概要・組織

(公財) 豊田都市交通研究所 (以下この節では単に「研究所」ということもある) は、主に土木工学分野に属する都市交通に関する調査及び研究を行い、地方都市の都市交通施策に反映することにより、市民の日常生活の利便性の向上に寄与することを目的として、平成 3 年 3 月 1 日に設立された。基本財産の額は 3 0 億円であり、市はそのうち 1 5 億円を出捐し、出捐比率は 5 0. 0 % である。

定款には 5 人以上 1 0 以内の理事及び 2 人以内の監事を置く旨定められているところ、平成 3 1 年 4 月 1 7 日現在、7 人の理事と 2 人の幹事が選任されている。理事のうち 1 名が常勤である。

職員は 1 5 名おり、そのうち 3 名が市派遣職員である。

研究所の概要及び職員の状況は、次のとおりである。

平成 31 年 4 月 17 日時点

団体名	公益財団法人豊田都市交通研究所			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	太田稔彦	平成 2 4 年 6 月	平成 3 0 年 6 月 5 日から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時まで
設立年月日	平成 3 年 3 月 1 日 (前身設立は昭和 5 4 年 3 月 2 2 日)		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市元城町三丁目 1 7 番地 元城庁舎西棟 4 階		郵便番号	471-0024
ホームページ	https://www.ttri.or.jp/		T E L	0565-31-8551
設立目的	土木工学分野に属する都市交通に関する調査及び研究を行い、地方都市の都市交通施策に反映することにより、市民の日常生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	1 都市交通の動向及び都市交通施策の提言に関する調査、研究及び分析 2 前 1 に関する受託事業 3 前 1、2 に関連する検討会及び講演会の開催 4 前 1 ～ 3 に関連する定期刊行物及び諸調査報告書の発表 5 前 1 ～ 4 に掲げるもののほか、設立の目的を達成するために必要な事業			

職員の状況						
	正規職員	任期付職員	市派遣職員	民間出向職員	特定業務職員	合計
人数	6	1	3	3	2	15
うち元市職員	0	0		0	0	0
正規職員の平均年齢	44.3 歳		正規職員の平均年収		8,887 千円	

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

2 事業の概要

【図表 2-10-1】中期ビジョン(研究所提供)

研究所は、平成30年度から平成34年度（令和4年度）までを実施期間とする「中期ビジョン」を策定した。「暮らしを支える交通」及び「都市空間を創出する交通」を研究の方向性として、「交通の安全・安心」を重点課題として掲げ、都市交通に関する調査及び研究を実施している。

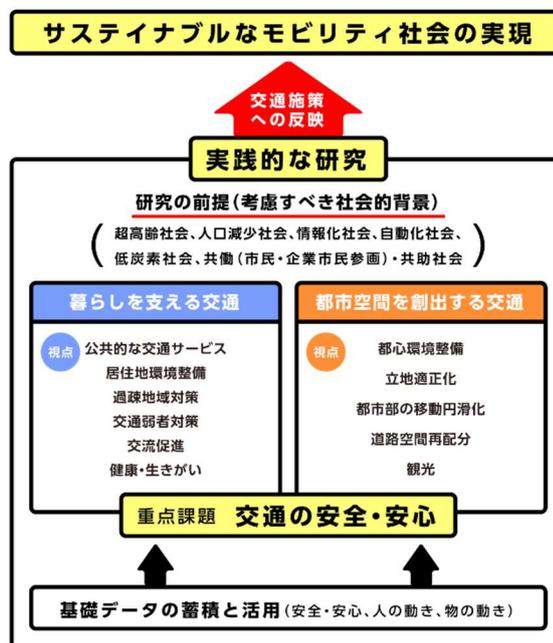
平成30年度は、自主研究事業13件及び受託研究事業25件の計38件の研究事業を実施した。このうち市から受託した研究は、次の14件である。そのほか、研究成果の報告会や豊田まちと交通勉強会（まちべん）等を開催している。

- ① 鞍ヶ池地域タクシー実証実験の評価と新地域での実証実験計画策定業務委託
- ② 歩行者保護施策の検討業務委託
- ③ 若林東町上り戸交差点改良方針検討業務委託
- ④ 交通需要マネジメント関連施策業務
- ⑤ 平成30年度 豊田エコ交通出前教室業務委託
- ⑥ 立ち乗り型パーソナルモビリティ実証実験評価等業務委託
- ⑦ 高橋関連渋滞緩和対策業務委託
- ⑧ 交差点方向別交通状況調査委託
- ⑨ パーソナルモビリティ市内イベント時活用実証実験業務委託
- ⑩ 豊田市交通事故データ調査委託
- ⑪ 豊田市通学路交通安全プログラム対策箇所データ整備業務
- ⑫ （仮）歩行者安全対策必要路線図説明資料作成業務
- ⑬ 歩行者交通安全対策検討補足資料作成業務
- ⑭ 歩行者安全対策検討補足資料作成業務

3 財務状況

財務の状況及び市の財政的関与の状況は、下表のとおりである。

純資産は34億9321万8971円、負債は3740万5859円である。



【図表 2-10-2】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)			
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書			
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算	
総資産	3,505,797	3,493,219	(一般正味財産)	当期経常収益	107,808	109,422
負債	34,496	37,406		当期経常増減額	△14,011	△13,278
うち有利子負債	0	0		当期経常外増減額	0	△2,210
正味財産の部合計	3,471,301	3,455,813	(指定正味財産)	当期増減額	0	0

4 市との関係

(1) 概要

基本財産30億円 市の出捐額15億円(市の出捐比率50%)

基本財産は、僅かな一部を除き投資有価証券として運用されている。基本財産運用収入その他市からの補助金及び委託料の9年間の推移は、【図表2-10-3】のとおりである。研究所の財産は、公益財団法人豊田都市交通研究所財産運用規則及び公益財団法人豊田都市交通研究所財産運用取扱規程により運用されている。

【図表 2-10-3】市の財政的関与の推移 (円)

	名称	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		決算	決算	決算	決算
出捐金・出資金の額	基本財産	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
出捐金・出資金の運用益	基本財産運用収入	38,026,256	41,624,009	41,877,149	47,269,911
指定管理	ITS情報センター	27,185,953	27,353,266	26,557,823	4,024,377
補助金	協会会社等運営費補助金	3,388,112	3,406,705	3,221,203	3,381,769
委託料	豊田市受託事業収益	30,993,300	17,298,750	30,894,588	28,129,500
補助金及び委託料の合計額		34,381,412	20,705,455	34,115,791	31,511,269

	名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		決算	決算	決算	決算	決算
出捐金・出資金の額	基本財産	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
出捐金・出資金の運用益	基本財産運用収入	40,000,576	32,253,551	23,968,552	24,060,179	23,576,469
指定管理		0	0	0	0	0
補助金	協会会社等運営費補助金	3,483,539	3,730,041	4,048,630	4,119,420	4,121,188
委託料	豊田市受託事業収益	35,480,160	23,458,303	22,959,720	19,072,833	24,498,463
補助金及び委託料の合計額		38,963,699	27,188,344	27,008,350	23,192,253	28,619,651

(2) 補助金

ア 目的

公益を目的とする事業を推進するために必要な運営費

イ 補助対象

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市から派遣された職員の社会保険等の事業主負担金等

ウ 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱（18頁参照）

エ 平成30年度の状況

市の派遣職員は3名おり、研究所において事務局長兼企画管理部長、企画管理部副主幹及び同主査の職位にある。この3名の社会保険等の事業主負担金の全額が補助対象であり、金額は412万1188円である。

(3) 委託費

平成30年度に市と研究所が締結した委託契約の委託名、目的、委託内容及び契約金額は、次のとおりである。なお、変更契約が締結されているものについては、変更後の金額である。

委託料の合計は2449万8463円であり、前記研究調査等の業務に対するものである。研究所の平成30年度決算における受託事業収益は5447万6023円であり、市の委託料が占める割合は約45%である。

【図表2-10-4】平成30年度委託契約の一覧

委託名	目的	委託内容	契約金額
鞍ヶ池地域タクシー実証実験の評価と新地域での実証実験計画策定業務委託	① 平成29年度に開始した「鞍ヶ池地域タクシー実証実験」に関する評価・分析 ② ①を踏まえた複数路線でのタクシーを活用した取組の可能性検討及び実証実験計画の作成	1 「鞍ヶ池地域タクシー実証実験」に関する評価 (1) 利用実績に基づく分析・評価 (2) ヒアリングによる分析・評価 2 地域バスのタクシー代替可能性の検討と実証実験計画の作成 (1) 地域バス利用実態の調査 (2) 実証実験計画の作成 3 とりまとめ 4 打合せ	2,902,631
歩行者保護施策の検討業務委託	歩行者保護施策の効果検証と、今後の歩行者保護施策の展開に向け、より効果的な啓発方法を検証すること。	(1) 実証実験の実施と評価 (2) 市民への展開方策の検討	962,280
若林東町上り戸交差点改良方針検討業務委託	若林東町上り戸交差点の改良整備の必要性を検討し、方針を設定すること。	(1) 交差点の安全性に関する検討 (2) 地域住民の通行利便性に関する検討 (3) (1)及び(2)の結果を用いて、当該交差点改良の方針設定を検討するための資料をとりまとめる。	1,458,000
交通需要マネジメント関連施策業務委託	「豊田エコ交通をすすめる会」の活動を支援するとともに、移動の円滑化等TDM施策の推進を図る。	(1) エコ交通活動の情報共有 (2) エコ交通普及活動 (3) エコ交通活動の課題整理	1,156,704
平成30年度豊田エコ交通出前教室業務委託	「豊田エコ交通出前教室」の開催補助をするとともに、継続していくために講師育成セミナーを実施	(1) 小学生向け出前教室の開催補助 (2) 講師育成セミナーの実施	1,142,768

	し将来的な講師による出前教室の開催	(3) 出前教室等で使用する備品について (4) まとめと今後の進め方	
立ち乗り型パーソナルモビリティ実証実験評価等業務委託	立ち乗り型パーソナルモビリティの行動における将来的な面的利用と中心市街地等での自由な回遊の実現に向け、市の「立ち乗り型パーソナルモビリティ活用実験」において、実証アンケートを整理するとともに、今後の活用スキームを検討する。	(1) 鞍ヶ池公園実証実験の実施評価 ① アンケート結果等の整理 ② 活用スキームの検討 (2) 打合せの実施	2,351,160
高橋関連渋滞緩和対策業務委託	過年度に実施した「高橋交通影響調査業務委託」で交通渋滞の緩和対策として提案した平面的分散及び時間的分散について、地元住民や道路利用者への周知及び行動を促すための資料を作成する。	(1) 地元周知用配布物（案）の作成 (2) 経路誘導設置物（案）の作成 (3) 通行止め時の効果検証の立案 (4) 報告書まとめ	1,620,000
交差点方向別交通状況調査委託	高橋の通行止めが周辺交通に及ぼす影響を把握するために豊田大橋、平成記念橋及び久澄橋周辺の交通状況を調査すること並びにラグビーワールドカップ2019開催時にファンゾーンとして活用する豊田市総合体育館周辺の交通状況を把握すること。	(1) 交通状況調査の実施 (2) 報告書作成	4,125,600
パーソナルモビリティ市内イベント時活用実証実験業務委託	ラグビーワールドカップ時に様々なパーソナルモビリティを活用し、主に交通弱者の移動手段として活用することを念頭に置き、「とよたビジネスフェスタ」時に公道走行の実証実験を実施することと、データを基に基礎資料及び実施アンケート結果の整理を行う。	(1) 実証実験の実施及びアンケート調査の実施	3,961,440
豊田市交通事故データ調査委託	市の交通安全施策に反映、活用しうる基礎資料として、交通事故データベース及び交通事故発生地点が示された図面を作成すること。	(1) 交通事故データベースの作成 (2) 交通事故マップの作成	1,480,680
豊田市通学路交通安全プログラム対策箇所データ整備業務委託	通学路を始めとした歩行者の交通安全対策を推進するため、対策検討に必要となる基礎資料とするため、市全域の道路を対象に情報（データ）を記載した地図を小学校区毎に作成する。		432,000
(仮) 歩行者安全対策必要路線図説明資料作成業務	歩行者の安全な通行空間の検討用基礎資料として過年度作成した「(仮) 歩行者安全対策必要路線図」に係る補足資料の作成	1 (仮) 歩行者安全対策必要路線図に係る補足資料作成 2 対策必要路線選定に係る補足資料の作成	475,200
歩行者交通安全対策検討補足資料作成業務委託	歩行者の安全な通行空間の確保に向け検討用基礎資料として過年度作成した「歩行者交通安全対策基礎資料」に係る補足資料の作成	1 対策候補選定のための基礎資料作成作業 2 説明補足資料の作成	496,800
歩行者安全対策検討補足資料作成業務	歩行者の安全な通行空間の確保に向け、検討用基礎資料として過年度作成した「歩行者安全対策検討基礎資料」に係る補足資料の作成	1 通学路・歩道のDRM補正 2 説明補足資料の作成 3 対策チェックリストの作成 4 小学校区別対策箇所図の作成 5 対策チェックリスト図の作成	1,933,200

5 結果

(1) 委託契約書記載の特記事項の表記【指摘】

平成31年2月8日付け「パーソナルモビリティ市内イベント時活用実証実験業務委託」の委託契約書において、表紙の「契約特記」欄には「個人情報の取扱いに関する特記あり」と記載されているところ、実際に綴られている特記事項は「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」であった。市によると、表紙の記載が正しく、綴られた特記事項が誤りであり、誤った原因は、必要項目にチェックを付けると対応した特記事項が作成される特記作成ツールを利用した際、チェックを付ける箇所を誤ったことにあるとのことである。

結果的には合意の範囲を超えたものが添付されたもので業務に支障はなかったものの、合意の範囲に疑義が生じうるから、契約書内で齟齬が生じないように十分注意すべきである。

(2) 委託契約書別紙の取扱い【指摘】

平成30年7月4日付け「豊田市交通事故データ調査委託」の委託契約書、同月31日付け「鞍ヶ池地域タクシー実証実験の評価と新地域での実証実験計画策定業務委託」の委託契約書、同年6月20日付け「平成30年度 豊田エコ交通出前教室業務委託」の委託契約書及び平成31年2月8日付け「パーソナルモビリティ市内イベント時活用実証実験業務委託」の委託契約書について、「個人情報の取扱いに関する特記」、「個人情報及び情報セキュリティに関する特記」又は「情報セキュリティに関する特記」の各特記があるところ、第1条に「別紙『遵守項目確認表』を確認し」とあるにもかかわらず、いずれも契約書にそのような「別紙」は綴られていない。市及び研究所によると、契約書に綴らない理由は「遵守項目確認表」の使用が契約書作成後になるためとのことである。しかし、別文書として存在するだけでは該当文書が契約締結時に予定した書式かどうか特定ができないおそれがある。別紙として合意内容の一部とするのであれば、文書の特定に支障がないよう、契約締結の段階から、契約締結後に提出を予定している「遵守項目確認表」の書式を契約書と一体のものとして綴り、契約締結後に使用する「遵守項目確認表」が、契約書内の「遵守項目確認表」と同一のものであるか否か確認できるようにするべきである。

第12 公益財団法人豊田加茂環境整備公社

1 法人と事業の概要・組織・財務の状況

(公財) 豊田加茂環境整備公社（以下この節では単に「公社」ということもある）は、行政の政策及び産業界からの要請の下、廃棄物の適正処理により生活環境の保全及び産業の健全な発展に貢献することを目的として、平成元年1月31日に設立された。設立当時は財団法人豊田加茂産業廃棄物処理公社であり、平成8年に財団法人豊田加茂環境整備公社に改名し、平成25年公益財団法人に移行した。基本金の額は1億円であり、市はそのうち5150万円を出捐し、出捐比率は51.5%である。

同公社の令和元年6月26日時点概要は次のとおりである。

令和元年6月26日時点

団体名	公益財団法人豊田加茂環境整備公社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	三宅英臣	平成23年4月	令和元年6月～令和3年6月
設立年月日	平成元年1月31日		監督行政庁	愛知県
所在地	愛知県豊田市御船町山ノ神 56-8		郵便番号	470-0371
ホームページ	http://www.tes.or.jp/		TEL	0565-46-4811
設立目的	この法人は、行政の政策及び産業界からの要請の下、廃棄物の適正処理により生活環境の保全及び産業の健全な発展に貢献することを目的とする。			
主な事業内容	(1)廃棄物の最終処分事業 (2)循環型社会推進事業 (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	100,000,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	5人以上10人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	51,500	51.50	現在員数	7人
2	トヨキン(株)	9,010	9.01	うち常勤	1人
3	トヨタ自動車(株)	7,520	7.52	うち市派遣	0人
4	みよし市	3,500	3.50	うち元市職員	1人
5	(株)三菱UFJ銀行	1,480	1.48	常勤役員の平均年齢	65.0歳
6	トヨタ車体(株)	1,290	1.29	常勤役員の平均年収	5,520千円
7	住友ゴム工業(株)	1,290	1.29	監事	
8	トヨタ紡織(株)	1,240	1.24	定款等上の定数	2人
9	アイシン高丘(株)	1,190	1.19	任期	4年
10	大豊工業(株)	840	0.84	現在員数	2人
11	その他	21,140	21.14	評議員人数	6人

職員の状況							
	正規職員	市派遣職員	特定業務職員	限定職員	臨時職員	民間出向者	合計
人数	5	0	0	0	2	1	8
うち元市職員	0		0	0	0	0	0
正規職員の平均年齢	54.0 歳		正規職員の平均年収		7,200 千円		

※「特定業務職員」とは、正規職員に準じる職員で、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件で雇用している場合をいう。

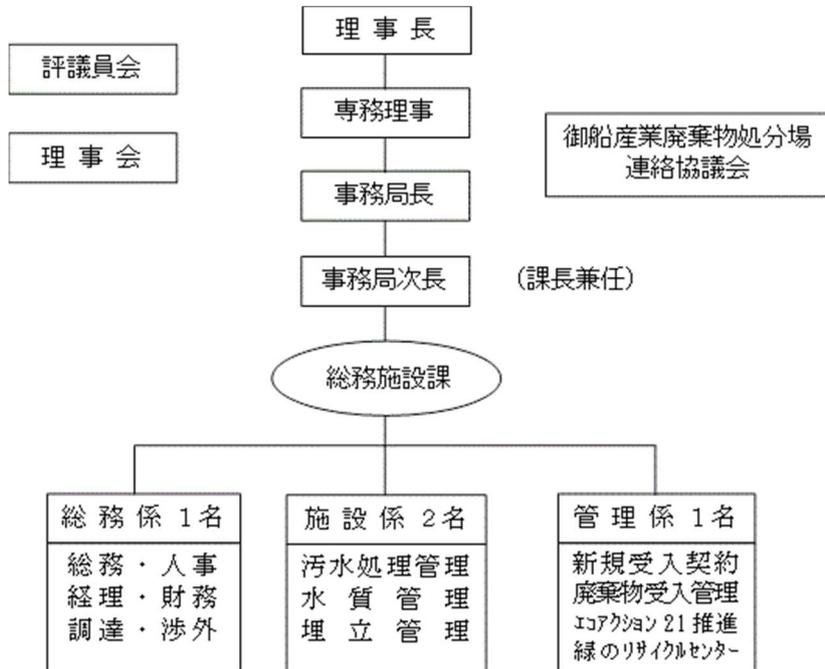
※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く）。

豊田市の財政的関与の状況（平成30年度決算）				（単位：千円、四捨五入）	
市補助金収入	0	損失補償契約に係る債務残高	0		
市負担金収入	0	市貸付金残高		337,793	
市委託料等収入	146,988	市支出運用財産（基金）	0		

豊田市関係事業の状況（平成30年度）	
市受託事業(施設管理以外)	緑のリサイクルセンター運転管理業務

同公社の組織は、【図表2-11-1】のとおりである。

【図表2-11-1】組織図（公社提供）



◎ 事務局次長および各係の職員計5名は、公社正職員

2 埋立処分場

(1) 御船産業廃棄物処分場の概要

御船産業廃棄物処分場（以下「御船処分場」ということもある）の産業廃棄物最終処分場設置許可申請書に示された概要は【図表 2-11-2】のとおりである。

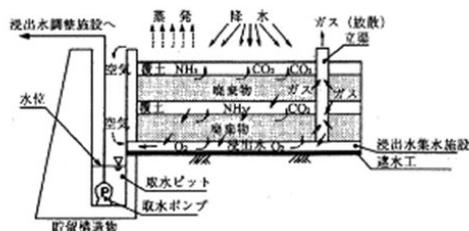
【図表 2-11-2】御船処分場の概要（平成 27 年度 総合経営管理計画より）

項目	内容
所在地	豊田市御船町山ノ神 56 番地 8
処分場の形式	管理型産業廃棄物最終処分場
事業面積等	199,191 m ² （施工区域面積 161,357 m ² ）
埋立面積	95,000 m ² （全体面積 198,539.25 m ² ）
埋立容量	1,992,000 m ³
埋立構造	準好気性埋立構造（※1）
埋立工法	サンドイッチ工法（※2） 埋立高さ 2.5 m ごとに中間覆土 0.5 m 最終覆土 1.5 m
申込対象	豊田・みよしエリアを中心とした地域産業事業所
受入廃棄物	主に次の産業廃棄物で、重金属類等の法定有害物質を含まず、また、公社が定める形状及び性状基準に適合するもの。 廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、ばいじん、紙くず、木くず、もえがら、無機性汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、ASR（自動車破碎残渣）及びSR（廃プラ、金属等破碎残渣）
埋立期間	平成 4 年度～平成 46（令和 16）年度

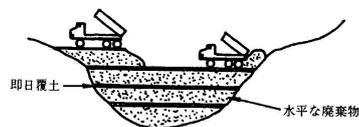
※1 準好気性埋立構造は、埋立地内に設置されている集排水管が大気に開放され、埋立地内に自然通気により空気を供給できる埋立地の構造をいう。【図表 2-11-3】

※2 サンドイッチ工法は、廃棄物を水平に敷均し、廃棄物と覆土層を交互に積み重ねる埋立工法をいう。【図表 2-11-4】

【図表 2-11-3】



【図表 2-11-4】



(2) 埋立処分場の敷地に関する権利関係

ア 土地賃貸借契約

同公社は、平成元年 6 月 1 日、埋立処分場の敷地について、賃貸人を東海工業（株）、借借人を市、転借人を公社（当時は財団法人豊田市加茂産業廃棄物処理公社）とする下記土地賃貸借契約書を締結した。

所 在：豊田市御船町山ノ神
 面 積：2万5562㎡（公簿面積）
 14万9740㎡（賃貸人所有の実測図による図上求積）
 賃 料：1197万9200円（1㎡当たり80円）
 公社が賃貸人に直接支払う。
 賃借（転貸）期間：埋立処分場用地については契約日から15年間
 污水处理施設用地については契約日から20年間

イ 無償使用

平成24年3月26日、市は、当時の土地賃貸人から埋立処分場用地及び污水处理施設用地の所有権を売買により取得し、以後、市が公社に対象土地を無償で使用させている。

ウ 配置図

平成30年度現在の御船処分場の配置図は【図表2-11-5】のとおりである。

【図表2-11-5】御船処分場の配置図（公社提供）

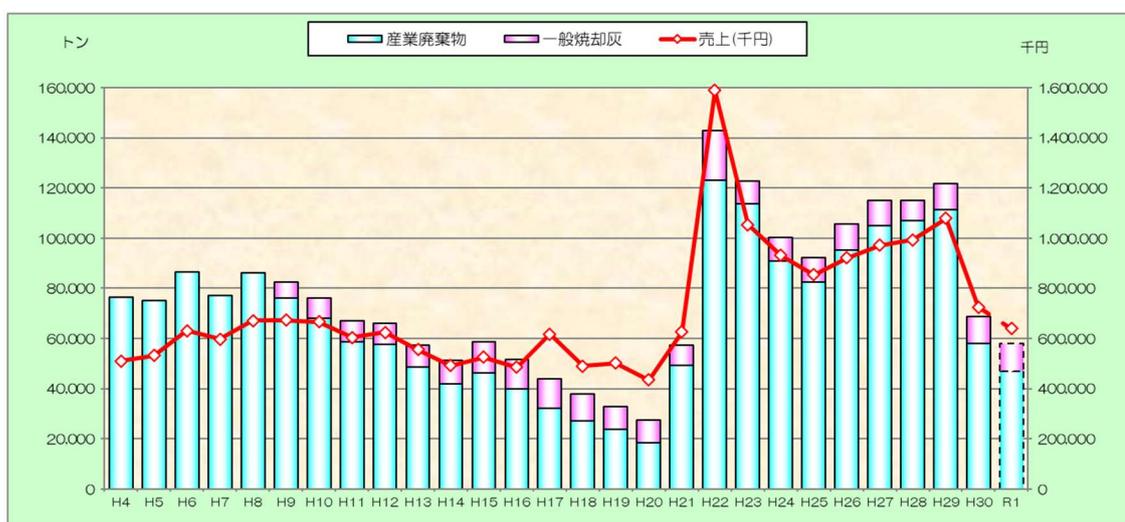


(3) 埋立容量、埋立率及び埋立量の推移

平成4年に廃棄物の受入れと最終処分を開始し、平成30年度でおよそ26年が経過した。埋立容量は199万2000㎡のところ、令和元年7月末現在、埋立量は177万3761㎡、埋立率は約89%である。

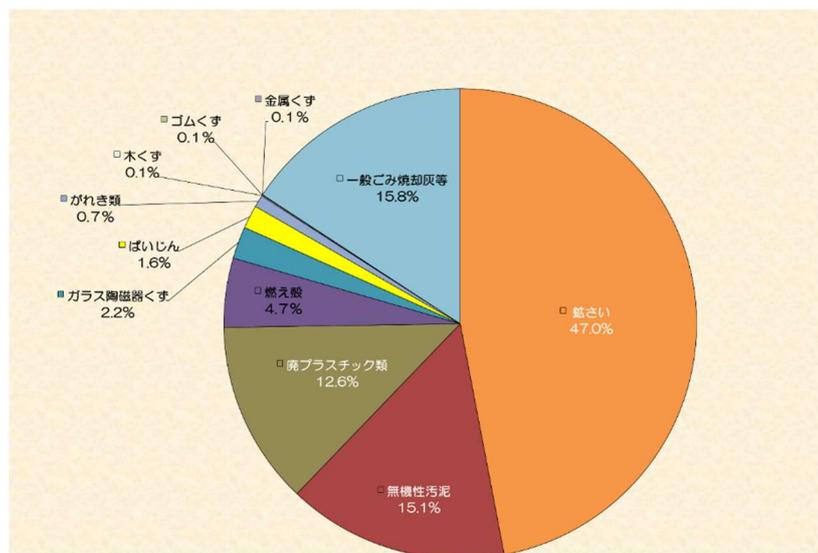
平成4年度から同30年度の廃棄物受入状況及び令和元年度の計画数値は、公社提供の【図表2-11-6】のとおりである。同8年度までは年間約8万トンで推移したが同9年度から減少を続け、同20年度には約3万トンまで減少した。その後、県処分場代行で同21年度に約4千トン、同22年度に約6万トンを搬入するなど増加傾向に転じ、同29年度には約12万トンになった。同30年度は、市とみよし市以外の廃棄物の受入調整を開始し、前年度比約4.4%減の6万8757トンとなった。

【図表2-11-6】平成4～30年度の廃棄物受入状況及び令和元年度の計画数値



平成30年度御船処分場の廃棄物受入重量比率は、【図表2-11-7】のとおり。

【図表2-11-7】平成30年度御船処分場の廃棄物受入重量比率（公社提供）



(4) 今後の経営計画

ア 計画期間

埋立期間 16 年間（令和元年度から同 16 年度）

汚水処理期間 15 年間（令和 17 年度から 31 年度）

市とみよし市内の廃棄物の最終処分を令和 16 年度まで行うため、市とみよし市以外の廃棄物は、令和 3 年度までに原則としてゼロとする方針である。ただし、埋立安定化に寄与する比重の大きい廃棄物は例外として受け入れる。

イ 埋立計画の変更

埋立地盤の安定化と汚水処理期間が長期化すれば費用の増加が見込まれるため、その対策として、廃棄物処理法上の軽微変更の範囲内で増量（嵩上げ）を検討している。

3 財務状況

公社の財務状況は【図表 2-11-8】のとおりであり、これまでの利益分を内部留保し、財務基盤は強固である。しかし、令和 3 年度までに市とみよし市以外の廃棄物の受入れをゼロにする予定であり、廃棄物受入量はさらに減少し、廃棄物処理収入は年間 2 億 5 0 0 0 万円程度まで減少する予測である。令和 16 年度の埋立期間経過後は、収入を得られないまま汚水処理施設を維持管理する必要がある、汚水処理期間が長引くほど、内部留保が枯渇するリスクが高まるため、令和 16 年度に向けていかに内部留保を維持し増加させるかが今後の課題である。

【図表 2-11-8】財務の状況

財務の状況			(単位：千円、四捨五入)			
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書			
年度	29年度決算	30年度決算	年度	29年度決算	30年度決算	
総資産	10,623,841	10,917,969	（ 一般 正味 財産 ）	当期経常収益	1,253,929	903,812
負債	6,143,158	6,109,203		当期経常増減額	860,573	328,315
うち有利子負債	-	-		当期経常外増減額	660	759
正味財産の部合計	4,480,683	4,808,766	(指定正味財産) 当期増減額	△1,005	△991	

4 市との関係

(1) 出捐金

基本財産の額は 1 億円であり、昭和 63 年度、豊田市 5 0 0 0 万円、旧藤岡町 5 5 万円、旧足助町 2 5 万円、旧小原村 2 5 万円、旧下山村 2 3 万円、旧旭町 2 2 万円を出捐し、現在の市の出捐は 5 1 5 0 万円となっている。

市の出捐比率は 5 1. 5 % である。基本財産は、平成 27 年度までは東京都債（10 年）で運用し、その後は定期預金で運用し、運用益収入の推移は【図表 2-11-9】のとおりであった。

これに加えて、市は平成26年度に、豊田市産業振興基金（豊田市基金条例別表第3）から8億円と一般会計から9294万4000円を出捐した。その経緯は次のとおりである。

公社は、平成25年12月10日付け「出捐のお願い」により、運営資金不足額17億3538万5000円について、基本財産の出捐割合である行政55%、民間45%の負担割合で、出捐を要請した。市に対しては基本財産割合である51.5%の8億9294万4000円の出捐要請であった。これに対し、平成25年度から平成27年度の3年度にわたり、豊田市（市は前述のとおり平成26年度）、みよし市及び民間企業から段階的に出捐があり、最終的に17億2992万5000円となった。

この出捐金は、「特定資産」の「経営安定化資産」に計上しているが、経営安定化資産には、内部留保分も含まれている。利息は「特定資産受取利息」で計上しているが、市の出捐金のみの運用利息は定常的には把握できていない。過去10年間の市からの出捐金と運用益を把握している限度で提供されたデータを表にすると【図表2-11-9】のとおりであった。なお、同公社では、公益財団法人豊田加茂環境整備公社資金運用に関する要綱及び資金運用方針を定めて資金を運用している。

【図表2-11-9】市からの出捐金の推移と基本財産運用益収入の推移（円）

	基本財産	寄附	出捐金合計	基本財産運用益
平成21年度	51,500,000	—	—	890,950
平成22年度	51,500,000	—	—	890,950
平成23年度	51,500,000	—	—	890,950
平成24年度	51,500,000	—	—	890,950
平成25年度	51,500,000	—	—	890,950
平成26年度	51,500,000	892,944,000	944,444,000	890,950
平成27年度	51,500,000	892,944,000	944,444,000	944,798
平成28年度	51,500,000	892,944,000	944,444,000	2,596
平成29年度	51,500,000	892,944,000	944,444,000	5,136
平成30年度	51,500,000	892,944,000	944,444,000	5,136

(2) 貸付金

現存する市の公社に対する貸付金は、平成4年3月24日付け「覚書」（以下「覚書」という）のほか、同10年5月8日付け、同15年2月5日付け、同19年3月23日付け、そして同20年3月26日付け各「変更覚書」に基づいている。以下では、各変更覚書を「平成●●年の変更覚書」などという。

覚書によれば、市が公社に対して豊田市産業振興基金から13億6224万6143円を、産業廃棄物処分場建設に伴う第一工区造成工事、汚水処理施設工事及び中間

処理施設工事の費用の支払いに充てるものとして、平成4年3月31日から同15年3月31日まで貸し付ける内容であるが、貸付期間中に双方協議して繰上げ返済することはできるものの、規定上は満期日に全額返済する内容となっていた。

その後、平成10年の変更覚書で貸付期間を同21年3月31日までと変更したのを始め繰上げ返済又は繰延べ返済するごとに「変更覚書」を締結し、最終的に平成20年の変更覚書で、当時の返済額8億0224万6143円について、貸付期間を平成38（令和8）年度末とし、平成20年度から同37（令和7）年度まで年額422万3000円ずつ、同38（令和8）年度4223万2043円を返済する約定とされ、【図表2-11-10】のとおり返済中である。

【図表2-11-10】 貸付金返還後の未返還残高の推移 (円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
返済額		42,223,000	42,223,000	42,223,000	42,223,000	42,223,000
年度末残高	802,246,143	760,023,143	717,800,143	675,577,143	633,354,143	591,131,143
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
返済額	42,223,000	42,223,000	42,223,000	42,223,000	42,223,000	42,223,000
年度末残高	548,908,143	506,685,143	464,462,143	422,239,143	380,016,143	337,793,143

(3) 緑のリサイクルセンター運転管理業務受託事業（委託）

市は、豊田市枝下町に緑のリサイクルセンターを所有し、一般廃棄物の受入れをしている。同施設の概要は【図表2-11-11】、委託料の推移は【図表2-11-12】のとおりである。

市は、一般廃棄物処理基本計画の基本方針のひとつとして掲げている「資源循環の促進」を図る施設として、焼却施設の負担軽減及びごみの減量とリサイクルの促進を図ることを目的として同施設を整備し、市内で発生した刈草、せん定枝及び食品残さをたい肥化し、化学肥料の削減等循環保全型及び循環型農業の推進を目指している。施設に搬入された刈草等は破碎・膨潤・攪拌・発酵等の処理工程により、約90日という短期間でたい肥となる。

【図表2-11-11】 緑のリサイクルセンター施設の概要

施設名称	豊田市緑のリサイクルセンター
所在地	愛知県豊田市枝下町下笹沢197
敷地面積	全体79,430㎡（施設約30,000㎡）
建築面積	5,444㎡（延床面積5,000㎡）
構造	鉄骨平屋造
処理能力	26トン／日

【図表 2-11-12】 委託料の推移 (円)

	委託料
平成 22 年度	59,013,588
平成 23 年度	80,482,500
平成 24 年度	101,850,000
平成 25 年度	120,750,000
平成 26 年度	125,194,320
平成 27 年度	125,194,320
平成 28 年度	125,194,320
平成 29 年度	146,988,000
平成 30 年度	146,988,000

5 結果

(1) 貸付金に関する覚書について【指摘】

市の公社に対する貸付金に関する覚書は、平成 20 年の変更覚書で、当時の返済額 8 億 2 2 4 万 6 1 4 3 円について、貸付期間を平成 38 (令和 8) 年度末とし、平成 20 年度から同 37 (令和 7) 年度まで年額 4 2 2 万 3 0 0 0 円ずつ、同 38 (令和 8) 年度 4 2 2 3 万 2 0 4 3 円を返済する約定とされ、現在返済中であることは既に述べたとおりである。これら覚書及び変更覚書には、約定の年額返済額の支払いを公社が怠った場合に、期限の利益を喪失する旨の規定が存在しない。この場合、平成 38 (令和 8) 年度末まで期限を与えた以上は、途中で債務の不履行が発生したとしても、民法第 137 条各号記載の事由 (例えば債務者に対する破産手続開始決定) が発生しない限り、与えた期限を待たない限り、残額を一括して強制的に徴収することはできない。そこで、改めて変更覚書を締結するなどして、例えば分割金を 2 回以上怠った場合は、期限の利益を喪失し、その時点の貸付残高を一括して市は請求できる旨の規定を盛り込むべきである。

(2) 出捐金の運用益収入について【意見】

基本財産は、現在定期預金として運用されている。一方、平成 26 年度に市が公社に出捐した 8 億 9 2 9 4 万 4 0 0 0 円は、「特定資産」の「経営安定化資産」に計上され、「経営安定化資産」の利息は「特定資産受取利息」で計上される。経営安定化資産には、内部留保分も含まれており、一括して資産運用しているため、市の出捐金のみの運用利息を定常的に把握することは困難とのことである。しかし、市民の税金が投入されているのであるから、その財政支出による効果について市民が感心を抱くのは当然であるため、出捐総額に対する市の出捐率で按分するなどして算出した、市の出捐金に対する運用益収入額を把握しておくべきである。

第3章 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について

第1 債権の分類

地方公共団体が財産として管理している債権とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」である（地方自治法第237条第1項、第240条第1項）。

一般に、この地方公共団体の債権は、性質により次のとおり分類される。

1 公債権

法令又は条例に基づく収入金に係る債権をいう。

(1) 地方税（地方自治法第223条）

納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなればならず（地方税法第329条第1項等）、督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないとき等には、滞納処分をしなければならない（同法第331条第1項等）。

(2) 強制徴収公債権

分担金、加入金、過料、法律で定める使用料等、国税又は地方税の滞納処分の例により処分できるものをいう。

納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法第231条の3第1項等）、指定された期限までに納付しないときは、滞納処分の例により処分することができる（同条第3項等）。

(3) 非強制徴収公債権

国税又は地方税の滞納処分の例により処分できない公債権をいう。

納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法第231条の3第1項等）、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟提起や強制執行等の措置を取らなければならない（同法第240条第2項、同法施行令第171条の2）。

2 私債権

売却代金、貸付金等、契約に基づく収入金に係る債権をいう。

履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならず（地方自治法第240条第2項、同法施行令第171条）、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟提起や強制執行等の措置を取らなければならない（同法第240条第2項、同法施行令第171条の2）。

第2 豊田市債権管理条例の概要

1 豊田市債権管理条例

豊田市債権管理条例（以下単に「条例」ということもある）第2条は、市の債権管理に関し、次のとおり定義する。性質による分類との関係でいえば、条例上の「市税」は

地方税に、「公課」は強制徴収公債権に、「その他の債権」は非強制徴収債権及び私債権にそれぞれ対応する。

(1) 市の債権

金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 市税

市の債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係るものをいう。

(3) 公課

市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(4) その他の債権

市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

【図表 3-1】債権の分類と性質及び「債権管理条例」の適用関係等（債権管理事務の手引）

債権管理条例条文	強制徴収公債権		非強制徴収公債権	私債権
	市県民税、固定資産税、国保税等	分担金、保育料、下水道使用料等	使用料、手数料等	水道料金、家賃、給食費、貸付金等
督促 (条例第6条)	○	○	○	○
滞納処分等 (条例第7条)	○	○	×	×
強制執行等 (条例第8条)	×	×	○	○
履行期限の繰上げ (条例第10条)	○	○	○	○
債権の申出等 (条例第11条)	○	○	○	○
徴収停止 (条例第12条)	×	×	○	○
履行延期の特約等 (条例第13条)	×	×	○	○
免除 (条例第14条)	×	×	○	○
放棄 (条例第15条)	×	×	○	○
自力執行の可否 (強制徴収)	自力執行（強制徴収）可能 (裁判手続不要)		自力執行（強制徴収）不可 (裁判手続必要)	
消滅時効の期間	個別法により異なる場合もある。 原則 5年間			債権により異なる。 1～10年間
時効の援用の要否	援用を要しない。			援用を要する。
条例上の定義	「市税」	「公課」	「その他の債権」	
	「市の債権」			

※表中 ○＝条例の適用がある。 ×＝条例の適用がない。

2 市の債権の徴収事務

市の債権の収納事務（還付・充当、不納欠損、債権放棄等）は、各所管課が行う。

徴収業務については、平成29年度まで各所管課が行っていたが、平成30年度に強制徴収公債権の徴収業務が債権管理課に統合され、令和元年度にその他の債権の徴収業務も同課へ統合された（【図表3-2】【図表3-3】参照）。ただし、上下水道局が所管する債権及び政策・行政判断により発生した債権（行政代執行費用等）は、対象外となっている（【図表3-4】参照）。

3 管理の流れ

条例の定める事務処理の概要は次のとおりである。なお、債権管理課では「債権管理事務の手引（上・下）」を作成しており、以下ではこれを単に「手引」ということもある。

まず、市長及び事業管理者は、期限を指定して督促しなければならない（条例第6条）。本条における規定の対象は「市の債権」であるから、「金銭の給付を目的とする市の権利」、つまり市税、公課及びその他の債権を含んでいる。

豊田市債権管理規則（以下単に「規則」ということもある）第3条では、「法令に定めがある場合を除き、納期限の翌日から起算して20日以内に督促状を発してしなければならない」とされている。また、指定する期限については、手引において「期限を指定して」とは、「10日を目安とする」とされている。なお、督促には時効中断の効力がある（地方自治法第236条第4項）。

(督促)

第6条 市長及び事業管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

それでもなお履行されない場合、市の債権のうち市税及び公課については、地方税法や地方自治法その他個別に定める法令に従い、滞納処分をしなければならない（条例第7条）。また、その他の債権については、原則として訴訟提起や強制執行等の措置をとらなければならない（条例第8条）。本条にいう「相当の期間」は1年間を超えない期間とされている（規則第4条）。

地方公共団体が有する債権については、「地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とされている（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民事判例集58巻4号892頁）。

そして、前記の手続をとらなかった場合には、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という）」があるとして、住民監査請求及び住民訴訟の対象になりうる（地方自治法第242条、第242条の

2)。住民訴訟のうち、いわゆる4号訴訟（同法第242条の2第1項第4号）は、住民が、地方公共団体に対し、「怠る事実」の相手方に対する損害賠償、不当利得返還の請求をすること等を求める義務付け訴訟である。

もっとも、前記最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決が「原則として」と判示しているとおり、債権行使について行政判断の余地が完全に否定されるわけではない。例外的に債権を行使しないことについて合理的な理由があるときは「怠る事実」があるとはいえないと判断される余地もある。

また、地方公共団体は、住民の福祉向上を図るために公共サービスを提供しており、その特性から債権発生時に相手方に支払能力確認のための資力要件を必要としない場合や一定の資力以下の住民を対象としている場合があるほか、一定の緩和措置が法令上規定されているものもある。これらのことから、地方公共団体の債権回収に当たっては、福祉的観点からの配慮をする必要性も指摘されている（内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の公共サービス改革 『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて～」）。

(滞納処分等)

第7条 市長及び事業管理者は、市税又は公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 市長及び事業管理者は、その他の債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるその他の債権を含む。)については、当該その他の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

条例第8条ただし書記載の徴収停止の措置は、一定の事由に該当する場合で、債務の履行が著しく困難又は不相当である場合にとることができる(条例第12条)。

徴収停止をすることができるのは、地方自治法施行令第171条の5各号に掲げる事由に該当するときに限られ、条例や規則でこれと異なる定めをすることはできないと解されているところ(地方自治法第14条第1項、松本英昭『逐条地方自治法第9次改訂

版』1033頁)、条例第8条も地方自治法施行令第171条の5各号に掲げる事由と同じ内容を定めている。

地方自治法施行令第171条の5第2号の「その他これに類するとき」については、債務者の所在が不明であり、かつ、強制執行の費用を除いても差し押さえることができる財産の価額について残りはあるが、その残りの全部が優先債権等に配当され、取分のある見込みのないとき、債務者が死亡した場合において相続人のあることが明らかではなく、相続財産について強制執行をしてもその費用及び優先債権への配当を除けば残りのある見込みのないとき、債務者が日本に住所を有しなくなって帰国する見込みがなく、差し押さえることができる財産について強制執行をしてもその費用及び優先債権への配当を除けば残りのある見込みのないとき等をいうとされている(松本英昭『逐条地方自治法第9次改訂版』1044頁)。手引では「債務者が行方不明の場合と同様の状況にある場合という。」とされており、例として「①債務者が外国にいて帰国(再入国)の見込みがない、②債務者が死亡して相続人が不明の場合など」が挙げられている。

(徴収停止)

第12条 市長及び事業管理者は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

条例第8条ただし書記載の履行期限の延長は、債務者が無資力である等一定の事由に該当する場合にすることができる(条例第13条、地方自治法施行令第171条の6)。債権が契約により発生したときは契約により、行政処分により発生したときは行政処分により行わなければならない。

手引では、「債務者が無資力」を「①資産がない(資産があっても無価値)、かつ、②収入が生計や事業を維持するのに足りないことをいう」と、「これに近い状態」を「債務を弁済すると生活や事業を維持できないなど、上記『無資力』に準ずる状態」と解釈し、運用している。

(履行延期の特約等)

第13条 市長及び事業管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長及び事業管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

以上により履行延期の特約等をしても経済状況が好転しなければ、納入を受けることができない。しかし、このような状態をいたずらに継続させることは適当とはいえず、地方自治法第240条第3項、同法施行令第171条の7第1項は、債権の免除について規定する。

免除(民法第519条)は、債務者に対する一方的意思表示により債権を消滅させる債権者の行為であり、債権という権利の放棄に当たる。

地方自治法上、権利の放棄には「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、」議会の議決が必要である(同法第96条第1項第10号)。その趣旨は、議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されている。ただし、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、」との文言によれば、法令又は条例を定めることにより、議会の議決を経ることなく権利の放棄をすることが可能となる。そこで、債権という権利の放棄である免除について定めたものが地方自治法施行令第171条の7第1項である。

これを受けて市も、条例第14条にその他の債権の免除の規定を置く。

もっとも、要件は厳格であり、市においても、免除の実績はない。

市では、さらに条例第15条に債権放棄の規定を設けている（第3参照）。これは地方自治法第96条第1項第10号にいう「条例」の「特別の定め」に当たる。

(免除)	
第14条	市長及び事業管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
2	前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

【図表3-2】市債権の徴収一元化 事務分掌（令和元年度以降）

（市提供）

市債権の徴収一元化 事務分掌

債権の分類	条例上の定義	発生	納入通知調定	督促	延滞金	催告	強制手続	消滅
強制徴収公債権	公課	・公法上の原因により発生	・納入通知書の送付 ・調定 (自治法231条)	・時効中断あり ・不服申立可	・延滞金徴収可	・時効中断あり (民法153条)	・滞納処分 (自力執行権あり)	・時効期間の経過 ・執行停止
非強制徴収公債権	その他の債権			・時効中断あり ・不服申立不可			・強制執行 (自力執行権なし)	
私債権		・私法上の原因により発生	・時効中断あり ・不服申立不可	・遅延損害金徴収可	・時効の援用 ・債権放棄			
事務分掌		徴収事務	所管課		債権管理課			
		収納事務	所管課					

注1：収納事務（還付・充当、不納欠損、債権放棄等）は、所管課が行う

注2：所管課から債権管理課への引き継ぎは、弁護士委託に合わせて行う

【図表 3-3】市税・公課の徴収一元化 事務分掌（令和元年度以降）（市提供）

強制徴収公債権（市税・公課）の徴収一元化 事務分掌イメージ

債権の分類	条例上の定義	発生	納入通知調定	督促	延滞金	催告	強制手続	消滅
強制徴収公債権	市税 公課	公法上の原因により発生	・納入通知書の発送 ・調定（自治法 231 条）	・時効中断 有 ・不服申立 可	・延滞金 徴収 可	・時効中断 有 （民法 153 条）	・滞納処分 （自力執行権 有 ）	・時効期間の経過 ・執行停止
事務分掌		徴収事務	所管課		債権管理課			
		収納事務	所管課					

注：収納事務（還付・充当、不納欠損等）は、所管課が行う。

【図表 3-4】債権管理課の事務所掌範囲（平成 30 年度～令和元年度）（市提供）

債権管理課の業務所掌範囲（平成 30 年度～令和元年度）

債権の分類	条例上の定義	対象債権	所管課	対象債権	所管課	徴収業務統合注 1 （平成 30 年度） ※ 6 債権 / 3 課	徴収業務統合注 2 （令和元年度） ※ 33 債権 / 16 課	債権管理課
強制徴収公債権	公課	介護保険料 後期高齢者医療保険料 市立こども園運営費負担金（H26 以前の公立保育所機能施設の保育料） 私立こども園運営費負担金 市立こども園保育料（公立保育所機能施設の保育料）	介護保険課 保育課	下水道使用料（強制徴収）・・・① 下水道受益者負担金・・・① 生活保護費返還金（強制徴収） 産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用・・・②	料金課 下水道建設課 生活福祉課 廃棄物対策課			
非強制徴収公債権	その他の債権	土地貸付料・損害賠償金・・・②	財産管理課	私立こども園私的契約児童保育料 へき地こども園児童保育料	保育課	徴収業務統合注 2 （令和元年度） ※ 33 債権 / 16 課	債権管理課	
		代替執行費用（橋梁・建物）・・・②		こども園保育料（旧幼稚園）				
		損害賠償費（フェンス修理費）	国保年金課	委託契約解除に基づく違約金	地域支援課			
		一般被保険者返還金	廃棄物対策課	保育園・幼稚園給食費				福祉総合相談課
		退職被保険者返還金		中山間地域空き家再生事業補助金返還金	福祉総合相談課			
		産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用・・・②	街路課	豊田市福祉センター利用料				福祉総合相談課
		行政代執行に係る事務管理費用・・・②	土木管理課	生活管理指導短期宿泊事業利用負担金	福祉総合相談課			
		強制執行費用（建物）・・・②		定住促進課				在宅老人緊急保護費返還金
		市有財産等使用料（道路等占用料）	次世代育成課	老人福祉施設措置費用負担金	福祉総合相談課			
		市営住宅等使用料		子ども家庭課				成年後見制度利用援助費返還金
市営住宅家財処分・修繕料	子ども家庭課	生活保護費返還金（公課以外）	福祉総合相談課					
市営住宅使用損害金		子ども家庭課		特別障がい者手当等返還金	福祉総合相談課			
市営住宅共用部分使用料	子ども家庭課		給付費追払返還金・介護サービス事業者加算金・・・②	福祉総合相談課				
放課後児童健全育成費		子ども家庭課	福祉医療返還金		福祉医療課			
児童扶養手当返納金	子ども家庭課		老人保健返還金・・・②	福祉医療課				
ひとり親家庭等支援手当返納金		子ども家庭課	水道料金・・・①		料金課			
母子・父子・寡婦福祉資金貸付返還金	子ども家庭課		下水道使用料・・・①	料金課				
児童手当返納金		子ども家庭課	簡易水道料金（上水に統合）・・・①		教育政策課			
子ども手当返納金	子ども家庭課		貸付奨学金	保健給食課				
子育て支援短期利用事業個人負担金		子ども家庭課	学校給食費		保健給食課			
市立こども園私的契約児童保育料	保育課							

※平成 30 年度末の未収金のある債権を記載。

ただし、次の債権は対象外とする：①法的整理ができないもの（上下水道局が所管する債権） ②政策・行政判断により発生した債権（行政代執行費用等）

注 1：平成 30 年度に市税・公課（強制徴収公債権）の徴収業務を債権管理課へ統合

注 2：令和元年度にその他の債権の徴収業務を債権管理課へ統合

第3 債権放棄

1 概要

市は、条例第15条において、その他の債権（条例第2条）の放棄について次のとおり定めている。手引では、債権放棄の規定を設けた理由として「回収見込みのない債権を早期に処理し、債権管理の合理化・効率化を図る」ことと、「福祉的観点」が挙げられている。

(放棄)

第15条 市長及び事業管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、当該その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該その他の債権(当該その他の債権の時効消滅について、時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等の手続又は第11条に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該その他の債権について、強制執行等の手続又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該その他の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

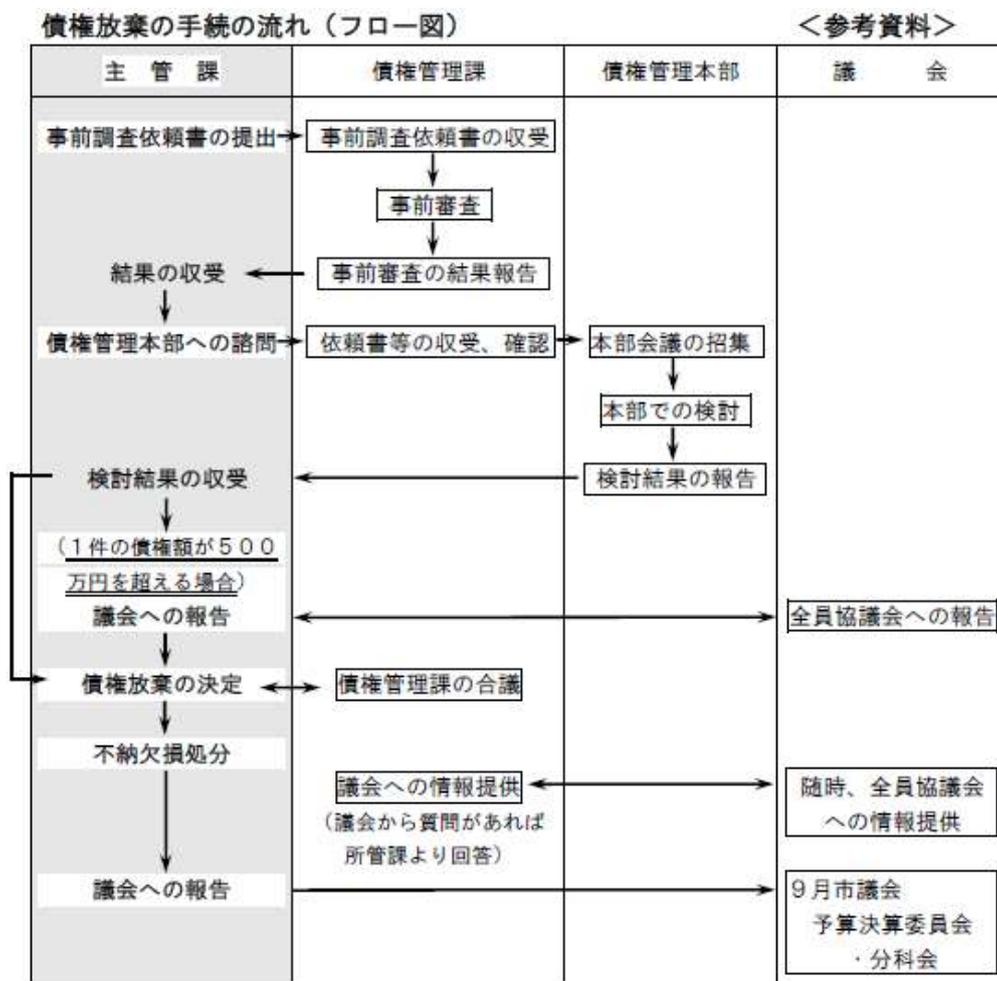
また、債権放棄の事務手続については、「豊田市債権放棄に関する事務要領」（以下「事務要領」ともいう）がある。

事務要領によると、まず、主管課は、債権管理課に「債権放棄事前調査依頼書兼結果報告書」と必要書類を提出して事前審査を受け、その結果を踏まえて豊田市債権管理本部に「債権放棄検討依頼書」及び「債権放棄検討調査兼検討結果報告書」を提出して諮問を行う。そして、債権放棄をする場合、主管課は、「債権放棄調書」により放棄の決

定を行うが、500万円を超える場合には議会への事前報告も必要である。債権放棄の決定をした場合は、不納欠損処分、債務者に対する債権放棄の通知及び議会への報告を行う（【図表3-5】参照）。

【図表3-5】債権放棄の手続の流れ（フロー図）

（市提供）



債権放棄までのスケジュール

時 期	内 容
2か月前まで	滞納者の正確な把握（滞納額、滞納期間等）、時効の援用の確認等、滞納者への資産調査の実施、対応方針（法的措置の実施、債権放棄など）の検討、債権放棄対象者の選出、債権放棄対象者の債権管理課への事前調査依頼
1か月前まで	債権管理本部への諮問
債権管理本部の答申後	債権額が500万円を超える場合は、市議会（全員協議会）への報告
放棄日	債権放棄の決定及び不納欠損処分
9月市議会	各分科会への報告

2 債権放棄の原因となる事由

条例第15条第1項各号の事由について、債権管理課の手引における解釈及び運用は次のとおりである。

(1) 生活困窮者に対する債権放棄（第1号）

「生活困窮状態」とは、生活保護を受給しているか、これに準ずる状態をいう。

「これに準ずる状態」とは、生活保護を受給していないが、申請すれば受給が認められると推測される状態をいう。

「資力の回復が困難」とは、債務者との面談等により、収入や資産が増加する特段の事情（就職、転職、相続、贈与など）がうかがわれない場合は、資力の回復が困難と判断するものである。

「弁済することができる見込みがない」とは、「債務者が無資力又はこれに近い状態」のままで、その状況に変化がない場合（就職、転職、相続、贈与など債務者の資力が増加する要因がない。）は、弁済することができる見込みがないと判断するものである。

(2) 消滅時効経過後の債権放棄（第2号）

「時効の援用を要するものに限る」とは、「その他の債権」のうちの「私債権」を指す。

「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」とは、私債権の種類により時効期間は異なるものである。原則は10年間である（民法第167条第1項）が、時効期間については例外がある（民法第168条～第174条の2）。

(3) 限定承認の場合の債権放棄（第3号）

「限定承認」とは、相続人が相続により得た財産の限度で、被相続人（死亡した債務者）の債務を弁済すべきことを留保して行う相続の承認をいう（民法第922条）。相続財産による弁済後に残った債務は相続人が相続するが、責任を負わず、債権者は相続人の財産に強制執行することができない。

「他の優先して弁済を受ける市の債権」とは、例えば、市が債務者に対して貸付金債権を有している場合、市が他にも法令上、貸付金債権に優先して弁済される市民税債権などを有していることをいう。

「（他の優先して弁済を受ける）市以外の者の権利」とは、例えば、市が債務者に対して貸付金債権を有している場合、先取特権により市の貸付金債権に優先して弁済される給料未払い債権などがあることをいう。

(4) 破産等の場合の債権放棄（第4号）

「責任を免れた」とは、市が強制執行等の法的手続により、債務者に対し給付（弁済）を求めることができないという意味である。債務者が破産等による免責を受けた場合は、債務者から強制的に取り立てることはできないのであるが、債権自体は消滅していないと解釈されているので（自然債務）、回収不可能な債権として、債権放棄の事由としたものである。

(5) 強制執行終了後の債権放棄（第5号）

「強制執行等の手続」とは、裁判所の力を借りて、強制的に債権の内容を実現する手続をいう。「債権の申出等の措置」については、債務者の財産に強制執行があった場合には配当の要求（民事執行法第51条等）を、債務者の財産に担保権の実行としての競売等があった場合には配当の要求（民事執行法第188条等）を行うことをいう。

「債務者が無資力又はこれに近い状態」のうち、「債務者が無資力」とは、①資産がない（資産があっても無価値）、かつ、②収入が生計や事業を維持するに足りないことをいう。「（債務者が無資力に）近い状態」とは、債務を弁済すると生活や事業を維持できないなど、上記「無資力」に準ずる状態をいう。

「弁済することができる見込みがない」については、「債務者が無資力又はこれに近い状態」のまま、その状況に変化がない場合（就職、転職、相続、贈与など債務者の資力が増加する要因がない。）は、弁済することができる見込みがないと判断するものである。

(6) 徴収停止後の債権放棄（第6号）

「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、債権管理規則第5条で「1年を下回らない期間」と定めている。

「債務者が無資力又はこれに近い状態」のうち、「債務者が無資力」とは、①資産がない（資産があっても無価値）、かつ、②収入が生計や事業を維持するに足りないことをいう。

「弁済することができる見込みがない」については、「債務者が無資力又はこれに近い状態」のまま、その状況に変化がない場合（就職、転職、相続、贈与など債務者の資力が増加する要因がない。）は、弁済することができる見込みがないと判断するものである。

徴収停止後、1年以上の期間が経過しても、なお、債務者の状況が変わらない場合は、債権を回収できる見込みがないと考えられるため、債権放棄することができることとしたものである。

徴収停止を行う時点で、債務者の状況調査を行っており、その後の状況に変化がないかどうかを確認すればよい。

3 債権放棄の実績

(1) 条例制定後の実績

条例制定後に放棄した債権の合計額は1億2372万6054円で、年度別の実績は、【図表3-6】のとおりである。初年度である平成21年が3305件、5946万5246円と突出して多く、その後、平成22年度から平成24年度にかけても1000万円を超える債権が放棄された。平成25年度以降は、件数及び金額ともに

規模が縮小し、平成30年度に放棄された債権は234件、284万7382円である。

【図表3-6】年度別債権放棄実績一覧 (円)

年度	全体		件数	金額	所管課名									
	債権	所管			料金課	簡易水道課	子ども家庭課	保育課	保健給食課	医療保険年金課				
平成21年度	11	6	3,305	59,465,246	料金課	簡易水道課	子ども家庭課	保育課	保健給食課	医療保険年金課				
平成22年度	7	6	663	13,181,812	料金課	地域水道課	子ども家庭課	保健給食課	次世代育成課	医療保険年金課				
平成23年度	9	7	652	21,442,289	料金課	地域水道課	子ども家庭課	保健給食課	廃棄物対策課	健康増進課	建築住宅課			
平成24年度	11	9	424	10,861,499	料金課	地域水道課	子ども家庭課	保育課	学校教育課(教育政策課)	保健給食課	障がい福祉課	医療保険年金課	建築住宅課	
平成25年度	4	4	204	3,371,299	料金課	地域水道課	保健給食課	障がい福祉課						
平成26年度	8	8	195	5,814,392	料金課	地域水道課	次世代育成課	保健給食課	地域福祉課	市民課	国保年金課	建築住宅課		
平成27年度	4	4	158	3,290,114	料金課	保育課	保健給食課	生活福祉課						
平成28年度	6	5	61	1,155,487	料金課	水道維持課	保育課	保健給食課	障がい福祉課					
平成29年度	5	5	138	2,296,534	料金課	次世代育成課	保育課	定住促進課	市民課					
平成30年度	3	3	234	2,847,382	料金課	保健給食課	市民課							

*網かけした所管課名は、放棄当時の所管課名である。

(2) 年度毎の実績

【図表3-6】に記載した債権放棄の実績について、債権名、放棄当時の所管課名、件数、放棄額、放棄した事由及び放棄の日を年度毎にもう少し詳細にすると、【図表3-7-1】から【図表3-7-10】のとおりである。

なお、放棄した事由のうち、生活困窮は条例第15条第1項第1号、時効消滅は同項第2号、破産等は同項第4号、強制執行は同項第5号、徴収停止は同項第6号に基づく放棄である。

ア 平成21年度実績

平成21年度に報告された債権放棄の総数は3305件、総額は5946万5246円である。最も多い放棄事由は消滅時効で、消滅時効を理由とする放棄件数は3276件、放棄額は5610万9104円と突出している。

中でも上水道料金の消滅時効を放棄事由とする放棄額は4749万1480円であり、1件当たりの平均額は1万5725円であった。平成19年度豊田市包括外部監査結果報告書で指摘されているように、簿外管理していた上水道料金債権を放棄したことが影響している。

【図表3-7-1】平成21年度 債権放棄実績 (市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	3,020	47,491,480	消滅時効	H21.12.24
		23	1,516,575	破産等	H21.12.24
開閉栓・督促手数料(旧藤岡町)		7	1,300	消滅時効	H21.12.25
簡易水道料金	簡易水道課	35	610,752	消滅時効	H22.1.15
物品供給契約解除に伴う違約金		1	66,528	生活困窮	H22.1.15
美しい水源の森づくり事業負担金(旧足助町)		8	1,285	消滅時効	H22.1.15
開閉栓・督促手数料(旧旭町、足助町)		8	9,650	消滅時効	H22.1.15
計		3,102	49,697,570		
児童手当返納金	子ども	1	145,000	徴収停止	H22.1.15
遺児手当返納金	家庭課	1	30,000	徴収停止	H22.1.15
こども園給食材料費	保育課	21	61,279	消滅時効	H22.1.15
学校給食費	保健給食課	177	7,933,358	消滅時効	H22.1.20
計		200	8,169,637		
一般被保険者返還金	医療保険年金課	3	1,598,039	破産等	H22.1.12
計		3	1,598,039		
合計		3,305	59,465,246		

イ 平成22年度実績

平成22年度に報告された債権放棄の総数は663件、総額は1318万1812円である。1件当たりの平均額は1万9882円であった。

上水道料金の放棄は、簡易水道料金を含めても517件、913万9715円まで減少した。これら上水道料金の1件当たりの平均額は1万7678円である。

最も多い放棄事由はやはり消滅時効で、消滅時効を理由とする放棄件数は571件、放棄額は1091万7187円であった。1件当たりの平均額は1万9119円である。

【図表3-7-2】平成22年度 債権放棄実績 (市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	1	9,847	生活困窮	H22. 11. 17
		410	6,788,031	時効消滅	
		13	1,328,756	破産等	
		37	397,995	徴収停止	
		21	229,057	時効消滅	H23. 1. 12
		6	77,764	破産等	
		25	230,210	徴収停止	
簡易水道料金	地域水道課	4	78,055	時効消滅	H23. 1. 12
計		517	9,139,715		
児童手当返納金	子ども	7	145,000	徴収停止	H22. 11. 17
遺児手当返納金	家庭課	2	36,000	徴収停止	
学校給食費	保健給食課	50	1,781,044	時効消滅	H22. 11. 17
放課後児童健全育成費	次世代育成課	86	2,041,000	時効消滅	H23. 1. 12
計		145	4,003,044		
一般被保険者返還金	医療保険年金課	1	39,053	生活困窮	H22. 11. 17
計		1	39,053		
合計		663	13,181,812		

ウ 平成23年度実績

平成23年度に報告された債権放棄の総数は652件、総額は2144万2289円である。1件当たりの平均額は3万2887円であった。行政代執行に係る事務管理費用が3件で379万円余り放棄されたことが、平均額の増加に大きく影響している。

消滅時効を理由とする放棄件数は508件と前年度と比較して少なくないが、放棄額は565万5634円へと減少した。代わって、徴収停止を理由とする放棄件数が134件、放棄額は1535万3031円へと増加した。

【図表 3-7-3】平成23年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	476	4,736,872	時効消滅	H23. 11. 15
		6	215,239	破産等	
		75	737,143	徴収停止	
簡易水道料金	地域水道課	6	30,787	時効消滅	H23. 11. 15
		2	9,294	徴収停止	
計		565	5,729,335		
児童扶養手当返納金	子ども家庭課	3	790,370	徴収停止	H23. 5. 13
		2	699,080	徴収停止	H24. 1. 13
児童手当返納金		20	475,000	徴収停止	H23. 5. 13
		3	95,000	徴収停止	H23. 11. 15
		2	50,000	徴収停止	H24. 1. 13
豊田市遺児手当返納金		1	24,000	徴収停止	H23. 5. 13
		1	27,000	徴収停止	H24. 1. 13
学校給食費	保健給食課	26	887,980	時効消滅	H23. 5. 13
		4	218,380	強制執行	H23. 5. 13
計		62	3,266,810		
行政代執行に係る事務管理費用	廃棄物対策課	3	3,792,392	徴収停止	H23. 11. 15
特定健康診査費用返還金	健康増進課	1	10,584	徴収停止	H24. 1. 13
計		4	3,802,976		
市営住宅使用料	建築住宅課	21	8,643,168	徴収停止	H23. 5. 13
合計		652	21,442,289		

エ 平成24年度実績

平成24年度に報告された債権放棄の総数は424件、総額は1086万1499円である。1件当たりの平均額は2万5617円であった。市営住宅使用料が1件で278万円余り放棄されたことが、平均額の増加に大きく影響している。

消滅時効を理由とする放棄は57件、128万1683円へと大幅に減少した。代わって、徴収停止を理由とする放棄件数は356件と件数は多いが、放棄額は500万円弱へと減少した。

【図表 3-7-4】平成24年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	35	889,815	時効消滅	H24. 11. 16
		5	274,153	破産等	
		196	1,926,526	徴収停止	
		3	30,148	時効消滅	H25. 1. 18
		2	67,515	破産等	
		104	1,116,031	徴収停止	
簡易水道料金	地域水道課	1	85,126	徴収停止	H24. 11. 16
		2	106,981	徴収停止	H25. 1. 18
計		348	4,496,295		
児童手当返納金	子ども家庭課	15	425,000	徴収停止	H24. 11. 16
保育園・幼稚園給食費収入	保育課	2	29,560	時効消滅	H24. 11. 16
貸付奨学金	学校教育課	1	800,000	破産等	H24. 11. 16
学校給食費	保健給食課	17	332,160	時効消滅	H24. 5. 17
計		35	1,586,720		
心身障がい者扶助料返還金	障がい福祉課	8	835,236	徴収停止	H24. 5. 17
一般被保険者返還金	医療保険年金課	30	497,873	徴収停止	H24. 11. 16
計		38	1,333,109		
市営住宅使用料	建築住宅課	1	2,787,900	強制執行	H25. 1. 18
市営住宅使用損害金		1	186,130	強制執行	
市営住宅家財処分費・修繕料		1	471,345	強制執行	
計		3	3,445,375		
合計		424	10,861,499		

オ 平成25年度実績

平成25年度に報告された債権放棄の総数は204件、総額は337万1299円まで減少した。1件当たりの平均額は1万6526円であった。上水道料金はその多くを占めているものの合計で300万円を下り、この年度まで一貫して減少す

る傾向を示した。そのうち消滅時効を放棄事由とするものも62万円余りまで減少した。

【図表3-7-5】平成25年度 債権放棄実績 (市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	20	451,970	消滅時効	H25. 5. 20
		2	176,988	破産等	
		90	714,533	徴収停止	
		17	175,779	消滅時効	H26. 1. 31
		4	585,804	破産等	
		63	698,837	徴収停止	
簡易水道料金	地域水道課	1	8,718	徴収停止	H25. 5. 20
計		197	2,812,629		
学校給食費	保健給食課	3	88,920	消滅時効	H25. 5. 20
		1	33,750	消滅時効	H26. 1. 31
計		4	122,670		
心身障がい者扶助料返還金	障がい福祉課	3	436,000	徴収停止	H26. 1. 31
計		3	436,000		
合計		204	3,371,299		

カ 平成26年度実績

平成26年度に報告された債権放棄の総数は195件、総額は581万4392円である。1件当たりの平均額は2万9817円であった。上水道料金は365万4176円と増加した。うち、241万5894円は簿外管理していた上水道料金であり、この年度をもって簿外管理分は全て放棄し、不納欠損処理を終えた。平均額を押し上げたのは市営住宅等使用料であり、中でも生活困窮を放棄事由とするものは1件で106万円余りであった。

【図表 3-7-6】平成26年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	21	1,693,041	消滅時効	H26.5.23
		50	549,362	消滅時効	H26.11.14
		48	1,032,724	徴収停止	
		45	379,049	消滅時効	H27.1.23
簡易水道料金	地域水道課	2	25,715	消滅時効	H26.5.23
		5	101,462	消滅時効	H27.1.23
計		171	3,781,353		
放課後児童健全育成費	次世代育成課	1	84,500	破産等	H26.11.14
学校給食費	保健給食課	3	57,880	消滅時効	H26.11.14
計		4	142,380		
敬老金返還分	地域福祉課	1	5,000	徴収停止	H26.11.14
臨時運行許可番号標 実費弁償金	市民課	1	1,260	徴収停止	H27.1.23
一般被保険者返還金	国保年金課	1	68,350	生活困窮	H27.1.23
		14	230,609	徴収停止	
計		17	305,219		
市営住宅等使用料	建築住宅課	1	1,062,320	生活困窮	H26.11.14
		1	337,520	破産等	
		1	185,600	徴収停止	
計		3	1,585,440		
合計		195	5,814,392		

キ 平成27年度実績

平成27年度に報告された債権放棄の総数は158件、総額は329万0114円である。1件当たりの平均額は2万823円であった。上水道料金は174万円余りまで減少した。平均額を押し上げたのは破産等を放棄事由とする生活保護費返還金であり、1件で133万円余りであった。

【図表 3-7-7】平成 27 年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
上水道料金	料金課	72	877,355	消滅時効	H27. 5. 22
		71	863,559	消滅時効	H27. 11. 13
計		143	1,740,914		
保育園・幼稚園給食費	保育課	1	6,090	消滅時効	H27. 5. 22
		12	200,910	消滅時効	H27. 11. 13
学校給食費	保健給食課	1	5,670	消滅時効	H27. 11. 13
計		14	212,670		
生活保護費返還金	生活福祉課	1	1,336,530	破産等	H27. 11. 13
計		1	1,336,530		
合計		158	3,290,114		

ク 平成 28 年度実績

平成 28 年度に報告された債権放棄の総数は 61 件、総額は 1 1 5 万 5 4 8 7 円である。1 件当たりの平均額は 1 万 8 9 4 2 円であった。上水道料金と簡易水道料金の合計は 1 0 0 万円を下回った。

【図表 3-7-8】平成 28 年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額(円)	放棄事由	放棄日
水道管破損修繕費	水道維持課	1	6,510	消滅時効	H28. 5. 20
上水道料金	料金課	21	562,761	消滅時効	H28. 5. 20
		32	382,097	消滅時効	H28. 11. 11
簡易水道料金		1	1,659	消滅時効	H28. 11. 11
計		55	953,027		
保育園・幼稚園給食費	保育課	3	85,570	消滅時効	H28. 11. 11
学校給食費	保健給食課	2	114,390	生活困窮	H28. 11. 11
計		5	199,960		
心身障がい者扶助料返還金	障がい福祉課	1	2,500	徴収停止	H28. 11. 11
計		1	2,500		
合計		61	1,155,487		

ケ 平成29年度実績

平成29年度に報告された債権放棄の総数は138件、総額は229万6534円である。最も多い放棄事由は消滅時効で、消滅時効を理由とする放棄件数は125件、放棄額は201万9544円である。

【図表3-7-9】平成29年度 債権放棄実績 (市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額	放棄事由	放棄日
臨時運行許可番号標実費弁償金	市民課	2	2520	徴収停止	H29.5.18
計		2	2520		
上水道料金	料金課	30	422,728	消滅時効	H29.5.18
		45	407,936	消滅時効	H29.11.10
計		75	830,664		
放課後児童健全育成費		48	1,181,500	消滅時効	H29.5.18
保育園・幼稚園給食費		2	7,380	消滅時効	H29.11.10
計		50	1,188,880		
市営住宅等使用料	定住促進課	1	248,500	徴収停止	H29.5.18
		10	25,970	徴収停止	H29.11.10
計		11	274,470		
合計		138	2,296,534		

コ 平成30年度実績

平成30年度に報告された債権放棄の総数は234件、総額は284万7382円であった。最も多い放棄事由は消滅時効で、消滅時効を理由とする放棄件数は167件、放棄額は140万2116円である。

【図表 3-7-10】平成30年度 債権放棄実績

(市提供)

債権名	所管課	件数	放棄額	放棄事由	放棄日
臨時運行許可番号標実費弁償金	市民課	1	1,260	徴収停止	H30.11.12
計		1	1,260		
上水道料金	料金課	59	478,422	消滅時効	H30.5.18
		14	476,629	破産等	H30.5.18
		5	343,040	強制執行	H30.5.18
		105	806,610	消滅時効	H30.11.12
		3	281,517	破産等	H30.11.12
		44	342,820	徴収停止	H30.11.12
計		230	2,729,038		
学校給食費	保健給食課	1	89,274	消滅時効	H30.5.18
		2	27,810	消滅時効	H30.11.12
計		3	117,084		
合計		234	2,847,382		

(3) 未収債権残高の推移と現状

平成30年度末現在、現に存在する未収債権の、各年度末残高の推移は、【図表3-8】のとおりである。年度末の未収債権の総合計は、10年間で約92億9720万円から33億8192万円余りまで減額し、税を除く未収債権は約18億2345万円から14億194円へと減少した。平成21年度当時、簿外で管理されていた上水道料金と簡易水道料金の約3000万円ほどの私債権も解消され、正常な状態に戻っていた。

【図表3-8】未収債権の推移（円）

（市提供）

通稱	債権名	債権の区分	開始 期間	所属部	所属課	H23実績 未収債権額	H23実績 未収債権額	H24実績 未収債権額	H25実績 未収債権額	H26実績 未収債権額	H27実績 未収債権額	H28実績 未収債権額	H29実績 未収債権額	H30実績 未収債権額	
1	市税（国税徴収を除く。）	市税	5年	市民部	債権管理課	4,106,913,168	3,637,888,567	3,244,281,669	2,744,578,804	2,303,169,402	1,911,235,706	1,540,489,390	1,259,750,039	1,074,904,263	954,163,420
2	国民健康保険税	市税	5年	市民部	債権管理課	3,366,995,729	3,177,802,516	2,984,217,728	2,714,873,655	2,379,472,284	2,092,265,921	1,807,385,921	1,549,413,887	1,274,542,516	1,044,696,372
	税 合計					7,473,908,897	6,815,691,083	6,228,499,397	5,459,452,459	4,682,641,686	3,347,875,311	2,809,163,926	2,349,446,779	1,998,859,792	
3	土地貸付料・借入金返還金	その他（私）	10年	総務部	財産管理課	0	226,336	264,058	0	3,470,152	3,812,049	9,685,379	11,176,556	2,665,624	2,638,624
4	代議料費用（繰上・建物）	その他（私）	10年	総務部	財産管理課	0	0	0	0	0	27,097,200	27,097,200	129,205,908	129,205,908	132,000
5	借入金返還金（アエズン管理費）	その他（私）	10年	総務部	財産管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116,352
6	土地貸付料（上郷町御名残土地）	その他（私）	10年	総務部	財産管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	臨時運行許可費等補償費弁償金	その他（私）	10年	市民部	市民課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	一般保険償還金	その他（公）	5年	市民部	国民年金課	6,219,125	6,631,629	7,404,785	6,208,708	5,427,953	5,863,177	5,972,259	4,463,303	5,794,179	8,859,312
9	遺族保険償還金	その他（公）	5年	市民部	国民年金課	19,390	67,648	354,489	175,741	97,482	29,834	30,821	29,834	29,834	8,582
10	給付費過払返還金	その他（公）	5年	市民部	国民年金課	0	0	0	10,775,096	0	0	0	0	0	0
11	産業廃棄物手戻正処理に係る行政代執行費用	公課	5年	環境部	産業廃棄物課	1,208,714,914	1,208,714,914	727,517,375	725,741,189	725,741,189	725,741,189	725,741,189	725,741,189	725,741,189	725,741,189
12	行政代執行に係る事務管理費用	その他（私）	10年	環境部	産業廃棄物課	43,185,513	39,393,121	42,328,442	42,328,442	42,328,442	42,328,442	42,328,442	42,328,442	42,328,442	42,328,442
13	資産売却収入の取立	その他（私）	10年	環境部	ごみ処理課	8,377,095	7,627,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095	6,427,095
14	一般廃棄物の取立及び処理に係る費用	その他（私）	10年	環境部	ごみ処理課	762,963	642,963	498,963	498,963	1,979,297	1,619,297	0	0	0	0
15	スラッシュ売却収入	その他（私）	10年	環境部	清掃施設課	0	2,470	0	0	0	0	0	0	0	0
16	資産売却収入	その他（私）	10年	環境部	清掃施設課	0	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0
17	一般廃棄物処理手数料	その他（公）	5年	環境部	清掃施設課	1,254,880	1,254,880	0	0	0	0	0	0	0	0
18	市民財産等使用料（道路等占用料）	その他（公）	5年	建設部	土木管理課	9,716,064	7,610,485	5,698,352	4,377,158	3,258,962	1,971,902	1,525,318	982,188	606,985	874,151
19	一般廃棄物の取立及び処理に係る費用	公課	5年	建設部	土木管理課	80,000	80,000	50,000	14,000	463,165	393,165	273,165	0	0	0
20	臨時執行費用（建物）	その他（私）	10年	建設部	道路課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,865,211
21	土地貸付料	その他（私）	10年	建設部	河川課	0	58,024	0	0	0	0	0	0	0	0
22	行政財産目的外使用料	その他（公）	5年	建設部	河川課	0	701,219	840,000	360,000	0	0	0	0	0	0
23	道路清掃代執行費用	公課	5年	建設部	道路維持課	0	0	0	0	0	207,057	207,057	0	0	0
24	作業住宅等使用料	その他（私）	5年	都市整備部	定住促進課	53,297,128	56,996,058	56,376,000	53,713,826	46,945,085	38,787,234	31,957,435	29,204,604	27,753,821	20,520,453
25	作業住宅等使用料（修繕料）	その他（私）	10年	都市整備部	定住促進課	544,390	544,390	544,390	240,000	240,000	544,390	544,390	648,000	902,224	723,108
26	作業住宅等使用料	その他（私）	10年	都市整備部	定住促進課	358,780	358,780	358,780	2,067,980	2,838,630	2,833,430	2,852,830	2,040,708	1,549,026	533,700
27	作業住宅等使用料	その他（私）	10年	都市整備部	定住促進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,100
28	都市土地区画整理事業清算金	公課	5年	都市整備部	区画整理課	0	0	0	820,064	0	0	0	0	0	0
29	区画整理事業清算金	その他（私）	2年	子ども部	次世代育成課	7,760,000	5,665,500	4,662,000	3,377,000	3,505,000	3,784,000	3,597,500	3,902,000	2,797,000	1,145,500
30	児童扶養手当返還金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	5,802,980	7,572,260	7,216,480	8,350,780	8,085,520	7,854,220	8,133,760	10,867,790	12,814,370	14,596,910
31	児童扶養手当返還金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	365,000	382,000	334,000	410,500	332,500	318,000	187,000	287,000	680,000	903,000
32	母子・父子・高齢者支援手当返還金（児童手当返還金）	その他（公）	10年	子ども部	子ども課	19,089,861	17,762,563	15,504,340	12,466,193	11,484,939	10,187,909	7,856,999	7,269,363	6,588,077	6,153,658
33	児童手当返還金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	1,610,000	1,940,000	1,465,000	1,335,000	2,090,000	2,405,000	4,075,000	4,240,000	3,520,000	1,526,000
34	子ども手当返還金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	0	130,000	1,422,000	2,351,000	2,594,000	1,991,000	2,360,000	1,951,000	671,000	494,000
35	子育て支援短期利用事業個人負担金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	42,000	38,500	38,500	67,100	92,200	13,800	27,500	27,500	9,900	7,700
36	母子家庭等日常生活支援利用費負担金	その他（公）	5年	子ども部	子ども課	0	900	0	0	0	0	0	0	0	900
37	市立こども園保育料	公課	5年	子ども部	保育課	0	0	0	0	0	1,113,000	2,393,360	3,099,760	4,836,900	
38	市立こども園運営費負担金	公課	5年	子ども部	保育課	14,837,424	14,329,524	10,210,262	8,314,624	5,949,059	3,975,559	2,436,300	1,054,840	355,840	100,000
39	市立こども園運営費負担金	公課	5年	子ども部	保育課	11,690,400	10,004,900	8,240,300	7,676,466	6,546,966	6,193,100	5,566,500	3,824,400	3,567,000	2,932,000
40	市立こども園施設的使用料	その他（公）	5年	子ども部	保育課	1,478,457	1,359,400	1,343,800	1,077,100	767,200	523,000	464,000	488,700	536,400	665,300
41	私立こども園施設的使用料	その他（公）	5年	子ども部	保育課	1,758,800	1,145,600	805,500	762,400	582,100	211,300	464,500	359,300	183,100	167,700
42	へき地こども園児童教育料	その他（公）	5年	子ども部	保育課	0	9,000	0	0	0	9,500	8,000	12,600	179,000	
43	こども園保育料（旧幼保園）	その他（私）	5年	子ども部	保育課	1,470,800	1,177,400	865,900	759,500	582,000	370,500	116,300	55,500	58,500	90,500
44	保育園・幼稚園給費	その他（私）	2年	子ども部	保育課	261,705	515,440	359,130	325,350	305,820	298,660	102,820	44,130	55,440	87,990
45	休日保育保育料	その他（公）	5年	子ども部	保育課	0	4,500	0	0	0	0	0	0	0	0

通称	債権名	債権の区分	開始 期間	所属部	所属課	H21実績 未収債権額	H22実績 未収債権額	H23実績 未収債権額	H24実績 未収債権額	H25実績 未収債権額	H26実績 未収債権額	H27実績 未収債権額	H28実績 未収債権額	H29実績 未収債権額	H30実績 未収債権額	
46	委託契約解除にまつく返付金	その他(私)	5年	子七部	係員課	0	0	0	0	0	0	0	0	1,210,137	1,210,137	
47	中山間地域定住者再生事業補助金返還金	その他(公)	5年	地域振興部	地域支援課	0	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	797,000	789,000	777,000	1,767,000	
48	放置車両レッカ一移動費用使用専負借金	その他(私)	10年	地域振興部	地域支援課	0	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	0	0
49	豊田市地域情報館整備工事負担金	その他(公)	5年	地域振興部	定助支所	33,600	204,210	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
50	放置車両レッカ一移動費用使用専負借金	その他(私)	10年	生涯生活部	スポーツ課	0	0	0	0	0	22,680	22,680	22,680	22,680	0	0
51	中央公園施設使用料	その他(公)	5年	生涯生活部	スポーツ課	116,239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	豊田市福祉センター使用料	その他(公)	5年	福祉部	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62,832
53	生涯管理特別短期借入金事業利用負担金	その他(公)	5年	福祉部	福祉総合課	0	0	0	25,800	12,080	222,520	758,520	592,440	631,680	401,200	
54	在宅老人緊急対応費用負担金	その他(公)	5年	福祉部	福祉総合課	0	918,122	1,470,443	1,564,923	1,443,827	1,418,827	1,418,827	1,499,189	1,472,189	1,319,100	
55	成人福祉施設利用負担金	その他(公)	5年	福祉部	福祉総合課	0	34,400	13,400	0	0	0	81,100	0	132,951	44,935	
56	成年後見制度利用補助費返還金	その他(私)	10年	福祉部	福祉総合課	0	0	0	0	0	0	600	0	0	21,730	
57	生涯保護法第63条返還金	公課	5年	福祉部	生涯福祉課	50,841,111	58,895,844	101,603,887	139,254,449	157,492,826	160,270,990	158,740,330	147,057,306	60,966,232	63,017,566	
58	生涯保護法第78条徴収金	その他(公)	5年	福祉部	生涯福祉課	0	0	1,341,736	759,000	198,000	223,000	200,000	18,000	108,466,511	109,596,215	
59	心身障がい者施設利用負担金	その他(公)	5年	福祉部	障がい福祉課	0	0	189,310	169,310	121,880	144,340	121,880	80,000	165,000	90,000	
60	特別障がい者手当返還金	その他(公)	5年	福祉部	障がい福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
61	在宅介護障がい者手当返還金	その他(公)	5年	福祉部	障がい福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
62	障がい者施設利用負担金	その他(公)	2年	福祉部	障がい福祉課	17,522	6,037	9,250	13,500	14,500	9,000	0	0	0	0	
63	障がい者施設利用負担金	その他(公)	5年	福祉部	障がい福祉課	11,014	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
64	障がい者施設利用負担金	その他(私)	5年	福祉部	障がい福祉課	19,205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
65	こども発達センター一部収入	その他(私)	3年	福祉部	障がい福祉課	1,650	0	0	17,220	0	0	0	0	0	0	
66	高齢者世帯付住宅生活援助員派遣等個人負担金	その他(私)	5年	福祉部	高齢福祉課	112,300	62,300	40,200	0	0	0	0	0	33,600	0	
67	高齢者世帯付住宅生活援助員派遣等個人負担金	その他(私)	5年	福祉部	高齢福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
68	高齢者配食サービス個人負担金	その他(私)	2年	福祉部	高齢福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
69	障害生活援助事業利用手数料	その他(公)	5年	福祉部	高齢福祉課	0	5,790	0	0	0	0	0	0	0	0	
70	地域包括支援センター運営事業委託費	その他(私)	10年	福祉部	高齢福祉課	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	
71	豊田市敬老会会費返還分	その他(私)	10年	福祉部	高齢福祉課	0	0	0	5,000	5,000	0	0	0	0	0	
72	介護保険料(普通徴収分)	公課	2年	福祉部	介護保険課	70,942,343	64,423,549	60,387,263	63,320,500	69,252,318	70,347,876	71,238,815	59,374,116	47,535,936	35,200,719	
73	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	公課	2年	福祉部	介護保険課	30,400,125	25,815,777	22,983,004	23,102,985	27,293,585	29,027,590	27,397,786	16,154,766	14,573,447	9,835,444	
74	後期高齢者医療保険料(介護サービス事業者負担金)	その他(公)	10年	福祉部	介護保険課	60,162,629	114,932,028	111,598,028	108,564,028	105,880,028	102,698,510	98,527,108	81,900,546	39,121,565		
75	福祉医療返還金	その他(公)	5年	福祉部	福祉医療課	0	0	4,864,132	4,179,904	3,062,326	3,795,422	3,691,224	3,213,662	5,858,324		
76	老人保健返還金	その他(公)	5年	福祉部	福祉医療課	0	0	42,054,068	26,211,364	25,455,364	24,699,364	23,943,364	21,187,364	10,836	20,431,364	
77	特定高齢者医療費負担金	その他(私)	5年	福祉部	福祉医療課	0	42,208	40,990	42,460	42,460	43,603	10,836	0	0	0	
78	がん検診費用負担金	その他(公)	5年	保健部	がん検診課	0	41,569	41,569	41,569	41,569	44,873	0	0	0	0	
79	歯科検診費用負担金	その他(公)	5年	保健部	がん検診課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
80	土地改良事業分借金	公課	5年	産業部	農地整備課	0	0	0	214,100	0	0	0	0	0	0	
81	大田自動車免許取得費用負担金	その他(私)	10年	消防本部	(消)総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250,000	
82	上水道料金	その他(私)	2年	上下水道部	料金課	88,970,244	89,541,476	84,752,980	85,989,540	87,862,028	88,565,707	87,888,548	87,842,394	97,666,925	85,697,149	
83	上水道料金(海外管理分)	その他(私)	2年	上下水道部	料金課	13,814,310	6,479,171	4,201,590	4,201,590	2,415,894	2,415,894	0	0	0	0	
84	下水道使用料	その他(私)	5年	上下水道部	料金課	49,462,451	50,570,974	48,156,704	48,719,655	53,701,144	48,134,706	47,998,024	47,064,913	47,816,408	39,155,902	
85	簡易水道料金(上水に統合)	その他(私)	2年	上下水道部	料金課	11,705,181	8,468,212	2,493,340	2,896,515	3,137,379	4,877,951	4,253,922	6,516,413	0	0	
86	簡易水道料金(上水に統合)(海外管理分)	その他(私)	2年	上下水道部	料金課	4,464,802	4,312,814	0	25,715	25,715	25,715	0	0	0	0	
87	下水道事業費負担金	公課	5年	上下水道部	下水道課	20,692,980	17,946,530	16,622,330	15,505,850	13,301,770	9,255,930	6,334,540	5,422,990	4,973,247	3,417,260	
88	貸付戻り金	その他(私)	10年	教育行政府	教育費課	12,885,000	11,638,200	10,751,000	9,040,000	7,359,000	6,425,000	5,451,000	4,898,000	4,533,000	4,408,000	
89	学校給食費	その他(私)	2年	学校教育部	保健給食課	7,833,243	5,971,029	4,399,575	3,282,829	3,402,935	3,282,829	3,760,709	3,238,136	2,825,099	2,748,329	
90	小学校児童学校児童福祉課費用負担金	その他(私)	10年	学校教育部	保健給食課	2,300	2,300	2,760	2,300	1,840	1,840	0	460	0	0	
91	徴収戻り金(特別所得税負担金)	その他(公)	5年	会計管理課	会計課	0	0	0	26,546	0	0	0	0	0	0	
税以外 合計						1,823,437,063	1,809,149,047	1,376,646,192	1,459,921,387	1,449,004,617	1,426,369,107	1,437,063,702	1,389,024,444	1,472,424,374	1,392,828,231	
総合計(税+税以外)						9,297,345,960	8,624,840,130	7,605,145,689	6,919,373,846	6,131,646,303	5,429,874,734	4,784,939,013	4,198,188,370	3,821,871,153	3,391,688,023	

4 消滅時効について

債権放棄の実績には、消滅時効経過によるもの（条例第15条第1項第2号）が多く見られたことから、ここでは消滅時効について取り上げる。

(1) 消滅時効制度の趣旨・概要

まず、消滅時効は、権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に、この状態が真実の権利関係に合致するものかどうかを問わずに、その事実状態をそのまま尊重してこれに法律効果を与え、不行使に係る権利の消滅の効果を生じさせる制度である。その効力は、起算日に遡る（民法第144条）。消滅時効は権利を行使することができる時から進行する（同法第166条第1項）。「権利を行使することができる時」とは、期限の定めがある債権の場合にはその期限到来の時、期限の定めがない債権の場合には債権成立の時である。

(2) 地方公共団体の場合

他の法律に定めがあるものを除き、時効期間は5年間である（地方自治法第236条第1項）。「他の法律に定めがあるもの」とは、私債権については、民法第167条第1項（10年。ただし、平成29年の改正後は民法第166条、第167条）、商法第522条（5年。ただし、平成29年の法改正により削除）等がある。公債権については、地方税法第18条第1項（5年）、同法第18条の3第1項（5年）、国民健康保険法第110条第1項（2年）等がある。

また、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用は不要である（地方自治法第236条第2項）。時効の援用は、時効の利益を受ける者が時効の利益を受けようとする観念の表示である。「法律に特別の定めがある場合」には、私債権について、民法第145条（援用を要する）がある。公債権については、地方税法第18条第2項（援用を要しない）等がある。

時効の中断については、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定が準用される。そして、民法に定められた時効中断事由は、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分及び③承認である（民法第147条、ただし、法改正あり）。

したがって、時効の管理に当たっては、まず当該債権が公債権か私債権かを判断することが重要である。さらに公債権である場合には発生根拠となる法律に特別の定めがあるか否かを確認しなければならない。私債権の場合には民法及び商法（ただし、平成29年の法改正により削除）により対応することとなる。

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

※平成29年改正前

第4 結果

1 時効起算日の管理について【指摘】

- (1) 債権放棄に当たっては、主管課から債権管理本部に対して「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」を提出して検討依頼がなされる。このうち条例第15条第1項第2号（消滅時効期間の経過）を理由とする場合に添えるべき資料について、事務要領は「時効の起算日や期間、中断、停止の期間が確認できる書類」を定める。ところが、手引においては、「特になし」と記載されている（手引（下）227頁）。両者の整合を図るべきである。
- (2) 「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」は、債権管理本部が債権放棄の適否を判断するための文書であるから、その判断のために必要な情報が記載されていなければ有用ではない。消滅時効についていえば、通常、起算日、時効期間、時効完成日及び中断・停止の有無を把握する必要がある。「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の様式に「当初納期限」、「時効満了日」及び「滞納者との主な交渉経過等」欄が設けられているのは、その趣旨であると解される（なお、時効期間は「債権放棄事前調査依頼書兼結果報告書」の方で検討されているようである）。他方で、手引においては、「時効期間の満了による債権の放棄で滞納者が複数の場合は、検討調書兼報告書に別紙のとおりと記入して、必要事項を網羅した一覧表を添付する」方法が記載されており、実際に各課に対する照会の結果、その方法を採用している例は多く存在した。この場合にも、上記各事項を記載すべきことは当然である。ところが、後記のとおり「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」別紙一覧表だけでは時効の起算日及びその根拠が明らかでないものがある。

滞納に対しては条例第6条に基づき督促をしなければならず、督促には時効中断の効力があるから、その後に債務の承認等の更なる時効中断事由が発生しない限り、督

督促が債権放棄の適否の判断の要となる時効起算日となるはずである。よって、督促に関する記録は特に重要である。

「その他の債権」の「督促」は、民法第97条第1項に基づき、相手方に到達した時からその効力を生ずると解され、本来であれば督促状が到達した日を記録したいところであるが、全ての債権について追跡可能な方法で発送することは費用の面で現実的でないことは否定できない。そこで、少なくとも督促状を発送した日を記載すべきである。

仮に、督促をしていないとすれば、怠ったといわざるを得ないし、しかるべく督促をしていたとしても、督促状を発送した日の記載がなく債権管理本部において債権放棄の検討資料にできないようでは不適切である。

そして、時効完成の日が督促を起算日としていない場合は、別の時効中断事由が生じたことがうかがわれるが、そうであれば具体的に記載して検討すべきである。

また、督促状発送との記載がありながら時効完成日を当初期限から起算したとしか思えない記録もある。放棄までの間に消滅時効が完成していることに変わりはないとしても、督促状発送により時効が中断していることを見逃して管理するのは不適切である。また、督促状が必ず翌日に到達するとは限らないことも（日本郵便（株）の内国郵便約款第85条には、送達日数を3日以内としている）、考慮すべきである。

なお、強制徴収可能な賦課金に関するものであるが、督促による時効中断後の新たな時効の起算点が争点となった事例において、到達ではなく指定納付期限の経過をもって中断の事由が終了したと判断する裁判例（札幌高裁平成30年9月25日判決）がある。現段階では従来どおり督促の到達を基準とすることに問題はないと考えるが、裁判所の判断によっては改める必要が生じる可能性があることを念頭に置いておく必要がある。

(3) 以下、各課の債権放棄に関する問題点を挙げる。

ア 水道維持課

滞納者との主な交渉経過等に督促の記載がなく、督促がなされたか否か、仮になされたとしていつなされたか、検証できない。時効満了日が当初納期限の月日と同一の月日となっており、督促から起算していない。

イ 次世代育成課

平成29年度より「交渉履歴等」に「督促状送付」の記載があるものの、その日付が記載されていない。「消滅年月日」が消滅時効完成を意味するものだとすると、「納期限」とは月日が異なるので、「納期限」ではない別の日を起算日に行っていることがうかがわれるが、具体的に何が根拠になっているのか、検証できない。

ウ 保育課

「調査状況」欄に具体的年月日とともに「督促状発送」との記載がなされているが、「時効完了日」がこれに対応しておらず、「当初期限」から起算されている。

エ 保健部 総務課

台帳の上では「督促日」欄に「2013/10/31」、メッセージ欄に「平成25年10月31日督促」と記載がされている特定健康診査費用返還金債権について、平成30年11月1日に不納欠損処理がなされているが、その決定書資料の上では「H25.10.30督促」と記載がされており、日付が一致しない記載が見られた。公債権であるため時効の援用を待つまでもなく時効期間の満了により消滅するため、債権放棄の決定も必要ないが、平成30年度の調査票では、誤って私債権とされていた。時効管理に当たって、公債権と私債権では全く異なる規律に服することになるため、誤りや不合理に変遷しないよう注意するべきである。

オ 保健給食課

(ア) 督促状が宛所尋ねなしで返送された旨記載されている債権について、その発送日を時効の起算日としている。督促は到達しなければ効果が発生しないから、到達しなかったことが明らかな場合には督促による時効中断の効果は認められない。

(イ) 督促発送の日を時効の起算日としている。

(ウ) 支払督促を申し立てた債権（学校給食費）について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」記載の「時効満了日」が仮執行宣言の申立日又はその翌日から起算されている。しかし、民法第174条の2第1項は「確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利」と定めており、確定を待つ必要がある。仮執行宣言付き支払督促が確定するのは相手方（債務者）が仮執行宣言付支払督促正本を受領した日から2週間以内に督促異議を申し立てない場合であるから、相手方（債務者）への送達から2週間が経過した日から起算するべきである。なお、実際には条例第15条第1項第1号（生活困窮）により放棄されているため、影響はない。

(エ) 「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。

カ 障がい福祉課

心身障がい者扶助料返還金について、出国後、徴収停止の措置をとり、1年後に再転入がない場合に条例第15条第1項第6号により放棄しているが、資力に関する検討がなされた形跡がない。

キ 高齢福祉課

豊田市敬老金返還分について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。ただし、条例第15条第1項第6号により放棄されているため、影響はない。

ク 生活福祉課

生活保護費返還金が債務者について免責許可決定により債務を免れたことを理由に条例第15条第1項第4号により放棄されているが、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。時効期間満了を理由とする債権放棄ではないため結果に影響はないが、時効の起算日とその根拠となった出来事は交渉経過として記録するべきである。

ケ 市民課

(ア) 臨時運行許可番号標実費弁償費について、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」条例第12条第3号により徴収停止の後、条例第15条第1項第6号により放棄されているが、参考資料である対応の経緯には資力の調査をした形跡がない。この点手引には、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」（第3号）とは、「取立て方法により異なるが、債権金額が訴訟費用（印紙代、切手代）や弁護士費用等に満たない場合（概ね1万円未満）などをいう」とされていることから、1万円未満の同弁償費を徴収停止することは問題ない。しかし、条例第15条第1項第6号により放棄するには「なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められる」ことが必要であるから、条例の上ではこの点の調査をする必要があった。

(イ) 「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「滞納者との主な交渉経過等」を見ても「時効満了日」記載の日付に対応する起算日及び根拠となった出来事が把握できない。

(ウ) 督促状発送の日を基準に時効満了日を記載している。

コ 定住促進課

(ア) 平成26年度と同29年度に債権放棄した市営住宅使用料の一部について、保証人が存在するにもかかわらず、「債権放棄検討調書兼検討結果報告書」の「保証人との主な交渉経過等」は空欄であり、保証人からの回収の可能性が検討されたか否か検証できない。なお、手引には「債務者が債権放棄の要件に該当している場合でも、保証人が支払うことができるときは、当然ながら債権放棄することはできない。債務者に対して債権放棄すると、保証人の保証債務も消滅し、債権回収ができなくなるからである（保証債務の附従性）。」と記載されている。

(イ) 市営住宅使用料について、出国により徴収停止と条例第15条第1項第6号による放棄がなされているが、資力に関する検討がなされた形跡がない。同項第6号は「債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められる」ことが放棄の要件とされており、条例上は資力に関する検討が求められている。

(ウ) 平成29年度に放棄した一部の市営住宅使用料について、時効満了日が当初納期限から起算されており、督促による時効中断が考慮されていない。ただし、結果的には条例第15条第1項第6号による放棄がなされているため影響はない。市によると、時効満了日の記載に誤記があったとのことであるが、正確性を期していただきたい。

2 債権放棄条項の見直し【指摘】

国外出国した債務者について、条例第15条第1項第6号に基づき債権放棄している例が複数ある。しかし、同条項は、「第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該その他の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。」と定めるものであり、債務者の所在を基準にするものではない。

手引においても、「相当の期間」は1年を下回らない期間（債権管理規則第5条）、「債務者が無資力」は①資産がない（資産があっても無価値）かつ②収入が生計や事業を維持するに足りないことを、「これに近い状態」は債務を弁済すると生活や事業を維持できないなど上記「無資力」に準ずる状態を、「弁済することができる見込みがない」は、債務者が「無資力又はこれに近い状態」のまま、その状況に変化がない場合（就職、転職、相続、贈与など債務者の資力が増加する要因がない。）をいうと解釈又は運用している。

国外出国した債務者については、抽象的には出国先に財産が保管してあったり、就労していたりする可能性は十分ある。よって、厳密には国外出国したからといって「無資力又はこれに近い状態」が続いているとは限らないはずである。また、国外の被告に対して民事訴訟を提起することも可能である。したがって、条例第15条第1項第6号に基づき債権放棄することは理由が齟齬しているといわざるを得ない。

とはいえ、費用対効果を考えれば、債務を残して出国後、帰国又は再入国しない債務者に対して訴訟を提起し、回収することは現実的には困難であり、放棄の結論自体はやむを得ない。そうであれば、条例第15条第1項第6号について、必要な改正を検討すべきである。

例えば、出国時の財産状況や生活状況、出国時に再入国の見込みが不明、出国後の経過年数などの基準を設け、条件を満たした場合には放棄することができる旨の規定を設けるべきである。

同様に、債権額が少額であることを理由に条例第12条第3号に基づいて徴収停止した後、相当期間経過後に条例第15条第1項第6号に基づき債権放棄する際にも資力の調査をしないまま、あるいは調査したかどうかの資料を残さないまま債権放棄している例も見受けられた。同項第6号によれば、少額を理由に徴収停止した場合であっても、債権放棄する時点で「なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困

難で、弁済することができる見込みがないと認められる」ことが必要とされており、この点の調査は避けられない条文の作りとなっている。しかし、債権額が余りにも少額な場合は、この点の調査をすることさえ費用対効果という経済性に反することになりかねない。そこで、少額を理由に徴収停止した場合には、相当期間の経過と状況に変化がないことの確認をもって債権放棄をすることができるよう、同項第6号を改正するべきである。

3 行政代執行費用及びこれに関連する事務管理費用について

(非公開) 条例第15条1項第2号は、当該その他の債権(当該その他の債権の時効消滅について、時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる」と規定している。そのため、時効期間満了間近の債権については、時効期間満了を待って放棄するべきか、時効中断の措置をとるべきか、悩ましい場面があるであろうことは否定しない。

行政代執行費用は、強制徴収公債権であって条例第15条の適用場面ではないが、7億2574万1189円が、平成24年から同30年にかけて【図表3-8】未収債権の推移に同じ残高が計上されている。この行政代執行費用について市は、平成19年5月18日に不動産差押えを申立て、平成27年7月24日に差押え解除した。公債権については、時効の援用を待つまでもなく、時効消滅するため、このまま債権回収できなければ7億2574万1189円について市の債権が失われることになる。

4 時効期間満了の私債権について【指摘】

(非公開) 私債権のうち、環境調査費用分について市は、訴訟提起したところ、平成20年6月20日に控訴審判決が確定した。しかし、それ以外の私債権について訴訟提起はされていない。また、いずれの私債権についても、公課と債務者が同じため行政代執行分の公課の強制徴収を優先して行った結果、条例第8条ただし書その他特別な事情があると認める場合に当たるため、同条に基づく強制執行は行っていないとのことであった。

条例第8条は、債務名義がある債権については強制執行を、債務名義のない債権については訴訟手続をとらなければならないと規定し、ただし書によって例外的にこれらの手続をとらなくてよい場合は、徴収停止の措置(条例第12条)又は履行延期をする場合(条例第13条)、その他特別な事情があると認められる場合に限られるとしている。同条例によれば、強制徴収を優先することは例外的に強制執行、訴訟手続をとらなくてよい理由にはなりえない。したがって、公課の強制徴収に関連した調査から債務者が無資力又はこれに近い状況にある等の事実を把握していたことは、条例第8条ただし書の特別な事情を認める場合として記録することが必要であった。

もともと、市にとって損害が認められるかどうかは、債務者に差押え可能な財産が現在に存在するか否かにかかわる問題であり、認定は容易ではないと想定される。

5 時効期間満了の私債権を債権放棄し不納欠損処理すべきこと【意見】

(非公開) しかし、時効期間が満了してしまった以上、訴状貼用印紙を負担して訴訟提起したとしても時効を援用される可能性は非常に高いので、これ以上の債権管理は無意味どころか経費が嵩み、経済性（地方自治法第2条第14項）に反する結果となるので、条例第15条第1項第2号に基づき債権放棄のうえ不納欠損処理をするのが妥当である。

6 時効期間未了の私債権について【意見】

(非公開) 時効期間が満了していない私債権については、条例第8条に基づき訴訟提起や強制執行の手続をとるべきである。

令和2年4月には改正民事執行法が施行され、確定判決と同一の効力を有する支払督促であっても財産開示手続（民事執行法第197条以下）の申立が可能となるほか、裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく出頭せず、又は宣誓を拒んだ者に対しては、懲役6月又は罰金50万円以下の罰金が科せられるなど、実効性の向上が図られるので（改正民事執行法213条第1項第5号）、時効にかからないよう順次手続を踏んでいく必要がある。

7 時効期間未了の公課について【意見】

(非公開) 強制徴収公債権である公課については、条例第14条の免除や同第15条の放棄の規定が適用されないが、公課について時効期間の満了を待つようなことがあれば、放棄や免除と同じ効果（債権の消滅）が生じるため、あえて意見を述べる。当該公課については、平成19年6月に不動産差押えしたのち、同年から平成24年にかけて、公売、競売や任意売却により約1億2000万円を充当した。そして、平成27年7月24日には一部残っていた不動産差押えについて解除した。

極めて高額な債権であること、市民の関心が非常に高いこと、社会的影響が大きいことなどから、当該公課を時効消滅させるべきではなく、差押え解除した不動産を改めて差し押さえるなどして時効を中断し、管理回収を続けるべきである。滞納処分として一般財産に対して差押の着手をなしたが、差し押さえるべき物権がなく執行不能となった場合でも、時効中断の効力を認めた裁判例もある（名古屋地裁昭和42年1月31日判決等）。

なお、自力執行による強制執行が可能である公課については、民事訴訟法に基づく強制執行は認められず（最高裁昭和41年2月23日大法廷判決・民事判例集20巻2号320頁）、給付の訴えを提起する訴えの利益はないと判断される。しかし、他方で、不当利得返還請求等の遮断や時効中断など特別の必要がある場合には給付の訴えも許されるとする見解や、給付の訴えは許されないが、確認訴訟は可能とする見解も存在する（最高裁判所判例解説民事篇昭和41年度64頁、東京地裁昭和39年3月26日判決・下級裁判所民事裁判例集15巻3号639頁、札幌高裁平成30年9月25日判決参照）。したがって、強制徴収公債権であっても民事訴訟（特に確認訴訟）を提起する

ことにより時効の中断を試みるという選択肢も考え得るところである。もっとも、一般論として時効期間が進行しているというのは、回収が難航していることの裏返しである場合も少なくない。訴えの提起には訴額に応じた手数料を要する以上、必ず民事訴訟を提起することが望ましいともいえない。費用対効果を考慮し、債権の一部に限って訴えを提起してその範囲で時効中断を図る方法も検討の余地があると考ええる。

以上